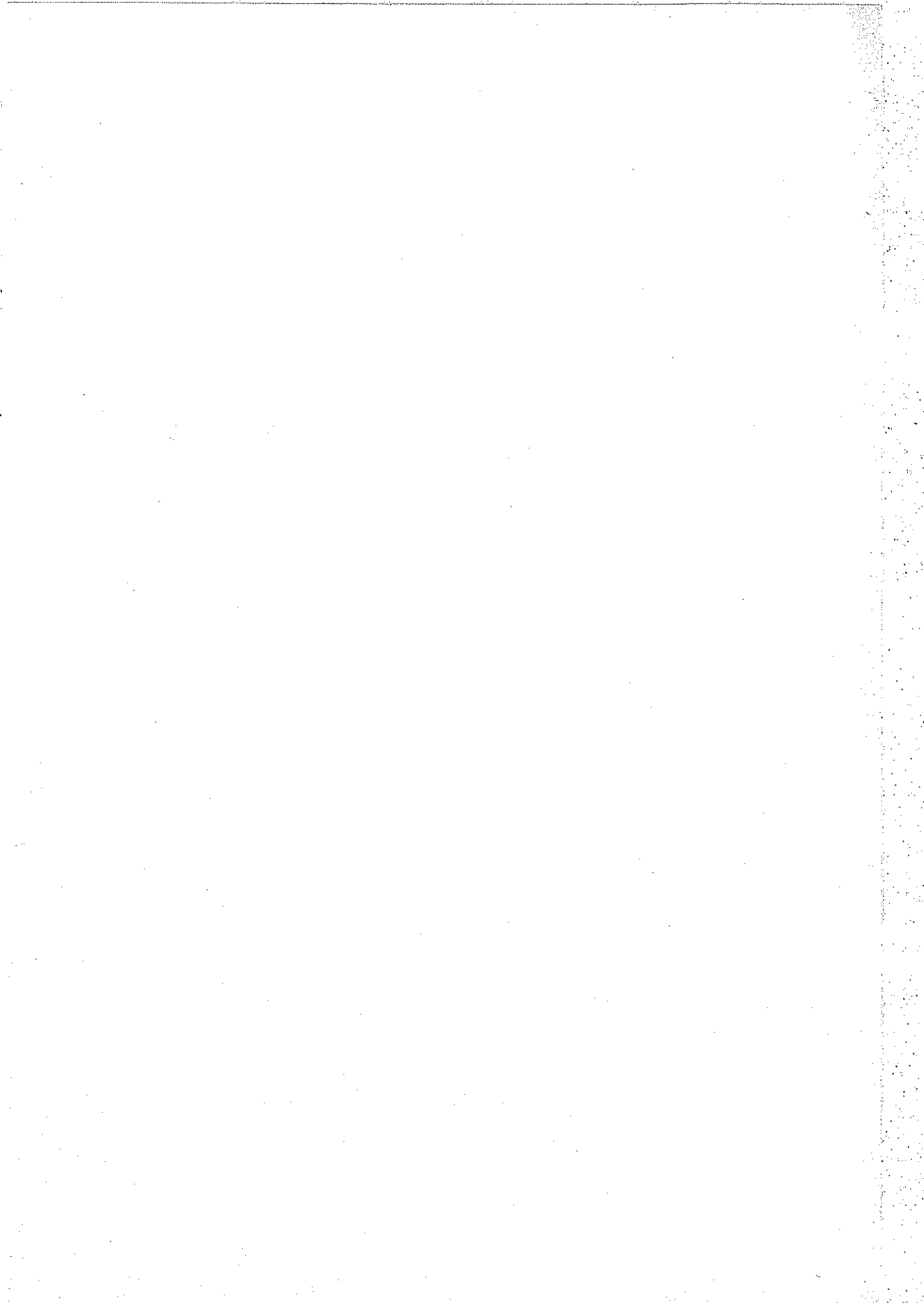


昭和55年3月10日開会
昭和55年3月28日閉会

和泉市議会第1回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回定例会会議録目次

昭和55年3月10日(月曜日)第1日目

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 開会宣告(午前10時52分)	2頁
○ 議事説明員その他	2頁
○ 議事日程	3頁
○ 市長開会あいさつ	4頁
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(貝淵博治、田中包治、勝部津喜枝)	5頁
○ 日程第2 会期の決定について	5頁
○ 日程第3 青年学級の開設について	
○ 日程第4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する ○ 条例制定について	
○ 日程第5 和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第6 和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 ○ 制定について	
○ 日程第7 和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第8 和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第9 和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第10 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第11 昭和55年度和泉市一般会計予算	
○ 日程第12 昭和55年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
○ 日程第13 昭和55年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	7頁
○ 日程第14 昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	?
○ 日程第15 昭和55年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	52頁
○ 日程第16 昭和55年度和泉市水道事業会計予算	
○ 日程第17 昭和55年度和泉市病院事業会計予算	
○ 昭和55年度和泉市長市政方針	53頁
○ 日程第3から日程第17まで提案理由説明	59頁
○ 散会宣告(午後2時15分)	81頁

括
上
程

昭和55年3月13日(木曜日)第2日目

○ 出席議員、欠席議員	83頁
○ 開会宣告(午前10時15分)	83頁
○ 議事説明員その他	83頁
○ 議事日程	85頁
○ 日程第1 一般質問について	85頁
日程1番に 20番 田中包治君	85頁
日程2番に 6番 大谷昌幸君	96頁
日程3番に 22番 勝部津喜枝君	105頁
日程4番に 5番 仁井明君	121頁
日程5番に 15番 横田憲治郎君	124頁
○ 散会宣告(午後4時24分)	134頁

昭和55年3月14日(金曜日)第3日目

○ 出席議員、欠席議員	135頁
○ 開会宣告(午前10時34分)	135頁
○ 議事説明員その他	135頁
○ 議事日程	137頁
○ 日程第1 一般質問について	138頁
1番に 2番 天堀博君	138頁
2番に 17番 穴瀬克己君	158頁
○ 日程第2 青年学級の開設について	
○ 日程第3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例制定について	一 括 上 程 161頁
○ 日程第4 和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第5 和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 制定について	
○ 日程第6 和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第7 和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第8 和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第9 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	

○ 日程第10 昭和55年度和泉市一般会計予算	
○ 日程第11 昭和55年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
○ 日程第12 昭和55年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
○ 日程第13 昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	
○ 日程第14 昭和55年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	
○ 日程第15 昭和55年度和泉市水道事業会計予算	
○ 日程第16 昭和55年度和泉市病院事業会計予算	
○ 予算審査特別委員会設置並びに選任について	161頁
日程第2より日程第16まで予算審査特別委員会に付託	161頁
○ 散会宣告(午後1時53分)	161頁

昭和55年3月17日(月曜日)第4日目

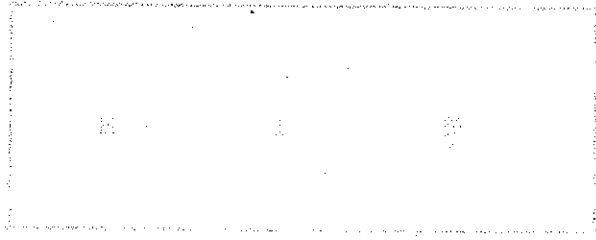
○ 出席議員、欠席議員	163頁	
○ 開会宣告(午前10時25分)	163頁	
○ 議事説明員その他	163頁	
○ 議事日程	165頁	
○ 日程第1 昭和53年度和泉市歳入歳出決算認定について(決算審査特別委員長報告)	166頁	
○ 日程第2 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和54年9月分)		
○ 日程第3 例月出納検査結果報告(収入役扱 " 10月分)		
○ 日程第4 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和54年10月分)	} 括 174頁 上 179頁 程	
○ 日程第5 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和54年10月分)		
○ 日程第6 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和54年11月分)		
○ 日程第7 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和54年11月分)		
○ 日程第8 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和54年11月分)		
○ 日程第9 和泉市土地区画整理事業特別会計設置条例を廃止する条例制定について		179頁
○ 日程第10 負担付き寄付受納について		182頁
○ 日程第11 和泉市美術館運営準備基金の設置に関する条例制定について		186頁
○ 日程第12 昭和54年度和泉市一般会計補正予算(第6号)	192頁	
○ 日程第13 昭和54年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	210頁	
○ 日程第14 昭和54年度和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	213頁	
○ 日程第15 昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	215頁	

○ 日程第16 昭和54年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	218頁
○ 日程第17 昭和54年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	222頁
○ 日程第18 二級河川新王子川の指定に関する意見について	224頁
○ 日程第19 町の区域の変更について	229頁
○ 日程第20 財産取得について(池上小学校用地)	234頁
○ 日程第21 工事請負契約締結について(幸団地5期建設工事)	236頁
○ 日程第22 工事請負契約締結について(幸第二団地8期建設工事)	243頁
○ 散会宣告(午後2時53分)	250頁

昭和55年3月28日(金曜日)最終日

○ 出席議員、欠席議員	251頁
○ 開会宣告(午前10時10分)	251頁
○ 議事説明員その他	252頁
○ 議事日程	253頁
○ 日程第1より日程第15まで予算審査特別委員会委員長藤原要馬君報告	255頁
○ 日程第16 和泉市土地開発公社昭和55事業年度事業計画書類の提出について	272頁
○ 日程第17の1 泉北地域広域行政推進協議会の設置に関する協議について	280頁
○ 日程第17の2 泉北地域広域行政推進協議会の設置に対する附帯決議	299頁
○ 日程第18 婦人の地位向上の法制化と諸政策の実施を要望する決議	300頁
○ 閉会宣告(午後4時48分)	304頁
○ 市長閉会あいさつ	304頁
○ 議長閉会あいさつ	305頁

第 1 日



昭和55年3月10日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番 寺田 茂 君
 2番 天堀 博 君
 3番 橋本 佳行 君
 5番 仁井 明 君
 6番 大谷 昌幸 君
 7番 金沢 勝 君
 8番 成田 秀益 君
 9番 松下 定 君
 10番 山口 義一 君
 11番 上代 卯之松 君
 12番 藤原 要馬 君
 13番 赤阪 和見 君
 15番 横田 憲治郎 君

16番 木下 甲子三 君
 17番 穴瀬 克己 君
 18番 池辺 秀夫 君
 19番 貝淵 博治 君
 20番 田中 包治 君
 21番 直村 静二 君
 22番 勝部 津喜枝 君
 23番 三井 正光 君
 26番 柳瀬 美樹 君
 27番 竹下 義章 君
 28番 坂上 國治 君
 29番 藤原 利一 君

欠席議員(1名)

25番 竹内 修一 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池田 忠雄	同 和 対 策 部 長	中西 淳富
助 役	坂口 禮之助	同 和 対 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱	生田 稔
収 入 役	中塚 白	同 和 対 策 部 次 長	橋本 昭夫
兼 市 長 取 扱	西川 喜久	市 民 部 長	富田 宏之
兼 都 市 取 扱	林 徳次	市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 所 長	逢野 博之
兼 報 道 課 長	石本 博信	産 業 衛 生 部 長	広岡 史郎
財 務 部 長	麻生 和義	産 業 衛 生 部 次 長	角谷 泰夫
財 務 部 次 長	北野 敦雄	建 設 部 長	森 保
財 政 課 長	大塚 孝之	建 設 部 次 長	吉田 日出男

職 名	氏 名	職 名	氏 名
都市整備部理事	門川 禄 朗	用地担当理事	杉本 弘 文
都市整備部理事兼 計画調整室長事務取扱	中山 重 光	・土地開発公社事務局長 用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	岩井 益 一
用地対策室長	萩本 啓 介	教育委員長	堀内 由 延
改良事業部長	逢野 一 郎	教 育 長	葛城 宗 一
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	明坂 貞 士	教 育 次 長	平野 誠 蔵
病 院 長	竹林 淳	管 理 部 次 長	青木 孝 之
病院事務局次長兼 病院事務局次長事務取扱	内田 繁	指 導 部 長	高橋 貞 良
管理課長事務取扱	藤原 光 夫	指 導 部 次 長	竹田 明 郎
水 道 部 長	田中 稔	選挙管理委員会委員長	味谷 日 吉
水道部次長	西川 武 雄	選挙管理委員会事務局長	岸田 秀 仁
会 計 課 長	赤田 信 信	監 査 委 員	久光 喜多男
消 防 長	松村 吉 堯	監 査 事 務 局 長 兼公平委員会事務局長	向井 洋
消防本部次長兼消防署長	湯川 行 夫	農業委員会事務局長	信田 種 行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	吉 岡 昭 男
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 井 正
議 事 係	佐土谷 茂 一
議 事 係	川 崎 政 勝

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和55年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月10日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案第12号	青年学級の開設について	
4	議案第13号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	
5	議案第14号	和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について	
6	議案第15号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
7	議案第16号	和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について	
8	議案第17号	和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	
9	議案第18号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	
10	議案第19号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
11	議案第5号	昭和55年度和泉市一般会計予算	
12	議案第6号	昭和55年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
13	議案第7号	昭和55年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
14	議案第8号	昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	
15	議案第9号	昭和55年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	
16	議案第10号	昭和55年度和泉市水道事業会計予算	
17	議案第11号	昭和55年度和泉市病院事業会計予算	

(午前10時52分開議)

- 議長(池辺秀夫君) 皆さん、おはようございます。議員の皆さんには年度末を控え何かと御繁忙の中多数御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席されている議員さんは25名でございます。竹内議員さんから欠席の届け出が
ございます。遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどな
くお見えになることと思われます。現在、25名でございます。
- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員数25名をもちまして議会は成立し
ておりますので、これより昭和55年和泉市議会第1回定例会を開催いたします。

○

- 議長(池辺秀夫君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程はお手元に印刷配付
してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

○

- 議長(池辺秀夫君) この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 昭和55年第1回定例会の開会に当たりまして一言、ごあいさつを申
上げます。

議員の皆様方におかれましては公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず御出席いただき、
ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして御提案申し上げます議案は、昭和55年度一般会計予算、特別会計予
算を初め、水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、これに関連いたします条例制定等多
数御提案申し上げ、御審議をお願い申し上げる次第でございます。議案の内容につきましては
別途、御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御議決、御承認を
くださいますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお願
いを申し上げます。

○

- 議長(池辺秀夫君) 市長のあいさつが終わりました。

日程審議に入る前に、秘書広報課長より「広報いずみ」の製作に当たり議場風景の撮影と、

盲人広報製作のため市長の市政方針演説の録音許可の願い出がありましたので、これを許可いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本件については、会議規則第103条の規定に基づき、19番、貝淵博治君、20番、田中包治君、22番、勝部津喜枝君、以上3名を指名いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より3月31日までの22日間と決定いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月31日までの22日間と決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第3「青年学級の開設について」より日程第17「昭和55年度和泉市病院事業会計予算」までは、いずれも昭和55年度予算に関連する議案でありますので、これを一括議題といたします。

各議案については表題のみ朗読し、逐一朗読を省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、表題のみ局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第12号

青年学級の開設について

青年学級振興法（昭和28年法律第211号）第5条第2項の規定に基づき、青年学級を次のとおり開設する。

昭和55年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

青年学級

- 1 名称 和泉市立和泉青年学級
和泉市立北池田青年学級
和泉市立南池田青年学級
和泉市立横山青年学級
- 2 開設者 和泉市
- 3 開設期日 昭和55年4月1日
- 4 開設期間 自 昭和55年4月1日
至 昭和56年3月31日
- 5 開設場所 和泉市立市民会館
和泉市立北池田小学校
和泉市立南池田公民館
和泉市立槇尾中学校
- 6 学習内容 一般教養（一般社会・書道）
家事（茶道・華道）
- 7 学習時間 各青年学級ともに年間を通じ、1人100時間以上

議案第12号参考資料

青年学級振興法（昭和28年法律第211号）抜粋

（開設及び実施機関）

第5条 青年学級は、市町村が開設する。

2 市町村の教育委員会は、青年学級の開設を決定するには、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

3 青年学級の実施機関（以下「実施機関」という。）は、原則として、市町村の設置する公民館又は学校（大学及び高等専門学校を除く。）とする。

議案第13号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定
について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和55年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年和泉市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「月額120,000円」を「月額125,000円」に改める。

別表を次のように改める。

別表 特別職の職員で非常勤のものの報酬額

区 分	報 酬 額
教育委員会委員長	月額 66,000円
教育委員会委員(委員長である委員を除く。)	月額 57,000円
市議会議員の中から選任された監査委員	月額 18,000円
知識経験を有する者の中から選任された監査委員	月額 57,000円
選挙管理委員会委員長	年額 191,000円
選挙管理委員会委員(委員長である委員を除く。)	年額 99,000円
公平委員会委員長	年額 71,000円
公平委員会委員(委員長である委員を除く。)	年額 57,000円
農業委員会会長	年額 142,000円
農業委員会副会長	年額 95,000円
農業委員会委員(会長及び副会長である委員を除く。)	年額 85,000円
固定資産評価審査委員会委員	年額 35,000円
附属機関の委員	日額 4,000円
社会教育委員	月額 5,000円
選挙長	1選挙ごとに 9,000円
投開票管理者	日額 7,000円
投開票立合人	日額 6,500円
選挙立合人	日額 6,500円
地方自治法第182条による補充員	日額 7,000円

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

理 由

近時の社会経済の諸情勢並びに近隣都市の状況等を勘案し、非常勤の特別職の報酬額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号参考資料

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(報酬の額)	(報酬の額)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 前2項に規定するもののほか、臨時又は非常勤の嘱託員及びこれに準ずるものの報酬額は、月額125,000円を超えない範囲において任命権者が市長の承認を得て定める。	3 前2項に規定するもののほか、臨時又は非常勤の嘱託員及びこれに準ずるものの報酬額は、月額120,000円を超えない範囲において任命権者が市長の承認を得て定める。
別表 (報酬額比較表参照)	別表 (報酬額比較表参照)

特別職の職員で非常勤のもの報酬額比較表

区 分	報 酬 額	
	改 正 前	改 正 後
教育委員会委員長	月額 55,000円	月額 66,000円
教育委員会委員(委員長である委員を除く。)	月額 47,000円	月額 57,000円
市議会議員の中から選任された監査委員	月額 15,000円	月額 18,000円
知識経験を有する者の中から選任された監査委員	月額 47,000円	月額 57,000円
選挙管理委員会委員長	年額 135,000円	年額 191,000円
選挙管理委員会委員(委員長である委員を除く。)	年額 70,000円	年額 99,000円
公平委員会委員長	年額 50,000円	年額 71,000円
公平委員会委員(委員長である委員を除く。)	年額 40,000円	年額 57,000円
農業委員会会長	年額 100,000円	年額 142,000円

区 分	報 酬 額	
	改 正 前	改 正 後
(注) 農業委員会副会長	年額 60,000円	年額 95,000円
(注) 農業委員会委員(会長である委員を除く。)	年額 60,000円	—————
(注) 農業委員会委員(会長及び副会長である委員を除く。)	—————	年額 85,000円
固定資産評価審査委員会委員	年額 25,000円	年額 35,000円
附属機関の委員	日額 3,000円	日額 4,000円
社会教育委員	月額 3,500円	月額 5,000円
選挙長	1選挙ごとに6,000円	1選挙ごとに9,000円
投開票管理者	日額 5,000円	日額 7,000円
投開票立合人	日額 4,500円	日額 6,500円
選挙立合人	日額 4,500円	日額 6,500円
地方自治法第182条による補充員	日額 5,000円	日額 7,000円

(注) 農業委員会副会長の報酬額の規定は、この改正で新しく加えられるものであるが、同職は、従前より農業委員会委員としての報酬の支給を受けていた。それに伴い、農業委員会委員の報酬額の規定から会長及び副会長である委員を除外することとした。

議案第14号

和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和55年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市実費弁償条例(昭和31年和泉市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「日額2,000円」を「日額3,000円」に改める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

理 由

近時における社会経済の推移にかんがみ、地方自治法第207条の規定による出頭人に対する実費弁償日額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号参考資料

和泉市実費弁償条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条の規定による出頭人に対する実費弁償額は、日額 <u>3,000円</u> とし、その都度これを支給する。	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条の規定による出頭人に対する実費弁償額は、日額 <u>2,000円</u> とし、その都度これを支給する。

議案第15号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和55年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「50,000円」を「71,000円」に、「30,000円」を「43,000円」に、「20,000円」を「28,000円」に、「15,000円」を「21,000円」に、「12,000円」を「17,000円」に、「11,000円」を「16,000円」に、「8,000円」を「11,000円」に改める。

第13条第1項中「450円」を「800円」に改める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

理 由

近年における諸物価の高騰などの諸情勢を勘案し、団員の処遇改善を図り、消防団の組織運営をより一層充実させるため、消防団員報酬及び費用弁償の額を増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号参考資料

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新				旧			
(報酬)				(報酬)			
第12条 団員には、次により報酬を支給する。				第12条 団員には、次により報酬を支給する。			
団 長	年額	<u>71,000円</u>		団 長	年額	<u>50,000円</u>	
副団長	年額	<u>43,000円</u>		副団長	年額	<u>30,000円</u>	
分団長	年額	<u>28,000円</u>		分団長	年額	<u>20,000円</u>	
副分団長	年額	<u>21,000円</u>		副分団長	年額	<u>15,000円</u>	
部 長	年額	<u>17,000円</u>		部 長	年額	<u>12,000円</u>	
班 長	年額	<u>16,000円</u>		班 長	年額	<u>11,000円</u>	
団 員	年額	<u>11,000円</u>		団 員	年額	<u>8,000円</u>	
2・3略				2・3略			

新		旧	
(費用弁償)		(費用弁償)	
第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、費用弁償として、その従事1回につき <u>800円</u> を支給する。		第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、費用弁償として、その従事1回につき <u>450円</u> を支給する。	
2・3・4 略		2・3・4 略	

議案第16号

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和55年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立小学校及び中学校設置条例(昭和39年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中

「同 伯太小学校 同 伯太町2丁目24番22号」

を

「同 伯太小学校 同 伯太町二丁目24番22号

同 池上小学校 同 池上町393番地の1」

に改める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

理 由

阪和線沿線地域における宅地開発は目覚ましいものがあり、教育効果から見た学校規模の適正化と、阪和線以西からの通学の安全性、通学距離等を勘案し小学校を新設する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号参考資料

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
第1条 和泉市立小学校を次のとおり設置する。	第1条 和泉市立小学校を次のとおり設置する。
和泉市立国府小学校 和泉市府中町2丁目5番20号	和泉市立国府小学校 和泉市府中町2丁目5番20号
同 和氣小学校 和氣町100番地	同 和氣小学校 和氣町100番地
同 伯太小学校 伯太町二丁目24番22号	同 伯太小学校 伯太町二丁目24番22号
同 池上小学校 池上町393番地の1	
同 黒鳥小学校 黒鳥町704番地の1	同 黒鳥町704番地の1
同 芦部小学校 芦部町224番地の3	同 芦部町224番地の3
同 北池田小学校 池田下町1,670番地	同 池田下町1,670番地
同 南池田小学校 南池田町181番地	同 南池田町181番地
同 光明台南小学校 光明台三丁目8番1号	同 光明台三丁目8番1号
同 緑ヶ丘小学校 緑ヶ丘21番地の1	同 緑ヶ丘21番地の1
同 北松尾小学校 唐国町827番地	同 唐国町827番地
同 南松尾小学校 久井町430番地	同 久井町430番地
同 横山小学校 北田中町183番地	同 北田中町183番地
同 南横山小学校 父鬼町1,506番地	同 父鬼町1,506番地
同 幸小学校 幸町61番地	同 幸町61番地
同 信太小学校 上町754番地	同 上町754番地
同 鶴山台北小学校 鶴山台1丁目9番1号	同 鶴山台1丁目9番1号
同 鶴山台南小学校 鶴山台4丁目1番1号	同 鶴山台4丁目1番1号

議案第17号

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和55年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例(案)

和泉市道路占用料条例(昭和42年和泉市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める

別表

道 路 占 用 料 金 表

占用物件の種類		期間	単 位	占 用 料
電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1年	1本	1000円
電線(電柱の占用に伴うものを除く)		1年	1メートル	120円
電 ら ん	地中管路が1孔のもの	1年	1メートル	120円
	地中管路が2孔以上のもの	1年	1メートル	地中管路2孔以上1孔ごとに30円の割合で算出した額を120円に加えた額
地 下 埋 設 物	口径8センチメートル未満のもの	1年	1メートル	150円
	口径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの	1年	1メートル	180円
	口径15センチメートル以上45センチメートル未満のもの	1年	1メートル	230円
	口径45センチメートル以上のもの	1年	1メートル	300円
仮設日よけ		1月	1平方メートル	45円
地 上 工 作 物	工事用板囲又は足場その他一般仮設物	1月	1平方メートル	270円
	口径30センチメートル未満のもの	1年	1メートル	380円

架空 工作物	口径30センチメートル以上のもの	1年	1メートル	1050円
	渡り廊下その他これに類するもの	1年	1平方メートル	900円
その他の工作物、物件又は施設		1年	1平方メートル	900円

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

理 由

近時の物価騰勢その他の経済情勢、近隣の各市の状況等にてらし、3年間据え置いた道路占用料の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号参考資料

和泉市道路占用料条例の一部改正(案)新旧対照表

別表

道 路 占 用 料 金 表

占用物件の種類	期 間	単 位	占 用 料		
			改 正 後	改 正 前	
電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1年	1本	1000円	700円	
電線(電柱の占用に伴うものを除く。)	1年	1メートル	120円	100円	
電 ら ん	地中管路が1孔のもの	1年	1メートル	120円	100円
	地中管路が2孔以上のもの	1年	1メートル	地中管路2孔以上1孔ごとに30円の割合で算出した額を120円に加えた額	地中管路2孔以上1孔ごとに20円の割合で算出した額を100円に加えた額
地 下 埋 設 物	口径8センチメートル未満のもの	1年	1メートル	150円	100円
	口径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの	1年	1メートル	180円	120円
	口径15センチメートル以上45センチメートル未満のもの	1年	1メートル	230円	150円
	口径45センチメートル以上のもの	1年	1メートル	300円	190円

仮設日よけ		1 月	1平方メートル	45円	30円
地上 工作物	工事用板囲又は足場 その他一般仮設物	1 月	1平方メートル	270円	180円
架 空 工 作 物	口径30センチメートル未満のもの	1 年	1メートル	380円	250円
	口径30センチメートル以上のもの	1 年	1メートル	1050円	700円
	渡り廊下その他これに類するもの	1 年	1平方メートル	900円	600円
その他の工作物、物件又は施設		1 年	1平方メートル	900円	600円

議案第18号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和55年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年和泉市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表中「220円」を「240円」に、「230円」を「260円」に、「37円」を「42円」に、「60円」を「70円」に、「4,500円」を「5,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定は、昭和55年4月1日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

低迷する経済情勢下ではあるが、清掃業務等における機械費、労務費は依然、年次の増高を続けているとともに、昨今の地方自治体財政の実情にかんがみ手数料を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第18号参考資料

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

別表

一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単 位	手 数 料	
				改 正 後	改 正 前
ふん尿	普通	普通便そう	1人1箇月につき	240円	220円
	特殊	水使用を必要とするもの	1そう1箇月につき	普通手数料に260円を加算した額	普通手数料に230円を加算した額
		一般家庭で便そうが2以上あるもの	1箇月1そう増につき	普通手数料に150円を加算した額	普通手数料に150円を加算した額
		雨水、地下水等の浸入するもの(不良便そう)	10リットルにつき	42円	37円
	臨時	便そう改造、廃止その他の理由で占有者の申出により臨時に処理するもの	10リットルにつき	42円	37円
			1回につき	従量手数料に1000円を加算した額	従量手数料に1000円を加算した額
従量	事業所等人員によって算定し難いもの、限度の不明確な水使用を必要とするもの	10リットルにつき	42円	37円	
ごみ	従量	一般家庭以外の事業所等から排出されるものの継続処理	45リットル(ポリ容器標準)1ばいにつき	70円(週2回以上1回増すごとに30円増)	60円(週2回以上1回増すごとに30円増)
	臨時	多量の廃棄物を臨時的に収集、運搬及び処分するもの	2トン車1台につき	5000円	4500円
			1台に満たない量の場合	査定した額	査定した額
胞衣	処理場での処分をするもの	1個につき	2000円	2000円	
死犬等	処理場での処分をするもの	1個につき	2000円	2000円	

備考 略

議案第19号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和55年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条の2中「50,000円」を「60,000円」に改める。

第7条中「15,000円」を「20,000円」に改める。

第14条第2項中「190,000円」を「225,000円」に改める。

第15条を次のように改める。

(所得割額の算定)

第15条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前々年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額(総所得金額中に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和45年法律第38号)第28条第2項の規定によって計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の100分の5の金額(その額が2万円を超えるときは2万円)を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額に第17条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額の計算については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。

3 第1項の場合における地方税法第314条の2第1項の規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

第17条第1項第1号中「市民税額」を「控除後の総所得金額及び山林所得金額の合計額」に改め、同条第2項中「小数点以下第2位未満」を「小数点以下第3位未満」に改める。

第23条の2中「30円」を「50円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例による改正後の和泉市国民健康保険条例(以下「新条例」という)第6条の2及び第7条の規定は、昭和55年4月1日以降の出産並びに死亡から適用し、新条例第14条、第15条、第17条及び第23条の2の規定は昭和55年度の保険料から適用し、昭和54年度以前の保険料については、なお従前の例による。

(長期譲渡所得に係る保険料の算定の特別)

- 3 昭和55年度から昭和57年度分の保険料に限り世帯主及びその世帯に属する被保険者が地方税法附則第34条第1項の譲渡所得を有する場合における第15条第1項、第17条第1項第1号及び第21条第1号の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第15条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は地方税法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険料の算定の特例)

- 4 前項の規定は、世帯主及びその世帯に属する被保険者が地方税法附則第35条第1項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「地方税法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

(みなし法人課税を選択した場合に係る保険料の賦課の特例)

- 5 昭和55年度から昭和60年度までの各年度分の保険料に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が地方税法附則第33条の2の規定の適用を受ける場合における第15条第1項及び第21条第1号の規定の適用については、「第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法附則第33条の2の規定の適用を受ける者についてはその者が同条の規定を受ける者でないものとして算定した同法第314条の2第1項に規定する総所得金額)」とする。

(土地譲渡等に係る事業所得等に係る保険料の賦課の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する被保険者が地方税法附則第33条の3第1項の事業所得又は雑所得を有する場合における第15条第1項、第17条第1項第1号及び第21条第1号の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第15条

第2項及び第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1号中「山所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は地方税法附則第33条の3第1項に規定する事業所得等の金額の算定」とする。

理 由

国民健康保険料の負担の公平を図り、並びに助産費及び葬祭費の給付の改善を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号参考資料

和泉市国民健康保険条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>(助産費)</p> <p>第6条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産費として<u>60,000円</u>を支給する。</p>	<p>(助産費)</p> <p>第6条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産費として<u>50,000円</u>を支給する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(葬祭費)</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>20,000円</u>を支給する。</p>	<p>(葬祭費)</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>15,000円</u>を支給する。</p>
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 保険料の賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 保険料の賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合</p>

算額とする。ただし、賦課額は、225,000
円を超えることができない。

(所得割額の算定)

第15条 前条第2項の所得割額は、賦課期
日の属する年の前々年の所得に係る地方税
法(昭和25年法律第226号)第314
条の2第1項に規定する総所得金額(総所
得金額中に給与所得が含まれている場合に
おいては、当該給与所得については、所得
税法(昭和45年法律第33号)第28条
第2項の規定によって計算した金額から当
該給与所得に係る収入金額の100分の5
の金額(その額が2万円を超えるときは、
2万円)を控除した金額によるものとする。)
及び山林所得金額の合計額から地方税法第
314条の2第2項の規定による控除をし
た後の総所得金額及び山林所得金額の合計
額に、第17条の所得割の保険料率を乗じ
て算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条
の2第1項に規定する総所得金額又は山林
所得金額の計算については、同法第313
条第3項、第4項又は第5項の規定を適用
せず、また、所得税法第57条第1項、第
3項又は第4項の規定の例によらないもの
とする。

3 第1項の場合における地方税法第314

算額とする。ただし、賦課額は、190,000
円を超えることができない。

(所得割額の算定)

第15条 前条の所得割額は、前年度分の市民
税額(退職所得に係る所得割を除く。次項及
び第17条第1項第1号において同じ。)に、
第17条の所得割の保険料率を乗じて算定す
る。

2 前項の場合において、その世帯に属する被
保険者に係る前年度分の市民税がないときは、
当該被保険者に係る他の市(区、町、村)の
前年度分の市(特別区、町、村)民税額(当
該他の市(区、町、村)における市(特別区
町、村)民税額の算定の基礎となる税率が和
泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)
第12条第1項及び第14条に規定する税率
と異なる場合においては、当該税率によって
これを算定しなおした額とする。)
をもって、前項の市民税額とする。

条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合には、同法第318条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

(保険料率)

第17条 保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 保険料の賦課総額の100分の35に相当する額を第15条に規定する控除後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の総額で除して得た数。

(2)～(4) 略

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第3位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 略

(保険料の督促手数料)

第23条の2 徴収吏員が督促状を発した場
合においては、督促状1通について50円
の手数を徴収しなければならない。ただ
し、やむを得ない理由があると認める場
合においては、これを徴収しない。

(保険料率)

第17条 保険料率は次のとおりとする。

(1) 所得割 保険料の賦課総額の100分の35に相当する額を第15条に規定する市民税額の総額で除して得た数

(2)～(4) 略

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第2位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 略

(保険料の督促手数料)

第23条の2 徴収吏員が督促状を発した場
合においては、督促状1通について30円
の手数を徴収しなければならない。ただ
し、やむを得ない理由があると認める場
合においては、これを徴収しない。

議案第5号

昭和55年度 和泉市一般会計予算

昭和55年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,473,000千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

昭和55年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1. 市	税	5,943,351円
	1. 市民税	2,740,110
	2. 固定資産税	2,024,253
	3. 軽自動車税	50,380
	4. 市たばこ消費税	845,000
	5. 電気税	216,750
	6. ガス税	6,693
	7. 特別土地保有	78,518
2. 地方議与税	8. 都市計画税	481,652
		127,300
3. 自動車取得税交付金	1. 自動車重量譲与税	86,500
	2. 地方道路譲与税	40,800
4. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	1. 自動車取得税交付金	162,400
		162,400
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	111,000
		111,000

款	項	額
5. 地方交付税		4,006,000円
	1. 地方交付税	4,006,000
6. 交通安全対策特別交付金		22,500
	1. 交通安全対策特別交付金	22,500
7. 分担金及負担金		475,871
	1. 分担金	16,584
	2. 負担金	459,287
8. 使用料及手数料		271,955
	1. 使用料	229,199
	2. 手数料	42,756
9. 国庫支出金		4,565,236
	1. 国庫負担金	2,216,434
	2. 国庫補助金	2,312,225
	3. 国庫委託金	86,577
10. 府支出金		1,408,604
	1. 府負担金	142,988
	2. 府補助金	1,180,735
	3. 府委託金	134,057
	4. 府交付金	829

款	項	額
11. 財 產 收 入		6,100.00
	1. 財 產 運 用 收 入	6,050
	2. 財 產 流 轉 收 入	50
12. 寄 附 金		80,000
	1. 寄 附 金	80,000
13. 繰 入 金		1,000
	1. 基 金 繰 入 金	1,000
14. 諸 收 入		2,175,650
	1. 延 滯 金 及 加 算 金	6,500
	2. 市 預 金 利 子	15,020
	3. 貸 付 金 元 金 收 入	829,045
	4. 受 託 事 業 收 入	20,000
	5. 雜 入	1,805,085
15. 市 債		1,166,033
	1. 市 債	1,166,033
	合 計	20,478,000

歲 出 款	項	額
1. 議 會 費		211,611.00
	1. 議 會 費	211,611

2. 総務	費		1,778,984円
1. 総務管理費	費		877,767
2. 徴税費	費		379,980
3. 戸籍住民基本台帳費	費		149,599
4. 選挙費	費		57,796
5. 統計調査費	費		42,056
6. 監査委員費	費		15,740
7. 同和対策費	費		256,646
3. 民生費	費		5,986,672
1. 社会福祉費	費		2,306,890
2. 児童福祉費	費		1,862,082
3. 生活保護費	費		1,815,750
4. 災害救助費	費		1,950
4. 衛生費	費		1,561,129
1. 予防衛生費	費		636,238
2. 環境衛生費	費		859,960
3. 基地管理費	費		40,711
4. 上水道費	費		24,220
5. 労働費	費		80,250
1. 失業対策費	費		80,250

款	項	額
6. 農 林 產 業 費		868,008
	1. 農 業 費	850,426
7. 商 工 費	2. 林 業 費	12,577
	1. 商 工 費	162,305
8. 土 木 費		3,940,292
	1. 土 木 管 理 費	128,825
	2. 道 路 橋 梁 費	389,705
	3. 河 川 水 路 費	100,260
	4. 都 市 計 画 費	1,219,112
9. 消 防 費	5. 住 宅 費	2,102,890
	1. 消 防 費	488,144
10. 教 育 費		488,144
	1. 教 育 總 務 費	2,710,184
	2. 小 学 校 費	261,012
	3. 中 学 校 費	1,239,888
	4. 幼 稚 園 費	685,742
	5. 社 会 教 育 費	279,965
6. 保 健 体 育 費	254,807	
		89,220

款	項	額
11. 災害復旧費		42,078 円
	1. 土木施設災害復旧費	39,761
	2. 農業施設災害復旧費	2,317
12. 公債費		2,874,077
	1. 公債費	2,874,077
13. 諸支出金		229,321
	1. 開発公社貸付金	90,000
	2. 災害援護資金貸付金	1,300
	3. 諸支出金	138,021
14. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出	合計	20,478,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
和 気 小 学 校 増 築 事 業	昭和55年度 昭和56年度	118,352	千円
北 池 田 小 学 校 増 改 築 事 業	昭和55年度 昭和56年度	117,327	
光 明 台 南 小 学 校 プ ー ル 建 設 事 業	昭和55年度 昭和80年度	50,000	
改 良 住 宅 建 設 事 業	昭和55年度 昭和56年度	977,705	
農 林 漁 業 金 融 公 庫 に 対 す る 債 務 の 損 失 補 償 (鳥 池 排 水 路 改 修 工 事)	昭和55年度 昭和73年度	元金 50,000	及びその利子

事	項	期	間	限	度	額
都市計画事業等	用地取得事業	昭和55年度 昭和56年度			122,412	千円
教育施設	用地取得事業	昭和55年度 昭和60年度			1,660,000	
環境改善整備事業	用地取得事業	昭和55年度 昭和56年度			1,582,628	
和泉市土地区画整理 及び 和泉市土地区画整理 の 取得金	先行元金の委託し、 公社取得業務債 （債務補償）	昭和55年度 昭和60年度		元金	3,365,035 及びその利子	
和泉市土地開発 の 事業補償	公社及び 土地開発元金の 利子の取得	昭和55年度 昭和56年度		元金	100,000 及びその利子	
合	計				4,778,419	

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	法
国民年金保険事業	千円 533	普通貸借 又は証券発行	年8.5% 以内	大阪府	6年以内(内据置3年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借替えすることができる。	
災害援護資金貸付事業	1,300	同上	同上	政府 銀行 その他	20年以内(内据置3年以内)ただし、 同上	
農業基盤整備事業	6,500	同上	同上	同上	25年以内(内据置5年以内)ただし、 同上	
河川整備事業	6,000	同上	同上	同上	同上	
環境改善道路整備事業	32,800	同上	同上	同上	同上	
都市計画事業	171,000	同上	同上	同上	同上	
改良住宅建設事業	682,400	同上	同上	同上	同上	
義務教育施設整備事業	196,800	同上	同上	同上	同上	

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
災害復旧事業	1,000 ^{千円}	同上	同上	同上	同上
借換債	5,700	同上	同上	同上	同上
計	1,166,033				

昭和 55 年度 和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和 55 年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,929,880 千円と定める。

2. 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和 55 年 3 月 10 日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算(事業勘定)

入

歳

款	項	額
1. 国民健康保険料		1,457,148
	1. 国民健康保険料	1,457,148
2. 一部負担金		10
	1. 一部負担金	10
3. 使用料及手数料		330
	1. 手数料	330
4. 国庫支出金		2,388,582
	1. 国庫負担金	1,942,614
	2. 国庫補助金	395,968
5. 府支出金		54,260
	1. 府補助金	54,260
6. 繰入金		70,000
	1. 一般会計繰入金	70,000
7. 諸収入		9,500
	1. 延滞金及過料	350
	2. 預金利子	2,500
	3. 雑収入	6,650
	歳入合計	3,929,830

歲

出

款	項	金	額
1. 總務費		1,20,691.44	
	1. 總務管理費	36,198	
	2. 徵收費	92,128	
	3. 運營協議會費	975	
	4. 趣旨普及費	390	
2. 保險給付費		3,760,614	
	1. 療養諸費	3,782,514	
	2. 助產費	23,400	
	3. 葬祭費	4,700	
3. 保健施設費		1,500	
	1. 保健施設費	1,500	
4. 公債費		5,525	
	1. 一般公債費	5,525	
5. 諸支出金		2,500	
	1. 償還金及還付加算金	2,500	
6. 予備費		30,000	
	1. 予備費	30,000	
歲出	合計	3,929,880	

議案第 7 号

昭和55年度 和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

昭和55年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,434千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

昭和55年 3月10日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金	金	20,434千円
	L. 繰入金	20,434
歳入合計		20,434

歳出

款	項	金額
1. 公債費	債費	20,434円
	L. 公債費	20,434
歳出合計		20,434

昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計予算

昭和55年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ580,686千円と定める。

2. 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

昭和55年3月10日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	額
1. 分担金及負担金		18,761円
	1. 負担金	18,761
2. 使用料及手数料		13,700
	1. 使用料	13,700
3. 国庫支出金		37,200
	1. 国庫補助金	37,200
4. 繰入金		212,525
	1. 一般会計繰入金	212,525
5. 市債		298,500
	1. 市債	298,500
歳入	合計	580,686

歲 出

款	項	金	額
1. 下水道事業費		514,853	稱
	1. 下水道總務費	452,853	
	2. 下水道整備費	62,000	
2. 公債費		65,333	
	1. 公債費	65,333	
3. 予備費		500	
	1. 予備費	500	
歲出合計		580,686	

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道整備事業	千円 298,500	普通貸借又は証券発行	年8.5%以内	府行他 政銀そ	30年以内(据置5年以内)、ただし、市政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借替えることができる。

議案第 9 号

昭和 55 年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算

昭和 55 年度和泉市の和泉中央丘陵整備事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 349,700 円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

昭和 55 年 3 月 10 日 提 出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金	額
1. 諸 収 入		349,700	千円
	1. 受託事業収入	349,700	
歳 入 合 計		349,700	

歳 出

款	項	金	額
1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費		329,700	千円
2. 予 備 費		20,000	
	1. 予 備 費	20,000	
歳 出 合 計		349,700	

昭和 55 年度和泉市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 昭和 55 年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	36,600 戸		
(2) 年間総給水量	10,472,659 m ³		
(3) 一日平均給水量	28,692 m ³		
(4) 主要な建設改良事業		(イ) 配水管整備事業	1,500 冊
		(ロ) 配水管更生事業	2,800 冊
		(ハ) 水道施設等整備事業	210,000 冊

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第 1 款	水道事業収益	1,461,092 冊	収 入
第 1 項	営業収益	1,326,462 冊	

第2項	營業外収益	134,530 冊
第3項	特別利益	100 冊

支 出

第1款	水道事業費用	1,533,344 冊
第1項	營業費用	1,242,170 冊
第2項	營業外費用	289,874 冊
第3項	特別損失	300 冊
第4項	予備費	1,000 冊

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款	資本的収入	513,510 冊
第1項	企業債	225,000 冊
第2項	工事負担金	284,000 冊
第3項	負担金	4,500 冊
第4項	固定資産売却代金	10 冊

支 出

第 1 款	資本的支出	526,407 冊
第 1 項	建設改良費	429,462 冊
第 2 項	企業債償還金	96,945 冊

(企 業 債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
配水管整備事業	11,000 冊	証書借入 又は 登録公債	8.5%以内	政 府 公 庫 銀 行	借入れた日から据置期間を含めて30年以内 に元利均等又は元金均等償還する。ただし財 政の状況により償還年限を短縮し繰上償還を し又は低利債に借換えることができる。
配水管更生事業	21,000 冊				
水道施設等 整備事業	198,000 冊				

(一 時 借 入 金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、800,000 冊と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金 額
1. 営業費用	原水及び浄水費	521,441 円
2. 営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	289,824 円

(議会の議決を経なければ流用することのできなない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 438,628 円
2. 交際費 450 円

(他会計からの補助金)

第 9 条 営業補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,000 円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、190,118 円と定める。

昭和 55 年 3 月 10 日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

昭和55年度和泉市病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和55年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	303床
(2) 年間患者数	85,410人
(3) 一日平均患者数	234人
(4) 主要な建設改良事業	器械備品購入費 61,450円

よ

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益	2,616,597円
第1項 医業収益	2,475,900円

第 2 項	医業外収益	100,217 円
第 3 項	特別利益	40,480 円

支 出

第 1 款	病院事業費用	2,941,979 円
第 1 項	医業費用	2,572,550 円
第 2 項	医業外費用	369,129 円
第 3 項	予備費	800 円

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款	資本的收入	293,131 円
第 1 項	出資金	90,131 円
第 2 項	他会計長期借入金	203,000 円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	3 3 3, 6 1 1 円
第 1 項	建 設 改 良 費	6 2, 6 8 3 円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1 8 7, 9 2 8 円
第 3 項	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	8 3, 0 0 0 円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、2, 3 0 0, 0 0 0 円と定める。

(予定支出の各項の経費の流用)

第 6 条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,384,825 円
(2) 交際費 850 円

(他会計からの補助金)

第 8 条 一般会計から、この会計へ補助する金額は、122,460 円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、800,700 円と定める。

昭和 55 年 3 月 10 日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（池辺秀夫君） それではこの際、市長より昭和55年度市政方針について披瀝を願いたいと思います。

（市長市政方針演説）

- 市長（池田忠雄君）

本日、ここに昭和55年第1回定例市議会の開会に当り、昭和55年度の各会計予算案を初め関連諸議案の御審議を煩わすに際し、市政運営の所信の一端と予算案の概要を申し述べ、市議会議員各位並びに市民の皆様方の深い御理解と御協力を仰ぎたいと存じます。

御承知のように、昭和55年度のわが国経済は、流動的な国際経済情勢、警戒を要する物価の動向等諸問題が予想され、景気の動向についても必ずしも予断を許さない厳しい社会経済情勢の中で、政府は物価の安定と景気の自律的拡大基調を通じ、収支不均衡に陥っている財政の再健と対応力の回復を基調として、従来までの「景気刺激型予算」から「財政安定型予算」へと質的転換を図っております。その結果予算規模の伸びは10.3%と54年度の12.6%をさらに下回り、公共事業関係では前年同額程度への抑制と一般行政経費の節減、補助金の整理合理化、行政改革など、全般的にわたり抑制基調に終始している状況であります。

このような国家財政を背景とする昭和55年度の地方財政計画においては、国の施策に呼応し、「抑制基調」を主眼とした節度ある財政運営を目指し、その規模を7.3%の伸びにとどめておりますが、地方財政計画上の財源不足額は、依然として2兆5百50億円にも達しようとしております。昨年同様、交付税特別会計の借入金と建設地方債の発行によって補てん措置がとられているとはいえ、やはり臨時的、一時的なものであり、地方行財政制度の抜本的な改革による地方財源対策が強く望まれるところであります。

さて、本市におきましても、中心産業である繊維業界の不振と都市化の進展に伴う行財政需要の増高により、昭和53年度決算におきまして14億千8百万円余の累積赤字を生じ、財政再建団体指定の瀬戸際に立たされたものであります。したがって、昭和54年度より和泉市財政健全化3カ年計画を樹立し、議員各位の御心痛を煩しつつ、経費の節減、節約の方針を旨とし、各種の歳入歳出対策を講じてまいったものでございますが、本年度は、当初の財政再建の基本的考え方を踏襲しながらも、慎重に対応いたし、検討を加え、財政構造の改善に力を注ぎ、行政に急激な変化を来たすことなく、まず、単年度の収支均衡を保つことを主眼とし、その結果として、累積赤字をわずかずつとはいえ地道に解消してまいりたいと、かように考えているものでございます。

現時点では、昭和54年度の財政収支についてなお流動的な要因が多く、確たる見通しを申し上げる状態にはございませんが、少なくとも、単年度収支の均衡を堅持してまいるべく、国に対

しても懸命の要請を繰り返し、最大の努力を傾注いたしておるところでございます。今後とも、議員各位並びに市民の皆様方の御理解と御協力を得ながら、財政健全化へ向けてのなお一層の努力を続けてまいり所存でございます。

さて、昭和55年度予算案の編成に当たりましては昨年同様、市政各般にわたり経費の抑制基調を保ちながら、後年度に財政負担を伴う経費についてはその伸びを極力抑え、物件費を中心とする一般行政経費については節減、節約を図り、前年度の範囲内にとどめることを基本とし、人件費についても、各種の研修を通じ、職員の資質の一層の向上を図りつつ、今後とも、その総数の抑制に意を配りたいと存じます。

一方、公債費につきましては、本市の公債費比率の状況を深く認識し、財源不足を安易に地方債に求めることのないよう留意しつつ事業費の計上を行ったものであり、今後とも、国、府に対し地方債償還の一時繰り延べ措置の実現などを積極的に働きかけ、要望し、公債費対策に取り組んでまいり所存であります。

また歳入面では、引き続き国に対し、地方交付税の増額を初め超過負担の解消、国有提供所在市町村助成交付金の増額、同和対策事業については、特に本市のごとく大規模な対象地域を抱える自治体に対し、特別の助成措置などを要望し、極力歳入の確保を図りながら、一部の使用料について、適正な度合いにおいて応分の御負担を願うべく、深い御理解と御協力をお願い申し上げる次第です。

さて、今般御審議をお願いいたします昭和55年度予算案は、以上申し述べました現状認識のもとに、財政の安定と対応力の回復を図ることを主眼とし、限られた財源をきめ細かく効率的配分に意を配りながら、市民のための諸施策を財政事情を勘案しつつ積極的に推進してゆくよう努めたものでございます。

それでは、昭和55年度の施策の基本指標とその内容について御説明いたします。

- (1)教育環境の充実と社会教育の振興。
- (2)市民の健康の増進ときめ細かな社会福祉。
- (3)よりよい生活環境の整備。
- (4)都市施設の整備と産業の振興。を基本指標として予算案を編成いたしました結果、それぞれの予算規模は、一般会計244億7千3百万円、特別会計(4会計)48億8千65万円、企業会計(2会計)53億3千5百34万1千円、計306億8千8百99万1千円と相なった次第であります。

これを前年度と比較いたしますと一般会計10億3千5百20万円、5.3%、特別会計10億7千8百72万7千円、28.4%、企業会計4億9千72万8千円、10.2%、計26

億5百65万5千円、9.8%の増加となるものであります。

次に、基本指標に従い、順次その概要を御説明いたします。

第1の指標、「教育環境の充実と社会教育の振興」でございます。

学校教育につきましては、依然として児童生徒の増加が続く中で、その機会均等の確保と教育水準の維持向上を図るため、教育施設環境の整備に努めてまいります。まず、(仮称)池上小学校の新設でございますが、校舎の建設は54年度で完成をいたし、適正就学対策審議会の御協力をいただき校区の再編成も円滑に進み、昭和55年4月1日開校の運びとなりました。引き続き本年は、児童の体位向上のため体育館の新設に着手してまいりたいと存じます。また、国府小学校の体育館の新設、緑ヶ丘小学校、和泉中学校等の児童生徒の増加に対応いたすべく、それぞれの増改築事業を行ってまいります。

なお、別途和気小学校、北池田小学校、光明台南小学校プール新設事業など、周辺の地域開発状況による児童生徒の増加を見きわめつつ、特定財源の確定を待って予算化を予定いたし、債務負担行為に計上いたしました。また、石尾中学校のマンモス化が想定される中で、その解消を図るため分離新設の方針を立てるなど、教育施設整備の基礎的準備を始めるべく、教育施設用地取得事業費を債務負担行為に計上させていただいた次第であります。

なお、社会教育面では、市民の自主性、自発性に基ついた社会教育活動が最も必要であります。今日まで培われてきた市民の学習意欲と連帯のきずなをさらに伸展させるため、市立図書館の蔵書の充実を初め、成人大学講座、家庭学級講座などを各地域の実情に応じて開校してまいります。

このほか、伝統ある和泉市の歴史を広く市民の方々に知っていただくため、和泉市史の復刻出版もいたしたく存じます。また、あすの世代を担う青少年の健全育成につきましては、昨年、全小学校校区において校区青少年問題協議会の発足を願ってまいりましたが、本年度は同協議会の活発な活動を図ってまいり、さらに、子供たちに愛市と奉仕の精神を培うためモデル校区を設定し、「花いっぱい運動」、「奉仕活動」、「ふるさと研究」など実施することにより、青少年の健全化と地域の社会環境浄化に努めてまいりたく存じます。

一方、市民のスポーツ、体力づくりへの関心は、日を追って盛んになっておりますが、市立体育館を中心として各種スポーツ教室の振興を初めとし、地域スポーツ振興のため、体育指導員、体育連合の参画を得て各種大会の充実を図り、多くの市民参加を積極的に奨励してまいるのでございます。

第2の指標「市民の健康の増進ときめ細かな社会福祉」でございます。

近年、わが国において人口の高齢化、栄養摂取の不均衡や運動不足などに伴い、肥満、貧血、

高血圧など各種の成人病の増加が大きな問題となっています。豊かな市民生活を享受できる根本は、まず、健康の保持であります。本年より国民健康づくり地方推進事業として、各人が日常生活において栄養、運動、休養の均衡をとることの認識の向上を目指し、専門家による講演、指導の啓発活動を通じて、市民の総合的健康づくりを推進してまいります。もとより、従来から行っております各種予防接種の充実、住民結核検診、婦人の子宮ガン検診、胃集団検診、休日急病診療所の充実した運営など、市医師会を初め関係医療機関と一層緊密な連携に配慮いたし、市民の健康づくりに取り組んでまいる所存であります。一方、市立病院におきましては、全体の経営収支において依然として厳しい状態が続いており、その収支改善に一層の努力を傾注しながら、今後とも、市内唯一の公的総合病院として、地域医療の充実と市民の健康の保持に貢献してまいりたいと存じております。

次に、社会福祉面でございますが、老人、身体障害者（児）など社会経済情勢の変動の影響を最も受けやすい人々に対しては、財政状況の窮迫している中ではありますが、きめ細かい配慮を行い、心の触れ合いを基本として各種の施策を行ってまいりたいと存じます。まず、老人に対しては、老人医療費公費負担事業を初め、引き続きひとり暮らし老人に対する介護者の派遣、老人福祉電話の増設、また、寝たきりひとり暮らし老人の家庭を巡回し、看護の相談あるいは指導に当たる医療ヘルパーの派遣などを行いますとともに、老人クラブへの助成を通じ、老人クラブ会員がひとり暮らし老人、寝たきり老人の家庭を友愛訪問していただき、激励し、交流を深め、老人の生きがいを高めてまいるとともに、本年度から新たに寝たきり老人をお世話する方が、病气または冠婚葬祭などのためお世話できなくなった場合、老人ホーム等に短期間入所するに当たり、その経費を公費負担する制度……「寝たきり老人短期保護事業」を起こしたものでございます。

次に、身体障害者（児）の施策でございますが、重度心身障害者の就職は非常にむずかしく、障害者が作業に従事して生きがいを見出すことはきわめて重要なことであります。このため54年度より自主的に設置された簡易心身障害者通所授産所に、引き続き運営助成の措置を講じてまいりますほか、身体障害者（児）の障害を補うための補装具及び日常生活用具の給付、重度障害者（児）への介護者の派遣、医療費の公費負担、精神薄弱者施設収容に対する個人負担の軽減措置などを通じ、障害者の自立更生と日常生活向上の推進に努めてまいりたいと存じます。

なお、本年は、重度身体障害者（児）、心身障害者（児）への給付金を若干ながら増額措置をさせていただいております。

第3の指標、「よりよい生活環境の整備」でございます。

本市は豊かな緑に恵まれ、自然の恩恵をふんだんに享受できる自然環境にあり、この環境を大切に、"住んでよかった和泉市"、"住みたくなる和泉市"をモットーに、魅力ある町づくり

を進めてまいらねばなりません。

まず、地域社会における快適な健康づくりの場としての公園、緑地の整備につきましては、引き続き光明池公園、光明池緑地、肥子池公園、忠岡池公園などの施設整備に所要の措置を講じ、本年より大阪府住宅供給公社による和泉4団地開発事業の進展に伴ない、周辺地域と新市街地の連係を図る緑道の整備に着手いたしてまいるのでございます。

次に、市民の生命と財産を守るための施策として、防火水槽の増設、小型動力ポンプ積載車など機械整備の充実を図り、消防活動体制の強化に努めるとともに、河川、水路、ため池の改修、また、各所の浸水対策につき意を配りながら、将来に向けての抜本的対策として、南大阪沿岸流域下水道の促進、公共下水道小田第2幹線、都市下水路府中北幹線の整備などを積極的に進めてまいるのでございます。

一方、上水の安定給水の確保は、健康で文化的な生活を維持する上において不可欠のものでございます。本市の上水道事業は、ようやく本年で不良債務解消の見込みであり、事業面では、赤水や出水不良をなくし、より安定した給水を確保するため、配水管及び各施設の維持改善など施設整備事業を中心に進めてまいりたいと存じます。

また、市民の安全性、利便性確保のための施策として、黒鳥観音寺線外一線に対する歩道の設置と、危険な箇所には道路表示・交通標識などの整備を行ない、公安委員に対し信号機の設置を要請するなど歩行者の安全と交通事故防止に努めてまいります。さらに、駅前自転車駐車場につきましては、昨年は和泉府中駅に設置をいたし好評をいただいておりますが、本年は信太山駅、北信太駅にも設置すべく、関係機関と協議を進めてまいるのであります。また、本年より市民の印鑑登録制度を改正いたし、委任状あるいは代理人選任届がなくとも交付できるよう簡素化を行いたいと存じます。

なお、広大な市域を抱える本市の実態から見て、以前から要請をいただいておりますサービスセンターの設置については調査費を計上いたし、事業の方向づけを行うため検討を重ねてまいりたいと存じます。

国民健康保険事業については、本年度も老人医療を初めとする医療費の自然増、医療内容の向上、医療機関の増加などによる保険給付の増額は避けられず、給付内容の改善を図るとともに、相互扶助、共済の理念に基づき賦課方式の変便など、一定の改定をお願いいたしたく存ずる次第であります。

さらに、同和対策事業は改良事業を中心とし、住宅、道路、公園などの整備事業を年次計画に基づき行ってまいりますとともに、各種の諸対策に力を注いでまいります。また、国に対し同和対策特別措置法延長時における附帯決議の実現を強く要求し、地方財政上の負担の軽減を求めつ

つ、行政の主体性をもって、市民各位の合意と一層の理解が深められるよう努力してまいりたいと存じます。

第4の指標、「都市施設の整備と産業の振興」でございます。

本市は、大阪都市圏から20キロメートル圏域に入り、都市部への通勤には至便な立地条件に位置するところから、依然として人口増加基調は続くものと予測され、都市的機能を整備しつつ、市民生活の安全性を確保してまいりたいと存じます。まず、日常生活に直結した生活道路の整備に意を注ぎ、引き続き地域幹線街路であります和泉府中北通線、泉大津阪本線のほか、唐国池田線、上代伏屋線などの整備を行いますとともに、都市機能の効率化を目指す広域的な幹線街路の整備の観点から、大阪岸和田南海線、外環状線、泉州山手線、近畿自動車道などの整備促進を関係機関に強く要請してまいります。さらに、第2阪和国道につきましては、議会の皆様方と地元住民の方々の御協力をいただき、用地取得も順調に進み、本年より築造工事に入り、56年度より供用開始のできる見込であります。

次に、農業振興施策につきましては、大都市近郊農業としての特性を生かし、農業の生産基盤の整備と発展を図るため、引き続き横山地区における第2次農業構造改善事業のほか、農免道路の整備、園芸団地整備事業あるいは農道、水路、老朽ため池補修事業などの各種事業を積極的にを行い、農業の近代化、生産性の向上、自立経営農家の育成に努めてまいります。

なお、横山西地区の農業構造改善事業は本年で完成いたす見込みであり、新たに将来の農業振興のあり方、都市近郊農家の位置づけなどを調査、研究する目的で地域農政推進活動事業を起こし、今後の農業基盤整備の基本的方向を検討してまいりたいと存じます。

商工行政でございますが、繊維工業実態は、いずれも経営基盤の脆弱な小規模企業が多く、加えて、現下の厳しい社会経済情勢の中にあつて特定不況地域の指定を受けるなど、深刻な情勢下にあります。このため市商工会と相互緊密な協力のもとに、商工専門相談員による経営の指導、改善、融資対策などのほか、各般のきめ細かい施策を講じてまいります。

なお、本年は地元産業の伸展と宣伝を兼ね、同じ郷土に根ざした産業が一体となった「和泉市産業まつり」を行うべく、関係諸団体と協議を重ねてまいりたいと存じております。また、市におきましても、本年は市制施行25周年に当たり、ささやかながらも記念式典を行いたく、所要の措置をいたしたものでございます。

最後に、豊かな都市づくりへの鍵であり、本市の将来の望ましい都市形成と都市基盤の充実を図る和泉中央丘陵整備事業につきましては、昨年度におきまして議会の御審議を賜り特別会計を設け、地元住民には回を重ねた説明会を持ち、計画の全貌とその趣旨を御説明申し上げ、地域において対策委員会などを設置していただき、地元の理解と合意を得るべく進めてまいりました。

ございます。本年はさらに用地集約に向けて、より具体的な条件も含め対策委員会を通じ地元交渉に入りたいと存じます。あわせて農業対策のきめ細かな調査、周辺地域との調和のとれた土地利用計画の策定、都市計画手続に向けての調査など、一連の諸準備を図ってまいりたいと存じます。何とぞ議会の皆様方の御支援、御協力をいただき、これが完成に向けて邁進いたしたいと存じます。

以上、今回御提案申し上げました予算案の内容と今後の市政運営の基本的考え方を申し述べましたが、本予算案は、体質的にはきわめて硬直化した財政状況のもとにあって、限られた財源の効率的配分に創意と工夫をこらし、財政の健全化と市民福祉の向上を目指し精いっぱい努力をいたしました。80年代は、“不透明の時代”、“不確実性の時代”などと社会経済情勢が表現されています折から、昭和55年度も幾多の困難な課題が山積し、厳しい試練に直面するものと存じます。いまこそこれらの苦難を克服し、12万市民の信託にこたえるため渾身の努力を傾注し、全職員一丸となってこの難局に臨む決意でございます。何とぞ議員各位の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます次第であります。

- 議長（池辺秀夫君） 昭和55年度市政方針要旨の説明が終わりました。

先ほど一括上程いたしました諸議案の説明を順を追って願います。まず、教育委員会所管の諸議案より説明を願います。

- 教育次長（平野誠蔵君） ただいま御上程をいただきました教育委員会関係諸議案につきまして、提案の理由並びに内容について順次御説明申し上げます。まず、議案第12号「青年学級の開設について」を御説明申し上げます。議案書1ページでございます。

本件は、昭和55年度において開設しようとする青年学級を決定するについて、青年学級振興法第5条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

開設の内容といたしましては、勤労青年を対象といたします青年学級は、昭和55年度においては、和泉青年学級、北池田青年学級、南池田青年学級、横山青年学級を予定し、4月1日から翌年3月31日にかけての開設期間といたしております。

開設の場所は、市民会館、北池田小学校、南池田公民館、槇尾中学校とし、学習内容は一般教養と家事。学習時間は、各学級とも年間を通じ一人百時間以上を計画いたしております。

次に、議案第16号「和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について」を御説明申し上げます。議案書15ページでございます。

議会皆様方の御支援、御指導と地元関係各位の御協力をいただき進めてまいりました（仮称）池上小学校の建設は予定どおり工事も進み、就学区域につきましても、適正就学対策審議会の御審議、御答申に基づき決定し、来る4月に無事開校の運びとなりましたので、ここに小中学校設

置条例の一部改正案を御提案申し上げます。

条例改正の内容は、新校の名称を和泉市立池上小学校、所在地は和泉市池上町393番地の1と定め、条例第1条中和泉市立伯太小学校の次に加えるものであります。

なお、附則といたしまして、改正条例は、昭和55年4月1日より施行いたしたく存じます。

本校は、敷地面積1万9千9百92平米、建築面積4千5百42平米、普通教室25、特別教室4教室を保有し、本市18番目の小学校として、18学級、児童数6百40名をもって発足する運びであります。

以上、簡単でございますが、2議案についての説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、市長公室所管の関係の説明を願います。

○ 参与（西川喜久君） それでは、ただいま御上程をいただきました市長公室関係の3議案について、まず、3ページの議案第13号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

近時の社会経済の諸情勢並びに近隣都市の状況を勘案し、また、昭和49年より据え置いていることにかんがみ、特別職の職員で非常勤である各行政委員会の委員及び附属機関の委員等の報酬額を引き上げたく、本条例を御提案申し上げた次第でございます。

その内容につきましては、まず、条例第2条第3項には、臨時又は非常勤の嘱託員及びそれに準ずるものの報酬月額を定めてございますが、「月額12万円を超えない範囲内」とあるのを、「月額12万5千円を超えない範囲内に改めようとするものでございます。

また、別表の報酬額を教育委員会委員長月額5万5千円とあるものを月額6万6千円に、教育委員会委員月額4万7千円とあるものを月額5万7千円に、市議会議員の中から選任された監査委員月額1万5千円を月額1万8千円に、知識経験を有する者の中から選任された監査委員月額4万7千円を月額5万7千円に、選挙管理委員会委員長年額13万5千円を年額19万1千円に、選挙管理委員会委員年額7万円を年額9万9千円に、公平委員会委員長年額5万円を年額7万1千円に、公平委員会委員年額4万円を年額5万7千円に、農業委員会会長年額10万円を年額14万2千円に、農業委員会副会長を新しく設置して年額9万5千円とし、同委員年額6万円を年額8万5千円に、固定資産評価審査委員会委員年額2万5千円を年額3万5千円に、附属機関の委員月額3千円を月額4千円に、社会教育委員月額3千5百円を月額5千円に、選挙長一選挙ごとに、6千円を9千円に、投票票管理者月額5千円を月額7千円に、投票票立会人月額4千5百円を月額6千5百円に、選挙立会人月額4千5百円を月額6千5百円に、地方自治法第百82条による補充員月額5千円を月額7千円にそれぞれ改めようとするものでございます。

なお、この条例は、来る昭和55年4月1日より適用いたしたく存じておる次第でございます。
次に、8ページの議案第14号「和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について」説明申し上げます。

近時における社会経済の推移にかんがみ、地方自治法第2百7条の規定による出頭人、すなわち議会の出頭請求による出頭、監査委員の出頭請求に応じこの出頭人等に支給いたします実費用弁償額を改定する必要があると存じますので、この条例案を御提案申し上げる次第でございます。

改正の内容は、前述の規定により出頭いたしました出頭人に対しまして、その実費を弁償するため日額2千円を支給することになっておりましたものを、日額3千円に改めようとするものでございます。

なお、この条例は、来る昭和55年4月1日より適用いたしたく存じておる次第でございます。
次に、11ページの議案第15号「和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の御説明を申し上げます。

消防団員の報酬につきましては、昭和49年より据え置いておまして、社会経済の諸情勢を勘案し、報酬額の改定をいたしたく、御提案申し上げる次第でございます。

内容につきましては、まず、条例第12条第1項に団員の報酬年額を定めてございますが、団長年額5万円とあるものを年額7万1千円に、副団長年額3万円を4万3千円に、分団長年額2万円を2万8千円に、副分団長年額1万5千円を2万1千円に、部長年額1万2千円を1万7千円に、班長年額1万1千円を1万6千円に、団員年額8千円を1万1千円に改めようとするものでございます。

また、同条例第13条第1項の団員が水害、火災、警戒、訓練等に従事する場合、費用弁償として一回につき4百50円と定めてございますが、これを8百円に改めるものでございます。

なお、この条例は、来る昭和55年4月1日より適用いたしたく存じておる次第でございます。
以上、よろしく御審議を賜りまして、原案どおり御可決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 続いて、建設部所管の議案の説明を願います。

○ 建設部長（森保君） ただいま御提案いただきました18ページの議案第17号「和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、和泉市道路占用料条例第2条別表に定める占用料の改正でございまして、近年の物価の高騰、その他経済情勢、近隣各市の状況等に照らし、昭和52年度の改正以来3年間据え置いた関係上、今回、改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、17号参考資料のとおり、電柱一本7百円を千円に、電らんの地

中管路が一孔のもの1メートル当たり百円を百20円に、地下埋設物、地上工作物等、それぞれ一定の額の改正を御提案いたしました。今回の直上げ幅は、平均46.15%でございます。

なお、昭和53年度決算によりますと、占用料の歳入合計額のうち電柱占用料の占める割合は77.87%で、電らん占用料は18.5%でございます。その他占用料が3.6%でございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の御説明にかえさせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 続いて、産衛部の議案の説明を願います。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） それでは、ただいま御上程いただきました22ページ、議案第18号「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由及びその内容について御説明申し上げます。

まず、廃棄物処理手数料のうち一般家庭を対象とした手数料は、昭和52年度及び昭和54年度に一部改正が行われてまいりましたが、商店、事業所等を対象とした従量制料金につきましては、昭和52年度以降据え置いてきたものであります。昨年来の石油事情による運送経費の増大、諸経費の年次的増高並びに近隣都市におけるこれら手数料の実態の上に立って、処理手数料の引き上げを検討してまいったものでございます。

しかし、昨年に続く市民負担の増加を考えると、苦しい財政事情ではございますが、一般家庭から排出されるじんあいの収集料金につきましては、増額分の55円を含め、1戸1カ月当たり平たん部で5百20円、山間部で5百50円を一般会計予算の委託料で計上し、従前どおり、市において全額負担することといたしております。

ふん尿処理につきましては、まことに心苦しいことではございますが、一人1カ月の増額分300円のうち20円を市民負担でお願い申し上げ、処理手数料全体といたしましては、1人1カ月につき2百25円を2百55円の料金に改め、市民負担20円に改正をお願いしようとするものでございます。

なお、山間部に対しましては、従前どおり、市費負担により30円を加算してまいりたいと考えております。

次に、じんあい、ふん尿の従量制料金につきましては、一般家庭の引き上げ率に準じて改正をお願いしたいと考えております。それでは、24ページの参考資料新旧対照表により御説明申し上げます。

別表中、一般廃棄物の種類のふん尿につきましては、普通便そう1人1カ月につき2百20円を2百40円に、特殊の欄におきましては、水使用を必要とするもの一そう1カ月につき普通

手数料に 2 百 3 0 円を加算した額、とあるを 2 百 6 0 円に、一般家庭で便所が 2 以上あるものにつきましてはそのまま据え置き、雨水、地下水等の浸入するもの 1 0 リットルにつき 3 7 円とあるを 4 2 円に、臨時の欄の便所改造、廃止その他の理由で占有者の申出により臨時に処理するもの 1 0 リットルにつき 3 7 円とある 4 2 円に、1 回に対する料金はそのまま据え置くことといたしております。

従量制の事業所等人員によって算定し難いもの、限度の不明確な水使用を必要とするもの 1 0 リットルにつき 3 7 円とあるを 4 2 円に改めようとするものでございます。

次に、ごみにつきましては、一般家庭から排出される分の処理費は委託料として清掃費で計上いたしており、本条例では、従量制の欄につきましては、一般家庭以外の事業所等から排出されるものの継続処理 4 5 リットル（ポリ容器標準）一ぱいにつき 6 0 円とあるを 7 0 円に、週 2 回以上 1 回増すごとに 3 0 円増は据え置くこととし、臨時の欄の多量の廃棄物を臨時的に収集、運搬及び処分するもの 2 トン車一台につき 4 千 5 百円とあるを 5 千円に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行することといたしており、改正後の条例別表の規定は、昭和 5 5 年 4 月 1 日以降の処理に係る手数料について適用することといたしております。

以上が、本条例改正をお願い申し上げます内容でございます。本業務は、市民の日常生活に大きく直結したものであることにかんがみ、委託業者に対する徹底した指導と協力を求めまして、廃棄物処理の適正化と市民サービスの向上に努めてまいり所存でございますので、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、市民部所管の議案の説明を願います。
- 市民部長（富田宏之君） ただいま御上程をいただきました議案第 1 9 号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。2 5 ページでございます。

市民の医療に対する需要増加、医療設備の充実等によりまして、医療費は年々増高を続けております。国民健康保険料につきましても、これがため年々高率、高額化し、その負担に大きな格差が生じ、公平を欠く面も多々見受けられるようになってまいりましたので、いま一度国保の原点に立ち戻り、被保険者の方々に能力に応じた保険料の負担をお願いすべく、賦課方式の変更並びに賦課限度額の改定を行い、負担の公平を図るものでございます。また、給付面につきましては、最近の経済情勢等を勘案し、助産費、葬祭費の改善を図りたく御提案申し上げます次第でございます。以下、その内容につきまして御説明申し上げます。

第6条の2でございますが、現在、被保険者が出産いたしましたとき、助産費として5万円を支給しておりますが、これを6万円に改定し、給付の改善を図るものでございます。

次に、第7条でございますが、被保険者が死亡したとき、葬祭費として1万5千円を支給しておりますが、これを2万円に改定し、給付の改善を図るものでございます。

次に、第14条でございますが、現在、国民健康保険料の賦課限度額を19万円と定めておりますが、これを22万5千円に改定し、負担の公平を図るものでございます。

なお、地方税法による限度額は現在、22万円でございますが、55年度は24万円に改定される予定でございます。

次に、第15条でございますが、国民健康保険料は現在、被保険者または世帯が平等に負担する均等割と平等割、経済的負担能力に応じて負担する所得割と資産割に区分して賦課いたしております。本条は、このうち所得割の算定につき規定いたしておるもので、現在は、前年度の市民税額をその算定の基礎といたしております。

しかし、最近のように医療費の増高が著しくなっておりますと、現行方式では保険料が高率化し、被保険者間の負担格差が大きく生ずることになりますので、所得割の算定を地方税法第7百3条の4に規定されております総所得金額、すなわち旧ただし書き所得に改定させていただき、被保険者間の負担の公平を図るものでございます。

続きまして、第17条でございますが、本条は、ただいま御説明申し上げました国民健康保険料の所得割額の算定基礎を市民税額から総所得金額に変更することに伴い所要の改正を加えるもので、保険率の算定の基礎を市民税額から控除後の総所得金額及び山林所得金額の合計額に、保険料率を決定する場合の小数点以下の端数整理を第2位から第3位に変更するものでございます。

次に、第23条の2でございますが、現在、国民健康保険料の督促手数料につきましては、督促状一通につき30円を徴収しておりますが、これを市民税と同称、50円に改定させていただくものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行させていただき存じておりますが、第6条の2及び第7条の規定は、昭和55年4月1日以降の出産並びに死亡から適用し、第14条、第15条、第17条及び第23条の2の規定につきましては、昭和55年度の保険料から適用いたすものでございます。

また税法では、土地建物等長期及び短期の譲渡所得、みなし法人課税による所得等につきましては総所得金額から分離して課税し、その上特別控除をも認めておりますが、国民健康保険料につきましては、これらを認めず賦課いたすものでございます。

以上、簡単でございますが、和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましての提案の理由並びに内容の説明を終わります。

なお、新旧対照表を30ページ以降に添付してございますので御高覧賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池田秀夫君） ここでお昼のため暫時休憩いたします。（午前11時53分休憩）

(午後1時18分再開)

- 議長(池辺秀夫君) 午前中に引き続き会議を開きます。

それでは、予算説明に入ります。まず、一般会計予算から、特別会計を引継いで説明願います。

- 財務部長(麻生和義君) 御上程いただきました議案のうち、一般会計及び特別会計予算について御説明申し上げたいと存じます。

まず、議案第5号「昭和55年度一般会計予算」につきまして御説明申し上げます。

初めに、国家予算の編成基調を見ますと、引き続き厳しい財政状況のもとで、社会情勢の推移に適切に対応しつつ、財政健全化を促進することを目途に経費全般について徹底した節減、合理化を行うという抑制基調のもとで、限られた財源の重点配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある財政運営を行うことを基本としております。

本市財政は、国の各般の政策からくる影響を敏感に受けとめるものでございますので、国の編成基調並びに今後の経済情勢を十分に配慮いたしますとともに、先刻市長が申し述べました市政方針に基づき、財政状況を勘案し、編成を行った次第でございます。

本年度編成いたしました一般会計の歳入歳出予算は、2百4億7千3百万円と相なっております。前年度当初に比較いたしますと、10億3千5百20万円、5.3%の増加と相なっております。

予算書に基づきまして概要の御説明を申し上げたいと存じます。まず、予算書の1ページ、一般会計予算から始めさせていただきます。

第1条でございますが、歳入歳出予算は2百4億7千3百万円と定めるもので、この予算の款、項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。それぞれの内容につきましては、後ほど、事項別明細書により説明を申し上げたいと存じます。

第2条につきましては、債務負担行為でございます。債務を負担することができる限度額等を定めるもので、学校及び改良住宅建設事業並びに用地取得事業費など合計47億7千8百41万9千円の計上をございまして、期間、限度額は第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債の事業目的、借り入れ限度額等を定めるもので、その内訳明細書は第3表のとおりをございまして、総額11億6千6百3万3千円を計上いたしました次第でございます。

第4条は、財政調整資金としての一時借入金の最高限度額を定めるもので、50億円計上いたしてございます。

第5条につきましては、歳出予算の各項の経費を流用できるように定めるもので、職員の給与費を対象としております。

以上が、一般会計の予算でございます。

引き続きまして、一般会計の歳入歳出予算の事項別明細書によりその内容について御説明申し上げたいと存じます。予算費の39ページでございます。

まず、議会費でございますが、議員各位の報酬、諸手当及び共済費等の議会運営費、それに事務局費等を合わせまして、2億1千61万1千円を計上いたした次第でございます。

次に、総務費でございます。総務管理費の一般管理費につきましては、職員の給与費、秘書費の渉外関係費、庁舎及び人事管理経費など一般管理経費、さらに、市制以来25周年を迎えますので、記念行事を行いたく所要の経費を含めまして、6億9千95万3千円を計上しております。

次に、文書費でございますが、市例規集及び議案書作成並びに庁内一般文書管理経費として、1千4百54万8千円計上いたしております。

広報広聴費につきましては、広報「いずみ」の発行経費、各種広報活動費、市勢要覧を作成いたします経費並びに広聴市民相談費として、1千5百8万3千円を計上いたしてございます。

次に、財務会計管理費でございますが、予算執行管理経費、出納事務及び決算事務経費等として、5百2万3千円を計上いたしております。

財産管理費につきましては、市有財産の維持管理経費、公共施設の敷地賃借料及び財産評価審査委員会経費並びに車両関係経費といたしまして、5千6百6万6千円を計上いたしました。

次に、企画費でございますが、行政事務管理経費、サービスセンター設置調査費、施策推進費といたしまして、2百23万3千円を計上いたしました。

公平委員会につきましては、委員会の運営経費といたしまして、65万9千円計上いたしたものでございます。

交通安全対策費でございますが、交通モラルの啓蒙に要する経費、和泉府中駅前自転車駐車場管理委託料などを含めまして、1千5百73万5千円を計上いたしてございます。

次に、交通傷害補償費でございますが、市民交通傷害補償費として、5百69万円を計上したものでございます。交通安全施設費につきましては、歩道及び防護さくの設置、国鉄信太山・北信太駅前自転車駐車場設置費等として、3千4百38万円を計上いたしたものでございます。

次に、公害対策費であります。公害観測運営経費、事務経費として、4百12万8千円計上いたしております。

続きまして、諸費でございますが、防犯活動、町会及び人権擁護関係、市の「産業まつり」の所要経費、市税の選誤納金の還付金として、合わせまして3千2百26万円計上いたしております。

次に、徴税費でございますが、税務総務費につきましては、職員の給与費を初め固定資産評価審査委員会費、農地課税審議会並びに特別土地保有税関係審議会の各運営経費合わせまして、3億7千9百38万円を計上したものでございます。

賦課費につきましては、市民税、固定資産税及び諸税の賦課事務に要する費用といたしまして、3千8百47万8千円を計上いたしました。

徴収費につきましては、市民税、固定資産税及びその他の諸税の徴収事務に要する費用といたしまして、7千3百17万円を計上いたしましたものでございます。

次に、戸籍住民基本台帳費でございますが、関係職員の給与費、戸籍及び諸証明事務経費、住居表示整備経費を含めまして、1億4千9百59万9千円を計上いたしております。

次に、選挙費につきましては、選挙管理委員会費、本年7月に予定されております参議院議員選挙、本年9月に予定されております市議会議員選挙のそれぞれに要する費用を含めまして、5千7百79万6千円を計上いたしております。

続きまして、70ページの統計調査費につきましては、国勢調査を初め各種統計調査の経費として、4千2百5万6千円を計上いたしております。

監査委員費につきましては、1千5百74万円の計上でございます。

次に、同和対策費でございます。職員の給与費、和泉支部助成金、大阪府同和事業促進協議会助成金を含む同和対策総務費並びに同和対策促進費並びに同和更生資金の運営費を含めまして、1億44万5千円の計上でございます。

隣保館費につきましては、解放総合センター及び幸、王子両会館の人件費、運営経費といたしまして、1億5千6百20万1千円の計上をいたしてございます。

以上が総務費でございます。総額17億7千8百98万4千円と相なる次第でございます。

続きまして、79ページの民生費でございます。

社会福祉費につきましては、社会福祉総務費で1億6千2百59万6千円、民生児童委員費で4百12万円、身体障害者解放会館の運営費を含みます身体障害者福祉費で1億1千47万3千円、精神薄弱者福祉費3千5百63万8千円、各種老人対策扶助費に要する老人福祉費1億4千8百7万9千円、老人解放センターの人件費、運営費で7千80万9千円、老人医療助成費で5億9千2百43万1千円、国民年金費11億2千4百42万8千円、共同浴場運営費1千2百5万2千円、日雇い健康保険費1万5千円とそれぞれ計上いたしております。

次に、児童福祉費でございます。児童福祉総務費につきましては、関係職員の給与費、助産施設扶助費として18億6千2百8万2千円、児童手当の扶助費に係ります児童措置費につきましては、1億9千4百29万円の計上でございます。

保育所費につきましては、人件費、運営管理費及び園舎等の補修費を含めまして15億6千6百42万円の計上と相なっております。

次に、母子寮費は1千42万1千円、児童遊園管理費2百61万7千円、母子福祉費63万円、児童扶養手当費15万円のそれぞれの計上でございます。

次に、生活保護費でございますが、この経費につきましては、人件費、生活保護家庭の見舞金など扶助費を含めまして、18億1千5百75万円の計上と相なっております。

次に、災害救助費につきましては、百95万円の計上となっておりますが、有事の際には適切な措置をとる所存でございます。

以上が民生費でございます。

続きまして、百5ページの衛生費でございますが、予防衛生費の予防衛生総務費につきましては、人件費、病院事業補助金及び、貸付金、また、国民健康づくりに要する費用、さらに、妊産婦対策の扶助費も含めまして、6億3千6百23万8千円計上いたしております。

予防費につきましては、結核、成人病、各種予防接種費、診療所及び休日急病診療所の各運営費合わせまして、1億1千5百85万8千円の計上となっております。

環境衛生費の環境衛生総務費でございますが、人件費、そ族昆虫駆除費、環境衛生費等を合わせまして、1億4千2百91万8千円の計上であります。

伝染病予防対策費は、2百49万2千円の計上をいたしております。

清掃費につきましては、泉北環境整備施設組合分担金として、4億4百万円計上いたしました。塵芥処理費につきましては、不燃性塵芥処理経費及びし尿処理くみ取り経費等を合わせて、3億1千55万円の計上でございます。

墓地管理費につきましては、4千71万1千円でございます。

上水道費につきましては、泉北水道企業団及び本市水道補助金として、合わせまして2千4百22万円計上いたしましたものでございます。

以上が衛生費でございます。

続きまして、百17ページの労働費でございますが、失業対策関連経費として、総額8千25万円の計上をいたしました。

次に、農林水産業費でございます。農業費につきましては、農業委員会費で2千2百46万9千円、農業総務費5千53万円、農業構造改善事業と地域農政特別対策事業等の経費であります。農業振興費につきましては2億2千4百9万7千円、家畜診療等に要する経費の畜産業費は3百19万6千円、水路、ため池、土地改良調整事業、市単独土地改良、農免道路、老朽ため池事業のそれぞれの経費であります。農地費につきましては、5千13万4千円の計上でございます。

次に、林業費につきましては、林業関係の事務経費及び林道の整備事業費として、1千2百57万7千円の計上でございます。

以上が農林水産業費でございます。

次に、百27ページの商工費でございます。商工総務費は、人件費、計量器検査、自動車、各種技能習得及び事業費でございます。6千3百25万円。商工振興費につきましては1千3百25万6千円、雇用対策費につきましては、勤労青少年ホーム運営費を含めまして2千4百96万円。金融対策費6千83万9千円であります。

以上が商工費でございます。

次に、百35ページの土木費でございます。まず土木管理費は、1億2千8百82万5千円の計上でございます。道路橋梁費でございますが、道路橋梁総務費につきましては、人件費3千70万8千円、道路維持費につきましては、市内一円の道路の一般維持費のほか、市道掘削に伴う路面復旧受託事業費等といたしまして1億2千8百32万3千円、道路橋梁新設改良費につきましては、唐国池田線道路改良費として7百22万円、環境改善施設整備事業費として1億6千4百91万9千円、また、防衛施設周辺整備事業費として5千8百53万5千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、河川水路費でございますが、河川一般維持管理として3百64万5千円、東松尾川河川改修事業費1千2百34万9千円、南面利川河川改修事業費8百10万円、及び水路費につきましては、市内一般水路改修費並びに鳥池排水路改修事業費として、7千6百16万6千円を計上いたしました。

次に、都市計画費でございます。都市計画総務費につきましては、人件費として2千9百59万7千円、都市計画審議委員報酬として12万8千円、公共用地先行取得事業特別会計繰り出し金及び一般事務費として、3千2百73万9千円をそれぞれ計上いたしました。

また、公園費につきましては、既設公園の管理費、肥子池、忠岡池、旭、光明池、王子東、自然公園、光明池緑地のそれぞれの整備事業費、管理費として、3億3千5百90万3千円を計上いたしました。

次に、街路事業費でございますが、街路の一般管理費及び和泉府中北通線、泉大津阪本線、府中今福歩行者用街路事業費として、3億99百82万円それぞれ計上いたしております。

また、下水道総務費につきましては、公共下水道事業特別会計繰入金、菱池水道事業の償還金等の経費として、2億1千7百4万6千円を計上いたしております。

浸水対策費につきましては、市街地排水路整備事業として葛の葉西排水路、伏屋幹線排水路の整備として5千8百84万円、山の谷排水路整備費として、1千5百万円をそれぞれ計上いたし

ております。

地域整備調査費は22万円、開発費は81万9千円でございます。都市下水道費は、府中北幹線整備事業費1億2千9百万円でございます。

次に、住宅費でございますが、住宅管理費4千3百42万4千円、住宅建設費といたしまして、改良住宅建設事業費20億5千8百96万6千円を計上しております。

以上が土木費でございます。

続きまして、百65ページの消防費でございます。常備消防費につきましては4億3千2百34万7千円、非常備消防費3千28万7千円、消防施設整備費につきましては、消火栓の新設、小型動力ポンプ積載車の購入費として、2千17万円をそれぞれ計上しております。水防費は、34万円でございます。

以上が消防費でございます。

続きまして、百71ページの教育費でございます。まず、教育総務費の教育委員会費につきましては、教育委員各位の報酬を初め委員会の運営経費といたしまして3百84万1千円、事務局費といたしましては、職員の給与費並びに事務局運営経費といたしまして1億6千9百66万8千円、教育指導費につきましては、指導主事関係経費を初め、市内小中学校在校の心身障害児の就学の手助けをするべく、本年度より養護学級助員の配置、府立養護学校通学児童生徒用自動車借り上げ料等といたしまして2千7百72万7千円、教育研究所経費として38万7千円、同和教育指導費につきましては、就学奨励費を初め同和教育推進関係経費といたしまして、5千9百38万9千円をそれぞれ計上いたしてございます。

次に、小学校費でございます。学校管理費につきましては、校務員及び給食調理員の給与費のほか、学校運営管理費及び校舎の維持補修費金合わせまして5億5千32万9千円、学校保健費につきましては、児童の健康管理及び給食費として1億3千8百36万6千円、教育振興費につきましては、教材設備費を初め要保護・準要保護児童の就学奨励扶助費並びに養護学級経費として、5千2百14万1千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、学校建設費につきましては、池上小学校整備事業費1億1千6百12万円、緑ヶ丘小学校増築事業費3千30万円、国府小学校体育館増改築事業費1億2千4百6万2千円、光明台南小学校整備事業費1億6千85万7千円、鶴山台南小学校増築事業費6千2百71万3千円、幸小学校既設校舎改装事業費3百万円をそれぞれ計上いたした次第でございます。

次に、中学校費でございます。まず、学校管理費につきましては、校務員及び給食調理員の給与費のほか、学校の運営管理費及び校舎の維持補修費として2億7千2百91万9千円、学校保健費につきましては、生徒の健康管理及び給食費として5千5百9万5千円、教育振興費につき

ましては、教材設備費を初め要保護準要保護生徒の就学奨励扶助費、養護学級経費並びに遠距離通学費扶助費として、4千5百49万2千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、学校建設費につきましては、和泉中学校改築事業費1億26万5千円、光明台中学校整備事業費1億6千97万1千円を計上いたしてございます。

次に、幼稚園費でございます。幼稚園管理費につきましては、職員の給与費を初め、一般管理運営経費並びに園舎維持補修費として2億7千7百48万円、幼稚園保健費につきましては、園児の健康管理経費として、2百48万5千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、社会教育費でございますが、社会教育総務費につきましては、関係職員の給与費を初め社会教育委員会の運営経費、家庭教育学級及び成人大学の各講座並びに文化祭運営経費として6千7万円を計上いたしました。青少年対策費につきましては、青年学級、青少年問題協議会及び指導員関係経費、子供会、留守家庭児童会運営経費並びに青少年ルーム運営経費として、2千5百52万6千円を計上いたしました。また、各種社会教育施設の運営経費でございますが、公民館の運営経費として2百86万5千円、市民会館費6百66万7千円、青年の家費百26万9千円をそれぞれ計上いたしてございます。

幸青少年センター費につきましては、職員の給与費を初め、青少年活動の一環として各種講座並びに運営経費として、7千4百88万3千円を計上いたしました。

文化財保護費につきましては、府中遺跡群発掘調査事務費等として、8百73万円計上いたしました。

図書館費につきましては、職員の給与費を初め運営経費として、7千4百29万7千円を計上いたしましたのでございます。

次に、保健体育費につきましては、職員の給与費及び各種体育大会の経費並びに体育施設費として、市民グラウンド、市民体育館及び市民プールの維持管理運営経費として3千9百22万円を計上いたしました。

以上が教育費でございます。

次に、災害復旧費につきましては、4千2百7万8千円を計上いたしてございます。これは、昭和54年度に発生いたしました災害の復旧工事費でございます。55年度において国、府補助対象事業として措置いたしましたものでございます。

次に、公債費につきましては、前年度以前に借りました市債の元利償還金並びに一時借入金の子利等といたしまして28億7千4百7万7千円を計上いたしました。

諸支出金につきましては、土地開発公社への貸付金並びに災害援護資金貸付金及び一部事務組合に係る地方交付税の配分金といたしまして2億2千9百32万1千円を計上いたしました。

最後に、緊急または不測の経費に充当いたすべく、予備費として5千万円を計上いたしてございます。

以上が歳出の事項でございまして、総額2億4千7百3万円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これら歳出予算に充当いたすべき歳入予算について御説明申し上げます。事項別明細書の3ページでございます。

まず初めに、市税でございますが、前年度決算見込み額等を勘案いたしまして、5億9千3百3万1千円を計上いたしました。

次に、地方譲与税1億2千7百30万円、自動車取得税交付金1億6千2百40万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金1億1千1百万円、地方交付税4億6百万円、交通安全対策特別交付金2千2百50万円につきましては、それぞれ前年度実績等を勘案し、さらに、伸び率等を勘案いたしましてそれぞれ計上いたしました。

次に、分担金及び負担金につきましては、4億7千5百87万1千円を計上いたしてございますが、分担金につきましては、農林施設整備事業及び災害復旧事業施行による受益者分担金といたしまして、1千6百58万4千円を計上いたしてございます。負担金につきましては、精神薄弱者並びに老人福祉施設収容者負担金、保育所措置費負担金につきましては、前年度国基準を勘案し、見込み額を算定し計上いたしてございます。その他農林水産業費負担金、都市計画費負担金及び日本学校安全会負担金等として、4億5千9百28万7千円を計上いたしましたものでございます。

次に、使用料及び手数料でございまして、使用料につきましては、各種行政財産の使用料に係るものでございまして、2億2千9百19万9千円を計上いたしました。手数料につきましては、戸籍住民基本台帳の手数料等といたしまして、4千2百75万6千円を計上いたしました。

次に、国庫支出金45億6千5百23万6千円及び府支出金14億8百60万4千円を計上いたしてございますが、これらはいずれも歳出予算の経費と関連いたすものでございまして、現行基準に従いまして、前年度実績等を勘案しそれぞれ計上いたしました次第でございます。

次に、財産収入につきましては、6百10万円計上いたしてございます。この主なものといたしましては、市有地貸し付け収入及び同和更生貸付基金利子収入でございます。

寄附金につきましては、一般寄附金として3千万円。

繰入金につきましては、用品調達基金から百万円繰り入れるべく措置いたしたものでございます。

次に、諸収入でございまして、21億7千5百65万円を計上いたしてございます。その主なものは、病院事業貸付金元金収入2億3百万円、診療所貸付金元金収入2千百万円、開発公社貸

付金元金収入9千万円、市道掘削による復旧受託事業収入2千万円、国民年金印紙収入10億4千2百34万5千円、過年度収入3億9千3百99万7千円、開発事業収入5千5百万円でございます。

最後に、市債でございますが、11億6千6百3万3千円を計上いたしてございます。これは、歳出予算の事業と関連いたしまして、適債事業に対し充当率等を勘案いたしましてそれぞれ計上したものでございます。

以上が歳入予算の事項でございますが、総額2百4億7千3百万円と相なる次第でございます。以上が昭和55年度一般会計予算の内容でございます。よろしく願いいたします。

引き続きまして、議案第6号「昭和55年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

国民健康保険は、市民の生命と健康を守るため相扶共済の精神に基づき創設いたして以来、住民の医療保険として重要な役割を果たしてまいっております。しかし、老人医療費の無料化、高額療養費支給制度実施後の医療費の増高はすさまじく、財政基盤の脆弱な国保財政は非常に厳しい状況に立ち至っております。

国におきましても、わかる状況にかんがみ制度の抜本的改正を図るべく検討をはかってはおりますが、いまだその成案を見るに至っておりませんで、まことに憂慮すべき事態と相なっております。

昭和55年度におきましても、これらの状況のもと非常に厳しい財政運営になるものと予想いたしてございますが、市民の生命と健康を守るという本制度の基本理念を踏まえ予算編成いたしましたものでございます。

このため本年度は、助産費、葬祭費の給付の改善を図るとともに、負担格差の生じている保険料につきましても、公平負担の原則に基づいた保険料の負担を願うべく賦課方式の変更を願う次第でございます。また、当面する国保財政の危機打開のため、国に対し早期に抜本的な保険制度の改革を図るよう強く要求してまいるとともに、事業運営につきましてもなお一層の努力を傾注し、市民の需要にこたえてまいる所存でございますので、よろしく願い申し上げます。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。予算書の13ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を39億2千9百83万円と定めるものでございます。この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を8億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の同一款内での各項の経費の流用を規定するものでございまして、職員給与費並びに保険給付費の流用を定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書によりまず、歳出予算から内容を御説明申し上げます。予算書2百46ページでございます。

まず、総務費でございます。総務管理費につきましては、保険給付事務従事職員の給与費及び事務経費でございます、3千6百19万8千円を計上いたしました。

徴収費につきましては、賦課徴収関係の給与費及び事務費といたしまして、9千2百12万8千円を計上いたしましたものでございます。

次に、運営協議会費でございます。国民健康保険運営協議会の運営経費でございます、97万5千円を計上いたしました。趣旨普及費につきましては、納付組合総会開催経費及び啓蒙活動経費として、89万円計上いたしましたものでございます。

次に、保険給付費でございます。医療費の増高に対処すべく所要の措置を講じたものでございまして、療養給付費として38億9百97万9千円、療養費として2千3百72万7千円、高額療養給付費として3億9千26万8千円、審査支払手数料として8百54万円、助産費として2千3百40万円、葬祭費といたしまして4百70万円それぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、保健施設費でございます。保健衛生普及費といたしまして5百50万円を計上いたしました。

次に、公債費につきましては、一時借入金の利子として5百52万5千円。

諸支出金につきましては、保険料の過誤納金還付金といたしまして、2百50万円それぞれ計上したものでございます。

次に、予備費でございます。医療費の予測しがたき支出増に備えるため、予備費といたしまして、3千万円計上いたしましたものでございます。

以上、歳出合計といたしまして39億2千9百83万円と相なるものでございます。

次に、これら歳出に充当すべき歳入につきまして御説明申し上げます。2百43ページでございます。

まず、国民健康保険料でございます。本事業に必要な最低限度の御負担をお願いいたすべく、賦課限度額の改定並びに料率の改定等の措置を講じさせていただき、14億5千7百14万8千円計上いたしましたものでございます。

次の一部負担金につきましては1万円、使用料及び手数料につきましては、33万円をそれぞれ計上いたしました。国庫支出金につきましては、事務費負担金として5千4百48万円、療養給付費負担金として18億8千8百13万4千円、助産費補助金として7百80万円、財政調整交付金として3億8千8百16万8千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、府支出金でございます。国民健康保険事業に係る助成補助金等といたしまして1千58

万円、老人医療費波及分補助金として2千9百92万8千円、障害者医療費波及分補助金として1千2百75万2千円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、繰入金でございます。被保険者の負担の軽減等を図るため一般会計から負担するものでございまして、7千万円を計上いたしました。

最後に、諸収入でございます。保険料の延滞金、預金利子等9百50万円計上いたしました。

以上、歳入の合計が39億2千9百83万円と相なるものでございます。

以上をもちまして、国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第7号「昭和55年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。予算書の16ページでございます。

まず、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を2千43万4千円と定めるものでございまして、予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

内容につきましては、前年度以前に借入れを行いました公共用地先行取得事業起債の元利償還金でございまして、後年度において補助対象経費となるよう措置するものでございます。

これに充当いたすべき歳入につきましては、一般会計より繰り入れいただく措置いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、公共用地先行取得事業特別会計予算についての内容説明を終わらせていただきます。

次に、議案第8号「昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」について御説明申し上げます。予算書の18ページでございます。

まず、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を5億8千68万6千円と定めるもので、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容明細は、第2表のとおりでございます。

第3条は、歳出予算の各項の経費を流用できるように定めたものでございまして、職員の給与費を対象といたしてございます。

続きまして、事項別明細書により歳出からその内容について御説明申し上げたいと存じます。2百67ページでございます。

まず、下水道事業費でございますが、職員の給与費を初め南大阪沿岸北流域下水道事業負担金、泉北環境整備施設組合分担金及び下水処理業務等の経費として、4億5千2百85万3千円を計上いたしてございます。

下水道整備費につきましては、小田第2幹線整備事業費として、6千2百万円を計上いたした

次第でございます。

次に、公債費費につきましては、前年度以前に借り入れました市債の元利償還金及び利子として、6千5百33万3千円を計上いたしたものでございます。

予備費につきましては、50万円を計上いたしております。

以上が歳出予算の事項でございます。総額5億8千68万6千円と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出に充当いたすべく歳入について御説明申し上げます。事項別明細書の2百65ページでございます。

まず、分担金及び負担金につきましては、下水道処理経費の負担金といたしまして、住宅公団よりの負担金1千8百76万1千円を計上いたしております。

次に、使用料、手数料につきましては、下水道使用料として、1千3百70万円を計上いたしたものでございます。

国庫支出金につきましては、歳出事業予算と相関連いたすものでございまして、現行の補助基準制度等に従い前年度実績等を勘案し、3千7百20万円を計上したものでございます。

繰入金につきましては、一般会計より2億1千2百52万5千円を繰り入れいたすべく計上いたしたものでございます。

最後に、市債でございますが、2億9千8百50万円を計上したものでございます。

以上が歳入歳出予算の内容でございます。総額5億8千68万6千円と相なる次第でございます。

特別会計の最後に、議案第9号「昭和55年度和泉市中央丘陵整備事業特別会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げたいと存じます。

和泉中央丘陵整備事業につきましては、昨年の10月特別会計を設置いたしたものでございまして、昭和48年に定めました総合基本構想に基づき中央丘陵地帯に新しい都市核を形成し、公共主導型の総合的な町づくりを目指し、都市基盤を整備して、新しい町づくりを実現していくものであります。すでに事業説明会を初めといたしまして、地元の対策委員会も地区ごとに組織されているものであります。また、この事業は、土地所有者及び地元住民の方の御理解が第1と考えておりますので、本年はなお一層の努力を傾注し、事業実施に向けより具体的な作業に取り組んでまいり所存でございます。

以下、予算の内容について御説明申し上げます。予算書の22ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算総額を3億4千9百70万円と定めるものでございます。この歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、1表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書によりまず、歳出予算から御説明申し上げたいと存じます。予算書

2百80ページでございます。

和泉中央丘陵用地取得等事務費でございますが、関係職員の給与費及び用地取得等事務費といたしまして、3億2千9百70万円及び緊急または不測の経費に充当いたすべく予備費といたしまして2千万円、合わせまして総額3億4千9百70万を計上いたしております。

以上が歳出予算でございますが、これに充当いたすべく歳入予算につきましては、事項別明細書の2百79ページにございますが、宅地開発公団よりの受託事業収入といたしまして、歳出予算の相当額3億4千9百70万を計上いたしてございます。

以上が昭和55年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算の内容でございます。

以上をもちまして、一般会計及び特別会計の内容の説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、水道部より事業会計予算の説明をお願いします。

○ 水道部長（田中稔君） 議案第10号「昭和55年度和泉市水道業会計予算」について御説明申し上げます。

第1条は総則でございますが、第2条において、本年度業務の予定量を定めております。すなわち、給水戸数については3万6千6百戸、年間総給水量については、有収率87.5%を見込み、1千47万2千6百59立米と予定、また、1日平均給水量を2万8千6百92立米といたすものでございます。

なお、給水量につきましては、国策の省エネ等資源節約PRの効果でありましょうか、水量の伸びが予想以上に低く、総給水量及び1日平均給水量において、前年度当初に比べ約3%の落ち込みを予定せざるを得ないのであります。

次に、主要な建築改良事業といたしましては、環境改善事業に関連いたします配水管整備事業に1千百50万円、出水不良及び赤水対策のための配水管更生事業に2千2百80万円。また、前年度より施行いたしております水道施設等整備事業については2億1千万円をもって、光明台低区配水場電気計装テレメーター設備工事及び計画に基づく配水管布設工事延長4千4百21メーターをそれぞれ施行予定いたしておるものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、収入面より申し上げますと、水道事業収益14億6千百9万2千円と予定し、第1項営業収益において、前年度当初予定より3%減の13億2千6百46万2千円計上。

また、第2項営業外収益では、公団等の加入金が計画どおり収入されず、昨年度より19%低い1億3千4百53万円といたしました。

次に、第3項の特別利益でございますが、これは主に過年度の水道料金の追加調定分ござい

まして、昨年同様10万計上いたしました。

次に、支出でございますが、水道事業費用については15億3千3百8万4千円と予定、第1項営業費用において、減額する受水費、薬品費、修繕料等を除き、職員給与費、動力費、減価償却費等についてはそれぞれ相当額の増加がありますので、前年度に比べ5.4%増しの12億4千2百17万円と予定いたしました。

次に、第2項営業外費用でございますが、これは主に支払い利息でございますが、企業債利息の増加を見込んでおりますが、不良債務の解消に伴う1時借入金利息の減少により前年度に比べ2.7%減の2億8千9百87万4千円計上いたしました。

次に、第3項特別損失でございますが、これは主に過年度水道料金の調定減でございますが、実績により30万円と予定しました。

第4項の予備費は、昨年同様百万円計上いたしました。

以上、収支差し引きいたしますと、当年度純損失が7千2百25万2千円見込まれる予定でございます。

次に、第4条でございますが、これは主として建設改良事業に必要な資金収支でありまして、収入面より申しますと、まず、第1項企業債は2億2千5百万円を予定いたしております。この内訳は、配水管整備事業債1千百万円、配水管更生事業債2千百万円、水道施設等整備事業債1億9千3百万円となっております。

次に、第2項工事負担金でございますが、光明台水道施設建設及び開発行為による計画外配水管布設等原因者負担金として2億8千4百万円。

第3項負担金は、消火栓新設に伴う一般会計負担金4百50万円であります。

第4項固定資産売却代金は単車等買いかえに伴う下取り価格でありまして、1万円と予定し、資本金収入総額を5億1千3百51万円といたすものであります。

一方、支出につきましては、第1項建設改良費4億2千9百46万2千円を予定し、先ほど申し上げました配水管整備事業費に1千50万円、配水管更生事業費に2千2百80万円、水道施設等整備事業費に2億1千万円及び開発行為等に伴う原因者負担による改良工事費1億3千7百万円、光明台水道施設建設費3千7百40万円、営業設備費1千76万2千円をそれぞれ予定いたしておるものでございます。

次に、第2項企業債償還金9千6百94万5千円でございますが、これは、建設改良のためすでに政府等より借り入れた企業債の償還元金であります。

以上、合計いたしますと、資本金支出の予定額は5億2千6百40万7千円となり、収支差し引きいたしますと、1千2百89万7千円の資金不足が生じるものでございますが、これは内部

留保資金、すなわち減価償却費等で補てんを予定いたしております。

以上の結果、給水量の伸び悩みや加入金の収入おくれ等により累積欠損金は4億6千万円余りになりますが、4条予算の資金収支不足額が負担金等の増加により非常に少額で、3条予算の減価償却費の一部で補てんできますので、財政健全化計画の最大の目標でありました不良債務の解消につきましては、本年度末でほぼ目的が達成できる見込みであります。

次に、第5条でございますが、これは前述いたしましたそれぞれの企業債の本年度借り入れ予定について、企業債の目的、限度額、方法、利率及び償還等について定めておるものでございます。

次に、第6条は、一時借入金の最高借り入れ限度額を8億円と定めております。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を定めるものであります。

第8条は、流用禁止項目として職員給与費及び交際費を定めております。

次に、第9条は、営業補助のために一般会計から水道事業会計に補助を受ける金額を1千万円と定めておるものでございます。

次に、第10条は、たな卸資産の購入限度額を1億9千11万8千円と定めるものであります。

以上が上程させていただきました昭和55年度水道事業会計予算案の概要でございますが、これら前年度対比等詳細につきましては29ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいまして、原案御可決下さいませようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 引き続き、市立病院事業会計予算の説明を願います。

○ 病院事務局長（内田繁君） 御上程いただきました議案第11号「昭和55年度和泉市病院事業会計予算」について御説明申し上げます。

議会の皆様方の御支援、御指導のおかげをもちまして、昨年度当初から公的総合病院として発足することができました。以来、絶えず進歩する医学の成果を取り入れ、良質な医療サービスを提供することを使命とし、地域住民の信頼にこたえるべく努めてまいりました。

しかしながら、昨今の医療をめぐる諸状況はまことに深刻であり、複雑さを加えてまいっております。これに対応する地域基幹病院として、医療機能の一層の充実化を図ってまいらる方針でございます。

一方、病院事業の経営につきましては、徐々ながらも好転のきざしを見せてまいっており、単年度事業収支の均衡を図りつつありますが、経営環境は依然として厳しい状況下にあり、財政の健全化は、病院事業運営上きわめて重要な課題であります。今後とも、地域医療の充実向上を目指すとともに、病院事業の経営の安定化に向けより一層の努力を重ねてまいらる所存でございます。

続いて以下、予算各条の御説明を申し上げます。

第2条の業務の予定量は、入院患者1日平均2百32人年間延べ8万5千4百10人、外来人、外来患者1日平均5百10人、年間延べ15万9百60人と予定いたしました。昭和54年度当初予定と比効いたしますと、入院1日13人、年間延べ4千6百10人、外来1日平均50人、年間延べ1万4千3百60人のそれぞれの増加でございます。

主要な建設改良事業としては、医療用器械備品購入費6千百45万円を予定いたしました。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定でございますが、収入では、医業収益24億7千5百90万円、医業外収益1億21万7千円、特別利益4千48万円、合計事業収益26億1千6百59万7千円で、前年度当初予定額に比べますと、6億7千3百66万7千円、34.6%の増収でございます。うち事業収益5億9千百70万円、32%、医業外収益7千3百96万円、281.7%のおのおの増となっております。

支出では、医業費用25億7千2百55万円、医業外費用3億6千9百12万9千円、予備費30万、合計事業費用29億4千97万9千円で、同じく前年度当初予定額と比較いたしますと、3億2千9百79千円、12.5%の増加となっております。

この増加額の内容は、医業費用では3億1千5百15万円、医業外費用で千3百92万9千円の増加でございます。これらの収支差し引きは、医業収支9千6百65万円、医業外収支2億6千8百91万2千円のいずれも欠損見込みでありまして、この両者を合わせました経常損益は、3億6千5百56万2千円の欠損となり、不良債務額では、1億8千3百22万7千円が見込まれる次第でございます。

医業及び医業外損失は、前年度当初予定額よりかなりの減少を見るに至りまして、単年度経常収支が改善の方向に進みつつあります。しかしながら、医業外損失においては、企業債と一時借入金を支払利息の増高と相まって悪循環が継続され、年々深刻さを加重してまいります。医療の充実向上のため、積極的な意欲を持ちまして市民福祉に寄与できますよう、職員一同力を合わせ懸命に努力をいたす所存でございますので、何とぞ一層の御鞭撻、御指導をお願い申し上げます。

続きまして、第4条資本的収入・支出の予定でございますが、収入では、2億9千3百13万1千円、支出は3億3千3百61万1千円、収支差し引き4千48万円の不足を生じます。これを収益的収入中の特別利益をもって補てんいたすものであります。

支出の内容は、建設改良費6千2百68万3千円、企業債償還金1億8千7百92万8千円、一般会計からの長期借入れの返還金8千3百万円であります。

これらの財源である収入では、一般会計出資金9千13万1千円、一般会計からの長期借入れ2億3百万円からなっております。

以上の収益的収支、資本的収支の要点につきましては、本日お手元に配付いたしました参考資料1ページに取りまとめ、2ページ以下グラフを添付いたしておりますので御参照賜りたいと思います。

第5条は、一時借入金の限度額を定めるものでありまして、今年度は23億円を限度といたしたく、第6条は、医業費用、医業外費用の各項の流用規定、また第7条は、職員給与費及び交際費について、議会の議決を経なければ流用できない旨を定めるものでございます。

第8条は、一般会計からの補助金額、第9条は、たな卸資産購入限度額をそれぞれ定めるものでございます。

以上で簡単でございますが、昭和55年度病院事業会計予算の概要の説明を終わらせていただきます。5ページ以下に諸表、参考資料を添付いたしておりますので御参照を賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決下さいますようお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本日の予定されている議事日程は全部終了いたしましたので、これで散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれで散会いたします。

なお、明11日と12日間は休会といたしまして、13日から一般質問を行いますので、定刻御参集くださるようお願い申し上げます。質問の通告は明11日正午までとなっておりますので、よろしくようお願い申し上げます。長時間まことにありがとうございました。

（午後2時15分散会）

第 2 日



昭和55年3月13日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番 寺田 茂 君	16番 木下 甲子三 君
2番 天堀 博 君	17番 穴瀬 克己 君
3番 橋本 佳行 君	18番 池辺 秀夫 君
5番 仁井 明 君	19番 貝淵 博治 君
6番 大谷 昌幸 君	20番 田中 包治 君
7番 金沢 勝 君	21番 直村 静二 君
9番 松下 定 君	22番 勝部 津喜枝 君
10番 山口 義一 君	23番 三井 正光 君
11番 上代 卯之松 君	26番 柳瀬 美樹 君
12番 藤原 要馬 君	27番 竹下 義章 君
13番 赤阪 和見 君	28番 坂上 國治 君
15番 横田 憲治郎 君	29番 藤原 利一 君

欠席議員(2名)

8番 成田 秀益 君	25番 竹内 修一 君
------------	-------------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池田 忠雄	財 政 課 長	大塚 孝之
助 役	坂口 禮之助	同 和 対 策 部 長	中西 淳富
収 入 役	中塚 白	同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田 稔
参与兼市長公室長事務取扱	西川 喜久	同 和 対 策 部 次 長	橋本 昭夫
参与兼都市整備部長事務取扱	林 徳次	市 民 部 長	富田 宏之
秘 書 広 報 課 長	石本 博信	市民部次長兼福祉事務所長	逢野 博之
財 務 部 長	麻生 和義	産 業 衛 生 部 長	広岡 史郎
財 務 部 次 長	北野 敦雄	産 業 衛 生 部 次 長	角谷 泰夫

職 名	氏 名	職 名	氏 名
建設部長	森 保	消防本部次長兼消防署長	湯川行夫
建設部次長	吉田日出男	用地担当理事	杉本弘文
都市整備部理事	門川禄朗	土地開発公社事務局長	
都市整備部理事兼計画調整室長事務取扱	中山重光	用地担当参事	岩井益一
用地対策室長	萩本啓介	土地開発公社事務局次長	
改良事業部長	逢野一郎	教育委員長	堀内由延
改良事業部次長兼改良総務課長事務取扱	明坂貞士	教 育 長	葛城宗一
病 院 長	竹林 淳	教 育 次 長	平野誠蔵
病院事務局長	内田 繁	管 理 部 次 長	青木孝之
病院事務局次長兼管理課長事務取扱	藤原光夫	指 導 部 長	高橋貞良
水 道 部 長	田中 稔	指 導 部 次 長	竹田明郎
水道部次長	西川武雄	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
会 計 課 長	赤田 信	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
消 防 長	松村吉堯	監 査 委 員	久光喜多男
		監査事務局長	向井 洋
		兼公平委員会事務局長	
		農業委員会事務局長	信田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の事務を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長 吉岡昭男

次 長 吉田種義

議事係長 西井 正

議事係 佐土谷 茂一

議事係 川崎政勝

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和55年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月3日)

日 程	種 別 及 び 番 号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

(午前10時15分開議)

- 議長(池辺秀夫君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には、公私何かとお忙しいところ多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席されている議員さんは19名でございます。欠席の議員さんは成田議員さん、竹内議員さん、遅刻の議員さんは藤原利一議員さん、山口議員さんでございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われまます。現在、19名でございます。
- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員数19名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(池辺秀夫君) 日程第一「一般質問について」を行います。20番、田中包治君お願いいたします。
- 20番(田中包治君) 通告に基づきまして一般質問をいたしたいと思ひます。この質問は、過日の臨時会において、特別委員会に出した同和の資料が公表できんということであったのでここで私、素人なりに考えまして、どういう内容、方向で交渉を行ったか、こういうことを中心に質問いたしたいと思ひます。

まず第一に、保育料を一般あるいは同和なりについて、どういう仕組みで、どういうようにして取ってるか。第二は、支出面でございますが、どういうようにして、どういうかこうで行ってるか。そして、加算分はどうであるか、こういうことについて、予算書ではわかりませんので、もう少し詳しく説明を願いたいと思います。

そして問題は、一般と同和に分けてやったのか、あるいは一般と一緒にやったのか、交渉の場に臨んだのか、その点をまずお聞きしたいと思います。それに基づいていわゆる収入と支出の収支率はどうなってるのか、この点についてもお聞きしたいと思います。

第2点の住宅使用料についても同じでありまして、いわゆる減価償却した住宅あるいは現在償却されているところの住宅について、減価償却は一年どれだけやってるのか、その収支率、どこの住宅はどういうふうになってるか、あるいは年度によって減価償却が違いますので、恐らく住宅の使用料も違うと思いますので、何年度においてはどうかというはっきりした御答弁をお願いしたい。

簡単でございますが、答弁のいかんによっては再質問させていただくこととして、一応終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 市民部長（富田宏之君） お答え申し上げます。

同和保育園につきましては、児童福祉法によって保育に欠けるすべての児童を保育所に受け入れ、児童を差別から守り、一方、保育から解放された保護者が積極的に社会活動に参加することを保障しているという目的によりまして、地域の低位性等を考慮しながら保育料を定めてまいっております。

数字をもってお答えいたしますと、一般保育料につきましては、53年度決算による1人平均月額が7千5百97円、それに対しまして国、府の措置費が9千6百12円、府の補助金が千百23円、市の支出金が3万39円、合計4万8千3百70円が1ヶ月に要する1人の費用でございます。

対しまして同和保育園でございますが、保育料が1人当たり千6百86円、国、府の措置費が1万7千6百91円、府補助金が6千5百20円、市の支出金が6万1千5百3円、合計8万7千4百円という数字でございます。その理由といたしましては、同和保育として牛乳代の無償、入園奨励金、食材等がこの中に入っております。そういうもので一般保育園に比べ約倍の支出をしておるということでございます。

以上、簡単でございますが答弁といたします。

- 20番（田中包治君） 一般で1番高いのは3万5千円というのはわかっていますが、どうい

う基準かと聞いている。何ぼから何ぼまでは保育料は何ぼ、生活保護世帯は何ぼと、ここをはっきりしてください。せやないとわかりません。いまの答弁やったら予算書に書いてありますのを平均したらわかります。どういう所得のクラスの方は何ぼでどうなってるかということです。

それと、私が言ってるのは収支率です。市の出してる金と収入の率を聞いている。保育料が100として支出が何ぼ要ってるか、160か200か知りませんが、そういう収支率です。その点誤解のないようにしてください。

- 市民部長(富田宏之君) 申しわけございません。保育料につきましては、A、B、C、Dの14階層になっておりますので、この場で逐一御説明申し上げるのは長くなりますので、一応、同和保育料の徴収基準表をお渡しいたしますので、それで答弁にかえたいと思いますので、いかがでございますか。
- 20番(田中包治君) おかしいと違いまっか。私たちが知りたいのは、何ぼの人は何ぼ納めてるんかということです。別に基準はどうか知りませんが、年間百万円の税金を納めてる人は何ぼ、50万円の人は何ぼかという、何もなしにA、B、Cということではなくね。税金のパーセントで取るんですか。
- 市民部長(富田宏之君) それでは、遂一長くなりますが、数字をもって御答弁申し上げます。A階層の3歳児未満からお答え申し上げます。A階層といたしますのは、生活保護法による生活保護世帯でございまして、保育料は零でございます。B階層につきましては、前年度市民税が非課税の世帯、これにつきましても、保育料は零でございます。次に、C階層の一でございまして、前年度の市民税が均等割のみの世帯でございまして、月額600円でございまして、C階層の二でございまして、前年度の市民税が所得割5千円未満の世帯で、それについては千円でございまして、C階層の三ですが、市民税額が所得割5千円以上の世帯で、同じく月額千円でございまして、次に、D階層の一ですが、前年度の所得税が3千円未満の世帯につきましては、保育料が月額千円でございまして、D階層の二ですが、前年度の所得税が3千円から1万5千円の世帯につきましては、月額千700円でございまして、D階層の三でございまして、同所得税額が1万5千円から3万円の世帯につきましては、千700円でございまして、D階層の四ですが、所得税額が3万円から6万円の世帯につきましては、千700円でございまして、D階層の五でございまして、所得税額が6万円から9万円の世帯につきましては、3千200円でございまして、D階層の六ですが、所得税額が9万円から12万の世帯につきましては、3千200円でございまして、D階層の七は、所得税額12万円から15万円、同3千200円でございまして、D階層の八は、所得税額15万円から

18万円の世帯につきましては、同3千2百円でございます。D階層の九でございますが、所得税額が18万円から21万円の世帯については、5千円でございます。D階層の十でございますが、所得税額が21万円から24万円の世帯につきましても、同じく5千円でございます。D階層の十一については、所得税額24万円から27万円の世帯につきましても、同5千円でございます。D階層の十二は、所得税額27万円以上の世帯につきましても、同5千円でございます。

以上でございます。

- 20番(田中包治君) 3歳以上ですか。
- 市民部長(富田宏之君) 3歳未満児でございます。
- 20番(田中包治君) 一般で5千円でいけるんですか。
- 市民部長(富田宏之君) いまは同和保育料でございます。
- 20番(田中包治君) 一般もこれぐらいあるんですか。
- 市民部長(富田宏之君) 同じ階層を使っております。
- 20番(田中包治君) 金額はどのぐらいですか。
- 市民部長(富田宏之君) 一般につきましては、3歳児未満だけをお答え申し上げますが、階層は同じでございます。数字を上から羅列させていただきますと、A階層は零。B階層も零。C階層一は3千6百円、二は4千6百円、C階層の三は5千2百円。D階層の一は5千8百円、二が7千8百円、三が8千8百円、四が1万1千8百円、D階層の五は1万6千2百円、六が2万1千円、七が3万1千円、D階層の八が3万5千円、九が3万6千4百円、D階層の十が3万6千4百円。十一も十二も同3万6千4百円でございます。
- 20番(田中包治君) そうすると、3万6千4百円は何ほ以上ですか、所得税が……。
- 市民部長(富田宏之君) 前年度の所得税額が27万円以上の世帯でございます。
- 20番(田中包治君) それで大体わかりましたが、そこで収入の部になるわけですが、同和加算がありますね。どのぐらいの金が総額でおりてるんですか。
- 保育課長(中川鉄也君) お答えいたします。
53年度の決算額では、府の補助金として2千8百19万7千円が交付されております。
- 20番(田中包治君) 国は……。
- 保育課長(中川鉄也君) 国からは、特別の同和対策の運営費の補助金としては直接出ておりません。大阪府を通じて間接的にこの2千8百19万7千円の中に含まれて交付されているという状態でございます。
- 20番(田中包治君) 市長に聞きたいが、これは1人6万1千5百円要ってるわけでしょう。

一般が3万余。そして、同和の加算としてわずか2千8百万円だという、これはどういう意味ですか。同和行政というのは、われわれが常識で考えたら、八割までが国、府でもらうんだ、二割は市が負担するんだ、こう考えておったんですが、これはどういう意味ですか。こういうことを中心にあんた方が話したんですか。そうしたら、収支率はどうなってますね。別にどこがどうとは言わないが、同和の収支率は昨日から通告に出してある。同和の収支率がなかったら交渉の場はない。相手の理解と納得を得られない。こういうことが交渉の中心やと思う。収支率はどうなってるんですか。質問の通告にも収支率をはっきり入れてるはずですよ。あんた方は、収支率もはっきりわからんと運営してるんですか。あんた方、10条規定がどうたらこうたら、完全実施だと言ってますが、こういうものは、すべて市の一般財源から出してということですか、そこに問題があると思う。同和行政は、法律なんかで六割は国、二割は府がやるんだ、あとの二割は市が出すんだという。そうすると、収入と支出の問題が出てくるんです。経営するのに収支率もわからんでどうしますね。これは経営能力管理能力の問題でつせ、違いまつか。収支率を出してくださいよ。質問の通告は1日前から出してある。

○ 保育課長(中川鉄也君) お答えいたします。

過日の決算委員会でもこの問題についていろいろ御意見をお伺いいたしました。53年度の一般会計の超過負担12億8千万円のうち、保育所運営費関係の超過負担が8億2千万円前後の金額になっておるわけです。これは同和保育所、一般保育所とも、保育料を国基準どおり徴収させていただいても総額8億2千万円ということですから、かなりの超過負担が生じてる現状にあるわけでございます。したがって、先ほど部長が答弁いたしましたとおり、市の支出として、一般園で園児1人当たり月額3万円余、同和保育園で6万1千円余が市の持ち出し、国の基準どおりの保育料を徴収したという前提であっても、かなりの持ち出しがあるというのが現状であるわけです。

○ 20番(田中包治君) これは福祉行政でしょう。普通のことでも六割、八割の問題がからんでくると、国からおりてる金と同じだということでしょう。矛盾感もありませんか。あんた方は特別措置法の完全実施を言ってるんでしょう。六割は国、二割は府が持ち、あとの二割は市でやってください、ということなんです。一体どくなりまね、法律に従ったらんということですか。せやから、同和特別委員会にどうい資料を出したんか知りませんが、こういうことでどう交渉したのかということです。問題はそこやと思うんです。

収支率はこうなってます。一般もこうなってますと、せやから、保育料を去年3月に決めた額でやってください、と理解と納得の問題でやってるんでしょう。これでは話になりませんわ。これでも納得しなかった、こういう資料、データを出して話しても理解と納得を得られなくてやったんですか。ただ、どんぶり勘定でやったんですか。どんぶり勘定でやったんなら、はっ

きり言ったら管理能力、経営能力の問題です。だれが考えたってそうでしょう。

各市は独立してまんね。考えたらわかるんです。いろいろ問題はあるにしても、一般財源から出てるということは、12万市民の税金で負担してるということです。そうしたら、堺市と和泉市と仮定しなさい。同じくらいの1万と仮定して、和泉市が1人70円出したとして、堺市は12円で済みますね。そんなことで皆税金から取られてしまうたら、一般行政が麻痺するのはあたりまえでしょう。そういうことを中心に話したんと違うんですか、どうなんですか。答えられないんやったら休憩してください。

○ 議長（池辺秀夫君） 市長。

○ 市長（池田忠雄君） 私からお答え申し上げたいと思います。田中議員さんからいろいろ御指摘をいただいておりますが、端的にお答えして、いろいろと昨年度経過がございました。何かと全体的に見直す中で御協力を、ということで、同和行政の諸制度についても数項目提示、協議をしてまいりましたが、十数回の協議の場を持ったわけでございます。もちろん、行政でございますので、いろんな説明と資料の上に立って、どんぶり勘定ではなく話をさせていただいております。

ただ言えることは、地元としての同和問題の本質から根ざす1つの問題あるいは生活実態の低位性から見られる1つの心情的な御意見あるいは従来同和保育料を精査の上に立って協議し、積み重ねて決めてきた経過等、そうした財政論だけで話をしてもろったら困るという中で十数回、保育料に限らず、家賃等についてもなかなか前にいかなかった経過があるわけでございます。

御指摘恐れ入りますが、行政としこの一定の考え方と資料の上に立って、値上げについていろいろと話し合いを進めてまいったわけでございます。地元は地元で同和地域の自主的な解放の考え方、地域実態の上に立っての切実な御意見あるいは同和保育料算定の過去の経過、その他の上に立っての協議が十数回、持たれてまいったわけでございます。

もちろん、2点目の家賃の問題も含めてでございますが、いずれもそうした経過をたどる中でどうしても話がつきにくい中で、同和对策特別委員会にもいろいろ心労を煩わし、去る20日の臨時会でいろいろと御提案、御議決をいただいた経過でございます。御指摘の数字面、収支率等のいろんな点、行政なりにそれぞれの上に立って話し合いに入ったわけでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、地元としての同和問題からくる御意見の中でコンセンサスがなかなか得られにくい中、最終的に昨年度よりも20数%の改定値上げということで話をつかせていただいたという経過でございます。家賃についても御案内のとおり、臨時議会で御答弁申し上げましたように、千円の値上げということで解決させていただいたというのが実態でございます。御指摘いろいろございましょうが、そうしたいままでの十数回の過去の経過

今回の経過等の上に立って御賢察を賜りたいと思います。

なお、国と府で八割という原則の中で事業費についてはかなりの配慮しながら、こうした一連の維持運営とか諸制度、補助につきましては非常に少ないのが実態でございます。超過負担が多うございます。こうした問題につきましては、鋭意、国に対して改善方を迫っているのが実態でございますが、本市のみならず、全国的な同和行政の実態でございます。維持管理運営費について、国、府の補助が少ないのが超過負担の原因でございます。一般園でもかなりの超過負担がございまして、同和についてもかなりございまして、この改善についてはいま、国に迫っているのが実態でございます。そうした点ひとつ御賢察のほどをお願いしたいと思います。

○ 20番(田中包治君) 私が言いたいのは、同和特別委員会に出した資料が本会議に出されないうちに問題があると思う。前回、赤阪議員さんが言われたと思う。いま、市長が収支率等を考えて交渉した、そんなら収支率をここで発表してください。

○ 20番(田中包治君) 私が言いたいのは、同和特別委員会に出した資料が本議に出されないうちに問題があると思う。前回、赤阪議員さんが言われたと思う。いま、市長が収支率等を考えて交渉した、そんなら収支率をここで発表してください。

○ 市民部長(富田宏之君) 私から支率についての御答弁を申し上げます。

先ほど申し上げましたが、一般保育園につきましては、1月当たり園児1人の費用は4万8千3百71円、それに対して保育料として徴収しておる額が平均7千5百97円、収支率を出しますと、保育料の占める割合は15.7%になります。

同和保育園につきましては、8万7千4百円に対して保育料が千6百86円、1.9%となっております。

○ 20番(田中包治君) 言わんのならよるしいが、次の問題の住宅について御答弁願いたいと思います。

○ 議長(池辺秀夫君) 次。

○ 建設部長(森保君) 住宅使用料の現況でございますが、旧村当時から引き継ぎました住宅と、市になって建設された住宅がございます。その中で耐用年数は約20年でございますが、16団地、2百76戸が償却済み、まだ償却が続いていくのが10団地、百56戸でございます。

改良住宅と一般住宅の違いがございまして、54年度に一部家賃の改正をお願いいたしました。横山住宅、坊城川住宅、繁和住宅等々についても……。

○ 20番(田中包治君) 家賃の値段を言ってくれと、どこの団地はどうかということをね。

○ 建設部長(森保君) 横山住宅については……。

○ 20番(田中包治君) 20年以上たつて償却が済んでるやつは管理費だけですからよろしい。現任償却してるやつはどういう基準でやつてるのかということ、それから使用料の限度額がどのくらいでどうなってるか、これだけでよろしい。

○ 建設部長(森保君) 横山住宅6百円、坊城川3千7百円、繁和住宅3千5百円と3千7百円、唐国住宅9百円と千4百円、伯太第2改良住宅3千円が12戸、4千3百円が5戸、松尾寺住宅3千4百円から3千5百円、黒鳥第1住宅3千7百円、伯太屋敷住宅3千7百円から3千9百円、春木川住宅3千5百円、黒鳥第2住宅2千3百円、黒鳥第3住宅3千8百円、池上住宅4千6百円、池上住宅2種は3千円、井ノ口住宅3千5百円、唐国住宅1種3千8百円、2種11戸が3千4百円、7戸が3千7百円と3千8百円、繁和第2住宅については4千円、4千百円、4千7百円、唐国住宅5千2百円、4千8百円、伯太団地は6千円、唐国住宅1万2千円、和泉第1団地はこの前改正願って4千5百円、幸団地4千5百円、王子団地4千5百円、ただ、第1団地の20戸については3LDKで4千円でございます。

それと、御質問いただきましたこの金額で1年どれだけ家賃が入るかということでございますが、54年度で計算いたしますと、家賃収入額は2千7百92万6千8百円、これの維持修繕費は3千4百83万8千8百7円でございます。68.76%になります。1戸当たり2万5千3百18円、月2千百十円でございます。

以上が全体のトータルでございます。

○ 20番(田中包治君) これはおかしいと思うんです。それでは聞きますけど、唐国団地の償却が残ってる所、それと第1団地の償却で残したやつが何ぼか。それと、本年度の住宅の償却は何ぼ落としてまんね。

○ 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

すでに御案内のとおり、現在の地方財務制度上では、償却資産ということでどれだけの金額が償却してるかということは、減価計算等を行っておらないというのが実態でございます、俗に言う大福帳式の単式簿記ということでございますので、そういった償却等は、財務当局ではいたしておりません。御了承願いたいと思います。

○ 20番(田中包治君) あんた方、大福であろうが何であろうが、唐国団地なり改良住宅なり、基本は20年として家賃を決めてまんね。いま出てきてるのは公債費、起債なりそんなものは全部公債費比率で出てるんでしょう。これがこの運営費の上にプラスして考えないかんでしょう。非常識もはなはだしいと思う。一般住宅なら6割なら6割の補助しかない。10億円のものを建てたら4億の借金をして、これを市民が返してる。改良住宅では8割、10億円の金なら2億円を毎年市民が返してるんでしょう。これはどう運営費の中に入ってるか、この収支率はどうかと

聞いてる。何ぼ借りてまんね、全部で。あんた方の考え方は、予算さえ通ったらええ、後はどうでもええ。任期4年のうちに何とかなるやろう、20年、30年で借ってるんやから……。そういう気持でしょう。

公団なんかは毎年変わります。建設費が上がったら、10億円のものが来年15億円になったら、それに基づいて減価償却して家賃を決める。府でも一緒や。それなのに全部4千5百円というのはどういう意味ですか。第一団地の時代と、いま建てたのでは金が違うでしょう。入れた金がね。これは管理の原則でしょう。こういう説明をしてあんた方は交渉したんか。わずか千円の損失やからええんだということで交渉したんですか。はっきり言いましてね。

この間の臨時会で資料を出してくれたら文句を言わない。しかし、あんた方が隠そうとするから私は言いたい。せめて市議会くらいには言ってもええと思う。そのくらい懸念するものではない。大福でやってるから、何ぼ返して何ぼ残ってるかわからない。現在償却し返してるやつはプラスされる。これはどこの社会でもそうやってる。公団にしる府の供給公社にしる。全部そうやってます。こんなことをしておって、一般市民の負担が高くなるばかりです。基本的にこんだけ市が1戸当たり負担してるんだということを言うべきなんです。いまになって、財務部長までが1年に何ぼ返してるんか知りまへんと、そんなことで通りまっか。

- 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、先ほどの御質問の趣旨は減価償却ということでございますので、制度上の問題ということでお答え申し上げます。

いまの御質問は、住宅の起債に係る借金の償還という観点のように承ります。手元の資料はいささか不十分で申しわけございませんが、54年度の決算見込みでは、元金のベースで一般住宅改良住宅等すべてを含め、記憶しておりますのは、約8千万円の元金の償還でございます。それに対して制度上の問題でございますが、いわゆる交付税算入並びに各省で単独に、大阪府も含むわけですが、補助制度もあるわけでございます。厳密な一般財源の充当につきましては、それらの財源を差し引いた金額でもって元金償還を行ってるというのが実態でございます。厳密な計算は残念ながら資料はございませんが、元金ベースで約8千万円でございますので、御了承願いたいと思います。

- 20番（田中包治君） ちょっとおかしい。償還年度は何年ですか。

- 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、起債の償還年度につきましては、借入れ先、その年度の政府の起債の枠等によっていろいろ借入れ先が変わってくるわけでございます。郵政省の簡易保険局から借ります鉄筋コンクリート造りの非木造の住宅につきましては、現行制度では、25年と定められております。

- 20番（田中包治君） この8千万円を2.5倍したら何ぼになるんですか。それくらいで改良

住宅、唐国団地、和泉団地の総額、それぐらい少ないんですか。

- 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、起債の償還方法につきましては、常々お答え申し上げておりますように、元利均等償還という ことで一定の据え置き期間、具体的には3年ですが、郵政局の簡易保険局の場合は定められております。その3年間は、政府で定められた利率で利子を支払い、4年目から25年目の最終期日までは、元金と利子の額の均等償還、一定金額で償還をするということをごさいます。当初の金額と利子はその年度によって変わってくるということをごさいます。現在、元金の返済が8千万円ということですが、近々、ここ数年来借り入れを行っております改良住宅の建設事業の起債は、まだ据え置き期間中にあるものが大半であるということをご理解賜りたいと思うわけでございます。

以上でございます。

- 20番（田中包治君） 8千万円ということですが、3年以前に建てた住宅はどれぐらいあるんですか、現在償還してるやつは。

- 財務部長（麻生和義君） 細かい資料は手元にはございませんが、改良住宅関係の鉄筋コンクリート住宅の資料に基づいて御答弁申し上げますと、約2千8百万円の元金の償還でございます。52、53年度と引き続いて借り入れを行っており、据え置き期中のものもあるといった関係から、元金の償還は、いまのところそういう金額でございます。

- 20番（田中包治君） 意味がわからない。第一団地は3年か4年前ですな。この工事費は何ほ要りましたか。そうしたら、この償還額がわかるはずですよ。20分の1したら出てくる。それと、唐国住宅もたしか7、8年前でしょう。2割も払ってるんやから出てくる。これの8倍したら工事費が出てくる。2千8百万円の8倍、2億円やそこらで建つとるんですか。

- 財務部長（麻生和義君） 建設費等は現課でお答え願うとして、起債の元金返済がこれだけだから、それを割り戻して事業費が出てくるという金額ではございません。建設事業費には、大阪府の補助金特交等のいろんな補助制度、付帯工事等厳密な計算をし、また、起債にしても、その年度の政府の起債充当率に従わなければならないということをごさいますので、3年前の起債から割り戻したら計算ができるという性格のものではございませんので、御了承賜りたいと思ます。

- 20番（田中包治君） 改良住宅は土地改良法に基づいてやってるから、率もはっきりしてるはずですよ。8割であとは何ほとなってる、恐らく8割は行ってへんと思うが……。唐国住宅は何割か知りませんが、4割か5割は市から出てくるわけでしょう。

それと収支率、何ほ返してるかわかんような収支率の出し方はありますか、前の話と一緒にやけどね。これを計算したら管理運営費もない。そうして、建てた家の借金は一般財源で返すとい

う。53年度決算でもわかるように、公債費比率が19.5%になるのはあたりまえですよ。財政的な観念は全然ないんでしょう。あなた方には、大体、公債費比率は10%以内なんです。こんなどんぶり勘定で、管理運営費も出ない。電気代とかまで市が負担しているんですか。どんな資料で交渉し、特別委員会に出したんか知らんが、こんなことをやってたら、財政の赤字でどんな動きがとれへん。あなた方に経営能力はあるかと疑う。

よそがやってることをやらない。公団にしる府にしる、すべて管理運営費にほり込んで家賃を決め、負担率を決めるんです。それを決めないと借金がどんどんふえるだけでしょう。19.5%まで借金がふえました。2割が一般財源であとは借金だから返してるという。自転車運営ならこけんように考えるが、あなた方は、こけたらだれかが何かしてくれるやろうというのがいまの実態です。

まあ、いつまで言ってもしょうがないが、管理運営能力がないから、2、3年したらポストが変わるからどないかなるやろう。というんやったら借金はふえるだけです。部長会議で何を決めてるんか知りまへんが、根本的なことを決めようとしんない。収支率がこうやから、これだけ市の負担でサービスしております。という数字を出すことによって市民の理解と協力が得られるんです。何とかならんか、と言っても話がわかるんです。どんどん水を入れてるが、ホースのけつから水を抜くようなことをしておってはおきまへん。財政再建と言ってるが、この話を聞くとちゃんちゃらおかしい。時間もありませんし、余り言うのもいかなので終わりますが、余りにも無能力やないかと思えます。

○ 議長（池辺秀夫君） 続いて6番、大谷昌幸君。

○ 6番（大谷昌幸君） 通告の項目に基づきまして要旨の御説明を申し上げます。

池田市長さんが昨秋11月に無投票当選なされましたことを改めてお喜び申し上げますとともに、ここに第二期、実質第一年目としての市政の方針を打ち出されました。この市政の方針をお聞きしました点から本日、重点的に詳細にわたってお聞きいたしたいと思えます。4つの基本指標を示されましたこの積極的な姿勢を歓迎するものでございますが、ただ与えられました文字だけでは十分に真意の理解がいたしかねますので、そのうちの二項目について、三つの点をお尋ね申し上げます。

まず、第1番の文化センターの設置についてでございますが、これはもう池田市長さんの以前から、数年も以前より一般の市民から要望の強いところでございます。本市はすでに20年のよわいを経過しました。相当設備的にも機能的にも時代おくれとなっております市民会館と、今や公民館と申すは恥ずかしいような北松尾、南池田の二の公民館が、一般市民の公民館としてあるだけでございます。これで果たして12万を超え、また、さらに年々増加している市民のいろんな市長が期待されております自発性に基づいて、また、自主的な社会教育活動の場に資することができるのでしょうか。こういう点につきましては、必ず財政の問題が先行いたすわけでございます。財政状況につきましては、私どもといたしましても重々承知しておるところでございますが、市民の活発な活動を期待するならば、その活動を存分に発揮できる場所、これをいかに与えていくということが絶対、私の申しております施政というのは、政治を施す施政でございますが、この施政をなすべきものとしてどのように対処されるのでありましょか、これがまず第一点でございます。

続きまして第二点は、やはりその指標の第一のところにある青少年の問題でございます。現在、青少年の不良化ということにつきましては、毎日の新聞紙上その他のマスコミをにぎわしているところであります。幸いにして、本市は御理解ある地区青少年協議会のメンバーの方々、また、一般市民の方々の御協力で、現在のところ凶悪、悪質な犯罪は発生しておらないように記憶しております。

しかしながら、年々人口が増加している市民の中では、いつ何どき、どこで青少年の不良化問題が台頭しないとも限らないと思っております。現在はちょうど各学校の進学、入学の時期で、長年慣れてきた学校を離れ、ある開放感と安堵の感で子供たちの心が大きくゆるむ時期であります。この時期に、もしも新聞紙上をにぎわすような事故が起こり得るならば、私ども市政に預かっておる者としてどのようなおわびができるでしょうか。いろいろモデル校区を設定され、花いっぱい運動、奉仕活動をされるという方針は了といたしますが、これを果たして具

体的に青少年の不良化防止にどのように結びつけられていくのでありましょうか、この点をお伺いしたいわけでございます。

次に、第三点の町の美化についてでございますが、これは4ページに出ております第三の指標「よりよい生活環境の整備」に関係するわけでございます。現在、私どもの身近なところでは、肥子池公園あるいは忠岡池公園というように年々整備されてきて、担当課の職員さんの御協力で公園以外の目的にも進んで利用することに御協力をいただき、近くの市民は大変喜んでおられるところでございます。また、あちらこちらの団地の中にも、市の管理に移転される公園が次々と新設されているわけでございますが、この公園を利用されておる方々の声を耳にしますと、市は公園をつくり、街路樹をつくり、緑をふやすことに努力くださっておる気持はわかるけれども、この樹木がいまだかつて剪定されるのを見たことがない。まして、年々落ちていく落ち葉をどうして掃除してるのか御存知だろうか。街路樹については、その街路に面しておる各家庭の奥さんなり御主人の日常の奉仕によって整備されておるようにお聞きするわけでございます。

このような点も、果たして財政の硬直化云々という紋切り言葉で片づけられるような性格のものでありましょうか。かような点を今後、池田市長さんがいよいよ円熟される第二期の初年に当たってより積極的に行っていただくのがために私、あえて御質問申し上げ、その真意をたずねさせていただきます。各部の担当者は、市長の指示さえあれば、必ずや積極的に動いてくれるものと思っております。どうぞ市長の御答弁をお願いいたしまして、答弁の内容いかんによりましては再質問の権利を留保いたしまして、要旨の御説明とさせていただきます。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 指導部次長（竹田明郎） お答え申し上げます。

昨今、地方の時代とか文化の時代とかの言葉が大きく呼ばれております折、自治体におきましても本来の文化が見直され、新しい文化の芽生えが起こっております。また一方、文部省におきましても昨年6月、中央教育審議会の「地域社会と文化について」という答申の中で、現状では高学歴化、高齢化、また自由時間の増大を背景といたしまして、教養、趣味の学習あるいはまた芸術活動の創作活動など、生涯を通じての学習が十分行政において配慮されるべき課題であるというふうに述べられ、この文化行政を進める教育委員会の責任もきわめて大きいと述べられております。

しかし、本市の現状を見ますとき、文化活動を伝播する施設につきましては、主として市民会館に頼ってるのが現状ですが、これとても、非常に文化関係行事の使用度が低く、主として会議に使われている現状でございます。私たち関係者にとりましても、早急にこの文化活動

を中心とする施設の設置を急務としているところでございます。

ただいま議員さんから御提案のありました文化センターにつきましては、さきに申し上げました点から早急に取り組んでまいりたく存じますが、現況のもとでは、やはり国、府からの助成を得ることを前提として考えなければなりませんので、現状では、文化センターには補助制度がございません。また、いろいろと複合施設のようなものも考えるわけでございますが、それとても人口規制がございまして、30万以上でなければ該当しないという現状でございます。

したがって、私たちといたしましては、ただいま御指摘がございましたように、公民館にしても二館が相当考朽化しておりますので、この際、公民館構想をもって検討してまいりたく、今後、市長部局さらに国、府に対して働きかけてまいりたく存ずるわけでございます。

以上、お答え申し上げます。

(議長退席、副議長着席)

○ 6番(大谷昌幸) 私の質問が文化センターとなっており、人口30万以上の都市云々という言葉が出ましたが、そういう規定でこの問題をひっかけていくなれば、公民館活動ということに話を戻していきたいと思えます。いま、竹田次長から御答弁があったわけですが、過日、この泉北府民センターにおきまして、各市の婦人会あるいは婦人団体協議会等の関係者の方々と岸知事との話し合いとか懇話会があったわけですが、その席上、和泉市の婦人会の代表者から、私どもは数年も前から文化活動のできることを市の方に建設してもらうのを期待して、わずかであるけれども、買い物残金の中から一円貯金をしており、それが52年度に約10万円、53年度で約10万円、54年度は奮発して約20万円集まり、現在、40万円になっておるんです。こんなもんでとても什器備品の一部の購入にも供することはできないでしょうが、何とかこういうような運動の気持をおくみ取りいただいて、この和泉市の文化センター建設のために財政的な御援助をいただけないだろうかという、本当に素朴な要望をされたそうなんです。

それに対して岸知事は、和泉市の方からしかるべく措置をしてもらってくれ。私は、国と府の方から規定され、あるいはそれに勝るような御援助をさせてもらうつもりはいつも持ってる、という御答弁をいただいて帰ってきてるわけなんです。

市長、この素朴な訴えをどのようにお考えになられますか。現在、市民会館で婦人会あるいは他の市民団体の有志の方が自主的、自発的にそういう会を持つようとして借りに来て、本日時点では大会議はすでに使えない。2月16日から3月15日まで使えません。そして、40人、50人の会合に大ホールはととても不向きなんです。いまの大会議室にかわるべき部屋がない。せっかく講師さんに、3月13日にお願いします、よろしゅうございます、と了解を得

てきても、一方では会場の手当ができない。逆に会場の手当ができて、今後は講師さんの都合がつかないというようなことを繰り返して、少しも文化活動が前進しないという現状。市長さん、これを御存知でしょうか。

しかし、市長さんは第一年目に公約されたりっぱな図書館を3億近い経費を投入してつくられました。あのりっぱな図書館を現在、隣接市がそれを真似て新年度から建設されるということをお聞きしております。時たま図書館を除けばいつも満員です。特に土曜、日曜なんか数百人が来るということで、館長さんも嬉しい悲鳴をあげておられます。この先見性のある市長さんが今年の重点目標にうたわれている文化活動をより充実し、本当に市民の文化の意識を盛り上げるために、もう少し図書館を建設された積極的な姿勢をお示し願えないものでしょうか。私はそれを言ってるわけですので、その点のお考えをお願いいたします。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

非常に至極ごもっともな厳しい御叱声と受けとめます。「何事も言うは易く行は難く」という言葉がございますが、先生の御指摘は、総括して社会教育を奨励、推進するためには、市はどうしなければならぬかということに尽きると思うんでございます。社会教育法にも明記されておりますように、青少年(成人を含めて)の学校教育、家庭教育以外の教育を社会教育と総称する中で、地方公共団体等が行う義務が規定されております。すなわち、市が社会教育の推進、奨励に必要な施設をまず整備しなければならぬということが義務づけられ、次には、その運営あるいは集会の開催、資料の製作配布等に当たっては、市がこれら実生活に即した文化的な教育活動が高められるように環境を醸成しなければならぬ、それが私どもに課せられた責務であると思うのでございます。

御指摘のとおり、行政は法律の実現に向かって努力することが責務でございまして、現況の社会教育施設そのものが、12万人口都市にしてはきわめて貧弱でございまして、たまたま皆さん方のお力をいただき、図書館と体育館等の整ったと言えるでありますが、御指摘のような一般の教養等を高める社会教育施設そのものは全く貧弱でございまして、新聞に公表されているように、泉大津市においては、公民館、図書館の建設を本年度に合わせて一挙にやろう、公民館は千5百平米、2億5千4百万円を投じてつくるといふ、現在のうす勢としての社会教育活動を推進し、御指摘のような自主的な活動を推進するためには、まずもって私どもに課せられた施設等の整備と相まった、すなわち物と指導者の整備を図ってこそその実が期待できる、かよう考えるんでございます。

今後、御趣旨を体しまして、さきに市が建てられました総合文化センターと名づけた中で図書館と体育館は分離してそれぞれつくりましたが、本来、先生の言われる文化センター、すなわち

公民館活動のできるものは、現在ないと言ってよかろうと思うんです。今後、積極的にその意を体して、80年代、地方の時代と言われるこの機に整備促進に努めてまいりたい、かよう考えるんでございます。その点御理解をお願い申し上げます。

- 6番(大谷昌幸君) はっきり一例を挙げますと、去年の市民文化祭の日程、御承知やと思いますが、市民会館で11月1日から最終11月19日まで行事をやってるわけです。この間、大体3日間ぐらいずつ数回入れかわりますが、このたんに社会教育課の担当者が全部トレパン姿になって整備しておりまして、私、いつも頭の下がる思いをしていますが、最初の1日から3日ごろ、文化の日くらいまではものすごくにぎわうわけです。もちろん、ホールでも催しがあるからですが、それが11月9日ぐらい3回目の入れかわりぐらいからの青年学級展とか小学校展とかになると、本当に出展している方の家族ぐらいしか来はりません。せっかく1年間の成果を大勢の人の手を煩わして展示しても第3者の方がほとんど見てくれない、市長、これでは自主性とか自発性とかを望まれる方が無理やと思うんです。

私、こういうところで格式張ってかたいことを申し上げる気持はさらさらないんですが、社会教育法の公民館の第5条、読むのはやめておきますが、大体、公民館というのは学区ごとにつくれとか書いてます。そして、市民の運動を推進、助長したり、いろんな資料を集めたり、そういう項目がちゃんと規定されております。法律の規定が一番最高のところだと言われるかもしれませんが、そういう市民の自発性を求められる半面、やはり自治体の姿勢として、その自主性が一層盛んなものになるような刺激を与えられることが、私、為政者の責任ではなからうかとあてお聞きたいわけなんです。

私は、池田市長さんはその姿勢を十二分に持っていると、先ほども申し上げております図書館がそのあらわれです。図書館の横にはちゃんと広い場所も余ってます。ここに近い将来、というよりも、市長の2期目の間にね、この法律に規定される3百30平米以上あればいいじゃないですか。知事さんもちゃんと補助金以上のものを積み上げるとおっしゃってますので、やっていただけるかどうか、その点の御回答だけいただきまして、時間の関係もありますので第2点目に進ませてください。

- 市長(池田忠雄君) 大谷議員さんからいう御指摘をいただき、所管の教育長からお答えさせていただきましたので、御了承いただきたいと思います。教育委員会からお答えいたしておりますとおり、社会教育を重視し、きめ細かく所管の教育委員会とも協議しながら進めさせていただいてるわけでございます。

御指摘のように新しい市でございまして、施設も少のうございまして。追いつき追い越せということで、どんな財政の中でも意欲だけは持って、しょせん政治というものは、矛盾したものを

どう調和するかであると思っております。財政は再建しなければならない一方、市民要望にはこたえていかなければならないということで苦慮し、創意と工夫をこうして進めていく、この調和を図ることが、私に課せられた使命だと思ってるわけでございます。財政再建に御協力をいただきつつ、各種の施設についての市民要望は議員さん、各種団体を通じていろいろあるわけでございますが、この中でいずれを重点的にやっていくか、いろいろ苦慮するものでございます。

所管の教育委員会としては、こうした文化活動を推進していかなければならないということで、公民館構想を意欲を持って取り組んでまいりたいという答弁を申し上げたわけでございます。十分所管と協議を重ねながら、社会教育の推進ということにつきましては、私なりに意欲を持っておりますので、今後十分検討を重ねさせていただきたい、このように存じます。

とりわけ、大谷議員さんから婦人会の1円貯金のお話を聞かせていただきまして、非常に感銘しているわけでございます。市民の皆さんが強い要望を持っておられ、しかも、ささやかながらそうした熱意を込めての貯金をしていただき、感謝にたえない次第でございます。私は、そうした市民の皆さんの御要望、御好意を胸にいただき、なおかつ、やはり補助の伴うことでございますので、あらゆる制度を駆使して、財政の悪い中で施策を行ってまいらなければならない関係上、十分府とも協議を重ねさせていただきたい、このように存じます。御趣旨を体して十分所管の教育委員会とも協議する中、意欲を持って対処してまいりたいと思っております。

○ 6番（大谷昌幸君） 新年度の予算も出たところですし、新たなことは市長も答弁しにくいと思いますので、教育委員会も市長と十分連絡をより一層密にさせていただき、できるだけ早急にこれが実現に努力してください。

○ 副議長（直村静二君） 次。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 第2点目の青少年の健全化に対する考え方でございますが、52年7月、和泉市の青少年問題協議会の中にいかに青少年の健全化対策を進めていくかについて諮問があり、53年9月、青少年の健全育成については全体の求めるところであり、今日まで、民間あるいは役所を問わずいろいろと実績を積んできたわけですが、やはりまだその効果は十分でない。それは地域の実態に合った活動が展開されず、全体的な一つの大きな形として取り組まれてきたことによるという具申があり、これらを解消するため、小学校校区単位に青少年問題協議会、いわゆる地域の方々が一体となってこの問題に対処し、取り組むよう、との具申がございました。

これを受けまして、私ども担当者といたしましては、昭和54年度におきまして、各小学校校区に青少年問題協議会を御結成いただくべく、町会、自治会等を初め議会皆様方の御支援を得る中で、全校区において結成されてまいっております。

したがって、昭和54年度におきましては、各校区における青少年問題議会の結成を主にして仕事をしてまいったわけでございますが、中でも夏休み中の非行に走らないようパトロールあるいは盆踊り、秋祭り時のパトロール、さらに水難防止のパトロール、看板の設置、また広報活動、指導員の研修会あるいは環境の浄化というように、各校区で積極的に取り組んでいただけたわけでございます。

また一方、和気、横山、南池田3校区の青少年問題協議会をお願いいたしましてモデル校区といたしまして、子供たちの情操を高めるための「花いっぱい運動」あるいはふるさとを親しんでいただけるための郷土史の研究、その他いろいろと行事に取り組み、それだけの成果をあげていってると思っております。

55年度におきましては、さらにこの校区青少年問題協議会を核といたしまして、内容ともに充実するよう私どもから積極的にお願ひし、また、指導の立場にある部分につきましては、それらに対処してまいりたいと思っております。

- 6番(大谷昌幸君) 不良化防止のために、いわゆる予防的な意味で大変御活躍されておることに敬意を表するわけでございます。私、この一年間、耳にする、表に出てくる不良というのは、これは非常に数が少ないと思うわけでございます。どちらかと言うと、その本人の将来も考え、表ざたにしない方がいいわけでございますが、いま、特に小学生の万引きが大変多いと聞いております。昨年、和泉市内で小学生、中学生で警察ざたになったのは9件か10件らしいですけれども、恐らくそれに数倍あるいは2ケタ倍するような実際の万引き、窃盗があったのではなからうかと関係者は見ていると聞いております。

その事実を裏づけするように、国府小学校あるいは北池田小学校であった例として、あえて名前は申し上げませんが、スーパーで数数がグループになって相当高額な品物を万引きしておるわけです。このスーパーは売らんかな主義であります。品物を少しでも手に取って見やすく、それによって少しでも購買意欲をそそりたいという陳列の方針もありまして、極端に申しまして、一割くらい取られようが、これも宣伝だということで知らぬ半兵衛をきめておるようでありますけれども、あちこちに警備員を配置いたしております。そして、大人であるかどうかは私、関知しておりませんけれども、子供をつかまえては担任の先生の名前を言わず。そして、その小学校へ電話し、担任が不在であれば教頭、教頭が不在であれば校長というように、大体、スーパーのあいてるのは夜7時、8時までやってるそうで、往々にして閉店間際の時間帯に発生するものですから、先生が自宅へ帰っておられても、自宅へ電話して呼び出している事実を御存知でしょうか。学校の先生もそういうことが表ざたになってくると、自分のクラスの生徒どと担任の恥にもなり、また、そういう非行を隠したいというのが親や担任の、あるいは学校長の偽らぬ心情であります。

す。

こういう事実がまたきょうも起こらんとも限りませんよ。これについてはどこの担当かわかりませんが、どのように今後対処されますか。また、青少年問題協議会の力もどのように頼るおつもりですか。持ち時間の中で終わりたいと思いますので、今後の対処のおつもりを簡潔に御答弁いただきたい。

- 指導部長（高橋貞良君） お答え申し上げます。

大谷先生の御指摘、本市の青少年の非行の状況としては、比較的他市に比べて安定的な状況にございます。これひとえに先ほどからお話のあります青問協初め地域皆様方の御協力のたまものと存じておる次第でございます。そういった中で、他市に比べて凶悪犯は少ない、府全体としても減っておりますが、万引きは、本市におきまして最高を占めているという実態でございます。御指摘のように、検挙数に比べ指導した数が2、8倍あることは事実でございます。

そういった中で、万引きの指導につきましては、学校教育の限界を越えた、家庭における適切な措置、指導が必要ではなからうかと存じます。そういった点で警察、協議の中で各店舗とも連絡、まず、万引きについては、隠さないで家庭に連絡してほしいということを基本にしております。たまたまいろいろなケースがあるかと思いますが、何を言っても家庭、学校、関係機関一体となった指導が効果を上げると存じますので、御指摘の御意思を体して、今後十分に対処していきたいと存じます。

- 副議長（直村静二君） 次。

- 建設部長（森保君） 3点目の町の美化についてお答え申し上げます。

街路樹等につきましては、樹木の成長等を考慮いたしまして剪定等を進めたいと考えます。ただ、街路樹の下には必ず草が生えておまして、特に夏などは清掃が要望されます。そういった面も十分配慮いたしまして、市長がうたっております町の美化について努力してまいりたい、かよう考えます。

- 副議長（直村静二君） 各議員さんに御協力をお願いいたしますが、12時がきておりますが、議事の都合上、多少おくれませんが、御しんぼう願いたいと思います。

- 6番（大谷昌幸君） そういった御答弁を予想しておりましたが、ここでは町の美化ということでございますので、先ほどは申し上げませんでした。当市にはこの街路樹のこともあり、また、公園には大抵、と言ったらおかしいですが、必ずと言っていいほど公衆便所が設置されているのが本当の姿ではなからうかと思えます。しかし本市には、公園らしい公園もないといったこともありますが、公衆トイレが大変少ない。黒鳥山公園には便所はありますが、そのほかの公園にはありませんし、また、府中はもちろんのこと、信太山、北信太の駅前にも公衆便所はないのと

違いますか。私の記憶する範囲では、南海バスの車庫の府中駅前の停留所にあるのと、上町の堺東方面行きと東岸和田行きのバスの休憩するところ、ここにはプレハブの簡易式の公衆トイレがございまして。しかし、この公衆トイレも手洗いの水が出ない、水道が接続されてるのかどうかどうもわかりませんが、水道の水が出ないという状態でございまして。南海バスのガレージのところのトイレは、しょっちゅう掃除もしてくださってるようですし、現在、大便所の壁面にわずかながら落書きがあるぐらいで大変きれいにしていただいておりますが、市全体から見た場合、公衆便所の数が大変少ない、こういう点もあわせて今後どのように対処されるか、その点の御答弁をお願いいたします。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 国鉄3駅の公衆便所についてのお尋ねでございまして、府中の公衆便所につきましては、現在、駅前のショッピングセンターの便所を本年も引き続き賃借いたしまして、公衆便所として利用に供したいと思っております。信太山、北信太駅には公衆便所はございません。本年度、駅前自転車駐車を設置するよう取り組んでまいりますので、その中で公衆便所を取り入れるという形で取り組んでまいりたい、かように思います。

それから、いろいろ御指摘のございました南海バスの府中の公衆便所、それから、北信太の上町停留所の便所でございまして、上町の便所はプレハブ鉄板張りの簡易便所として建設され、5、6年経過しております。御指摘のように大変汚損もひどく、不快な感じもいたします。現状、し尿くみ取りは環境整備課で担当しておりますが、便所の設置工事は建設部でお願いをした経過もございまして、改修等の対応については十分協議して善後策を考えたいと思っております。

それから、府中駅南海バスの公衆便所でございまして、私も参りましていろいろ見ております。落書き等もございました。それらの清掃等についても、今後鋭意気を配り対応していきたいと思っております。よろしく願いたします。

- 6番（大谷昌幸君） ショッピングセンターのトイレはわかりにくい。近くの者でもわかりません。それと、表示もたしかありません。男性の方は以前、3人ありましたが、いまは2人しかできない。1人の分がこわれたんじゃないか。それ以後修理したんか知りませんが、非常にわかりにくいです。南海バスのところの便所も、横についてある板の文字が一つ脱落してわかりにくい。塗装もはげてきております。そういう点の手入れもして完備していただき、市民の生活に少しでも便利よくしてもらおう御努力を期待いたしまして、時間がお昼を超過いたしましたので、終わりたいと思っております。

- 副議長（直村静二君） ここで暫時休憩いたします。

（午後零時5分休憩）

(午後1時14分再開)

- 議長(池辺秀夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に22番勝部津喜枝君。
- 22番(勝部津喜枝君) 通告に基づきまして一般質問を行います。

市長の市政方針の中で、本年度の国の予算の厳しさにつきまして指摘されております。加えて、地方自治体の財源不足見込み額が、大幅に前年度に比して約その半分近くになっていることなど、昨年12月13日の新聞報道では、すでにこうした財源不足額の見込みを、非常に政治的、恐悪的な交渉等の中で見積もられたことなどが明らかにもされております。

共産党は本年度の国の予算編成を見ながら、一つには、大平内閣の国家財政の再建を優先させる立場から、根本的な経済や財政危機、腐敗政治の解決には手をつけず、この危機の乗り切りを住民負担、市民負担で切り抜けようとしているところにあることを指摘しております。政治の目的が民生の安定、憲法で保障する福祉の充実にあるとき、地方自治体の果たす責任と役割はますます重要にもなってきたと考える次第であります。

それでは市政方針の中の第1、財政についてであります。まず第1は、本年度の収支見込みをどのように考えておられるかということでありまして。さらに、累積の赤字をわずかずつとはいえ地道に解消すると述べておられますが、本年度の赤字解消策はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

第2点、歳入対策として、地方交付税の増額は本年度、昨年比どのくらいを見ておられるか、お尋ねいたします。さらに自然増収、また値上げ分としての増収はどのくらい見込んでおられるか、お尋ねいたします。そして、同和施策事業の見直しは、本年度の予算編成の中でいかに位置づけられているか、お尋ねしたいと思います。

さて、財政の第3点目の質問は、いわゆる市財政健全化3カ年計画であります。第1年度の54年度は、どのようにこの計画に基づいて遂行されているかを現在の段階で判断されているのでしょうか。さらに、当初の財政再建の基本的な考え方のもとに本年度当初予算が編成されたということから、その内容を明らかにしていただきたいと思っております。

続きまして、市政方針の中の同和問題についてであります。同特法が3年間延長され、54年度末でいよいよあと2カ年を残すのみとなりました。第1点は、現時点での総事業計画の進捗状況の中で何%が執行され、そして、その金額と負担区分、また、同和対策地方債を明らかにしていただきたいと思っております。そしてまた、残事業の金額とその消化の可能性を具体的に年次計画としてお示しいただきたいと思っております。さらに、同和減免の見込み額は、本年度予算ではどのように考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

第3点は、同和行政の運営についてであります。市長の市政方針の中にも、行政の主体性を持

って市民合意に努力されることが明らかにされております。私たちの大いに主張するところでもあります。現在の地区協の活動等、実際の地区住民に等しく受益を与える、そうした状況はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

さらに、市政方針の中の福祉についてであります。1つは、国民健康づくり地方推進事業の寝たきり老人短期保護事業をさらに詳しく御説明いただきたいと思ひます。そして、高齢化社会に対応する施策として、近年、80年代はますます高齢化社会の様相を示してはると言われる中で、経済社会ともに新たな対応が必要とされると指摘されております。こうした高齢化社会の施策につきまして、本年度予算編成の中ではどのように位置づけられているのか、お尋ねしたいと思います。さらに、国のことしの予算編成の中で、58年度は医療費無料化を見直すことが付帯要項といわれるまで明らかに主張されておりますが、ことしの医療費無料化の所得制限が厳しくなりました中でどのような動向になっているのか、お尋ねしたいと思います。

次に、広域行政についてであります。本市と堺、高石、泉大津4市と忠岡町を1つの広域行政圏とする作業が、大阪府の指導のもとで進められております。広域行政圏につきましては、その考の発生した歴史も古く、いろいろと研究の余地もあるところでありますが、過日の総務委員会協議会、各派代表者会議に出された資料によりますと、4市1町を1つの広域行政圏に決めるには、つまり圏域の決定には知事との協議、また、知事は自治大臣との協議が必要とされております。また、過日の2月14日付の朝日新聞にも、そうした一連の経過が報道されておりましたが、こうした協議の段階について一切住民にも議会にも知らされず、全く突然といっている状況の中で今回、議会に協議会の設置が、議会の議決が要するという出されたことにつきましてお尋ねいたします。なぜこれまでの経過が議会等にも報告されなかったか、第1点としてお尋ねいたします。

第2点は、その必要性であります。いま、4市1町で新しい広域行政圏を設置する理由、現段階での4市1町の共通認識、一致点は、具体的にはどういう内容を持っているのか、お尋ねしたいと思います。

第3点は、市の自主性についてであります。52年8月に出されました大都市周辺地域振興整備措置要綱によりますと、自治省事務次官通知であります。広域市町村圏の設置につき、知事があらかじめ自治大臣と協議した後市町村と協議して決める、となっております。また昨年4月、自治省事務次官通知、新広域市町村圏計画策定要綱によっても、都道府県は、広域市町村機構及び関係市町村を指導する体制を整備すること、とあります。国や府の介入、干渉のために、本市の自治権が損なわれる心配はないのでしょうか。

第4点、議会や住民との関係であります。この広域市町村圏は、関係市町村の長で組織される

広域行政推進協議会を設置することになっておりますが、計画策定に当たって一部事務組合のような組合議会もありませんし、各市を包含する基本構想、基本計画、実施計画は、協議会の会議と府知事との協議で決定されることになっております。現在、各市の基本構想ですら議会の議決を必要とするのに、何ら議会の審議もなく、実施計画まで決定されるというのは、非常に認めがたいものであると考えます。議会や住民との関係はどのように考えておられるのでしょうか。

第5点、地方自治破壊と市町村合併の危険についてであります。地方自治の破壊は、これまでもたび国会でも問題になってきたと聞いておりますが、この広域行政推進協議会が決定し推進する計画には、いまの市のほとんどすべての事業が組み入れられることになっております。そればかりか、国、府、民間の事業も組み入れられることになっております。そして、その費用負担も市の仕事になってくることなどが明らかになっております。こうなるとは、広域行政圏は、まさに事実上の市町村合併につながるのではないのでしょうか。自治体としての各市町村は、名ばかりになってくる心配もあります。こうしたことについて明らかにしていただきたいと思っております。

さらに第6点、財政上の問題であります。ここに自治省の6月に発行された「地方自治の動向」という冊子の中には、広域市町村圏は、事業が進展すればするほど新たな負担を背負うことになるとも指摘され、大きな財政上の影響を受けることもあることが明確に指摘されております。こうした点で、財政上の問題はどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

以上、質問の要旨を述べましたが、再質問の権利を留保して、終わります。

○ 議長(池辺秀夫君) 理事者答弁。

○ 財務部長(麻生和義君) 財政運営についての数点にわたる質問についてお答え申し上げます。

まず、本年度の収支見込みでございますが、本年度と申されておりますのは、昭和55年度当初予算の段階ということになるかと思っております。55年度当初予算は均衡の予算、地方財政の基本でございます歳入歳出の収支が相償う均衡の予算を計上いたしてございます。

それから、累積赤字を地道に解消というふうに市政方針の中でも市長が申し上げておりますが、これにつきましては各年度の目標、たとえば54年度の単年度収支の目標、現時点では若干の不確定要因はございますが、よりの確に見積りまして、約4千万円を目標に現在、各方面に努力を繰り返しているというのが実態でございます。

それから、地方交付税の増額の問題でございますが、昭和55年度の交付税の積算に当たりましては、いろいろ現時点で試算しておりますが、確定するのは本年の8月31日、自治省で普通交付税が確定するわけでございます。当初の段階では、各分野の行政経費並びに歳入の試算を行い、54年度実績の普通交付税の5.1%の増収を見込んでおります。国家予算である交付税会計の伸び率等を勘案、5%の増収を見込んでございます。特別交付税につきましては、54年度

は間もなく自治省の方で確定されるわけでございますが、実績等を勘案いたしまして、55年度当初についても見込み計上いたしております。交付税につきましては、60億6百万円を予算上した次第でございます。

それから、値上げ分の増収ということでの御質問でございますが、いわゆる55年度当初予算に増収を図りましたのが、一般会計について8項目ございます。具体的にはし尿くみ取り料金の市民に御負担願うもので、先般条例を御提案申し上げているところでございますが、現行1人2百20円の月額のお負担を2百40円にさせていただくもので、これは年間2千百万円でございます。

それから、学校給食の水道料金でございますが、本年度下半期から小中学校の給食代の中に水道料金を御負担願うもので、これが4百90万円。

それから、これも別途議案を御提案申し上げておりますが、市道に設置いたしております電柱敷電税の使用料の引き上げ、先方は関西電力株式会社でございますが、この引き上げを通告したわけで、これが年間百50万円、合わせて給食の水道料金等は予算措置はしておりませんが、そういった引き上げで2千7百85万円を見込んでございます。

それから、財政運営の5番目の同和予算見直しの関係でございます。私から申し上げますと、先般補正予算の御議決をいただいた54年度予算実績をもちまして、55年度当初予算に見積もり計上申し上げた次第でございます。

それから、54年度の健全化の内容を明らかにせよ、という御質問でございますが、中期の財政健全化につきましては、昭和53年度において累積の実質赤字が14億円を超え、再建団体転落すべしの厳しい状況に立ち至ったところから、本市の財政健全化は法適用の再建ではなく、自主再建の方途を講じて健全化を図っていきたいということでございます。そういった観点からいたしまして、行政内部での健全化に向けての努力目標である健全化方針の策定ということで、内部資料でございますので、御賢察賜りたいと思います。

以上、財政問題についての答弁にかえる次第でございます。

- 22番（勝部律喜枝君） 均衡予算を組んでおるといふこと、財政法上の歳入歳出が均衡を保つておるといふことは当然のこと、常識です。私がお尋ねしておりますのはそうしたことなく、政治的な意味も含めまして、真に健全財政の方向への意図がどのように組まれているかの立場からの質問であつたわけです。2、3点財政問題について再度お聞きいたします。

先ほど、財務部長が行政内部の努力目標であるので、その点をおくみ取りいただきたいということですが、財政健全化8カ年計画についてであります。すでに昨年の当初予算の一般質問の際、天堀議員がその内部にわたって取り上げて質問いたしましたところ、議会にも明らかにさ

れてない内容ということで、十分詳しく内容の検討、審議もされないままに今日までできております。さらに、昨年からの議会での答弁でも、この財政再建3カ年計画は内部資料であることが明らかにされております。

私がここで一つ申し上げたいのは、すでに昨年の予算が通りましたときにも、広報等でこの3カ年計画を明らかに市民の皆さんにお知らせしてあります。もし、私たちが、この3カ年計画とはどういうものか、と市民に聞かれたとき、あれは内部資料らしいのでわれわれには明らかにされてない、という答弁しかできないということで、非常に困るということであったわけです。さらに、本年の市政方針の中で、それなら、そうした言葉が出てこないのかと思いましたが、はっきりと3カ年計画を樹立したことも明らかにし、議員各位の御心労を煩わしたことも明らかにしております。そうしたことが明らかであるにもかかわらず、議会に対してこの3カ年計画がはっきりと提示されないというのは一体どういうことなのか、この点はどうしても納得がいかないわけであります。

さらに、昨年度の当初予算には、財政対策委員会の経費として61万円組まれており、その中で資料印刷費として24万円も含まれております。しかし、ことしの当初予算には、この財政対策委員会費は計上されていないようであります。そうした点から、この問題を再度明らかに納得のいく御答弁をいただきたいと思えます。財政対策委員会はどういうふうになっているか。さらに、内部資料としての位置づけを市政方針の中で明確に番案として盛り込んでいる以上は、議会にも明らかにすることが議員の御理解と御協力をもらうことであり、広く12万市民の前に明らかにすることではないかと思えます。その点をひとつ明決にお答えいただきたいと思えます。

さらに、財政問題でもう一点は、同和行政についても応分の御負担を願いたい、こういう表現をされておりますけれども、先ほどの財務部長の答弁では、54年度実績で同和施策、事業の見直しを行っていくということですけど、こうした内容につきましても、応分の御負担とは具体的にどのような形であらわれてくるのか。

改めてこの2点をお尋ねしたいと思います。

- 財務部長（麻生和義君） 前段の3カ年計画の内容を明らかにせよ、という御指摘でございますが、昨年の当初予算、すなわち53年度収支の張尻が明確になる段階で、大変な事態だといった予測をいたしました。このままでまいりますと、法適用の財政再建準用団体に転落してしまう。片や本市の方針は法の適用を受けることなく、地方自治本来の趣旨にのっとり自主的な行財政を運営するといった方針でございます。あくまでも行政内部で調整を加える、54年度からの自主的な財政の健全化に向けて邁進しなければならないということで、内部で策定をいたしました。

年度の発足とともに、そういった健全化計画の個々の問題について実施に向かうべく努力を重

ねたわけでございますが、年度が進みますとともに、各種の行政経費全般にわたって実施困難なものも事実あったわけございまして、いろいろと苦慮したというのが実態でございます。結果的には、先月20日の議会で御議決をいただきました54年度の補正予算の中に盛り込まれましたように、健全化の54年度の最終的な到達点となったわけでございます。ただ、すべてがすべて実施ができなかったわけではございません。各位の御協力をいただく中で、健全化に向けて54年度を再建の初年度として走り出したというのが、手前勝手でございますが、私どもの考え方でございます。

したがいまして、本年度もそういった観点からいろいろ財源を求め中、収支均衡の予算を編成いたした次第でございます。先ほど御指摘ありましたように、真の政策的な意味も含めての収支均衡の予算、地方財務制度に基づいた表面的な健全化の収支見込み予算ではなく、真の均衡予算であるということをお答え申し上げた次第でございます。

それから、市政方針の中で応分の御負担を求め、という表現で市長が申し上げておりますが、私、先ほど答弁申し上げましたようにし尿のくみ取り料金、その他一部の経費について市民の方々に御負担を願うというふうを考えている次第でございます。

財政対策委員会の経費につきましては、前年度当初予算に計上させていただいたわけですが、いろいろと健全化の進む過程において紆余曲折もあった次第でございます。現時点で深く根本的な面での考え方を分析し、今後、さらに本市の行政経費のあり方等について、55年度からも考えてまいりたいというふうに思っております。その段階でまたいろいろと検討してまいりたいということで、当初予算には計上を見送っております。

以上です。

- 22番（勝部律喜枝君）先ほどの答弁で、54年度の赤字解消の見込み額が4千万円を目標にしたいということでしたが、財政健全化3カ年計画の全容が明らかにされていない中で、すべてがすべて実施できなかったわけではない、などと言われても、果たしてどの点とどれができなくて、その理由が何であるかということが、一切われわれの審議の段階でわからないわけなんです。

昨年、和泉市の組合が出ております。「日刊いずみ」の中に「あすの市政に夢と希望を、行政にロマンを」ということで、自主再建対策の中身ということでプリントが出されておりました。この中では、54年度は収支トントン、55年度は1億、56年度は4億の赤字解消ということも載せられておりますけれども、いかに内部資料として御勘弁いただきたいと言いましても、財政再建を願っている市議会も、非常に切実に市民に責任を持つ立場から考えておるわけですから、そうした計画を明らかにしないで、内部資料ということで予算審議なり市政方針を聞けというの

は、非常に議会を軽視するもので納得できないし、怒りに満ちておるわけです。その点で市長から一言、この点を明らかにしていただきたいと思ひますし、財政対策委員会がこれまでどのような役割を果たし、その経費が計上されていないということは必要がなくなったからなのか、その点についても疑問を持つわけです。その点をつけ加えて市長の答弁を求めます。

- 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘をいただいております。先ほど来、財務部長がお答えしておりますとおり、53年度末未曾有の財政危機に直面いたしまして、再建団体転落寸歩という段階を迎えました。あらゆる点でがんばってこう、御協力をいただきたいという中で、内部的に策定をさせていただきました。いろいろとこの54年度、御協力をいただきつつがんばってまいった次第でございます。

午前中も申し上げましたように、財政は何とか自治権を守りつつ再建団体に落ち込まないよう、自主的に再建していかなければならないということが大きな課題でございます。片や住民要望、その他いろいろと新しい市として抱えている課題についても、創意と工夫をこらしながら対処しなければならぬという、財政再建と相矛盾するものをどう調和していくかが行政に与えられた使命だと思ひます。そうした観点から裏腹で財政再建に取り組んでいるわけですが、片やいろいろな実情というものを勘案しなければならぬ、こういうことの中で、計画の実現に苦慮してまいったのは事実でございます。

本予算の市政方針にも申し上げておりますとおり、財政再建の基本的な考え方をもちつつも慎重に対処し検討を加え、財政構造の改善に力を注ぎながら行政に急激な変化を来すことなく、まず、単年度収支の均衡を保つことを主眼とし、その結果として累積赤字をわずかずつとはいえ地道に解消していきたいということでございます。鋭意1年間努力する中で御指摘、御協力をいただき、行き届かないことも多かったと思ひますが、いろいろ紆余曲折の中で再建していく、急激な変化を避けながら現実を直視し、慎重に検討を加えなければならぬ。急激な変化を来すことによつて再建をする中では、市民さんに多大の御迷惑をかけてまいるといふ考え方も持っております。

こうした1年の経過の上に立って昭和55年度、まず何とか収支均衡の予算を樹立すること、赤字をこれ以上ふやさないことという考え方で予算編成をさせていただいた次第でございまして、急激な変化等で市民サービスが低下することなく、市民さんに大きな御迷惑をかけることのないという意味も込めて本予算を作成した次第でございまして、内部資料というのは、そういう意味でございますので、ひとつ御理解を賜りたいと存ずる次第でございます。

また、財政対策委員会におきましては、大所高所からいろいろ御指導を賜ってまいった次第でございまして、本年度の予算には所要の経費は計上しておりませんが、こうした考え方の

上に立ってまた大所高所からの御意見を賜っていきたい。そして、何とかして自主再建をしながら、市民サービスの低下につながらぬよう、創意と工夫をこらしながら収支均衡の財政執行をいたしつつ、赤字解消に向けて長期的な目でひとつ御協力を賜りたい、こういうふうに思っております次第でございますので、その点も含めてよろしく御賢察を賜りたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。
- 改良事業部長（逢野一郎君） 2点目の同和事業につきましては、大半は私の所管でございますので、現在までの消化と、2点目の残事業についての御説明をさせていただきます。

まず、消化分でございますが、昭和53年度末の決算によりますと、私の所管分の事業費といたしましては、百44億3千13万3千円の消化でございます。これの財源の内訳でございますが、国庫補助金が65億3百53万7千円で、率といたしましては45.07%でございます。府補助金といたしましては37億3千9百96万8千円で、25.92%でございます。起債でございますが、39億8千8百35万6千円で、27.64%でございます。税等による財源ですが、1億9千8百27万2千円で、1.37%でございます。この消化分についての住宅の建設戸数といたしましては、6百25戸が建設されております。

引き続きまして、残事業でございますが、51年度の総合計画策定におきましては、私の方の総事業費といたしまして4百33億2千9百62万7千円の想定をいたしておりましたが、昨年度7月からの実態調査によりましてある程度の見直しをやるべく、現時点で府、国との事前協議を行っておる最中でございますが、われわれの大体の見込みとしては、住宅の建設戸数が当初千6百42戸の想定をいたしておりましたが、最終的には千5百90戸程度にとどまるだろうと考えております。

そして、御質問の中では、年次的な事業の金額と言われておりましたが、現在、ヒアリングの段階でございますので確定的な金額を出しておりません。後日確定次第所管委員会を通じて御報告をさせていただきたい、かように思うわけでございます。大体の現時点での進捗状況としては、50%強と見込んでいるわけでございます。

以上です。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 同和対策部次長（橋本昭夫君）

御指摘の関連いたします点、ただいま改良事業部長の方から環境整備事業、特に改良事業について述べられましたので、その分は省略して総括的に御答え申し上げます。

総事業計画は、教育対策並びに社会福祉対策を含めまして、泉北環境の施行に伴う下水道関連事業を含めますと、昨年12月現在での事業費ベースは、約6百31億円が総事業費の金額でござ

ざいます。そのうち特に大きなのが改良事業、道路、公園整備事業、保育所建設事業等その義務的の事業が多うございまして、53年度までに終わったのは、そのうち約50%に相当する3百億円でございます。

この3百億円の財源内訳でございますが、大ざっぱなまとめた数字を申し上げますと、国、府補助金が合わせて百55億円、起債百33億円、一般財源相当分が11億8千万円でございます。約51%が国、府の補助金、起債が44%強、一般財源が4%強でございます。この起債の比率が改良事業に比較して高うございますのは、義務教育施設等補助対象事業の補助率が低い施設が53年度までに大半整備が行われたので、起債充当率が高くなった原因でございます。

なお、百33億円の起債借入金のうち、府補助金として、将来返還が予定されております額が約27億円含まれてございますので、53年度末の返済金額は、百33億から27億を引いた百6億円、これが返済義務を生ずる借金でございます。

なお、55年度予算の内容でございますが、大まかに種目を分けて申し上げますと、現計予算で建設事業関係が24億2百21万9千円、この主なものは、改良事業関係並びに道路公園整備事業でございます。

次に、各種施設運営費でございますが、6億4千52万8千円でございます。このうち人件費が5億1千3百万円、内容は、老人解放センター、身体障害者解放会館、解放総合センター、幸青少年センター、診療所等の維持管理経費でございます。

続きまして、各種補助金、負担金でございますが、2億百43万4千円、個人給付並びに補助金を含みます。

次に、元利償還の公債費が12億3千3百89万5千円、10条指定分として1億1千9百95万5千円が交付税で歳入される見通しでございますので、元利償還金等の府補助金を含めまして、一般財源相当分は11億1千3百94万円の予定でございます。

その他事務的経費、これは同対部の職員の人件費あるいは教育委員会関係の人件費等で、合計1億1千9百8万3千円でございます。

なお、本予算のほかに建設事業関係の用地取得等で債務負担が25億6千32万8千円計上をお願いしておりますので、55年度債務負担を含めると総額71億5千7百48万7千円、そのうち事業費が先ほど申し上げましたように49億6千54万7千円でございます。

財源区分は、国庫補助金約30億円、府補助金約6億3千万円、起債約16億円、その他一般財源等が19億円ですが、そのうち10条指定分が1億2千万円、元利補給金の府補助金が1億8千万程度見込めますので、その分につきましては、税等の一般財源から差し引かれるわけでございます。

続きまして、固定資産税等の減免でございますが、本件につきましては、55年度は市長会の同対部会並びに財務部会等で改めてその対策が協議される予定でございます。協議される内容によりまして、申請に基づき減免対象が確立されるわけでございますので、現時点での見込みは、同対部としては持っておりません。

それから、個人給付に関しましては、現在設立されております和泉地区協議会、これは行政側委員2名、地元代表3名、計5名で運営しておりますが、十分住民のニーズにこたえられるように的確な運営を期してまいりたい、かように考えております。

○ 2番(勝部律喜枝君) 事業の進捗状況と本年度当初予算での財源措置については、予算委員会もありますので、さらに詳しく資料の提出等で明らかにしていただきたいと思いますが、1つここでお尋ねしたいのは、総事業費6百31億円のうち、53年度末で約3百億の消化ということですが、年次的に見て、これからの残る2年間で3百億近くを消化していかないかということにつきましてはどう考えておられるのか、実際にこれをやれるのか、そのことを市長さんにお尋ねしたいと思います。

○ 市長(池田忠雄君) 大きな課題でございます。措置法は残すところ2年、全国有数の対象地区を抱える本市としては、残事業が大きな課題でございます。その中で本市が改良認可をいただいているのが58年度までの4年間、措置法はあと2年、これからが実は大きな課題になるわけでございます。もちろん国会における付帯決議、いわゆる法の根本的な改正あるいは地方自治体の負担軽減等大きな課題を背負って、あと2年で環境改善事業が進むのは少のうございまして、本市だけではなく、多くの対象地区を抱える自治体が残事業を消化できないとは明らかなことが多く出てまいります。

こうした中で、残事業を抱えている各地方自治体と連携いたしまして、国、府に対してどう持ってまいるか、残された2年間で残事業の消化とあわせて、基本的にこれは国民的な課題である以上、国の責任でもあると思っておりますので、国、府とよく詰めてまいりたい。こうした残事業量をいかがするかは、本市だけでなく、全国的な問題であろうかと存じております。こうした点強く国、府に迫ってまいり、残事業の問題を対処していかなくてはならない、このようにも存じておるわけでございます。

大きな残事業を抱える本市として、大きな課題でございます。どうするかというお尋ね、国、府に対してよく御相談していくとともに、大規模対象地区を抱えるところをどうしていただくのかという本市独自の課題も引下げて国、府に当たってまいりたい、このように存じております。

○ 2番(勝部津喜枝君) この点につきましては、いままでの御答弁でも3百億の財源の負担区分として、起債が44%、国、府が51%ということも明らかになっております。共産党とし

しは、かねがねこの残事業の見直し、再検討をすべきだということを強調してきましたが、この点を強く主張しておきたいと思います。このことが市政方針でも述べられておりますように、市民各位の合意と一層の理解、こういうことの具体的な裏づけでもあると思いますので、これは強く意見を申し述べておきたいと思います。

引き続きまして、地区協議会の運営問題でありますけれども、この点につきましては、昨年度の予算委員会でも共産党の直村議員の質問で、運営要綱の細則が出され、非常に民主的でない部分が指摘されております。ここで1つ具体的な問題としてお見せしてはつきりさせておきたいんですが、ことしの保育所の入園説明会ということで、こういうポスターが地区に張られておりました。ここには入会説明会ということで、地区協、市役所、保育課と和泉地区乳幼児を守る会ということが書かれております。

共産党は、こうした守る会が説明会をすること自体は、別に独自のやられることですからよろしいわけですが、地区住民に等しく受益を与える立場からは、公平を主張するならば、こうした特定の団体に加入することを要望すること、地区の実態に見合った保育内容及び保育料の減免等を勝ち取るため、保護者はすべて乳幼児を守る会に入会せよ、と書いてます。市長の市政方針で行政の主体性で市民合意の同和行政を行う、とはつきり申し述べるならば、地区協のこうした民主的でない要綱は改めるべきです。

先ほどの答弁にもありますように、地区住民に等しく十分要求にこたえられるようにやっていくというならば、市役所を現課として地区住民に等しく入会説明会を行うべきであり、こうした要求組合に入ることを契めることを地区協の中で認めさせるのは非常に民主的でない、こういうことを申し上げたいわけです。

さらに、応分の負担ということで先ほどから出されておりますけれども、低位性の克服と言うならば、地区住民がすべて低位性であるのかどうか、このことが改めて問題になってくると思います。共産党は、真の部落解放に役立たない、地区住民ということで、すべて無制限にそういった施策を与えることは決して解放にならないし、また、真の市民的合意と自由、権利を確保していく立場を保障していくならば、それは基本的な人権侵害にもなるんじゃないか。単に財政上の措置だけではなく、応分の負担を具体化する所得基準等を導入すべきであり、このことが、公平性と市民合意の同和行政の基本として強く主張したいと思うわけです。そのためにも、最大の弊害である窓口一本化は速やかに廃止するという市長の決意が、財政再建とあわせて真の部落解放の同和行政を進める上からもぜひ決断しなければならぬ課題として、強く主張しておきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 勝部議員持ち時間内で消化できるのか、若干過ぎるのか……。

○ 22番(勝部津喜枝君) 広域市町村圏の分がありますので、若干ということで、なるべく自覚はしておりますが、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長(池辺秀夫君) 次。

○ 産業衛生部長(広岡史郎君) 福祉の中で国民健康づくりについてお尋ねがございましたので、私からお答え申し上げます。

この事業は、国で一定の要綱を定めまして、本年より推進しようとするものでございます。本市もこれを受けまして実施するに当たり、市政方針の中で市長が趣旨について述べております。

事業の内容でございますが、まず、本市の実情に即した健康づくり対策を推進するため、保健所、医師会、衛生婦人会、学校、事業所等の各代表、学識経験者の御理解、御協力を賜りまして、10名程度で健康保健づくり推進協議会を設置しようということから始まります。

そして、この協議会で健康診断事業、健康相談、保健栄養指導、食生活の改善等について、健康づくりのための方策を立てていこうとするものでございます。推進する事業といたしましては、市民が積極的に参加できる健康展、講演会を開催、思想の普及を図り、家庭看護等の巡回指導にも必要な事業を取り組んでいきたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

○ 議長(池辺秀夫君) 次。

○ 市民部次長(逢野博之君) まず、第1点目の寝たきり老人の短期保護事業でございますが、この事業についても、本年度から新たに実施しようとするものでございます。その目的でございますが、寝たきり老人を看護する家庭におきまして、介護者等が病氣、出産等の理由により、居宅において介護がきわめて困難になったとき、当該老人の方を一時的に施設に保護することによりまして、これらの寝たきり老人とその家庭の福祉の向上を図ることを目的として実施するものでございます。

内容的には、短期の保護事業でございますので、一定期間と申しますのは7日間程度を見込んでおります。実施の具体的な中身につきましては、市内の老人ホーム等の施設と委託契約を結び対象者の方々から事前に登録をしていただき、そういう事由が発生したとき、その施設で一週間程度みていくという内容でございます。

2点目の高齢化社会の施策をどのように考えておるかという御質問でございます。現在、和泉市では、60歳以上の老人の方々が約1万2千人、今後の推計を見ますと、昭和60年度においては、約1万9千人が見込まれております。

御質問の高齢化社会に対応する施策といたしましては、従来の老人福祉対策では、現在、転換期にきておることは、われわれも十分承知をいたしております。老人の方々の生きがい対策と申

しますか、就業、趣味等を通じて生きがいを求めていくという対策が今後必要になってくることは十分理解しております。

先般も議員さんから御質問がございましたように、各地で取り上げております老人の生きがい対策につきまして、本年度の予算では具体的な措置はいたしておりませんが、すでに企画におきまして、老人クラブの御協力をいただき、老人の意識調査に入っております。その調査結果が3月末に集約できるので、そういう老人の方々のニーズを集約した後におきまして具体的な施策に入っていきたいと考えております。

それから、3点目の55年度における国の老人医療の見直しに伴う本市における影響はどうか、という御質問でございます。確かに国におきましては、老人医療の所得制限を強化しております。われわれがいま通知に接しておりますのは、本人所得で2人世帯の場合、現行年収2百8万円を2百16万4千円に引き上げるという内容でございます。また、扶養義務者所得が6人世帯の場合、現行8百76万円を据え置くという形で通知に接しております。

御質問の趣旨は、この結果本市にどのような影響があるか、ということでございますが、御承知のように老人医療につきましては、前年度所得を基準にし、いわゆる7月1日更新で実施しております。その関係上、ことしの税の確定が6月でございますので、実際の内容を調べまして、この結果の影響が出てまいるのは7月でございます。そういうことで現段階では、具体的な影響というのは、私の方では掌握しておりません。しかし、いままでの所得制限の強化に伴いまして、その結果百名前後の方々がその影響を受けるというのが実態でございます。

以上でございます。

- 22番(勝部津喜枝君) 福祉につきましては、障害者、母子、その他大変広範囲にわたりますが、80年代第1年度の予算ということで、社会経済情勢の特徴的なものとして福祉を取り上げておりますが、総理府の調査資料では、80年代最後の年には、日本中で60歳以上の人口が6人に1人の割合になるだろうという推測も出されております。

作今、年金、医療を含め非常に改悪というか、そういう方向が出されております。今後の老人対策としては、雇用の問題も含めて広範囲に考えていく立場も必要ではないかと思っております。先般質問したときに、60歳が年寄りかどうか、ということでもちょっとありましたが、先ほどの御答弁の中で、すでに意識調査等を進めておられるということで、引き続き3月に完成する調査の結果も議会等に明らかにしていただきまして、さらに進んだ対策を具体化していただくよう、その点は本年度当初予算でまだ予算措置としては出されていないようですが、引き続き取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。

- 議長(池辺秀夫君) 次の答弁。

○ 参与（西川喜久君） 広域市町村圏につきましてお答え申し上げます。質問の要旨は、基本的な構想なり考えとの関係、財政とのかかわり合い、市民との関係、市の自主性、合併の問題であるかのように考えております。

まず、現計画事業につきましては、広域行政圏の基本構想あるいは基本計画については、各市が策定しておりますところの総合計画なり、それに伴う住民の要望、意見を反映することが望ましいとわれわれは考えております。それらを基本に協議会で策定するものでございまして、その計画の中に交通網の整備とか救急医療の充実、スポーツ、レクリエーション設備の充実が盛り込まれておると考えております。また、関係市町村が広域的な効果が見込まれるものについては、単独事業として実施するもの、また、協力し合って実現させていくもの等が盛り込まれてございます。

また、財政的な関係でございしますが、これにつきましては、広域的な振興計画を策定する中でそれを推進していくわけでございますが、必要以上の財政負担が生ずるとは、私どもは考えておりません。むしろ広域的課題に対処するに当たりましては、財政負担の軽減を図れるものと期待しているものでございます。

それから、すでに知事に協議書が出されておるという質問でございましたが、その内容にちょっと触れますと、地元4市町が連名で現在、知事と協議中でございます。その内容は、圏域の概況あるいは圏域の課題圏域の将来図、その他付属資料が成っておりまして各市町村において協議会規則が議会で議決されますと、初めて知事が自治大臣と協議いたしまして異議ないと認められる場合、前段で今回御提案を予定しております協議会の設置を御議決いただき、それから、これが発足するものでございます。

それと、いままでなぜ議会に知らせなかったか、という御質問でございますが、新広域市町村計画策定要綱は昨年6月、府下各市町村の企画課長会議におきまして、府知事から初めて説明がなされたものでございます。その後、関係市町村とその内容の研究、必要性の有無、今後の方策等について協議を重ねてまいっております。本年2月15日、泉北の4市1町の長が一堂に会議を持ち、圏域の設定、協議会設立について同意が確認されております。関係市町連名のもとに協議書を府知事に提出いたしまして、先ほど申し上げましたとおり、現在、協議中でございます。それと並行して鋭意事務作業を進めておることは事実でございまして、このほど策定を見るに至ったものでございます。協議会設置につきましては、地方自治法第255条2の2の規定によりまして、近くその協議会規則の同意を本議会に御提案申し上げ、御審議をお願いしたいと考えておるものでございます。

議会との関係、役割でございしますが、協議会の担当事務は、広域行政圏計画の策定と事務事業の連

絡調整に当たるものでございまして、事業の実施主体とはなりません。事業の実施主体は各市町村となっておりますので、その計画された事業実施に当たりましては予算を必要といたします。したがって、各市の議会の審議にゆだねてまいることとなります。計画の策定に当たりましては、協議会でなく、審議会の設置に関する規定を案として設けておりますが、私どもといたしましては審議会を設置する場合、議会代表を審議会の構成員に入らせていただき、その素案等にできるだけひとつ議会の御意見を承ってまいりたい、かように考えるものでございます。

議会の審議権との関係でございますが、協議会は地域の振興計画を策定し、それを広く公表していくことは当然であります。事業の実施に当たっては、議会の審議に付するものでございまして、何ら審議権を侵害するものとは考えておりません。

それと、住民の意見、声等をどういうふうに反映していくかということですが、策定の過程におきましては、計画策定に当たっては、新たに住民の参加方式を積極的に開発、それらを通じて住民の意見を反映するよう努めてまいりたいと考えております。策定要綱においては、前段でアンケート調査の実施なり審議会の設置など、地域住民の意見の反映に配慮して努めてまいりたい、かように考えております。したがって、住民の意思の反映を配慮してまいりたいと考えるものでございます。

それと、市の自主性の問題でございますが、新広域市町村計画策定要綱にも示されておりますように、関係市町村の総合計画との詰め確保が必要とされておまして、あくまで広域的共通課題について協議の上、計画を策定するものでありまして、関係市町村の主体性あるいは自主性が侵害されるものではないと考えております。3月6日の府議会において知事が答弁に立っておりますが、広域市町村計画の策定では、市町村の自主性、自立性を尊重し、自治権の侵害は全くないと明らかに答弁もされております。

市の主体性でございますが、計画の策定に当たっては、国や府と調整を図ることは必要でございます。しかし、地域の振興計画は、あくまでも地域の自主性の上に立って策定されるもので、国、府からの必要以上の介入を受けるものではございません。関係市町村長の協議により、それぞれの個性を生かした地域振興に資するものでございます。

合併の問題ですが、これにつきましては、協議会の設置目的は、あくまでも地域振興計画を策定することでありまして、合併とは何ら関係のないものと私は考えております。それは明確にしておきたいと思えます。

以上でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 勝部議員、時間的に協力願います。
- 22番（勝部津喜枝君） 私どもも4市1町ということで関係を取りながら調査研究もしてお

りますが、議会にこれまで知らされなかったことについては、先ほどの答弁の中でも、6月に初めて言われたことであるというふうに、御承知のように、これは府庁内におきましてもなかなかむずかしい問題で、しっかりするまでは、市の方も内部的になかなか出しにくいのではないかと聞いております。住民代表なり、議会の声ということでの審議会の問題、また、合併につながるということではっきりした御答弁をいただいている点では非常にいいと思うんです。

指摘すればたくさんあるんですが、条例で審議会を、ということで2、3指摘しておきたいのは、代表者会議と総務委員会協議会で出された資料の中でも、計画策定の手続については述べられておりましたが、それがどういう体制でされるかということについては資料も出されておられませんし、現在わからないわけですが、共産党の方で調べました、現在、府が持っている計画策定の体制の案というのは、非常に明確に議会の入り込む余地のないものを考えておるようです。計画策定担当者会議を決め、大阪府地方課企画室府民センター、そこに市町村が入っていく構想も出されておるようです。この点については、やはり議会の先議権、公開制なり、意見をくみ上げることについての検討の余地が残っているのではないかと思います。

さらに、先ほどちょっと触れました地方自治の動向、自治省の地方自治振興課、そうしたところが各種の雑誌等に広域市町村圏問題について、さまざまな見解やら論文が出されておりますが、そうした論文を続んでみても、広域市町村圏事業が発展すればするほど市町村の仕事と密に関係を持って、1つの1部事務組合なり協議会なりが、新しい形の市町村を形成していく可能性は大いにあるという指摘もはっきりしております。そうした点については、本市の最高事務レベルで合併の心配がないということが明らかになりましたが、それがどこまで保障されるのか、この点の懸念もあるわけです。

先ほど私、冒頭の発言で、本年度の国家予算がこれまでも増して低い伸び率、とりわけ地方自治財政関係では、一般会計を下回る地方財政が組まれております中で、1つの大きな特徴として、この新広域市町村圏整備事業とか、また策定の費用は、12.5%という大幅な伸びを示しております。果たくてこのことがどういう意味を持つのか、やはり考えてみなければならぬのではないかと思います。

そうしたことで、先ほどから時間の御指摘も受けておりますので、共産党としては、今回出されております広域市町村圏問題について、党としての考え、主張をこの場で明らかにして御検討いただきたいと思っております。

その第1点は、急がないということです。全面的な検討の期間を保障すべきである。こういうことを1つは申し上げておきたいと思っております。自治省振興課の論文でも、地方公共団体が住民とともに育てていくべきものであって、その形成にあっては拙速を避けなければならない、こうい

うことを明らかにしております。

第2点としては、協議会の民主的な運営の保障で、先ほど審議会に議員を入れるとか、計画の策定に当たっては、さまざまな地方自治を盛り込んだ……。

○ 議長（池辺秀夫君） 勝部議員、共産党の意見をかいつまんで……。

地方自治も何も言わんとね。

○ 22番（勝部津喜枝君） 第2点は、協議会の民主的な運営を保障する細則を明らかにすべきだということです。

第3点は、計画の内容を検討する公開の原則を確立することだと考えております。

こうした点で広域市町村圏については、われわれ議員としてもじっくりと検討させていただく場を強く求めていると思います。

最後に、全体を通じて市長さんに申し上げたいが、3カ年計画等を内部資料として明らかにしておりませんけれども、ひとつ裸になって議会にもそうしたものをいただき、ともに財政再建について、住民に責任を持つ方向を示していこうではありませんか、と言いたいと思います。いろいろ御発言としては形をつけておりますけれども、やはりもっと明らかにすべきである、こういうことを申し上げておきたいと思います。80年代は不透明な時代、不確実な時代と市政方針にも書かれておりますが、ぜひ透明で確実な市政運営をやっていたいただきたいということを申し上げます。終わります。どうもありがとうございました。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、5番、仁井明君。

○ 5番（仁井明君） 通告に基づきまして一般質問を行います。

生活道路及び通学路について、日ごろは、和泉市地域住民の生活環境の改善に格別の御配慮を賜り、感謝いたしております。ところが、御存知のとおり、府道と気岸和田線においては、この第2阪和国道の開通以来、非常に交通量がふえております。阪南町から忠岡町まで2国が開通した関係上、大型車が非常にたくさんこの和気岸和田線に来ておるわけでございます。和気町地域の住民が、交通量の多い危険な道路を通行しておるわけでございまして、ここ数年間で30人以上の児童が交通事故に遭っております。交通事故による死亡も出ておるわけでございます。

和気町地域住民挙げて1日も早い交通難の緩和、改善、歩道の設置あるいは安全対策、横断歩道の設置、信号機の設置について、大阪府岸昌知事に陳情しようやないかということで、3月1日、50人の婦人の方々が集まって府の道路管理者に来ていただき、いろいろ要望もいたしまして、また、道幅等の調査もやっていただいております。

そこで、私は地元の議員といたしまして、生活通路あるいは通学路についてこのままの状態

いいのかということ、市の方からも府国に強い要望をしていただきたいということをこの場でお願いするわけでございます。重大な問題はたくさんあるかと思いますが、これは市を挙げて、府に要望していただきたいということをお願いいたしまして、答弁いかんによっては再質問させていただきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） ただいま生活道路及び通学路についての御質問でございます。御指摘のように、第2阪和国道開通の関連から、和気岸和田線の交通量が漸次増大し、大変な混乱を来しておるようでございます。現状、施設整備の上におきましては、たとえば歩道の設定、信号機の設置等の安全対策は、府道であれ国道であれ、過去産衛部の交通公害課が窓口として所管してまいっております。いろいろな御要望もございますが、それらの要望を教育委員会なり土木の現課と協議、調整して府の方へ強力に陳情してまいりたい、かように思っております。いろいろ御指摘をいただいておりますけれども、それらを十分今後精査し、対応してまいりたい、かように思っております。

○ 5番（仁井明君） 私が聞きたいのは、この和泉高校から岸和田の荒木町合掌苑まで開通したのが昨年の2月1日からです。そのとき忠岡町から和気岸和田線に「大型車はこちら」という標識が立っておるわけです。この13号線の井ノ口の橋を越えたら、「大型車は第2阪和国道へ」という大きな標識が立っております。なぜ私がこれを言うかということ、その開通したとき、和泉市において何のお話し合いもなかったのか。公安委員会がやることですから、なかったらないでよろしいですけど、一応理事者に聞いておきたいのは、堺市と高石市が非常に問題になった。高石市では、大型車は絶対入れてません。鳳から下がったところで全部右折させてます。

この第2阪和は56年開通ということで、和泉市の理事者の方々とも協力していただき、工事をやってるのを昨日、私も見てまいりました。ところが、近隣の泉大津では一向に工事が進んでいない。和泉市が何ぼ一生懸命やって56年開通ということで努力しても、泉大津では、府中病院から繁和町の槇尾川まで一向に工事をやってる形勢もございません。このままほっておけば、和泉市が開通したら、泉大津粉河線に大型車がどんどん入ってくる。1番困るのは、井ノ口の交差点から和気の間が1番よう混雑するのではないかと、こういう可能性も出てくるので、その点泉大津の方はどうなってるのか、いろいろ建設道路事務所にも問い合わせさせていただき、市の方からも早急に要望をしていただきたいと思うわけですが、ひとつ答弁をお願いいたします。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） ただいまの御提唱でございますが、当然、泉大津市とも連係を保って、より交通安全対策を推進しなければならぬと存じております。

また、大型車規制の問題についてもいろいろ御指摘をいただいておりますが、警察ともいろいろ

る協議、詰めてまいりたいと思います。

- 5番(仁井明君) それと、非常に朝の出勤時、市新の横を通して繁和に入る車も相当あるわけです。和気の交差点が非常に渋滞して、右折も左折も指示器も出さない状態で、朝の7時から9時ごろまで、あそこはものすごく渋滞するわけです。

だから、私がこの通学路で質問させていただいておるのは、市新周辺のところで和気小学校へ通っておる児童が現在、50人ほどおります。新興住宅が多い関係上、高学年よりも低学年が多いわけです。だから、山手からおりて来る人は和気交差点へ出ないでこの通学路を通る。昔の小山さん、氷屋さんの前からそのまま地蔵さんのところを通して繁和を横切って繁和橋を渡って大津へ抜ける。または堤防を通して板原へ抜ける車がたくさんあって、市新の角が非常に危険なんです。

地元住民の要望としては、信号機はいま言うていまは無理でしょうから、せめて横断歩道をしてもらえないか。私も府の人と立ち会って道幅もはかりましたが、大型車が交差すると自転車1台通るのがやっと、道幅が6メートルしかありません。だから、横断歩道でもつくっていただいたらスピードも出さんやろう、マイカーの運転手も気をつけてもらえるやろうということから、このように大阪府知事さんあてに陳情書を作成、来週早々出すと思います。私、一部を担当の方にもらっていただいて、地元からこういう陳情書も出ておる、ということで、やはり国と府に強い要望をしていただきたいと考えるわけです。

そこで、通学路の問題ですが、あれは市道やと思います。小山さんの氷屋さんの前から地蔵さんのところまで来るのに、あそこを通らんと通学できません。ところが車が多いので、地蔵さんのところから13号線のところまで行って、ちょっと13号線を右へ行く、小田の方へね。そして、郵便局の手前に和気の方に入って行く道がありますが、それを通して遠く回り道して通学しておる実態ですので、できるものなら、あの道も一方通行か何らかの形をとっていただきたい。低学年の子供が多く、また、4月1日から児童数もふえると思いますので、その点の指示を教育委員会ではどうしておるんかということも私、参考のために一応聞いておきたい、かように思います。

- 指導部長(高橋貞良君) お答え申し上げます。

通学路につきましては、各学校におきまして、児童の通学の安全性と通学距離等の利便性の面から考えて、最適の道を決めて指導しているのがいわゆる通学路でございます。現状、通学路だからといって、特別な交通規制、その他の措置ができる法的根拠はないというのが実態でございます。しかしながら、児童の安全性につきましては、警察等と十分連絡をとり安全が保たれる措置

をしてまいりたい、かように考えます。

- 5番(仁井明君) 通学路についていま部長が言われたんですが、これは協議すれば時間帯規制ができるわけです。たしか伯太の前、芦部小学校前は時間帯で規制してますよ。教育委員会が黙っておればどうにもならんわけですが、せめて2国が全線開通するまで何らかの形で協力してやってほしい。時間帯で規制はできますよ。交通法にもちゃんと載ってます。私らも運転してあって、時間帯で入れないところがたくさんあります。泉大津では、特にそういう道が多い。そういう面でも努力していただきたい。ただ教育委員会ではどうにもなりません、というだけでなく、土木なり産衛部長さんと御相談もしていただき、地元の人はこれだけ困ってるんだ、ということも考えていただきたいと思うんです。
 - 指導部長(高橋貞良君) ちょっと舌足らずで誤解を招いたかと存じますが、規制のできるのはスクールゾーンでございます。単に通学しているから、ということで申し上げました。しかし、子供の通っている道でございますので、関係諸機関とは十分連絡協議し、児童の通学の安全確保について申し入れ万全の措置を講じたい、かように考える次第でございます。
 - 5番(仁井明君) 最後に、これは広岡部長さんに渡してよろしいですか、広岡部長さんに渡しますので、地元の方も国、府の方々とも会っておりますので、これはもう恐らく出していると思えますのでね、建設の関係もあると思えますので、府の方へ強く要望していただきたい。
- 私の一般質問はこれで終わります。
- 議長(池田秀夫君) それでは、ここで暫時休憩いたします。

(午後2時49分休憩)

(午後3時35分再開)

- 副議長(直村静二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 次に、15番、横田憲治郎君。
- 15番(横田憲治郎君) 通告順に従いまして、端的に質問の要点のみに限定して申し上げます。

最初に、昭和55年度の予算編成についての件で質問いたします。まず、付託されるのでありましょう具体的な面については予算委員会にすべてをゆだねないと思っております。当年度の予算編成に限定した立場でお伺いするのではなく、80年代に入っの初年度ということで、第2期池田市政を担当されるに当たりまして、各般にわたる行政水準いわゆるシビルミニマムと申しますか、標準あるいは基準値の設定を福祉行政あるいは医療、衛生、環境等々の行政各般にわたる諸点についてされるべきではなからうかということを提唱しながら、御見解を伺いたいと思いま

す。

2点目、財政問題であります。大まかに2点に要約してお伺いいたします。先ほどの質問にも公債費の問題が出ておりました。重複する点は極力避けたいと思いますが、まず第1点は、きわめて厳しい実態、市政方針でも述べておられるところでございますけれども、54年度末の公債費比率の見通しが約20%前後というふうに憂慮されているわけでありまして、これが起債制限団体への落ち込みを憂慮する立場から、本年度、55年度から何%と見込まれ、さらに、一連の公債費対策については運営方針で述べているところでございますが、繰り延べ措置あるいはまた、国民的課題である環境改善事業等の償還につきましては、一時たな上げ措置等々、従来にないペースで抜本的な対応を示唆しているわけでありまして、それでは、この具体的な対応策をどのようにされようとするのか、お伺いしておきます。

3点目は、義務教育施設関係あるいは一連の国策による公共事業の拡大の発行起債等々についても、本市の基本的な脆弱という立場から、これらのたな上げ、繰り延べ措置あるいは低利借借りかえ等々の具体的措置が現実に要求されているわけでありまして、これらについても具体的な目標、その対応の仕方について御答弁をいただきたいと思っております。

それと、交付税関係ですが、先ほど来の答弁では、54年度実績から5.1%の伸びを見込まれての当初予算計上ということでしたが、これが級地の引き上げあるいはまた超過負担に対する負担能力、本市の財政能力の立場から、あるいはまた一連の同和関連の交付税算入の基本、そういうものをさらに明確に、具体的に国に対応すべきである、そのような立場から、具体的な当年度以降の考え方を現在までの実態を踏まえる中でお示しいただきたい。対応の2点についてお伺いいたします。

3点目の中央丘陵構想と市の基本構想の件について8点ばかりお伺いいたします。まず第1点は、48年9月に「にんげん回復のまちづくり」ということをメインテーマにした市の総合基本構想が決定を見ております。昭和60年次を目標とした総合基本計画であったということを記憶いたしております。その当時、今回の中央丘陵構想が基本的には含まれていないという立場での計画であったと確認をいたしておるところでございます。

そういう立場から、48年9月に決定を見ておる「にんげん回復のまちづくり」がその構想との整合性を保たねばならない、その必要性を感じているわけでございますけれども、それらについての都市整備部あるいは市長見解をお示し願いたい。

さらに2点目としては、本市の地域柄、市の中心地が一番西の地域に市役所を中心として存在するわけでありまして、中央丘陵が開発されるとするならば、物理的にその地域が市域の中央部になるのは当然のことです。しかる現状の中で、和泉市民がふるさと意識、われらが郷土

意識が一変する恐れもなきにしもあらずであります。そういうところから、第1点の市の基本構想との整合性を図るということで、2点目としての郷土和泉市の町づくりという12万市民全体の立場から考え直す必要があるのではないか、この点についての見解も承っておきたいと思ひます。

3点目には、市民との連帯感という立場であります。宅地開発公団の資本を導入、行政、公共主導でもって和泉市を開発するんだ、活力のある、あるいは夢とロマンに富んだ町づくりと、市長は常々その指標を語るわけにありますけれども、その言葉に裏打ちされるがごときふざつい住民参加の基本が貫かれなければならないと思ひます。住民参加の基本があつてこそ、誇りと愛着と願ひ、希望が反映されていくものであらうと思ふからであります。

そういう意味で、1、2、3点を通じての結論としての3点目といたしまして、新たに市長のもとに住民を含めた市の構想、計画の審議会なるものの設置を提唱したと思ふわけにありますけれども、これに関する見解を承りたいと思ひます。

以上、大要3点について明確なる御答弁を要求いたしまして、通告を終わります。

○ 副議長（直村静二君） 理事者答弁。

○ 助役（坂口礼之助君） それでは、第1点の問題について一つの御提案をいただきまして、私から御答弁を申し上げたいと存じます。

昭和55年度の予算編成につきましては、過般、市長から市政方針演説の中でも詳しく述べてございます。かつまた、当初予算編成の段階での基本的な考え方についても、財務部長からも御説明を申し上げてまいっておりますので、それらの点については省略させていただきます。ただいま御提案をいただきました、いわゆる和泉市におけるシビルミニマムの設定をする意思があるかないかということでございます。

われわれといたしましても、行政各般にわたってどのような水準を維持し、かつそれを高めていくためにはどのような施策をやるべきかということにつきましては、当然、一定の基準を設定することが、非常に今後の市政運営あるいは財政運営上大きな指標になるという観点から、これらにつきましては、全く同じ意見を持つてゐるわけでございます。かつて、東京都知事に美濃部さんが当選されて間もなく、いわゆる東京都におけるシビルミニマムを策定され、あらゆる角度にわたつて行政の総点検をしながら、新しい都政をどのように持つていくかということでおやりになつた状況を私たちもよく勉強させていただいたわけでございます。

その後、本市におけるそうした行政基準というものの設定は、実は、残念ながらまだ行われておらない。その年度年度の予算編成時におきまして、当該年度の諸施策あるいは市長の市政運営の基本的な考え方だけを参酌しながら、単年度予算を編成してまいつたという事実でございます。

そうしたことから、とかく行政における計画性というものが欠如いたしまして、何と申しますか、陳情行政的な弊害というものも出てまいっておりますので、御提案いただきました行政基準の設定につきましては、後の第3点でも市の基本構想の見直し等の御提案もいただいておりますので、あわせてこれを今後の和泉市のあり方について十分検討する中で、行政基準の設定に向けて最大の努力を傾注していきたい、かように存じております。

具体的にどのような設定のやり方になるか、いろいろ先見の方々の書籍なりで考え方等についても研究に入りまして、和泉市の今後の行政のあり方、基準の設定をやってみたい、と言いましても、個人的にそう思っておりましたが、なかなか内容となるとなかなか細かい点、その中で1番大切な問題として議論の集中するところは、いわゆる住民が住民の責任において処理してもらう限界はどこまでか、行政としてサービスという言葉で特に強く言われますが、住民サービスを行政の範ちゅうでとらえる限界をどこに置くかにつきまして、個々の福祉、衛生等あらゆる行政執行の中において非常に議論のあるところでございまして、どの範囲まで行政の責任において果たすべきかということにつきまして、個々に1つの基準を設定してしかなければならないという点がございまして、かなり時間を要すると存じます。

しかし、近年の地方財政の非常に窮迫した現況の中で、特に将来の財源見通し等についても決して大きな期待のできない現和泉市の体質では、当然、それらの計画的な行政、ある程度中期的な計画に基づく行政の執行というものは避けて通るべき筋合いのものではございませんので、そうした観点に立ちましたいただきましたシビルミニマムの設定等につきましては、鋭意研究、検討に入っていきたい、かように存じております。

○ 15番（横田憲治郎君）簡単に意見だけで補足して終わっておきます。

市長は4点の指標を述べられてますね、①教育環境の充実と社会教育の振興②市民の健康の増進ときめこまかな社会福祉③よりよい生活環境の整備④都市施設の整備と産業の振興一、和泉市を取り巻く泉北ブロック、高石、泉大津、南は岸和田とは行政水準が違います。特に和泉市は良好な企業の進出が少ないもともとなかったところですが、唯一の地場産業と言っている織維が斜陽であり、人造真珠またしかりです。素朴な住民感情として、岸和田へ行ったら、体の不自由な1級の人はこちらでもらえるとなると、姻戚関係、交友関係が多いですからね。行政を享受するという立場から一方的、部分的な見解ですが、やはり大阪府政の立場からも問題はないとは言えないと思います。

一方、市民1人当たりの住民税を見てもかなりの格差がある。高石なんかは大企業が臨海にへばりついていますから、一概に論じられない面もあるかもしれませんが、そこへ参加するという立場を考えると、やはり昭和31年に市制が施行され、こどしは25年の記念式典までやろうかと

言ってるわけですが、まだまだ和泉市民的な、私たちが和泉市をつくるんだという気持がはなはだ希薄である。やはり住民参加というものが著しく欠如しているのではないかと思います。

いま、助役がおっしゃったように、いわゆる負担というものは、参加ということが裏打ちされてこそ、私は足が地につくのではないかと思いますし、あるいはまた行政の還元、享受の面についても、一方的に享受するという形でなく、自分たちで市政を担ってるんだということが日常の足下にあるんですが、おのずから住民でも皆良識人でもありますから、接点は見出せると思います。基本的な和泉市の財政基盤の確立にしても、市民的な位置づけの中から始まれば、子供が医者さんになって和泉市に住むのがいややさかいに大阪市に籍を移すとか、いろいろ例を挙げると枚挙にいとまがないのでやめますが、私は、たとえ厳しい道程であっても、そのような市民の中へ、あるいは市民が行政の中へ、ということでの日常的な位置づけの中で、福祉というものを中心としながら、参加と連帯の意識の高揚を行政主導で図るべきではないかと常々思っております。

市政方針で抽象的に述べておられますけど、ある一定の努力水準、目標というものをまず一番手として定める中、市民の協力と連帯意識を培う努力をすべきではないか、こういうふうに思います。観念論ばかりお互いにやりとりしたくないので、補足意見だけ申し述べ、次の財政の問題に移りたいと思います。

(副議長退席、議長着席)

○ 議長(池辺秀夫君) 次。

○ 財務部長(麻生和義君) 2点目の財政問題についてお答え申し上げます。

まず、初めに公債費比率の問題でございます。本市の公債比率が年々増高してまいり、御心痛を煩わしていることを申しわけなく存じます。55年度当初の段階での55、54、58年度3か年の公債費比率が19・9%、20%を割ること0・1%というきわどい比率になっているのが実態でございます。これの繰り延べ措置あるいは環境改善整備事業に関連した起債の一時たな上げ等でございますが、市長の市政方針の中でも申し上げておりますように、現在、関係機関に対し起債の繰り延べとか、償還の年次の引き延ばし等働きかけを初めている段階でございます。また、一時たな上げ措置等を含め、元金を一時的に数年間たな上げ、その間利子を支払っていくということも働きかけておりまして、その実現に向けて鋭意努力をしてまいりたいと存じております。

そういった措置もさることながら、抜本的な対策としては、この公債費比率を算出したします計算過程は、いわゆる長期債の元利償還金に所要する一般財源が標準財政規模の20%ということでございますので、分母になるべき標準財政規模の拡大について努力してまいらなければならないと思います。標準財政規模の拡大で比率が下がるというルールになっております。したがっ

て、元利償還金に充当する特定財源の確保を図っていく、具体的には利子補給、その他の特定財源を導入することによって公債費比率が改善されるという仕組みになっておるわけです。

それから、公債費の次の問題でございます義務教育施設整備事業債、いわゆる公共事業等の拡大が国の政策で過去進められましたが、これの低利債への借りかえ等の御指摘でございます。こうした国の施策によって地方が財源を要した場合には、国庫補助裏の財源、おおむね100%が起債、基本的には、一部の借入金を除き政府の起債の利率が一番低いわけでございます。結局、この償還に際しては、普通交付税の基準財政需要額に算入していただく、これは本市のみならず、いずれの地方公共団体も同様な措置を図っていますが、全額交付税に算入をしていただくような措置を講じていただきたいということでございます。

財政問題の8つ目ですが、交付税の伸びを5%と55年度は見込んでおりますが、種地引き上げの問題について御指摘があったわけですが、御承知のとおり、現在の本市の種地は乙の8に位置づけされております。これの引き上げをかねがね関係機関に対してデータを示して要望しているところでございます。すなわち大都市である大阪市が甲の10といった最高の種地になっておりますが、この種地が上がることによって交付税計算の補正係数、いろんな行政経費の格上げをしてくれるわけでございます。そういった係数の率の引き上げを迫ってまいりたいと考えております。

それから、超過負担の交付税算入問題でございますが、地方交付税の普通交付税につきましては、標準経費ということで定められておりますから、超過負担の問題は普通交付税ではなく、特別交付税の中で措置していただけるよう現在、繰り返し要望しているところでございます。本市の超過負担の多く出てくる実態を訴えながら要望してまいっております。参考までに申し上げますと、55年度当初予算の場合、超過負担の試算は10億2千万円程度ということであります。

それから、同和対策費の交付税算入問題ですが、同和対策措置法の10条指定について、公債費に所要した十分の八が交付税に算入をれるということでございます。私どもは、そういった十条指定の拡大も強く運動を展開しておりますが、それ以上に独立した同和対策の行政費目を交付税で設定されたいということでいろいろデータを示しております。同和対策の諸経費に要した一般財源を基礎として別途設定されたいといった要望等を出しているわけでございます。

当年度以降の具体的な措置いかに、といった御質問でございますが、こういった交付税はもちろんのこと、起債についても両面で繰り返し要望してまいり、改善に向けて進んでいきたい、55年度も不十分ながらも若干の前進を見て、何とか当初の目標に近づけてまいっているというのが実態でございます。

以上です。

○ 15番(横田憲治郎君) いろいろ御答弁されましたが、公債費比率の問題ですが、55年度

を含めて19.9ですか。

- 財務部長（麻生和義君） 公債費比率の計算は、当該年度を含めて過去3カ年平均値となっております。この平均値が19.9でございます。
- 15番（横田憲治郎君） 現実にもう起債制限団体に落ち込んでいるという立場に立った方が早いと言っても当然だと思う。運営方針でも述べられておりますように、交付税の問題もありますが、いままで繰り返してきたペースの踏襲ではもはやいかんともしがたい、こう思わざるを得ないんです。そういう立場で市長、理事者も憂慮されていらっしゃると思われるので、われわれも感じますが、だからどうするか、となるわけですし、抜本的にかつてなかった対応が必要になってくると思います。

同和施策のおろし方についてもいろいろ論議のあるところですが、基本的には、やはりこの問題に集中的、抜本的に、かつてなかった体制でもって取り組まなければ、もちろん、議会は審議機関で執行機関ではございませんが、やはり和泉市の特異性である大規模同和地域という一つの実態を踏まえ、この運営方針で述べていらっしゃる裏には、かなりの覚悟を秘めた抜本対策をお持ちだと考える立場から、議会も先輩議員初め非常にこの問題については憂慮しているところでもありますし、議会、理事者一体となった、さらに、府会議員の先生方を筆頭に立てて、大規模同和地域を抱える本市の立場を鮮明に折ち立てて対応してもらわなければ、やってみね、やってないとはだれも言わないですが、理事者が苦慮している最大の問題だから当然だと思うんですが、例年どおりのペースの対応ではもはやどうしようもないと思うんです。義務教育施設の関連起債も起こせんようになるでしょう。制限団体に陥れば第1次、第2次という制限がありますから、義務教育施設は第2次か第3次になるかもしれませんが、このままではことしも来年も一緒でしょう、そういう立場での披瀝を願えたら、ということでの質問であったと思いますが、強力に申し上げたいと思いますので、市長あるいは助役からでも決意の一端でも聞かせてください。

- 市長（池田忠雄君） 御案内のとおり、公債費比率19.9という憂慮すべき状態であります。財務部長が御説明いたしましたのは、いわゆる比率の問題は、標準財政規模との分母分子の関係にあるということですが、御指摘のように、赤信号がついていることは事実でございます。これを乗り切るためにあらゆる措置を講じなければならないという非常な決意を持っております。昨年度再建団体転落寸前の単年度標準財政規模の20%という14億7千万円に53年度末、14億2千万円に近づいたという非常な赤信号の中、議会、市民皆さん方の御協力を得て何とか単年度収支の均衡を保ち、54年度のボーダーラインは、分母分子の関係からすれば16億5千万円でございます。しかし、赤字は赤字でございます。何とか今後とも最大の努力をさせていただきます、このように決意しております。

公債費比率の問題も、3年平均で20%を超えると、一般単独事業の起債ストップという異常

な事態を招きます。したがって、われわれといたしましては、起債制限団体に陥って起債制限を受けられないような措置をとらせていただかなければならない、こういうふうにも覚悟いたしております。そういう意味合いの中で、私たちに同和関連の起債の元金の一時たな上げあるいは繰り延べ措置、こうした問題を中心として府、国に対して現在、運動を起こしておるわけでございます。異常な事態でございますので、分母分子の関係もさることながら、議会の皆さん方の御協力をいただきつつ、御指摘の政治的なお力もお借りしながらこの事態を回避させていただく、ひいては財政の健全化もあわせて勝ち取っていかなければならないと存じております。具体的な対策をいろいろ立てる中、この公債費比率の改善措置についてはひとつがんばってまいりたい、このように存じますので、ひとつ御賢察いただき、御協力のほどもあわせてお願い申し上げたいと存じます。

○ 15番(横田憲治郎君) 簡単に意見だけ言って終わっておきます。

要するに市長、非常事態宣言をするべきだと思います。民間企業に比べれば、まだまだゆったりしたもんだと思うんです。悪い表現で失礼かもしれませんが、この管理職の皆さんに大変なことをやかましく言うようで恐縮ですが、ボーナス時に銀行の管理職が夜な夜なかばんを下げて集金にがんばってはります。民間企業へ行けば、変なびろうな話ですが、「朝、会社(出勤してから大使するな、トイレトペーパーは自分持ちゃ」と、徴に入り細にわたってぜい肉落としをやってます。何んだかんだと言っても親方日の丸的な次元の延長にあると思うんです。細かいところまでせせって無駄なことをしておっては何にもなりません、たとえばそのような精神からいって、私は、行政に携わる者として襟を正すべき時期に来てるんじゃないかと思います。經常収支比率も100%何とかトントンでいけるかどうかというときに、だからといって、職員さんも生活権が保障されていかなければならないから、そこには矛盾もあると思いますが、まず、頂点に立つ市長の決断、非常事態宣言的な姿勢が骨格、原点にあってこそ府や国に対しても、国だって易々諸々と、“和泉市はかわいそうや、しょうがないな、”と右から左に言ってくれるシステムでもないし、財政事情でもないわけですから、自主的に可能な努力をする決意で総力を挙げての対応を強く要求しておきたいと思います。

○ 議長(池辺秀夫君) 次の答弁。

○ 参与(林徳次君) 3点にわたります御質問をいただきましたが、3点とも私の担当する中央丘陵整備事業の関係でございますので、順次お答え申し上げたいと思います。

まず、第1点でございますが、48年に和泉市総合基本構想ということでもまとめ上げ、議会の御議決をいただいた市の基本構想の見直しについてでございます。当然、昭和48年度以前のものもデータを集計整備して、昭和60年度に向けての推計でございます。この間、特に48年

末からの石油ショックによって経済の沈静期を迎え、あるいはまた最近、異常なインフレのきざしが見えてまいりまして、激動する社会経済情勢から、たとえば和泉市においても人口の推計地場産業の実態、市街地開発の波が押し寄せているといういろいろな具体的な事実、あるいは交通体系等の整備といった4点ほどを見ましても、これをつぶさに現時点におけるデータに置きかえて検討する必要が生じております。

また一方、基本構想の94ページから95ページにわたっての第2節、中期事業計画策定の基本方針という章の末尾でございますが、当然のこととはいえ、計画の前提に基本的な変化を生じました場合には、それに応じた計画の修正を行う必要があると書かれております。したがって、先ほど申し上げましたような地域内あるいはその周辺における推計の要因の変化、さらには、お説の中央丘陵整備事業の確定要因等を合わせまして、必要な事業計画の策定を見直す時期がまさに迫っておるのではないかと考えるのでございます。

ただ、具体的な内容といたしまして、私の担当しております中央丘陵整備事業は前回も御説明申し上げましたとおり、ほぼ地元で地域住民、権利者の皆さん方と窓口を開いていただき、具体的な詰めの話し合いの段階に入っておりますものの、対象区域を含めての最終的な確定には至っていない現況でございます。したがって、それらの中心的モニュメント要因となる中央丘陵の基礎的条件を合わせまして確定した時点で、御指摘のような中期構想に向けての計画策定の見直しを当然すべきではないかと存じます。

第2点は、端的に地理的にこの市の中央部に位置づけをしている中央丘陵の中心部、シビックセンターを位置づけしているところは、将来、むしろ市の中心になるのではないか、そのことが12万市民に与える問題について具体的な御指摘がございました。端的に申し上げますが、これも基本構想の中では、78ページから80ページにわたって位置づけを行っております。80ページは図面を表示いたしておりますが、これに盛られておりますとおり、私どもも中央丘陵の事業を進めております段階では、あくまでも包含人口3万3千人プラス市街地を想定するシビックセンターを位置づけております。わかりやすく、私どもの内部では、副都心的な位置づけをいたして進めておるものでございます。

最後に、非常に大きな問題でございますが、従来からそれぞれの観点から御指摘をいただいております。今後の住民参加の形というものをどう具体的につくっていくかということでございます。もちろん、宅地開発公団という公共主導型でいくことに変わりはございませんが、民間主導であれ公共主導であろうと、こういった大規模な既存住民、新住民等に大きな影響を与える大規模開発を行います以上、住民参加が基本になることは、私も十分に存しておるところでございます。

最終的には、このことも96ページに簡単でございますが触れておるようでございます。第8節、住民参加とまちづくりの頃がでございます。特にこの中で、間接民主制から直接民主的な町づくりへ向けての取り組みとすることを具体的に提示しております。これを基本に据えて、直接住民参加の形を具体的に必要な都度、輪を広げる形で加えていきたいと存じております。

ただ、現段階におきましてはここにも盛られておりますとおり、既存住民の方々が背負っておられる伝統的なもの、風土的な基盤、そういったものに沿った土台になる住民、権利者の方々の組織を基盤にして、御意見等をいただきながら計画の基本を決めていきたい。そのことを御提言ございましたような全市的な都市的な都市計画の見直しあるいは農業に關係する政策上の見直し、交通体系の見直し等、いろんな形で市政全般に影響が深うございます。それらを必要に応じまして、御提言は端的に審議会という名称でございますが名称等にこだわらず、必要な形を具体的に申し上げることは避けませんが、展開していく必要があろうと考えるものでございます。

以上、簡単ですが、お答え申し上げます。

○ 15番(横田憲治郎君) 簡単にしておきます。

要するに後段で答弁してくれたように、論議してる間に現実が進んでいっとることは否めない事実、実態なんです。そうではなく、いろいろと現場の立体性が先行しなければならないのは、それが肝心なんだと言われればそのとおりなんですけど、やはり住民参加といっても、一朝一夕に、きょう言うてあしたできるものではありません。土地集約が始まる55年度をいよいよ迎えるわけですから、私はタイミングだと思う。むしろ遅きに失さないように、足下の課題として取り組む問題だと思ふんです。

そういう構想ありや否や、ということで答弁をいただいでるので、それ以上やかましく言いたくはないんですが、市長、いま私が言っておりますとおり、やはり一応中央丘陵部分についても綱羅されることはされてるんですが、参与の答弁のように経済の状態が違ふ。高度経済成長のピーク時、いま低成長、インフレ再燃、第2次石油ショックと言われ、当時と時代が違っています。片や、住民参加という、連帯意識という大事な側面もあるので、担当部局の長たる立場の参与がああいうふうにおっしゃっておりますし、かねがね議会から要望されているところでもあり、住民参加の具体的なスケジュール、タイミングというか、そういうものを早期に作成していただくということを確認だけしておきたい。具体的な点は委員会その他にゆだねたいと思ふので、その点だけ市長か参与か、どちらか言うてください。

○ 助役(坂口礼之助君) 変なことですが、先ほど私がお伺いいたしました最初の御質問の中では、中央丘陵等の大きなプロジェクトが現に進行しつつある中で、48年に策定された市の基本構想は、すでに時間的にも、経済社会情勢の中でもそぐわない点ができておるから、こうした基

本構想を踏まえて基本的に見直しの方でいくべきだという御提言の中で、その見直し方では、たとえば総合計画審議会というものを設置して住民との連帯感を深める中、住民参加の道を大きく開くべきだと受け取ってまいりましたが、そういう趣旨でよろしゅうございますか。

- 15番(横田憲治郎君) そうです。
- 助役(坂口礼之助君) その総合計画等の審議会設置は、過去の基本構想設定の段階でも当然、住民の方々の直接参加ということでお伺いをしてまいっております。今回、見直し作業に入ることになりましたら当然、それにふさわしい審議会、委員会等は設置されるべきもんだとわれわれも存じておりますので、この段階では、いわゆる住民の方々もできるだけ幅の広い階層の中から参加していただき、将来の和泉市の町づくりはいかにあるべきかについての御議論、御意見を賜る機会を持たせていただきたいと考えております。
- 15番(横田憲治郎君) 結構です。ありがとうございました。

○

- 議長(池辺秀夫君) ここで皆さんにお諮りいたします。

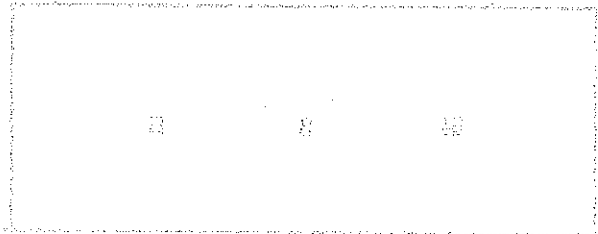
本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。明14日も一般質問を続行いたしたいと思っておりますので、定刻御参集賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。長時間ありがとうございました。

(午後4時24分散会)

第 3 日



昭和55年3月14日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

- 1番 寺田 茂 君
- 2番 天堀 博 君
- 3番 橋本 佳行 君
- 5番 仁井 明 君
- 6番 大谷 昌幸 君
- 7番 金沢 勝 君
- 8番 成田 秀益 君
- 9番 松下 定 君
- 10番 山口 義一 君
- 11番 上代 卯之松 君
- 12番 藤原 要馬 君
- 13番 赤阪 和見 君
- 15番 横田 憲治郎 君

- 16番 木下 甲子三 君
- 17番 穴瀬 克己 君
- 18番 池辺 秀夫 君
- 19番 貝淵 博治 君
- 20番 田中 包治 君
- 21番 直村 静二 君
- 22番 勝部 津喜枝 君
- 23番 三井 正光 君
- 26番 柳瀬 美樹 君
- 27番 竹下 義章 君
- 28番 坂上 國治 君
- 29番 藤原 利一 君

欠席議員(1名)

- 25番 竹内 修一 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市長	池田 忠雄	改良事業部次長兼改良 総務課長事務取扱	明坂 貞士
助 役	坂口 禮之助	病 院 長	竹林 淳
収 入 役	中塚 白	病院事務局 長	内田 繁
参与兼市長公室長 事務取扱	西川 喜久	病院事務局次長兼管理 課長事務取扱	藤原 光夫
参与兼都市整備部 事務取扱	林 徳次	水 道 部 長	田中 稔
秘書 広報課長	石本 博信	水 道 部 次 長	西川 武雄
財 務 部 長	麻生 和義	会 計 課 長	赤田 備信
財 務 部 次 長	北野 敦雄	消 防 長	松村 吉堯
財 政 課 長	大塚 孝之	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	湯川 行夫

同和对策部長	中西淳富	用地担当理事	杉本弘文
同和对策部理事兼解放	生田稔	土地開発公社事務局長	岩井益一
総合センター所長事務取扱	橘本昭夫	用地担当参事	堀内由延
同和对策部次長	富田宏之	教育委員	葛城宗一
市民部長	逢野博之	教育次長	平野誠藏
市民部次長兼福祉	広岡史郎	管理部次長	青木孝之
事務所長	角谷泰夫	指導部長	高橋貞良
産業衛生部長	森保	指導部次長	竹田明郎
産業衛生部次長	吉田日出男	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
建設部長	門川祿朗	選挙管理委員会会長	岸田秀仁
建設部次長	中山重光	監査委員	久光喜多男
都市整備部理事	萩本啓介	監査事務局長兼公平委員	向井洋
都市整備部理事兼計画	逢野一郎	員会事務局局長	信田種行
調整室長事務取扱		農業委員事務局長	
用地対策室長			
改良事業部長			

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西井正
議事係	佐土谷茂一
議事係	川崎政勝

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和55年和泉市議会第1回定例会議事日程

(8月14日)

日程	種別及び番号	件名	適要
1		一般質問について	
2	議案第12号	青年学級の開設について	
3	議案第13号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	
4	議案第14号	和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について	
5	議案第15号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
6	議案第16号	和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について	
7	議案第17号	和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	
8	議案第18号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	
9	議案第19号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
10	議案第5号	昭和55年度和泉市一般会計予算	
11	議案第6号	昭和55年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
12	議案第7号	昭和55年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
13	議案第8号	昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	
14	議案第9号	昭和55年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	
15	議案第10号	昭和55年度和泉市水道事業会計予算	
16	議案第11号	昭和55年度和泉市病院事業会計予算	

(午前10時34分開議)

- 議長(池辺秀夫君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、連日多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんには22名でございます。欠席の議員さんは竹内議員さんでございます。遅刻の届け出の議員さんは田中議員さんでございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われまゝ。現在、22名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員数22名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(池辺秀夫君) それでは、日程第一「一般質問について」を行います。2番、天堀博君。

- 2番(天堀博君) 市長の市政運営方針についてお尋ねいたします。基本指標として出されておりますうちの特に1、3、4を中心にして町づくりと教育問題、町づくり全般にわたりますので、細かな点は予算委員会等の審議に託すといたしまして、数点の骨格についてお尋ねいたします。

まずその一点目は、今後の町づくりの中心となる中央丘陵開発であります。市長は、あすへの魅力ある町づくりと称してこの開発を推し進めておりますが、市民の中には、この開発を最も強く望んでいるのは、土地を買い占めた大土地所有者ではないのかあるいは周辺整備はどうなるのか、そこでの農業はどうなっていくのか、等々の数々の心配や疑問が出されております。また、いままで住宅開発で黒字になったという自治体がない。それなのに市長の話されている夢は真実なのかということも問われております。市長は単に夢を語るのではなく、現実の問題の処理をいつつ、市の独自性のある計画を明らかにすべきであると考えます。

そこで、方針の5ページに述べられております。本年度の中央丘陵についてのいろんな作業がありますが、これからは具体的にはどのような方法でやられようとしているのかをまず第1点目にお聞きしたいと思います。

また、開発に伴う周辺整備はいままでも何度か質問し、それに対する明確な回答指針が明らかにされないままですけれども、特に道路についてでございますが、通過交通地帯になるのは確かであります。それに伴って市の縦のラインイ通路整備が重要であります。

さらに、府中周辺地区等の交通渋滞の対策あるいは山間部でのダンプカー等の工事車両の通行対

策をどうするのか、という点について再度お聞かせを願いたいと思います。

第2点目は、環境の問題であります。昨日の大谷議員さんの質問にもありましたが、街路樹や便所あるいはその他もろもろの施設は町づくりの1つの重要問題であります。ここでは山間部における廃棄物処理についてのみお尋ねいたします。

いま、和泉の山間部は、これら廃棄物処理問題が非常に重要な課題となってきております。住みよい環境づくりや公害のない町、こういうことともあわせてこのことは重要であります。そこで1つは、松尾山の不燃物処理地についてであります。この進捗状況についてお聞かせ願いたいと思います。とともに、谷山池のところの南大阪産業のあの1件は、その後どうなるかについてもお聞かせ願いたいと思います。

第3点目は、入口の急増と深い関係のある1つとして、駅前整備問題があります。特に市政運営方針に出ております駅前自転車置き場についてであります。府中につきましては、いろんな方から整備ができて便利になったということで喜びの声もございしますが、一部にすでに自転車があふれ出ようとしております。そこで1つは、学生等が自転車を預ける折に一般の人たちと同じ料金であることで、学割り等の要望も出ております。こういう点についてどうお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

さらに、信太、北信太であります。用地の確保等は具体的にどのようになっているか市政方針の中で述べられておりますのでその点についての進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

第4点目は、サービスセンターであります。その必要性や経過につきましては、いままでも何度か述べてきておりました。論議のあったところですので省略いたしますが、1つは、54年度予算の執行状況であります。さらに、本年度も調査費が組み込まれておりますが、これはどのようなことなのか。すでに一定の調査研究は終わっているのではないかと考えますが、さらに、設置する場合の公共性についてであります。地域としては具体的に考えておられるのかどうか、そういう点についてお聞かせ願いたいと思います。さらに関連して、印鑑登録制度の改正ということが出されておりますが、どのような内容か、お聞かせ願いたいと思います。

第5点目は、昨日の勝部質問にもありました広域市町村に関連してであります。空港あるいはこれに関連する道路、鉄道、これらは町づくりの中で大きなウェイトを占めるものであります。これらが広域行政圏とのかかわりでどうなのかという点を含めてお聞かせ願いたいと思います。さらに、松尾山の不燃物処理地、それから中央丘陵に至るまで広域行政圏の中で考えていくのか、どういうふうになるのか、市長の所信を伺いたいと思います。

町づくりは以上でございます。

次は、教育問題であります。まず第1点目は、教育施設についてであります。石尾中学校の

分離新設に限ってお聞きをいたします。同じ債務負担行為でありますけれども、プール等は学校用地内に設置されますが、中学校の分離新設ということになりますと、用地の確保が非常に重大な問題であります。この点について具体的にどのように考えておられるのか、ということが1つであります。

さらに、マンモス化が想定されるとなっておりますが、この中学校につきましては、明らかに教育委員会の見込み違いあるいは失敗ではなかったかと考えますが、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

教育問題の2点目は、青少年問題協議会であります。「花いっぱい運動」や奉化活動あるいは「ふるさと研究」などは、元来のねらいは別といたしまして、地域のボランティア活動と相まって、その純粋な活動そのものには敬意を表するものであります。青少年の成長発達にとりまして、労働やボランティア活動などは重要な役割を果たします。

しかし、それはあくまでも子供の発達を考慮して、教育的な配慮と自主的、民主的な教育課題について慎重に考慮されなければならないと思うのであります。このことを欠いて、半ば強制的な意味での動員あるいは強制は重大な誤りを犯すことになると思いますが、その点についてどうでありましょうか。ただし、これは本市の青少協の活動がそうであると断定しているのではありませんので、誤解のないようお願いいたします。あくまでも青少協の活動推進を図ろうとするとき、その基本点についてお聞きをしているわけであります。

さらに、関連して「花いっぱい運動」での学校のカリキュラムとの関係などに一部生じている問題あるいはこの青少協が啓蒙運動という活動を通り過ぎて取り締まりの団体へいく行為、これがあってはならないと考えますが、この心配は私のよけいな心配なのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

教育問題の3点目は、幼児から低学年にかけての教育と保育問題であります。その1つに学童保育があります。青少年非行化の問題とも多少関連をいたしますが、いま、国にこの学童保育の制変化を求めるとともに、教育委員会内部でもこれについての位置づけをはっきりさせるということ、さらに、学童保育の内容充実、これは、非常に重要な時期だと考えます。現在実施されている学校、さらに、本年度、55年度に予定されているところ、また、新設の池上小学校等は特に必要性があると考えますが、その点もあわせてお伺いしたいと考えます。

さらに、幼稚園や保育園等の就学前児童の対策であります。この池上小学校の阪和線以西や、いままでもわが党の寺田議員がたびたび質問、要望している黒取小学校区等は、幼稚園、保育園が全くないということで大きな問題になってきております。この点についての今後の見通しと構え、幼稚園、保育園、学童保育という1連のものとしてお伺いいたします。

さらに、付け加えて幼稚園、保育園への就学前教育としての身体心身障害児の入園、入所状況であります。これらはどのように対処されているのか、また、それについての基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

教育の4点目は、文化財の問題であります。社会教育活動の施設については昨日も論ぜられたところですので、省略しますが、非常に重要で貴重な文化財を多く有する本市、これにつきましては、重点的な課題だと考えます。久保惣氏の寄付は、それはそれとしましても、ほかにも池上遺跡や観音寺遺跡等、そしてまた、今後中央丘陵開発に伴う遺跡や文化財等の資料保存あるいは研究も始まると考えますが、どうでしょうか。その点で、ぜひ郷土資料館等の建設も必要でないかと思いますが、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

教育問題の最後の5点目ですが、これは教育の中五性の問題であります。ここでは多くを申しませんが、特定団体の公教育への介入や、特定の刑事事件を公教育の場に持ち込むことの行為であります。この点ではどのように考えておられるでしょうか。特にせんだっての狭山事件等による同盟休校など、このような点についてどのように考えておられるか、明確にお聞かせ願いたいと思います。さらに、教育委員会が先日の同盟休校に対してとった態度については反省を求めたいと思いますが、この点についてもお聞かせ願いたいと思います。

以上、町づくりについて五点、さらに教育問題について五点を質問いたします。市長の市政方針を中心に質問いたしました。答弁のいかんによりましては再質問の権利を留保いたします。できるだけ申し合わせの時間以内で終わりたいと思いますが、答弁のいかんにより延長もあり得ると思いますので、議長にその点の配慮をよろしくお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁

○ 参与（林徳次君） 御質問の市政方針の中の第一点でございます。第四の指標として都市施設の整備ということで御提示申し上げております内容についての御質問でございますので、私からお答え申し上げます。

具体的に五ページにうたっております本年度のいろんな幾つかの作業の進め方をわかりやすく説明せよ、という第一点でございますが、ここにもございますように、第一の具体的な行動として予定いたしておりますのは、まず当面、用地取得に向けてのより具体的な条件提示も含めた対策委員会を通じて交渉を進めたいということでございます。二番目には、続いて農業対策の調査を行いたいということ。三番目は、土地利用計画の策定で御指摘のございました周辺整備計画案についてでございます。それから四点目に、もろもろの都市計画法上の手続に向けての取り組み。以上が、この四の指標に盛られている具体的事項でございます。

まず、用地集約に向けましては、従来から申し上げておりますように、より公正な用地集約を

行いたいという観点から、昨年来、百数万坪の広大な地域、千数百名の権利者の方々、そういう条件を勘案いたしまして、最終的な方針といたしまして地方の御理解を得たところでありますが、まず、一筆一筆の単価提示という金額提示は最終段階でございます。その前段でいわゆる格差を公正に求めたい、いわゆる評点方式でもって地元へ御提示を申し上げたいということで、前にも申し上げましたように、現在、市の職員の手によりまして、一部専門家の鑑定士等も複数で導入いたしまして、原案作成に取り組む作業を行っております。遅まきながら、ほぼ三月中には地元提示ができるのではないかと見通してございます。非常に細かく内容を検討いたしますと、試行錯誤数十回繰り返しをしなければ自信を持ってお示しできないというような障害に突き当たっておりますが、何とか今日の時点では克服いたしまして、ある程度自信を持ち得る原案を地元へお示しできそうてあります。これが当面の第一点、用地集約に向けてのより具体的な、抽象的な表現の内容でございます。

第二点の農業対策、調査につきましては、基本的なデータは従来から調査をしまっており、御存知のように、まず、昨年来から地元の対策委員会の皆さん方に向けて、当該予定区域の区域確定に向けて意見の調整をさせていただいております。おかげをもちまして、二月いっぱいを一応の目途にしておりますが、三月中旬現在、各校区とも細かい意見の提示がございました。再三にわたり現地への御案内等もいただき、ほぼまとまりそうてあります。

これを持ちまして、予定区域内の農業施設、特に中心になるのは、ため池、水路の関係につきまして、基本的な調査では、百三十から百四十の池が関連区域の内外にございますし、図上で予想いたしますと、そのうち四十ぐらいが直接の改廃対象になると言われておりますが、これはあくまでもいままでの基礎資料に基づく推測でございます。個々にため池等に船まで浮かべて水量をはかり、あるいは樋門等その他の調査も直接改廃の対象になりそうな池につきましてはこの春から取り組みをしたい。当然、市職員だけの手では不十分でございますので農林課の職員が連日、このことに取り組んでおりますが、いわゆるコンサルタントに一定の委託も公団から直接行い、市職員がそれを誘導、補完するといった形で至急に完成いたしたい、これは早々、新年度予算でもって公団と話し合いをつけて取り組む予定でございます。

それから、第三点の土地利用計画案、特に周辺整備計画案と言われております膨大な、しかもむずかしい問題でございます。これについても、従来から地元に対しましては、それぞれ地域の特殊性と地元対策委員会を通じての御要望がまとまって出つつございます。より細かいものと大きな問題を含めまして、非常に多種多様の御要望まで出つつございます。これを取りまとめて検討してまいりたいというのが一点でございます。

また、地元対策委員会からの御要望のみを待つという形ではなく、これもすでに既成市街地

とその区域が決まりましたら、その区域との接点と諸問題が予想され、一定の期間検討しておりますので、具体的な項目を示し、これもコンサルに原案作成の委託をいたしたい。こういう予定をしております。もちろんこの中には、いままであがっております地元との折衝を通じての諸項目等も含むわけでございます。

最後の都市計画手続についての調査と一口に申し上げておりますが、御存知のとおり、都市計画の諸点については、非常にバラエティに富んでおります。現在、構想しております計画の中で予想されます手続きとりたしましては、まず、一番大きなのが区域の決定、都市計画で示される新住法の施行区域の確定の手続が必要でございます。それから、関連いたします既存の都市計画の施設がございます。都市計画街路三線、都市計画公園四ないし五公園、こういった問題のこの計画との整合性を再検討いたしまして、道路の幅員、取り付け等も含めて再検討する作業が行われております。これらも同時に合理性のある裏づけをもって都市計画審議会におかけしない限り、ばらばらでは審議されないという見解も示されておるわけでございます。したがって、整合性のある都市計画の一切を一連のものとしたしまして、大阪府の指導、宅建公団、和泉市の三者で協議を現在進めております。この手続に向けてもこの一年間、精力的に取り組んで原案作成を行い、来春には和泉市の都計審に諮れるのが現在の見込みでございます。まだ初期の段階でございますので、来春程度の見込みということで、さだかではないという点をあわせて御理解願いたいと思います。

以上、御指摘の第一点でございます。

それから第二点、道路について一定の示唆がございます。大型道路、特に泉州山手線と高速道路等の一部が通過交通となるのは明らかではないか。特に南北線の縦の軸が弱いという問題。それから、整地に向けての進入路等で沿線に公害が予想されるのではないか、ということでございます。

この点につきましても、ただいま申し上げました基本的な都市計画の手続等の最終案をこれからまとめる所存でございます。確なるもの、道路はこういたします。という成案を得ておるわけではございませんが基本的な一年間温めてまいりました考え方を申し上げますと、御存知のとおり、泉州山手線と一口に呼ばれておりますが、この中には、通過交通ということで明らかになっております高速道路、近畿道と歌山ルートが包含されてございます。これを泉州山手線に抱きまして、両サイドの中へ入れまして、両サイドを側道、歩道で抱き込む、泉州山手線の側道あるいは準高速道、南北それぞれ四車線を予定しておりますが、これは在来の住民の足として、通過交通ではなくつくっていただく形態にいたしたいというのが一点でございます。

それから、縦の線が弱いという御指摘、まさにそのとおりでございます。御存知のとおり、

都市計画の幹線道路といたしましては、和泉中央線と池下線の二線でございます。たまたま、この中央丘陵整備関連事業といたしまして、中央線を同時に完成したいと考えております。

それから、整地の進入路等につきましては、いわゆる造成工事計画なるものは全く手をつけておりません。したがって、北部、中南部、西部に分かれる造成のための進入道路の工程、工法等と関連をする事項でございますので、具体的にお答えするわけにはまいりません。

一例といたしまして、私どもが取り組んでるのは、こういったことも含め、泉州山手線の55年度側道のみ供用開始をしたいという申し出をいただいております。泉州山手線の光明池から現道の府道泉大津粉河線までの延長を現在、室堂、北池田地区の権利者の方々に連日おじゃまして、すでに価格提示まで入っております。横尾川の取りつけ部分まで側道としてはいつでも供用開始ができるよう、あるいは排水路等アンダーの有効利用も図りたいということで現在、用地買収に取り組んであります。予定といたしまして、四月ごろにはこの買収を終わりたいと考えております。当然、主たる進入路にも使い得るということで取り組んでおるところでございます。

その他各ブロック別の詳細な計画は、先ほど申し上げましたとおり、さだかではございません。

以上、一通りお答え申し上げます。よろしく願いいたします。

- 2番(天堀博君) 特にいまの御答弁の中で問題があると思っておりますのは、周辺整備と土地利用計画の策定というのがありますが、この点については、特に重要であると考えます。これは参与も非常にむずかしい問題だと言われておりますが、確かにむずかしい問題ですし、いま、聞くところによりますと、地元の対策委員会の要望というふうなこともあるし、それから、コンサルタントに原案作成をさせるということもあります。

しかし、肝心の大きな点が抜けてるのは、やはり従前から言っておりますように、町づくり委員会的なもの、買収に当たっては、地元の対策委員会の意見とか、特別のコンサルタントらが事務的、学識的に考えた案ということではなく、やはり全市民的な住民参加の中での町づくりということが必要であると考えます。これは従前から主張してきたところです。その点が抜けてるんじゃないかと考えます。その辺を大所高所というか、高い見地から見ていくということが、いまの時期に非常に重要であると考えられるわけです。言わばそういう案が特に専門家と言われるコンサルタントが机の上でいろんなプランを考えていくことを基本にすると、本当の意味での住民本意の町づくりというものがなくなっていくと考えます。その点について再度お聞かせ願いたい。

それから、工事用の車両については、造成の段階ではないということで計画にも至ってない。

もちろんそうであります。しかし、現在でも、私の地元等でもダンプカーが非常に大きな問題となっております。恐らく横尾山の採石が運ばれるのは必至であります。そうなってくると、いまのダンプカーの通行は、主に横山小学校前の信号から右折し、塚ニュータウン方面に向かうことが基本になっております。しかし、そのまま真っすぐに狭い国分町の中、あるいはバイパスの問題もありますが、その辺を通過して来る、車両の数もふえると考えられます。現在でも、あそこを右折せず、真っすぐ走るダンプカーがふえつつあります。

それから現在、ごみの問題とも関連いたしますが、青葉台と緑ヶ丘の間の市道、松尾寺浦田線ですか、あの部分をダンプカーが数台通行するという状況も出ております。そういう点から考えて、過渡的な段階としての問題も発生してくると考えますので、その辺での周辺整備も合わせてのお考えも再度お聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） ここで理事者に一言申し上げますが、答弁は簡明確に願います。

○ 参与（林徳次君） 二点御指摘がございましたので、簡単に答え申し上げます。

確かに、いま申されておりますように、一定の専門的なコンサルが机上でプランニングをすということだけでは不十分なことは十分承知しております。すでにその段階ではございません。そういった地元の実態等を把握しております私どもも、当然、委託料の範囲で随うということではなく、直接指導しながらその原案作成に当たってまいりたい。なおかつ、その案の中で、先ほど申し上げましたすでに組織の中から出されておりますものの今後の取りまとめを急いでおるわけでございます。それらの要望事項を入れまして、何というか、血の通った、権利者の身になった案にまとめたい。その過程で、いろいろ御指摘の広い意味での住民参加あるいはそれぞれの案の内容によりましては、ほとんどがより地域性の高い内容で極限れた形になって御趣旨には沿えないかもわかりませんが、そういった過程を経て地元住民の御理解、御納得が得られるのではないかと考えます。

第二点目の確かに横山の採石が中心に使われるであろうという御指摘でございます。いまより以上に現行ルートを一ストリートに入ってくる、そのまま野放しに考えるとそうなります。しかし、具体的にその通行ルートを考えまして、造成計画、その他がさだかになりましたら、たとえば工事用進入路の特定道路等を指定して規制を行いたいと考えております。そういうことをいたしませんと、御指摘のように放任しておりますと、松尾寺浦田線ですか、非常に狭い道路をダンプカーが通って通行の安全を脅かすこととなりますので、そういったことを野放しにやるつもりはさらさらございません。

○ 2番（天堀博君） 後者の分については、こちらの意見だけ言っておきます。前段の方は、やはり市長が魅力ある町づくりとか住民本位とか言われていることからすれば、いま、参与が

答弁がありました形だけではなく、やはり対策委員会等が中心になってくればそういう極限的なものになりかねないということがあります。ですから、鶴山台団地あるいは光明台等も含めた、和泉市全体の町づくりの中での中央丘陵開発を考えていかないと将来にわたって誤りを犯すのではないかと考えますので、この点は、もう再三の私どもの指摘要望でありますので十分お考え願いたいということだけを指摘しておきまして、この分は終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎） 環境整備の面からの三点のお尋ねにお答え申し上げます。

まず、松尾山の不燃物処理地の進捗状況のお尋ねでございますが、最近、生活水準あるいは人口増等から、家庭から出るごみの取り扱ひ量が年々増加しております。従来の狭わいな場所での埋め立てでは追いつかず、相当長期間に使える場所の確保として、皆様方の御協力を賜りまして現在、松尾寺町内に48471㎡を確保しております。不燃物処理地の早急な確保からも、松尾山を使えるようにしたいということでいろいろ模索してきましたが、泉大津市高石市の二市も不燃物処理場所の確保に大変悩んでおられまして、このことについて、正式に本市に三市共同で、すなわち泉北環境整備施設組合で建設して使用させていただけないかというような申し出がございました。

これらに関しまして現状、これらをスムーズに行っていく上で、大変関連の深い地元の四団体組織に、泉大津市、高石市を含めた三市での処分地の建設推進ということで説明会を開催してまいっております。昨年からことしにかけて一応、四団体組織に説明を終わったというのが現状でございます。

それから、二点目の御質問でございました南大阪産業のその後でございますが、納家町に産業廃棄物の処分地を求め処分するということでの業者からの申し出から、いろいろ本市においても業者とも協議をしており、許可権を有する府の方からも、地元市としての意向打診がございました。

過去年々、和泉市としては好ましくないという判断に立ってまいっております。また一方、地元納家町も産業廃棄物の投棄ということで反対の態度を続けられ、府では業者に対し、施設面での、また投棄物の安全の徹底した指導がなされてまいっております。業者は指導、指示に従って、現状に適應した処分地の施設整備に取り組んでおられます。

この埋め立てにつきましては、地元町会の同意が得られない場合府としては許可しがたい、いずれにしても、地元調整が第一であるというふうにおっしゃっております。しかし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に適合した埋め立て処分を行う行為は、不法投棄を防止する上からも、法の本旨からも必要なことでござります。近く最終的に市としての態度を府に回答

する運びに至りますけれども、府に対しても、なお今後とも業者に対する施設整備も含めての行政指導の徹底を依頼し、加えて地元納花町の理解と協力の得られるよう企業努力も指示していただくよう明文化し、文書で回答したいと思っております。

三点目の駅前自動車駐車場の使用料で学生の割引を考えられないか、かよう御提唱をいただきました。昨年11月15日、皆様方の大変な御理解をいただき事業実施をしまいいり、4ヶ月ばかり経過しております。ただいまの御意見を休しまして、今後の運営面でいろいろ参考にしまいいりたい、かよう存じております。

それから、駅前自動車駐車場の用地確保についてのお尋ねでございました。信太山、北信太の2駅につきましているいろいろ庁内でも協議を申し上げ、信太山駅につきましては、公社所有地の阪和線信太山駅下りホーム沿いに600㎡年来北信太駅につきましては、市有地386㎡年来中に開設したいということで一応、協議を整えているのが現状でございます。

以上、お答え申し上げます。

- 2番(天堀博君) 松尾山については、私も泉北環境の議員でもありますので深くは避けたいと思います。

南大阪産業の件ですが、ここは現在、一応造成工事をやっていますね、これは御存知ですか。

先般、私も見て参りましたが、すでに何か投棄ができる状態にまでいっているいまの答弁を聞いてますと、いろんな施設ができ、府の方の指導によってOKが出れば認可される。こういうふうな段取りなり判断ということでしょう。もう1つは、納花町ということですが、同時に青葉台も府へ直接いろんな反対の要望書というか、態度を出してると思いますが、その点での青葉台についての位置づけなり、その点はどういうふうに考えておられるのかということですよ。

それから、自動車置き場につきましては、用地の確保はすでにできていると考えていいのかということですね。それから、収容の台数なんですが、その用地で十分なのかどうか。

この二点についてお聞かせ願いたいと思います。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) 納花産廃の現在進められてる工事でございますが、この工事は、産業廃棄物を投棄する前段での施設整備の工事でございます。それらの完成を見た上で府が行政指導、設計等に基づく適応した施設であるかどうかの判断の上に立って後、認可、不許可決定がおりるということでございます。現状、それに至るまでの施設整備の工事を進めておるのが実態でございます。

それから、青葉台等の位置づけについてのお尋ねでございます。もちろん、納花町、青葉台、他に平井町、和田町と納花産廃周辺の関係4町会がございます。それらの方々の御意向も重視していかねばならない、かよう考えております。

それから、駐車場の関係から完全に確保できたものかどうかということでございますが、ただいま御提示申し上げました位置について、今後、関係の特別委員会なり地元の議員さんなりといろいろ御協議申し上げ決定していきたいということでございます。ただいま申し上げました位置でいろいろ取り組んでまいりたいということで表明させていただいたものでございます。

○ 2番(天堀博君) 後の分で収容台数ですが、十分それでいけるのかということ、先の分では、いまやってる対策というか工事、これで十分やっていると府が判断した上で結論を出すということですが、その時点で納花町とか直接関係する青葉台町会等の意向がどの程度重視されるかということです。その点で反対があれば、これは府の問題ですが、市の意向としても好ましくないという立場に立つのかどうか、その辺もはっきりお聞かせ願いたい。

○ 産業衛生部長(広岡史郎君) 現在取り上げております信太山、北信太の二用地につきましては、駅前周辺に放置されている自転車が、信太山駅では一業者、北信太駅では四業者の民営自転車預かり店がございます。そこに幾分空白がございますので、前段、そこでお預かり願えるように自転車放置の取り締りを強力に進めてまいります。その上で残った自転車の対応を考えておりまして、両駅とも600台前後の放置自転車を収容したい。かよう考えております。

それから、現在放置されている自転車について、自転車預かり店で収容可能な形でいろいろ調査いたしますと600台をわずか出ますが、府中駅前の自転車預かりの経過を参考にいたしまして一応、用地の確保は十分ではなからうか。かよう判断しております。

それから、納花産廃の町会関係を含めての御質問でございましたが、もちろん、先ほど申し上げました四町会が、直接かかわる、いろいろ関連のある町会ででございます。府に最終的に市長意見として申し述べる中には、それら四町会の理解と協力を得られるように、また、本市の水道等の事業もございますが、それらの中での協議も整えた上での許可という形で十分配慮されたいというふうに府に申し入れるつもりでございます。

以上でございます。

○ 議長(池辺秀夫君) 次の答弁

○ 市民部長(富田宏之君) サービスセンターについてのお答えを申し上げます。

昭和54年度予算の中に市民課所管の事務管理費の中で20万円計されておりますが、昭和54年度では執行がございませんので、決算の段階では不用額になる予想でございますので、よろしく願い申し上げます。

○ 参与(西川喜久君) それでは、今後の取り組み方につきまして私からお答え申し上げたいと思います。

基本的な考え方につきましては、過去何回か私から本会議において御説明を申し上げており

ます。今後の取り組みにつきましては、本年度は、センター設置を前提とした場合の設置箇所数あるいは設置地区及び設置場所の問題につきまして、具体的な検討を進める予定でございます。この場合利便性あるいは費用面も考慮しながら検討する必要がございます。特に本市はセンターの設置場所について、施設の確保という面で困難な点も予想されます。また場合によっては、センター施設の新設ということも考慮する必要がございます。また電送システムの導入を図った場合、現状の市民課レイアウトの変更等についても検討する必要がございます。

以上のような問題も含めましてセンター設置の場合の条件整備が不可欠であり、条件整備をしていく中で具体的な費用及び投資効果の問題につきまして随時所管委員会等へも報告を申し上げ、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、具体的検討を行っていく中では、先進都市の運営方法なり実態等を把握しながら本市サービスセンター設置の参考といたしたく今回、調査費用として所要の予算措置を講じてまいっておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次

○ 市民部長（富田宏之君） 印鑑証明条例の改正でございますが、現在、条例改正をお願いすべく準備をしております。その節に詳しく御説明申し上げますが、平たく申し上げますと、今回改正しようとするのは、印鑑登録手帳を印鑑登録証に変更し、代理人による印鑑証明の交付を、その印鑑登録証の提示によりまして、委託状及び選任届にかえるというのが第一の目的でございます。

以上でございます。

○ 2番（天堀博君） 特にサービスセンターにつきましては、これからそういうことで進めていくということですが公共性の問題は十分重視していく必要があると思います。その点ではいままでから新聞紙上をにぎわっている問題もございます。その点についてはここでは触れませんが、それらの点も十分考慮しながら考えていかないと、いろんな問題がまた発生してくるのではないかと指摘しておきます。

印鑑登録制度の改正は、手帳を印鑑登録証に変えるというのは、名前をバックナンバー方式にするということですね。

○ 市民部長（富田宏之君） はい。

○ 2番（天堀博君） これは結構です。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 参与（西川喜久君） 次に、広域行政圏と新空港との関連について、という御質問でございますが、広域行政圏の設定なり空港建設の可否につきましては、われわれは議会を初めといたし

まして、地域住民の同意が得られることが最前提であると考えております。同意が得られた場合、広く町づくりとの関連を考えてまいりたい

そもそも町づくりとは、市が主体性を持って計画するものでございまして、他の計画、すなわち新空港等がうまく市の計画にマッチするかの問題であろうかと考えております。

また、新聞等の報道によりますと、国の空港関連地域整備には広域的な交通施設に対する計画が出されております。いずれにしろ、その関係では、国鉄の外環状線なりの新設が計画として報道されてございます。それととも、本市の町づくりを大きく変更する必要のないルートが考えられております。また、他の交通施設におきましては、すなわち鉄道では泉北高速鉄道の延伸あるいは国鉄阪和線の増強、道路では近畿自動車道と歌山線泉州山手線、松原泉大津線とか岸和田南海線、大阪外環状線、また大阪湾岸道路などが計画されている事業でございまして、空港関連ということで早くなるものと私どもは考えております。

これらのことから、和泉市では空港関連で大きく町づくりを変更する必要はないものと思えますが、逆に交通網が整備されることによりまして、国際都市としての施設が立地する可能性もございまして。特に中央丘陵整備が空港建設と時期が同じでございまして、整備された土地を用意できることから、大きな期待が持てるものと考えております。直接関係はございませんが、広域市町村圏計画なり新空港あるいは中央丘陵開発との関連の概要でございまして、市域全体の整備についても今後、われわれ事務局レベルで検討を重ねてまいりたい。検討の結果につきましては、所管の委員会なり本会議に逐次御説明を申し上げながら進めてまいりたい。かように考えております。

- 2番(天堀博君) 特に公室長から答弁があったのですが、市長にお伺いしておきたいのは、先ほど申し上げましたように、いま、広域市町村圏が非常に大きな問題になっております。松尾山不燃物処理地にしても、単に泉北三市だけの泉北環境施設組合でなく、広域行政圏でというような話もややあるかのように聞いております。中央丘陵開発もそれに伴って問題が発生してくるかもわかりません。また、公室長の話によりますと、先のことでわかりませんが、空港との関連で国際都市としての可能性も出てきております。

こういういろんなものが関連してくると、どうしても広域行政圏の問題がクローズアップされ、重要なかわり合いを持ってくるんじゃないかと思っておりますので、市長としての所信ですね。そういうことの中でやっていくのか、いや違うんだ、市の独自のなものだということなのか、その辺をちょっとお聞かせください。

- 市長(池田忠雄君) 重大な問題でございまして、私の方からお答えさせていただきたいと存じます。

広域行政圏の問題を四市一町がそれぞれ今議会でお願したいということと空港との直接の関連はございません。これははっきり申し上げたいと存じます。中央丘陵につきましても、これは前々から申し上げておりますように、本市の基本構想に基づきまして、交通あるいは道路等の基盤を整備していろいろと誘致していく中で、宅建公団が事業に当たっていただくように軌道に乗ってまいっております。これは本市のあすの活力を、ということでの構想でございます。これも空港との直接の関連はないわけでございます。しかし、たまたま中央丘陵の完成と、空港の建設テンポはわかりませんが、それらが将来にわたって合致してくるものがあるとするならば、それはそのときの話し合いであるというふうに私は理解しておるわけでございます。これはひとつ明確に申し上げておきたいと思うわけでございます。

したがって、広域行政圏はあくまでも四市一町の共通課題、交通問題を初め施設面等につきまして、何とかして和泉市だけでできない問題については広域的にひとつ考えていこうじゃないかという趣旨で発足したいと存じているわけでございます。いろいろ今後、御論議をいただくわけでございますが、率直に申し上げまして、議会にもいろいろこの件について御相談させていただくことが前提でございます。それぞれの市町が抱える課題を持ち寄り、四市一町の住民がより便利になるようにということが広域行政圏の真の目的でございます。こうした点ひとつ御理解を賜りたいと存じます。

空港問題につきましては、これはまた別個の問題といたしまして、御案内のとおり、空港特別委員会でも先般御報告もし、いろいろ御協議も賜っているわけでございますけれども、住民に対する生活障害があるのかないのかという、環境アセスメントの科学的なデータが今秋以降に出てまいります。それとともに地域整備、空港ができるとするならば泉州はどのようになっているのかという地域条件についても、今後、国、府、市なりが協議をしていかなければならない問題だと存じております。そうした科学的なデータ、生活障害があるのかないのかというメニューと、地域条件がどうなるのかという国、府、市のいろんな話し合いを通じ、空港の可否判断につきましてはその時点で議会にも御協議を申し上げ、いろいろと議会との御相談の上に立って判断したい。和泉市としては、ことし中には恐らく出していかなければならない時点がくるのではないかと判断しております。これはこれで別個の課題として、その時点で議会とも御協議をさせていただきたいと存じております。

将来の兼ね合いにつきましては予測はできませんが、現時点では中央丘陵は中央丘陵、四市一町の広域行政圏は広域行政圏として、住民の要望に対する一つの対策と御理解いただきたいと思います。空港につきましては、いま申し上げましたように、そうした時点に立ち至る前に議会ともよく御協議させていただき、態度を決めさせていただきたいと存じております。

以上、かわりがそれぞれあるかのような御質問でございますが、いま申し上げた趣旨でございますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

- 2番(天堀博君) 高石の市長は、空港は広域行政圏の中でやっていくのがええ、と言われており、逆に忠岡の町長は、全然関係ない、と言っておられる。それぞれいろんな形で理解解釈の仕方は違うようです。その点から昨日、勝部議員も申し上げましたように、特にこういう問題は、前段で十分議論されることが大事であってはいかんと存じます。その点十分考えていていただきたいと存じます。意見にしておきます。

あとの教育の五点につきましては、ちょっと時間延長をお願いしたいと存じますので、簡潔に御答弁をお願いいたします。

- 議長(池辺秀夫君) 答弁は簡単に。
- 教育次長(平野誠蔵君) 一点目の石尾中学校でございますが、本年四月見込みでは、37学級、1,546人でございますが、今後の開発等による社会増を見込むと、早い時点で2,000人を超える推計になっております。当然、このような現況なり推計から早期に分離新設が必要と存じまして、今回、債務負担行為で用地取得費を計上させていただいた次第でございます。この用地の早期取得に向け今後、取り組んでまいる所存でございます。
- 議長(池辺秀夫君) 次。
- 指導部次長(竹田明郎君) 社会教育の3点にわたりましてお答え申し上げます。

まず、第1点目の校区青少年問題協議会の御質問でございますが、内容につきましては、昨日、大谷議員さんからの御質問にお答えしたとおりでございます。全校区において活発な活動を展開していただき、私どもといたしましては、55年度においても、地域ぐるみで地域の実態に応じた活発な活動を求めているところでございます。

活動の中で3点ばかり御指摘がございましたが、まず、第1点目の強制、強要ということにつきましては、絶対にあってはならないことだと思います。これらの事業は、自主的、自発的な参加を求めることによってその効果が上がるものと存じますので、指導者研修等におきましても、本来の趣旨を徹底してまいりたいと存じます。

2点目の学校カリキュラム、学校運営に差し支えが起こるんじゃないかということでございますが、いかに青少年健全化事業といたしましても、やはり社会教育としての場で行わなければならないものと考えます。なお、校区青問協には小学校、中学校の先生方の代表も御参加いただいておりますので、これらの活動の面で1つずつ学校関係者とよく連携を持ってまいりたいと存じます。

次に、3点目の指導員の指導の範囲でございますが、いつの研修会におきましても、指導員

から出される意見でございます。私どもといたしましては、指導員というのは取り締まり的な補導ではなく、健全な青少年を育てていくという、主に環境づくりに対応していただくようお願いしているわけでございますが、今後におきましても、これらの点について徹底してまいりたいと存じます。

第2点目の学童保育の問題でございますが、いわゆるカリキュラムの対策として本制度が生まれたものでございます。文部省におきましては、留守家庭児童会育成事業として始められましたが、この事業が進められる中で厚生省の見解が出され、これは児童福祉法で対処する問題で、厚生省が責任を持って行うべき事業だということを言明されました。それらのことからいたしまして、文部省といたしましては、本制度を打ち切られたわけでございます。

現在、本市では、学童保育として国府、黒鳥、鶴山南、鶴山北、芦部、緑ヶ丘、信太の七ヶ所所で実施してまいっております。また、新設につきましては、先に申し上げました中央の動向もあり、また先日、大阪府の55年度予算案の説明の中でも現状維持が精いっぱい、新設分については皆無の現状でございます。このような厳しい現状でございますので、いま、府教員と新設についての折衝はしておりますが、55年度予算案の御審議を議会の皆様方に煩わす中で決定してまいりたく存じております。

3点目の文化財の郷土資料館等の建設でございますが、これらについては、かねがね御指摘を受けてる問題でございます。現在、これら資料をいかに保存し、活用を図るかということにつきましては、府教育委員会の文化財保護課のもとで池上曾根遺跡環境保全整備計画協議会なるものを発足し、南清彦先生を会長に、文化財の見識の高い先生方、環境整備の先生方、地域の文化財保護関係者、府市教育委員会職員も加わり16名で結成し、各種の資料づくりの研究に入っております。これらの結論を得まして、大阪府、関係機関等も含め実現に邁進いたしたく存じます。この中で、市内から発掘された文化財等についても展示、活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。
- 指尊部長（高橋貞良君） 教育の中立性につきましてお答え申し上げます。

特定団体の公教育への立ち入りにつきましては、教育の主体性を維持するため、運動と教育の混同しないよう常々指導しているところでございます。また、狭山事件に係る盟休につきましては、学校教育の正常な運営が侵されることのないよう努めたものでございます。

- 2番（天堀博君） まず、1点目の石尾中学校については、ある程度用地の見込みがあるのかどうか。全然そういうものがなくて探すというのか、どうなんですか。

○ 教育次長（平野誠蔵君） 率直に申し上げますが、現時点におきましては、一定の具体的なめどは持っておりません。

○ 2番（天堀博君） これは教育委員会自身が言われたように、マンモス化するので早急に分離新設する必要があるということですね。そういう点から、単に債務負担行為ということで積極性を欠いてはならないと考えるので、意見として言うときます。教育長、心して当たっていただきたいと思います。

それから、青問協の方はお答え願っておりますので、それで結構です。

3点目の質問の中で学童保育の答弁をいただきましたが、あと就学前教育の問題を出しております。それについての答弁が抜けてるように思いますので、特にそれから幼稚園、保育園の心身、身体障害児の措置、これが抜けておりますので、御答弁願いたいと思います。

それから、文化財についてはそういうことで、時間がないのでそれで結構です。

最後の5点目の非常に簡単な答弁でしたが、公教育への介入、運動との混同はしないということですが、先般の狭山事件の同盟休校では、かなりそういう点での混乱があったようです。そしてまた、教育委員会の毅然とした態度、立場が非常に欠けてたと思いますので、その点では、教育長に1つは反省を求めたいと思いますので、答弁漏れの部分と最後の分をひとつお願いいたします。

○ 教育長（葛城宗一君） 簡単にお答え申し上げます。答弁漏れとおっしゃるのは、黒鳥校区における幼稚園あるいは保育所の計画と就学前教育の問題であったと思います。幼児教育の振興と重なって、幼保一元化の問題についてはかねがね御答弁申し上げ、御理解をいただいております。先生が御指摘のように、現時点では、幼稚園においては年々、児童就園児が低下いたしております。本年度、1,020名の定員に728名という状態でございます。一方、保育所が非に保護者の声としては入園を願っておるという実態の中で、公私立にかかわらず、幼稚園計画については再検討を要する、かよう考えるのでございます。

御理解のとおり、昨年3月に行政管理庁の指摘をいただきまして、国におきましては、文部、厚生両省におきまして懇談会形式の、すなわち幼稚園に積極的に取り組んでおる市では保育所がない、保育所を積極的にやっておられる市においては幼稚園が少ないという実態の中で、指導の内容そのものも、幼保一元化を目指して教育内容そのものがよく似ている。全く同一である部分もあるということから、これらについて調整を図る必要があるということで行管の指摘をいただき、現在、国で検討なさっておるところでございます。いずれ近々、これらの問題が出てくる上において、本市もこれらの実態の上に立って、幼保の一元化とその施設整備計画、また、教える内容等についてもさらに検討しなければならない、かよう考えるのでございます。

障害児の幼児からの指導の必要性ということは、現在、私どもは率直に申し上げまして、大きい効果があるということから対処いたす所存でございます。これらの障害児は、幼いときから指導することによって成長を期待できるという趣旨を考えて取り組んでまいりたい、かよう考えます。

最後の同盟休校に対する面でいろいろ御指摘をいただきました。先ほどお答え申し上げましたように、公教育の円滑な実施を目指し、子供たちの学習権を保障するということから、同盟休校ということは絶対避けなければならない、かよう考えるんでございます。また、これらの学校施設の利用等についても、当然、平常どおりの運営をもって行うということで、毅然たる態度で取り組んでいく所存でございます。

以上、簡単ですが、お答え申し上げます。

- 2番(天堀博君) 最後の点については、かなり教育委員会にだらしな点があったと思います。今後とも、そういう教育長の態度を貫いていただきたいと考えます。

答弁漏れで教育長の長い答弁がございましたが黒鳥小学校区で幼稚園、保育園がない、教育委員会はこれで結構です。

阪和線以西の問題、障害児の入所等についての基本的な考え方について。

- 市民部長(富田宏之君) お答え申し上げます。

54年4月の数字でございますが、待機児は約230名、このうち黒鳥、国府、芦部、和気周辺で約110名、信太、鶴山、池上校区は来年度新設されますが、その周辺で約70名の待機児がいらっしゃいます。市としては当面、この地区での保育園新設が必要であるという前提に立ち、1ヶ所は黒鳥校区、もう1ヶ所は、阪和線西側の富秋、池上周辺の設置が必要と考え、昭和55年度につきましては、黒鳥校区に民間保育所での設置を予定し努力をしております。建設費の府、国の補助金等もございまして、その時点でまた所管の委員会等で御協議、御審議を煩わしいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

障害児の措置につきましては、近年、保育所といたしましても、4、5歳児については、公立において極力受け入れをしまっておりまして、今後もその考え方は推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 2番(天堀博君) ぜひ黒鳥校区の民間保育所問題は、民間についてもいろいろ問題がありますが、種々の状況からひとつ保育所の新設を図っていただきたい。

それから、障害児については公立のみならず、民間の保育所でも補助も出してるわけですし、同じような扱いはいろんな状況があると思いますが、重要であると思っておりますので、意見として言うときます。

長時間ありがとうございました。

- 議長（池辺秀夫君） それではここで暫時休憩いたします。

（午前11時57分休憩）

○

（午後1時18分再開）

- 議長（池辺秀夫君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

17番、穴瀬克己君。

- 17番、（穴瀬克己君） 通告に従いまして一般質問を行います。最後の質問でございますので、重複する点等は省略させていただきます。

第1点目は、公共下水道事業の現在の推進状況と今後の見通し並びに計画等についてお伺いいたします。現在、南大阪湾岸下水道事業並びに泉北環境下水道事業が行われていますが、当事業の進行状況と所期の目標範囲をお示し願いたい。

次に、現在の自然排水や一般の下排水施設の実態の総点検を行い公共下水道事業との兼ね合いの中で、地域住民に雨季とか台風並びに集中豪雨等の折に生活災害が起こる個所の改修計画並びにしゅんせつ計画を行うべきだと思いますが、当局の考え方等をお聞かせいただきたい。

次に、一般家庭の下排水は、農業用水路に依存し放流しているのが実態でございます。特に危険個所等、著しく環境を悪くしている個所について、定期的に光明池土地改良区との協議がなされていると思いますが、どのようになっておりますか、お伺いいたします。

2点目には、保育所の設置問題でございますが、特に黒鳥校区並びに池上校区の民間の保育所新設についてお伺いいたします。先ほどの答弁にもありましたように、黒鳥校区については、見通しのついているようにも伺っております。本年度の着工の見通しがあるのかどうか。また、56年度より開園ができるのかどうか等をお聞かせ願いたい。それから、土地の確保についてできていると思いますが、どの程度の規模なのか、お示し願いたい。また、建設費等の建設計画ができているのかどうか、お伺いいたしたい。特にこのたび池上校区に新設される小学校には併設等を考えるべきだと思いますが、そういった中で、池上校区についても早期に公私立を問わず建設計画をお示し願いたい。

3点目は、駅前の自転車置き場設置についてお伺いいたします。これも重複を避けまして、特に現在の駅前放置自転車の実態はどうなのかをお伺いいたします。それと同時に、先ほどの答弁の中で、土地の広さが信太山が600、北信太については368ということでしたが、放置自転車との兼ね合いの中でどの程度収容できるのか、お聞かせ願いたい。また、北信太については、これは二階、三階建てにしないと収容できないように思いますが、その点について

もお考えをお聞かせ願いたい。また、料金等については、府中駅前の府中方式をとるのかどうか、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

以上についてお伺いいたします。答弁のいかんによって再質問の権利を留保いたしまして、終わらせていただきます。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 建設部長（森保君） 第1点目の御質問についてお答え申し上げます。

最初に、公共下水道の今後の見通しと計画でございます。公共下水道の中には、雨水幹線と污水幹線がございます。雨水につきましては、現在、大阪府が事業主体となって南大阪湾岸北部流域下水道として、堺、高石、泉大津、忠岡、岸和田、貝塚、本市の6市1町で48年度より実施しております。一方、雨水につきましては、槇尾川と松尾川に河川を幹線といたしまして、流域下水関連公共下水道が昭和50年度に計画決定され、一部実施されております。

本市の下水道計画は、3つの地域に分けて実施、進められておるのが現状でございます。第一に、信太山丘陵を中心とした流域下水道、市の北部を流域として昭和42年、住宅公団鶴山台の完成を控えて、流域に關係する泉大津、高石、本市の三市により、泉北環境施設組合が泉北下水道計画を策定、実施され、現在に至っております。78ヘクタールの污水幹線処理をしておりますと同時に、雨水幹線につきましては、通称千原水道、都市下水路王子川幹線の改修がなされ、南は尾井豊中幹線、北は尾井信太山幹線を整備、現在、56年度の完成を目標にし、在来の水路を接続することによって、浸水の被害の解消を図ろうというものでございます。

2点目でございますが、府中、南北松尾、南北池田、横山と計画幹線を持ちまして雨水管の実施をしております。計画幹線によります忠岡処理場の雨水でございますが、槇尾川の河川へそれぞれ計画を進めております。

一方、大阪府が実施中の南大阪湾岸流域下水道の現在の計画の概要でございますが、処理面積は51ヘクタールでございます。処理能力は、一日平均630㎡でございます。計画人口55万8千人うち本市が推定人口17万4千人でございます。忠岡処理場のニイハマの木村コンビナート地先に処理用地の護岸工事、埋め立て工事を55年に完成を見てございます。地質調査、処理の実施計画等、56年度より処理場建設に着手し、65年の完成とともに管工事も並行して実施してまいりたいという計画でございます。

第3に、堺の伏屋地域及び住宅公団光明池泉北ニュータウン関連公共事業でございます。合わせて現在、70%完成してございます。

以上、概略がいつまで申し上げましたが、和泉市の下水道計画を污水、雨水を合わせて現在の進捗状況でございます。

- 17番(穴瀬克己) 第一の信太山の三市による下水道事業ですが、56年完成予定との答弁がございましたが、いま、2ヶ所の土地買収が非常に難航しているように聞いておりますが、その点のめどもちゃんとついたわけでございますか。
- 建設部長(森保君) 御指摘のとおり、現在、信太山の駅前のところでは30m、そして幸泉大津線の個所で30m、計60mの間の用地買収が困難を来しております。何とか早く用地買収も解決して、泉北環境の手で施行いたしたく現在、努力中でございます。
- 17番(穴瀬克己君) 56年には完成するんですね。
- 建設部長(森保君) もちろん用地買収もございますが、誠心誠意努力してまいりたい、かよう考えます。
- 17番(穴瀬克己君) 見通しについては、56年に完成できるということですね。
- 建設部長(森保君) はい。国庫補助の関係もございまして、そう長くしておれません。
- 17番(穴瀬克己君) それと第2の府中地域についての56ヘクタールとは、どの辺に当たるわけですか。
- 建設部長(森保君) 全体計画の雨水関係につきましては、995ヘクタールでございます。続きまして、2点目の排水路の現状でございますが、御指摘のとおり、ほとんどは農業用水路を使っている現状でございます。かんがい用水等たくさんございますが、道路の側溝等を合わせまして、この農業用水路に依存している実態でございます。
 農業用水路につきましては、末端が狭くなっておりまして、時には尻切れになっている水路もございます。そういった問題等について、光明池及び水利組合関係者と常に協議を持ちまして、維持補修及びしゆんせつを加えてまいりたいという考えでございます。特に3点目の農業用水路について定期的に協議し、維持補修をしているか、という御指摘でございますが、まさにそのとおりでございます。本3月6日にも所管委員会の開催を見ましたとき、いろいろ水路関係の集中的な御審議を願い、抜本的な改修は都市下水によらざるを得ないが、暫定的な措置として、集中的な災害の個所も私のところで把握してその集中管理、特にごみの回収等を行っていきたい、かように考えております。
- 17番(穴瀬克己君) 生活上の下排水の水路になっている農業用水路について、光明池との協議、整備もなされているように聞き取るわけですが、いままでかなりの土地の開発に伴い水路の開発も問題になってきたかと思えますけれども、現実に毎年、少しの雨が経くと浸水が恒例になってます。これについては、それほど綿密に協議がなされ整備されておるならば、このような実態ということはあるまいと思ふわけです。そういう中で、本当に危険個所がどの程度あり、そして、雨季が近づいたときにどう対処しているのか、お聞かせ願いたい。

- 建設部長（森保君） 先ほどもお答え申し上げましたとおり、通常の雨ですと、ある程度農業用水路の部分的な改修も見ている関係上、非常な御迷惑はかけないといった状態ですが、昨年6月27日から29日にかけての集中豪雨、3日間で308.7mmの雨といった事態に対しては、非常に御迷惑をかけた点があったかと思えます。通常の雨でしたら、かなり水路の改修もしてまいってございますので、そういった中では現在、耐えていかれるんじゃないかと思えます。
- 17番（穴瀬克己君） これからも雨季が近づいてまいるわけでありましてけれども、いつも事後処理という形で、浸水の時点で土のうを持って来て処理する程度で終わってます。特に私の住む伯太地域においては、非常にひどい箇所がたくさんございます。そういった中でいままでの対応を見ますと、抜本的な解決は下水道事業にあると思えますが、応急処理にしても、本当に地域住民の生活権を守るという立場からの手が下されてない。そういう点で、もっと危険地域等については、積極的に水路の改修、しゅんせつ等も定期的に行うように今後計画し、実施していただきたいと思えますが、どうでしょうか。
- 建設部長（森保君） その点につきましては十分対処してまいりたい。かよう考えます。
- 17番（穴瀬克己君） 特に重点地区ということで数ヶ所市の方で調査していただき、整備していただきたいと思いますので、要望しておきます。
- 議長（池辺秀夫君） 引き続き答弁。
- 市民部長（富田宏之君） 保育園につきまして御答弁申し上げます。

午前中の天堀議員さんの御質問にも答弁申し上げましたが、黒鳥保育所につきましては、かねて地元の議員さんを初め多くの議員さんから設置の要請を受けており、保育所未設置校区ということからも55年度事業として位置づけ、民間保育所で大阪府に対しての補助申請の手続を行っております。この補助金の獲得を初め幾つかの問題点もありますが、来年度事業として、56年4月の開園を目指してなお一層の努力を行ってまいりたいと考えております。

なお、用地面積、建設計画につきましては、設置者との協議もまだ整っておりませんので、一定の協議が整い次第、所管委員会に御報告、御協議を申し上げたいと考えております。

また、阪和線以西の保育所設置についても、民間保育所という立場上相手方の関係もございまして、われわれといたしましては待機児童の問題も踏まえ、何とか早い時期に設置していただきたいという考え方で現在進めておりますので、よろしく願い申し上げたいと思えます。

- 17番（穴瀬克己君） 先ほどの答弁とも重複いたしますので、黒鳥校区において、来年度開園に向けて積極的に全力投球していただきたい、かように思います。特に建設に当たっては、保育所の通常の設備のような形でなく、この間視察に行ったときにお伺いしたんですけど、父兄の御意見並びに保母さん、市の担当者、建設課等の意見も十分事前に話し合った上で、同じ

建てるなら、その中に入る園児が、本当に伸び伸びと教育を受けられるような設備等の形に向かって取り組んでいてもらいたいと思いますので、その点もあわせて要望しておきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 引き続きで答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 信太山、北信太2駅の自転車駐車場設置につきましては、所管の常任委員会、交通公害特別委員会、地元議員さん、民営の扱い店の方々となおいろいろ御協議、御支援を賜る決意でございますので、御質問のうち、現状で明確にできる範囲内でお答えいたします。

まず、現在の2駅前の放置自転車の実態というお尋ねでございます。信太山駅周辺を見ますと、本月1日の調査で688台が放置されております。そして、駅前の民営自転車預かり店の収容台数が100台、収容可能台数が130台、なお30台が預かり可能ということでございます。

それから、北信太駅を見ますと駅南隣の386㎡の市有地に547台、収容できないためにその前の路上に放置されているのが68台、駅周辺の150m以内の道路上に183台、合計798台の放置自転車がございます。駅周辺の民営の自転車預かり店が4店、その収容台数が370台、収容可能台数が490台、なお120台が預かり可能ということでございます。

これから2駅周辺の路上放置自転車対策として、まず新年度早々取り締まりを始め、漸次強化し、とりあえず両駅とも民営預かり店に預かってもらうという形で指導を進めてまいりたいと思います。

それから、放置自転車の収容能力についてのお尋ねでございますが、計画では、信太山駅600台、北信太駅700台と考えて取り組んでまいっております。それがため、北信太駅の方は鉄骨2階建てという形で計画いたしております。

最後に、使用料は府中駅的方式をとるのかというお尋ねでございますが、運営、管理を合わせまして府中方式で実施してまいりたい。かよう考えております。

○ 17番（穴瀬克己君） 両駅とも府中方式ということですが、信太、北信太駅前の業者との話し合いもスムーズにいったるわけですか。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 当然、昨年11月15日の運営開始前にいろいろと協議を整え、実施したものでございます。

○ 17番（穴瀬克己君） 特に信太山駅前につきましては、駅前周辺の整備ということから、北信太もそうですが、自転車置き場の設置とともに駅前の美化にも全力を挙げて取り組んでいただきたい。自転車置き場だけで対処することなく、あわせて要望しておきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして、皆さんの御協議によりまして一般質問は予定よ

り早く終わりました。どうもありがとうございました。

○

- 議長（池辺秀夫君） ここでお諮りいたします。日程第2「青年学級の開設について」より日程第16「昭和55年度和泉市病院事業会計予算」までを、予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上十分御審議を賜りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

特別委員の選任につきましては、はなはだ僭越でございますが、私から選任させていただくことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、昭和55年度予算特別委員会委員の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（吉岡昭男君） ご報告申し上げます。敬称は略させていただきます。予算特別委員会委員に藤原要馬、天堀博、寺田茂、仁井明、松下定、赤坂和見、木下甲子三、見淵博治、三井正光、柳瀬美樹、坂上國治、竹下義章、藤原利一、

以上、13名でございます。

- 議長（池辺秀夫君） ただいまの報告どおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告どおり選任することに決めます。特別委員の皆さんには、連日まことにお疲れのところ御苦労でございますが、よろしく願いいたします。

○

- 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

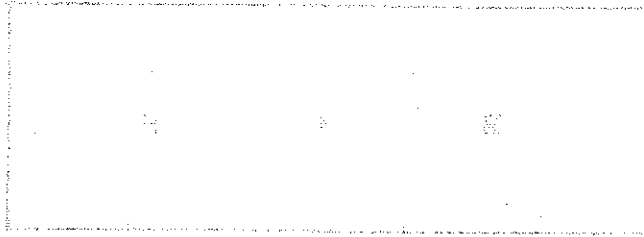
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、本日はこれにて散会いたします。明15日及び16日は休会とし、17日は議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

なお、ただいま御選任をいただきました予算特別委員会の正副委員長さんの互選を引き続きお願いいたしたいと思っておりますので、委員の皆さんにはまことに恐縮でございますが、散会后、委員会室に御参集くださいますようお願いいたします。長時間まことにありがとうございました。

（午後1時53分散会）

第 4 日



昭和55年3月17日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（23名）

1番	寺田	茂君	15番	横田	憲治郎君
2番	天堀	博君	16番	木下	甲子三君
3番	橋本	佳行君	17番	穴瀬	克己君
5番	仁井	明君	18番	池辺	秀夫君
6番	大谷	昌幸君	19番	貝淵	博治君
7番	金沢	勝君	20番	田中	包治君
8番	成田	秀益君	21番	直村	静二君
9番	松下	定君	22番	勝部	津喜枝君
10番	山口	義一君	23番	三井	正光君
11番	上代	卯之松君	26番	柳瀬	美樹君
12番	藤原	要馬君	28番	坂上	國治君
13番	赤阪	和見君			

欠席議員（3名）

25番	竹内	修一君	29番	藤原	利一君
27番	竹下	義章君			

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	財政課長	大塚孝之
助役	坂口禮之助	同和対策部長	中西淳富
収入役	中塚白	同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
参与兼市長公室長取扱	西川喜久	同和対策部次長	橋本昭夫
参与兼都市整備部長取扱	林徳次	市民部長	富田宏之
秘書広報課長	石本博信	市民部次長兼福祉事務所長	逢野博之
財務部長	麻生和義	産業衛生部長	広岡史郎
財務部次長	北野敦雄	産業衛生部次長	角谷泰夫

建設部長 森 保
 建設部次長 吉田日出男
 都市整備部理事 門川 祿朗
 都市整備部理事兼
 計画調整室長事務取扱 中山重光
 用地対策室長 萩本啓介
 改良事業部長 逢野一郎
 改良事業部次長兼
 改良総務課長事務取扱 明坂貞士
 病院長 竹林 淳
 病院事務局長 内田 繁
 病院事務局次長兼
 管理課長事務取扱 藤原光夫
 水道部長 田中 稔
 水道部次長 西川武雄
 会計課長 赤田 備信
 消防長 松村吉堯

消防本部次長兼
 消防署長 湯川行夫
 用地担当理事・
 土地開発公社事務局長 杉本弘文
 用地担当参事・土地
 開発公社事務局次長 岩井益一
 教育委員長 堀内由延
 教 育 長 葛城宗一
 教 育 次 長 平野誠蔵
 管 理 部 次 長 青木孝之
 指 導 部 長 高橋貞良
 指 導 部 次 長 竹田明郎
 選挙管理委員会委員長 味谷日吉
 選挙管理委員会
 事務局長 岸田秀仁
 監 査 委 員 久光喜多男
 監査事務局長兼
 公平委員会事務局長 向井 洋
 農業委員会事務局長 信田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 吉岡 昭男
 次 長 吉田種義
 議事係長 西井 正
 議事係 佐土谷 茂一
 議事係 川崎 政勝

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和55年 和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月17日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	(昭和54年) 認 定 第3号	昭和53年度和泉市歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
2	監査報告 第1号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和54年9月分)	
3	監査報告 第2号	"/ (収入役扱 昭和54年10月分)	
4	監査報告 第3号	"/ (水道部企業出納員扱 昭和54年10月分)	
5	監査報告 第4号	"/ (市立病院企業出納員扱 昭和54年10月分)	
6	監査報告 第5号	"/ (収入役扱 昭和54年11月分)	
7	監査報告 第6号	"/ (水道部企業出納員扱 昭和54年11月分)	
8	監査報告 第7号	"/ (市立病院企業出納員扱 昭和54年11月分)	
9	議 案 第29号	和泉市土地区画整理事業特別会計設置条例を廃止する条例制定について	
10	議 案 第30号	負担付き寄付受納について	
11	議 案 第31号	和泉市美術館運営準備基金の設置に関する条例制定について	
12	議 案 第22号	昭和54年度和泉市一般会計補正予算(第6号)	
13	議 案 第23号	昭和54年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	
14	議 案 第24号	昭和54年度和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	
15	議 案 第25号	昭昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	
16	議 案 第26号	昭和54年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	
17	議 案 第27号	昭和54年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	
18	議 案 第20号	二級河川新王子川の指定に関する意見について	
19	議 案 第21号	町の区域の変更について	
20	議 案 第28号	財産取得について(池上小学校用地)	
21	議 案 第32号	工事請負契約締結について(幸団地5期建設工事)	
22	議 案 第33号	工事請負契約締結について(幸第二団3期建設工事)	

(午前10時25分開議)

- 議長(池辺秀夫君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かと御繁忙のところ多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは17名でございます。欠席の議員さんは竹内議員さん、遅刻届け出の議員さんは竹下議員さん、天堀議員さんでございます。その他の方につきましてはほどなくお見えになることと思われまふ。現在、17名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(池辺秀夫君) 本日の議事日程は、お手元に印刷、配付してあるとおりでありますので、御了承賜りたく存じます。

それでは、これより議案審議に入ります。日程第一「昭和53年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本決算については、昨年12月の第4回定例会におきまして決算審査特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を田中委員長にお願いいたします。

(決算審査特別委員長報告)

- 決算審査特別委員長(田中包治君) 昭和54年12月開会の第4回定例議会におきまして、昭和53年度一般会計並びに特別会計決算が上程され、その審査を決算審査特別委員会に付託となり、慎重に審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告いたします。

去る1月31日と2月18日の両日委員会を招集し、市長初め、助役、収入役、教育長及び部課長の出席を求め、提案理由並びに内容説明は本会議における議案上程時にされていることからこれを省略し、一般会計決算の歳出より款を追って審査に入りました。

まず、議会費と総務費を一括審査に入り、議会費の中で委員会活動費が他市より低いので、どのように考えているのか、また、計上する意思があるのか。総務費の和泉市同和対策事業促進費で不用額が多いのと、協議会を何回開く予定で予算化し、何回開いたのか。同和対策事業活動補助金はどこへまけた、どのように支出したのか。和泉支部助成金は昭和53年度2千7百万円で、昭和54年度見直しの中でその経過を、解放総合センターの使用状況について。防犯対策の中で、

防犯灯設置で申し込まれた要望で100%要望にこたえられたのかとそれぞれの質問に対し、第1点として、委員会活動については、本市と近隣市との比較をいたしますと、他市はいわゆる会派活動費と、それ以外に委員会活動費を合わせて計上しているようで、本市も早速これらの例を取り入れまして、次年度より委員会活動等の支障のないような予算措置をとらせていただく、との答弁がありました。

第二点として、同和対策事業促進費の不用額については、予算編成時の計画では12回開催の予定で予算化し、昭和53年4月発足し、昭和54年8月までに計5回開催し、同和事業の推進と今後の進め方、また、特別措置法の延長に伴う現況の説明と、関係各機関に陳情活動と、過去及び今後の進むべき事業計画の説明等を行った、旨の回答がありました。

第三点として、同和対策事業活動補助金については、自主的な要求組織の学習活動等を補償して行うとするものであり、事業といたしまして、学習活動、スポーツ、文化、そういった形の事業を対象として助成したものである、旨の答弁がありました。

第四点として、支部助成金については、財政健全化計画の中で昭和54年当初予算2千万円であり、この点について、過去10数回にわたり支部並びに要求組合等と意見の交換を行い、また、同和対策特別委員会においても審議を煩わしておる最中である旨の答弁がありました。

第五点として、総合センターの使用状況については、市民文化ホールについては、昭和58年度年間14件、センター部分の使用については、大会議室102件、和室については、103件の利用状況である、との答弁がありました。

第六点として、防犯灯設置については、町会長の申請に基づいて設置しているもので、年間かなりの申請がありますが、公平を図るため、一応、設置基準要綱等を設けまして、できるだけ要望にこたえていくよう努めている、旨の答弁があり、議会費と総務費を終わりました。

次に、民生費につきましては、老人福祉費の委託料で向老期健康診査の対象と受診について。児童遊園管理費の中で、児童遊園は何カ所で、それで市内全般に行き渡っているのか。災害救助費で災害見舞金を出したのは何戸か。また、申請洩れの場合どういう処置をされるのか。身障解放会館運営費の中で、訓練士謝礼で月何回やっているのか、とのそれぞれの質問に対し、第一点として、向老期健康診査については、老人健康診査、向老期健康診査ですが、対象者は、老人健康診査については7千8百名で、そのうち受診者は685名、向老期につきましては約3千5百名で、受診者は373名で約9%の受診率であり、各地域の民生委員さんの御協力に基づいて老人の各家庭に健康診査表を配布し、健康診査を受けるよう指導している現況である。旨の答弁がありました。第二点として、児童遊園については、現在、市内に61カ所あり、地元で用地を用意していただき、市の方で遊具等を設置するという形になっており、ここ2、3年来、地元の町会長さんから建設の要望がありましたが、

用地等の問題もからみ、54年度1カ所設置させていただきほぼ行き渡ったと判断した、との答弁がありました。

第三点として、災害見舞金については、全焼件数24件、1件当たり2万円と48万円、半焼が6件で1件1万円と6万円、合計54万円で、これら等は48年から据え置かれていましたが、54年8月、全焼の2万円を3万円に、半焼の1万円を2万円に改定していただき、申請洩れは、消防署からの火災証明を取るという事務の流れになっておりますので、申請洩れはないと考えており、今後とも消防署との連絡を密にしたい、旨の答弁がありました。

第四点として、訓練士の謝礼については、理学療法士、訓練される先生であり、その謝礼で、毎週土曜日に子供を対象に、(者)については週1回行っておる、旨の答弁があり、民生費を終わりました。

次に、衛生費につきましては、成人病予防費の中で、胃の集団検診でどのような形で広報し、何名受診したのか。診療所費で、和泉診療所の運営面とその構成はどのようになっているのか。泉北環境分担金は、どのようなシステムになっているのか、とのそれぞれの質問に対し、第一点として、胃の集団検診については、市の「広報いずみ」で実施場所、日時等を前々月、前月とに掲載させていただき、受診者については、713名の方が受診されております。また、受診結果については、受診者にそれぞれ御報告申し上げている、旨の答弁がありました。第二点として、和泉診療所については、事務長1名、事務局次長1名で事務長については、運営委員会の推薦された方で、次長については市の職員で、運営委員会でございますが10名で構成されております。医師6名、医療職3名、看護婦6名、事務職員5名、管理人1名、事務長含めて22名であり、事務局次長を中心に職員の実態を把握し、診療内容の向上と赤字額の減少に努めてまいりたい、との答弁がありました。第三点として、泉北環境の分担金については、し尿、ごみについては、二分の一は均等割と、残り二分の一については人口割であり、下水関係については、計画排水面積割で計算されており、一部議会費と総務費等については均等割である、とのそれぞれの答弁がありまして、衛生費を終わりました。

次に、労働費と農林水産費を一括審議に入り、農業振興費の中で、後継者対策委員のメンバー構成はどのような形になっているのか。市単独土地改良調査事業費で、事業の申込及び処理されたのはこれで全部か、との質問に対し、第一点として、後継者委員メンバーについては、このメンバー構成は、農協長1名、農協から選出されております営農指導員4名、青年部から4名、市職員、府職員合わせて15名からのものであり、後継者の指導は固定しており、新しい方との交代も考えており、ここしばらくは、農協の中で選任された方を任命させていただいている、旨の答弁がありました。

第二点として、市単独事業は現在、20万円から百万円の事業に関して行っているわけで、非常に取り組みやすい状況から希望も多く、農協を通じて行い、多い地域については農協で調整していただき、53年度4件か5件待っていただきましたが、これらは54年度現在で行っており、53年度については、すべて消化ということになっている、旨の答弁があり、労働費と農林水産費を終わりました。

次に、商工費につきましては、中小企業経営指導育成費の中で、特定業種構造改善促進事業補助金、この補助団体、補助事業対象、補助目的はなにか。金融対策費の中で、銀行預託金の利用状況と件数、返済状況についての質問に対し、第一点として、特定業種構造改善促進事業補助金については、府の補助金等も合わせて人造真珠の構造改善事業、いわゆる販売促進等開拓活路を含めて行うもので、府が150万円、市が75万円をもって計225万円で対応させていただいている。旨の答弁があり、第二点として、銀行預託金については、市単独貸付金でございまして、投資の出資金6千万円の5倍範囲内で8億円の貸付枠を持っており、これは二行、三支店で行っており、53年度実績14件で、2千4百80万円で、返済については、漸次高率を示しており、いい成果をおさめている、旨の答弁があり、商工費を終わりました。

次に、土木費につきましては、高校前線整備事業費で、府立伯太高校前線築造工事で予算と支出とはほぼ同額であるがなぜか。市営住宅の空家募集で、51年6月申し込んだが、いまだ入居できないその理由は、改良住宅の戸数と入居戸数並びに管理費について、のそれぞれの質問に対し、第一点として、伯太高校前については、府中阪本線より90メートルの工事を予定しております、府の校舎の建築関係で工事が延々になり、事業費も繰り越してきたわけで、府の施設局と話し合いをし、一部工事を府の方で施行していただき、周辺の水路等の整備についても、市でやる予定が府の工事遅延で府との協議の結果、工事は府で取り行うことになった関係で工事費が約半額になった、旨の答弁がありました。

第二点として、市営住宅の募集については、4、5件待っていただいている現況ですが、応募者に非常に御迷惑をかけていますが、直接応募者と話し合い、現状の説明等をして御理解をいただき、次の応募の段階にきまして、二種に該当される資格があれば二種への転用は可能ですので、そのようなことを含めて早急にやっていくことで、御理解願う、旨の答弁がありました。

第三点として、改良住宅については、昭和54年3月31日現在で改良住宅の管理戸数は546戸、入居戸数472戸で、空き家は74戸、空き家の多い理由については、買収と同時に入居している関係が多くなっており、管理費については、光熱水費、廊下、外灯、浄化槽の動力代、エレベータ等の電気代が主たるものである、との答弁があり、土木費を終わりました。

次に、消防費については、非常勤消防費で消防団の編成と人員及び分団ごとにどれぐらいの設

備があるのか、サイレン吹鳴装置子局とは何か、との質問に対し、第一点として、消防団のことについては、団の編成については一団で、分団毎については、9分団で36班に細分いたし、全員で857名であります。36班の中でそれぞれポンプ積載車あるいはポンプ車ということで、87台、消火用の車輛を配置してございます。これらに要する費用については分団ごとに割当ててなく、器具の修理、自動車の修理、ホースの修理は、消火の支障のないよう配慮させていただいている旨の答弁がありました。

第二点として、サイレン吹鳴装置子局については、これは54年9月の議会で補正をしていただき、サイレンの自動吹鳴ということで、火災が発生すると各分団ごとに電話し、それから班長に指示しておりましたは時間がかかるということで、本部から無線操縦によるサイレン吹鳴を行うことで、現在試験の段階で第一分団に1カ所設置している受信機のことである、旨の答弁があり、消防費を終わりました。

次に教育費については、青年の家の利用状況について、石尾中学校の増築工事について、マンモス化する中で今後の考え方。指導要項が来年度から変わるが、和泉市の郷土を教えるにはどのようにされるか。学校保健で学童の健康管理についてどのようにされているのか。

第一点として、青年の家については、一人でも多く利用していただくため、53年度は貯水槽の整備、今年度は浄化槽の整備、その他の設備の充実をし、すでに年月が経過しておりますので改造も考えており、諸団体の施設を誘致すべくいろいろ折衝していますが、塚泉北臨海工業地帯の造成と相まって、近隣の市も府の施設を持って青少年の活動の場としており、当市も運動をいたしましたましたが、公園指定がなされている関係上、開発も許してもらえない現況である旨の答弁があり、第二点として、石尾中学校については、54年4月現在1,474名になっており、年を追うごとに増加の一途をたどっており、石尾中の将来を考えると、校区編成に踏み切る考えを持っており、将来もう一校の必要性も考え地元の要望もあり、黒石、三林、和田についても区域外通学を認めていく方針を持っている、旨の答弁がありました。

第三点として、指導要項については、和泉市の郷土愛、豊かな人間性、郷土を愛し社会に奉仕し、国際社会で活躍できる人間の育成のため、当市の場合、三年生で和泉市の歴史なり現在学習されており、郷土意識の向上が教育課題になっておりますので、今後の指導の中で強めていきたい、旨のそれぞれの答弁があり、教育費を終りました。

次に公債費、諸支出金、予備費、前年度繰上充用費、災害復旧費を一括して諮りました。公債費の中で、昭和53年度末で公債費の残高とその内訳、同和分と一般分、それぞれの残高は幾らか。また、公債費比率は幾らか、との質問に対し、53年度末、普通会計の長期債の残高は2百2億6千百万円であります。そのうち一般施策分と同和関連分の内訳であります、その分類

については、同和関連分、特別交付税なり、その他財源確得と便宜上分類させていただいた額につきましては、一般分91億5千万円、同和関係分すべて含めまして135億1.1千万円と相なっています。また、昭和58年度公債費比率については、長期債許可方針に基づく三カ年平均の率は19.1%である、旨の答弁があり、歳出を終わりました。

引き続き、歳入を一括して審議いたしました。特別土地保有税で率が下がったと思うが、補正でふえたその理由について。国有提供施設等所在市町村助成交付金は収入増になっているが、54年、55年度の見込みについて国にどのように要望されたのか。固定資産税の同和減免分の金額はいくらか。特別交付税、いわゆる特交で10条指定は含まれているのか、またいかほどか。

第一点の特別土地保有税については、昭和52年において大店スーパーが進出してきてその取得分で、58年には大規模な取得がなく保有分だけで、当初予算4千5百23万7千円を計上し、その後、申告納付で2千8百87万程度途中で補正をさせていただいたもので、総額にしたら前年度より減となっている、旨の答弁がありました。

第二点の国有提供施設市町村助成金については、いわゆる基地交付金であります。54年度決算見込みにつきましては、1億92万3千円を見込んでおり、55年の見込みにつきましては、府を通じ、どの程度予算に計上可能かを財政当局を通じて把握に努めているわけであり、間もなく見込み額を当初予算に計上いたしたいと思っており、54年度より若干の上積みを見込んだ額を計上したいと考えており、増額要望についても、全国基地協議会を通じ、役員をされている当市の議長さんのお力添えを得、今後も議会の御援助をいただく中で強力に増額要望に努めてまいりたい、旨の回答がありました。

第三点として、固定資産税の同和減免については、昭和58年度同和減免分は2千5百99万6千円の税の減免をしている、旨の答弁がありました。

第四点として、特別交付税の10条指定分については普通交付税の計算に入るわけであり、金額については6千2百万円で同和も含めながら財政需要も勘案し、特別交付税を交付してもらうように努力しておる、旨の答弁があり、その他歳入歳出にわたり数多くの質疑がありましたが、それぞれ回答があり、また意見、要望等もあり、一般会計決算の審議が終わりました。

お諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成が多数で認定することに決した次第であります。

引き続き、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出を取りまとめて申し上げます。

第一点として、最高限度額の帯数は何世帯か。また、国保事業の超過負担は幾らか。

第二点として、国保の同和減免は幾らか。

第三点として、第三者納付金とは何か。

第一点の最高限度については、世帯数は2千340件であり、超過負担については約6千2百万である旨の答弁がありました。

第二点の同和減免については、大阪府市長会の中で決定され、府、市、全体の制度として統一され、件数については566件、金額については、千975万円の減免をしている、旨の答弁がありました。

第三点の納付金については、第三者納付金と申しますのは、自動車事故等におきまして、国保から一応医療の支給を受けているという人につきまして、その加害者に対し、損害賠償というかこうで返還を求めるものである、との答弁があり、国民健康保険事業特別会計の審議を終わり、本決算を認定すべくお諮りいたしましたところ、国保会計については、どこの自治体も苦しい状況であるので、一般会計からの繰り入れを大きくして、低所得者も含めて市民負担を軽くするというようさらに努力が必要である、との要望を付して、本決算を認定することに決した次第であります。

次に、土地区画整理事業特別会計決算については特に問題も無く、本決算を認定することにお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決しました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計決算については別に質疑もなく、本決算認定につきお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決しました。

次に、公共下水道事業特別会計決算認定については、泉北環境分担金の内訳について説明願いたい、との質問に対し、泉北環境の負担は1億103万5千円で、その内訳については、下水道維持管理費3千21万円、公共下水道建設費3千879万7千円、処理管理費3千202万8千円であり、下水道維持管理については人口割りで、公共下水道建設費については、各事業の面積比率であり、処理管理費については人口割りで、との答弁があり、お諮りいたしましたところ、全員異議なく本決算を認定することに決しました。

以上が、本決算特別委員会で審査した結果の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願いいたしまして、私の報告を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） ただいま決算委員長より詳細な審議の経過並びに結果の報告がありました。

お諮りいたします。委員長報告に対する質疑を省略し討論に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、討論に入ります。反対の方からお願いいたします。

- 1番（寺田 茂君）ただいまの決算委員長報告に対し、共産党議員団を代表して意見態度を表明

したいと思います。

58年度決算につきましては、当初に予算委員としてこれには十分審議を尽したわけでありませんが、予算委員会でも当初のときから大変な形が出されました。主に8年連続公共料金の値上げがあるといった中で、全市民的にも犠牲を押しつける、こういう形を指摘したわけでありまして。決算審議の中でも、その点については十分出されたというふうに思います。

またその半面、私たち共産党議員団が絶えず議会内外ではっきりとした態度を示してきた同和行政でございますが、これについても、市長がよく国民的課題だと絶えず声を大にされるわけがありますが、私たちから見た同和行政はまだまだ明確でなし、また、不十分な点も残されておるということを、私たちはあえてつけ加えておきたいと思うのであります。

特に超デラックスな解放総合センター、これの利用効果は非常に低い。たとえばいまのようなお粗末な市民会館でも、収入源としては解放会館よりはるかに上回っておる、こういう利用の低さ、これは全市民的な解放会館になるかならんのかわかりませんが、そういう形の中では、われわれは不十分な、市民合意であったとは言えないと思います。また、診療所の運営についてもその都度質問し、明らかになっていくわけでありまして、これも不明朗な点が残されております。

特に財源問題であります。和泉市は超過負担が大きく加ってきておる決算でありましたが、そのうちの保育所運営費は、かなりの比重を占めております。また、その中でも同和保育園に対する運営について、今後、大きく改善の余地を残しているのではないかと、また、そうすべきであるということを強く私たちは迫っておきたい。

財政の再建、これはいつの場合でもそうあるべきであります。政府に対する要求の実現、あわせて市民合意の再建策を講ずる、こういったときには、何と言ってもいまの同和行政の改善をしていかななくてはならない。また、これをやることによって、いまの和泉市の財源の確保の問題も改められるのではないかと、これを強く主張しておきたいと思っております。

決算委員会の中でわが党の委員がいろいろ申し上げましたが、概略申し上げまして、私たちは一般会計について反対を申し上げたいと思っております。

また、引き続いての国民健康保険会計の問題、今後、やはり市民負担の軽減の問題、また、一般会計からの繰り入れの問題など意見を申し上げましたが、そのとおりひとつ引き続き十分御配慮を願いたいということから、以下、私たちは土地区画整理、公共用地の問題、公共下水道会計につきましては、意見を申し上げて賛成しておきたい、こういうふうに思います。

以上です。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に賛成の方。

○ 6番（大谷昌幸君） 私は、昭和58年度一般会計並びに特別会計決算について、賛成の立場

から意見を申し述べたいと存じます。

本市の財政実態は、昭和50年度以降、毎年度大幅な赤字を累積し、53年度末においては、実質収支比率が19.4%という。まさに再建団体転落寸前の最悪事態となっております。しかし、単年度赤字額は2億9百万円で、前年度に比べ8億8百万円大幅に減少しております。特にここ数年来、経常収支が悪化の傾向にあり、前年度はその比率が111.2%とかつてない財政の硬直化を示していましたが、53年度においては、若干ながら前年比8.5%減少し、中でも人件費、扶助費、公債費の義務的経費については、前年度より好転しております。そして財政危機が窮迫する中で、市民福祉のためのサービス維持向上に努めながら、財政再建団体転落回避に向けて一定の努力がされたものと評価するものであります。

地方財政を取り巻く環境はきわめて厳しい情勢の中で、加えて本市のように財政基盤が脆弱な体質のため、今後の財政運営に当たっては、財源の拡充強化、獲得に格別の手段を講ずるとともに、財源の効率的配分により、なお経常収支が100%を超えている異常な実態など、財政構造の改善に対処してもらわなければなりません。今後とも住民福祉、教育、都市整備のための急増する財政需要に対応できるよう財政健全化の方策を施し、健全均衡財政の回復に積極的に努力を傾注することを強く意見として申し述べるものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計については、被保険者負担の改正等により、前年度に引き続き若干の黒字計上となっているものの、年々増高する医療費に対し、抜本的な保険制度改革を図るよう国に要望し、健全な運営が保たれることを望むものであります。

次に、土地区画整理事業特別会計については、早期に事業の終結に向けて対処されることを希望します。

公共用地先行取得事業特別会計並びに最後の公共下水道事業特別会計については、計画事業達成のために、所期の目的に向けて順次逐行されているものと考えます。

以上、各会計について意見を申し上げ、本決算について賛成を表明するものであります。

○ 議長（池辺秀夫君） 以上で討論を終わります。

反対の意見がありましたので、採決を行ないます。それでは採決に入ります。「昭和53年度和泉市歳入歳出決算認定について」委員長報告どおり認定するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数であります。よって、「昭和53年度和泉市歳入歳出決算」は認定されました。委員の皆さんには、御審議まことに御苦労さんでございます。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第2より日程第8までは、いずれも例月出納検査結果報告で

ありますので、一括議題といたします。

報告の表題のみ朗読させます。

(市会事務局長報告)

監査報告第1号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和54年9月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年1月17日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

1. 検査実施日 昭和55年1月17日
2. 検査の対象 昭和54年9月分の出納状況
3. 検査の結果

9月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第2号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和54年10月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年1月17日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

1. 検査実施日 昭和55年1月17日
2. 検査の対象 昭和54年10月分の出納状況
3. 検査の結果

10月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第3号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和54年10月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年1月17日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

1. 検査実施日 昭和55年1月17日
2. 検査の対象 昭和54年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第4号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和54年10月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年1月17日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

1. 検査実施日 昭和55年1月17日
2. 検査の対象 昭和54年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第5号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年11月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年2月12日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

1. 検査実施日 昭和55年2月12日
2. 検査の対象 昭和54年11月分の出納状況
3. 検査の結果

11月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第6号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和54年11月分
本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年2月12日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

1. 検査実施日 昭和55年2月12日
2. 検査の対象 昭和54年11月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸
帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第7号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和54年11月分
和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年2月12日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

1. 検査実施日 昭和55年2月12日
2. 検査の対象 昭和54年11月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 11 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第 1 号より第 7 号までの報告を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第 9 「和泉市土地区画整理事業特別会計設置条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 29 号

和泉市土地区画整理事業特別会計設置条例を廃止する条例制定について

和泉市土地区画整理事業特別会計設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

昭和 55 年 3 月 10 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市土地区画整理事業特別会計設置条例を廃止する条例（案）

和泉市土地区画整理事業特別会計設置条例（昭和 40 年和泉市条例第 7 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。ただし、和泉市土地区画整理事業特別会計の出納の整理については、なお従前の例による。

理 由

第二阪和国道関連の葛の葉地区土地区画整理事業は、諸般の情勢から昭和 53 年 3 月 31 日をもって廃止され、昭和 54 年度中に第二阪和国道の用地買収も完了することとなったため、事業施行に関し設けられた本特別会計設置条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第 29 号「和泉市土地区画整理事業特別会計設置条例を廃止する条例制定について」、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本特別会計につきましては、昭和 40 年 3 月 6 日付土地区画整理事業の都市計画決定を受け、同年 4 月に事業施行に関し、本特別会計を設置したものでございます。

しかし、本事業については、諸般の情勢。また、第二阪和国道用地買収方式による整備のため、すでに昭和 53 年 3 月 31 日をもって廃止されたところであります。しかし、本会計におきましては、第二阪和国道用地買収の進捗状況等の関係もあり、今年度まで継続してまいった次第でございます。本年度におきまして、第二阪和国道の用地買収も完了することとなり、事業施行に関し設置された本特別会計を廃止すべく、条例を御提案申し上げた次第でございます。

なお、この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行いたしたく存じます。

以上、簡単でございますが、「和泉市土地区画整理事業特別会計設置条例を廃止する条例制定について」の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 2 番（天堀 博君） この件につきましては、後の議案第 24 号の補正予算とも関連するわけですので、ここで一括してお聞かせいただきたいと思ひます。

まず第一点は、その前にこの廃止することそのものについて、私どもはいまの理由等もございしますので、御異議ございません。ただ、特別会計が設置されて以後現在までどれだけの金が使われたか、総決算で幾らになるのかということをおひとつ明らかにしていただきたいのと、それについての財源内訳が二点目です。

それから三点目は、今回、一般会計からの繰り入れが千 9 百 93 万円されておりますが、これが赤字になるのか、それとも、これ以外にもあって赤字総額が幾らになるのか、お示し願ひたいと思ひます。

さらに、その赤字あるいは総決算の中で主たるものはどういうものかということですが、

四点目は、そのような赤字、その他については、言わばかなりむだな費用を使ってきた点もあるわけですが、そのツケをどういうふうにするのか。当初、今回のような状態にはしないということをごらねたと思ひます。これはわれわれの方からも指摘したところでもありましたが、こ

の状態になって特別会計の設置条例を廃止しなければならないことになりました。そういうことで今後、国に対してとかいろんなことがあると思いますが、このツケの処理の仕方についても明確なところをお聞かせ願いたい。

以上、四点について質問いたします。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 建設部長（森 保君） お答え申し上げます。

現在までの赤字は、1,193万円と1,214万7千円の合計額でございます。内訳でございますが、ほとんど設計委託料と人件費等でございます。

次の今回、補正額を願っている1,193万円でございますが、これは繰上充用の赤字相当金額でございます。

四点目ですが、この財源につきましては国の方に要望し、国の方から財源の獲得に極力努力いたしたいと考えております。

- 2番（天堀 博君） ちょっとわからないところがあるので、再度お聞きしたい。

一点目は、今回繰り入れの1,193万円と1,214万7千円の合計額が総決算額だということですね。その主な部分は設計委託料と人件費というお答えを願ったのですが、財源の内訳は、いわゆる一般財源だけなのか、その他の補助等がついてるのか、そこら辺の答弁がなかったのと赤字は今回出ている1,193万円なのかということ。その辺が明らかになってないのです。

それから、国に対して要望して財源を獲得していくということですが、その点の見込みですね、極力努力するということだけなのか、見込みがあるのかという点をお伺いいたします。

- 建設部長（森 保君） 赤字相当額については、1,193万円でございます。今後の見通しですが、これは国の方からいただけます。

- 2番（天堀 博君） いままでの総決算額の財源の内訳は。

- 建設部長（森 保君） 財源の内訳ですが、1,193万円は一般の方からの支出でございます。

以上です。

- 2番（天堀 博君） どうもわからない。また細かい点については現課でも再度お聞きしたいと思いますが、いま、部長から赤字相当額については国からもらえるんだということですが、市長にひとつ確認しておきたいんですが、どうなんですか。

- 助役（坂口禮之助君） 私からお答えいたします。

ちょっと詳細なデータを用意しておりませんので申しわけございませんが、現在までの特別会計としてやってまいりました主たる財源は、御承知のとおり、公共管理者負担金というのがござ

います。第二阪和国道を建設するための負担金でございまして、それを主たる財源といたして
ございます。ちょっと金額的に整理しておらないので申しわけございませんが、今回、最終的に、
1,193万円という赤字が発生したわけでございます。その中では、単に設計委託料であるとか
いうことのみを支出しておるのではなく、関係職員の人件費もこの会計から支出してまいりまし
た。そういうことから、いわゆる公共管理者負担金で賄えていない面もございまして一般会計か
ら補てんしてまいり、最終的には1,193万円の赤字になったわけでございます。

この特別会計の終了に関連して私たちの考え方といたしましては、その中身が人件費であらう
と、やはり国の事業に従事してきたという職員の人件費である、したがって、当然国で負担して
もらうべきだということていろいろ折衝を重ねてまいりました。支出する方法論といたしまして、
結論的には、第二阪和国道の用地買収について、市は全面的に協力させていただくということて
す。用地買収に関連した委託料ということで積算、いろいろ経過はございましたが、最終2千7
百万円を国、府の負担によっていただく、こういうことを確約いたしてございます。後に出てま
いります補正予算では、その歳入の受け入れをもって科目として補正に上程させていただいてる
次第でございます。

なお、従来からいただいていた公共管理者負担金は、一定の用地を取得するという前
提でいただいた金額でございましたが、この分についても返還はしなくてもよいというふうに話
し合いを取りまとめたのでございますので、今回の特別会計の廃止に伴いまして、国との金額的な精
算も一応完了するというようになっております。

○ 2番(天堀 博君) そういうことで補正の形をとっていかれてるわけですが、きちっとした
形で国との話もつけていただかんと、なぜか、このことによって和泉市がえらい損をするとい
うことになる大変ですので、その点だけをきちんとしていただきたいと思ひます。

○ 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第29号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第10「負担付き寄附受納について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第30号

負担付き寄附受納について

久保惣太郎ほかからの負担付き寄附を次のとおり受納する。

昭和55年8月10日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 寄附を受ける物件

(1) 美術品

国宝2点、重要文化財28点を含む美術品200余点(版權を含む。)

(2) 美術館

土地(庭園を含む。)約3,520平方メートル

建物 鉄筋コンクリート造2階建 計画建築延べ面積812平方メートル

(3) 茶席

木造平家建 瓦ぶき一部檜皮ぶき320平方メートル

(4) 駐車場

面積約1,000平方メートル

(5) 運営資金

8億円

2. 寄附者

和泉市内田町85

久保惣太郎 ほか

受納の理由

久保惣太郎ほかより、美術品及び美術館ほかの土地、建物、運営基金の寄附を受け、美術品など文化財を広く市民に公開し、市民文化の高揚を図る。

○ 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。

○ 教育次長(平野誠蔵君) ただいま御上程いただきました議案第30号、久保惣太郎ほかからの美術品及び美術館ほかの「負担付き寄附受納について」の提案の理由並びに内容を御説明を申し上げます。

本件につきましては、かねてから議員皆様方の御意見、御教示を賜ってまいったところでござ

いますが、文化財の保存、活用を図り、広く市民文化の高揚に資してまいるといふ皆様方の御献策に沿って本寄附の申し出をお受けするについて、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

寄附の申し出の内容につきましては、美術品として工芸品、彫刻、絵画、古文書、典籍、書蹟等、国宝二点、重要文化財28点を含む二百余点でございます。

次に、美術館でございますが、現在の居宅、事務所を撤去し、その跡敷地約3,520平米に鉄筋二階建、計画建築延べ面積約812平米の規模に展示室、収蔵庫、談話室、文化教室、その他付属施設一式が設備されるほか、美術館建設予定地の裏側の庭園に囲まれた茶席、木造平家建、320平米一棟、このほか来館用として、約1,000平米規模の駐車場でございます。

これら美術館の運営につきましては、市が財団法人を設立して運営してまいりたく存じますが、この運営基金として、8億円を段階的に寄附いただくものでございます。

貴重な文化財をこの機会に広く公開し、市民文化の高揚と市民の憩いの場として活用されるならば、市民の精神生活に潤いと豊かさをもたらし、余暇の活用、生涯学習等に大きく役立つものと期待するところでございます。何とぞ議員各位の絶大な御理解を賜り、よろしく御審議の上、本寄附を受納することについて御議決くださいますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 22番（勝部津喜枝君） 第一点は、この負担付き寄付ということで市にこの寄付を受け入れた場合、これまでの経過から見ますと、美術館の開設、開館には一定の日程が必要ですが、それまでの間、貴重な文化財の保存とか管理はどこでするようになるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

さらに、基金の問題ですが、段階的に受け入れるという御説明でしたが、これは毎年度幾らというふうに、きっちりと決まった額で入ってくるようになってるのか。

以上、二点をお尋ねしたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

文化財の保存、管理につきましては、もちろん美術館の完成時と合わせていただくということで、それまでの期間は、久保さん自身で管理していただくということでございます。

なお、基金につきましては段階的に申し上げましたが、建築がすべて完了後、一括して御寄贈いただくわけでございますが、その期間中、開館までには、間違いなく8億円を収入いただくことになっております。当該本年度におきましては、さしあたり8千5百万円をいただくわけでござ

ざいまして、あとの日程等については詳細打ち合わせておりませんが、完了時点では、間違いなく3億円をそろえるということがございますので、御理解をいただきたいと思います。

- 22番(勝部津喜枝君) 開館は、これまでの御説明では2年後ぐらいと聞いておりますが、そう理解してよろしいでしょうか。
- 教育長(葛城宗一君) 結構です。
- 22番(勝部津喜枝君) 最後に、意見という形ですが、一つは運営につきましては、開館が決まった時点では、ぜひ当初のこういう崇高な意思が活かされるような細則を決める必要があると思います。

さらに、和泉市独自の郷土史というか、そういうところから発生した文化財、池上遺跡も含めて、こうした機会に広く市民の公開の場に供するという方策も、市民的な立場に立ってやっていただくことを意見として申し上げておきたいと思います。

- 議長(池辺秀夫君) 他に。
- 13番(赤阪和見君) 2、3点お尋ねしたいと思います。

一応これだけ大きな美術館、内容の重味のある国宝2点、重要文化財28点ということをお聞きまして、過日、厚生文教委員会でも見学させていただきました。大阪の市立美術館が重要文化財が8点ということで非常にうらやましがられたことは、見学に行った皆様の非常に感激であったと思います。

そういう点で、これだけ大きな美術館を寄贈していただくという点で、今後の運営等よりシビアに、市民公開のもとにやる中で、これは和泉市の美術館という形ではなく、国の宝であるという観点から、今後の計画について、開館と以後の運営のビジョンを立ててるとは思いますが、その点だけお伺いしたいと思います。

- 議長(池辺秀夫君) 答弁。
- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、国宝、重文指定という貴重な国民、市民全体の文化遺産でございまして、これらを寄贈いただいて美術館あるいは博物館としての運営に当たりましては、お説のとおりでございます。保管、展示運営の内容もいろいろございますが、美術館の具体的な利用、鑑賞につきましては、必要な説明、助言、指導を行い、あるいは美術館の資料につきましても、案内書、解説書、目録書等も整備いたしまして一般に利用願わなければならない。かつまた、過日も委員会を通じて御指摘いただきましたように、文化財についての講演会、講習会等の開催とあわせて他の美術館等とも緊密な連携、協力いたしまして、刊行物の発行、交換や文化財の相互の貸借関係も行うなどいたしまして、市民の広く実生活に即するよう利用向上を図ってまいらなければならない

い。この点についてもいまも指摘ございましたように、健全な美術館の発展を期しまして運営のあるべき基準というものを今後精査検討し、明確にしていきたいと思います、かよう考えるものでございます。

開館までには、久保さんの方では美術館の建設に2カ年を要すると申しておりますが、それは文化財を入れるための空調、湿度等の完全にできるまでということに合わせての意味と、加えて御指摘のございましたように、私どもの要望といたしましては、市が従来から所有している発掘物等の史蹟についても、民族文化と合わせて展示いたしたい旨申し添えました。したがって、それらのスペースも十分に配慮しようという関係から先方が現在想定されております設計が大きく変わっていくということとあわせて、十分な日程として二カ年と推定しているわけでございます。御議決いただきました以上は、努めて住民の方々の広く利用に供するように御趣旨を体して検討を加えてまいりたい、かよう考えるものでございます。

- 18番(赤阪和見君) いまの話を聞きまして結構だと思います。しかし、私の一点懸念するところは、御奇特なそのような大切なものを広く市民全体に公開してやろうという御意見を、市は十分今後、市民が利用できる運営ができるかどうか、その点を心配するわけです。というのは、三井の観音寺山の遺跡の件であります。150万か200百万円の金で土地と弥生式の立て穴住居跡を復元していただきました。その中で52年でしたか、火災のためそのままであります。焼失したのを機により一層その地域を整備することなく、また、入ってきた保険金も一般会計へ入れられ、何らかの形で使われてないというふうを考えております。

また、そういうことになっては、と僕は思うんです。市に寄付された何億、何十億、金銭にかえられたようなものであるので、力を入れてりっぱな運営をされると思いますけれども、百万や二百万の遺跡なら問題でないのかと思います。これを機会に一般の人からの御厚志を真剣に考えていかなければならないと思うわけですが、そのようなことのないように今後真剣に取り組んでいただきたい、その点を要望しておきます。

- 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第30号を原案どおり可決いたします。

-
- 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第11「和泉市美術館運営準備基金の設置に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第31号

和泉市美術館運営準備基金の設置に関する条例制定について

和泉市美術館運営準備基金の設置に関する条例を次のように制定する。

昭和55年8月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例 号

和泉市美術館運営準備基金の設置に関する条例(案)

(設置)

第1条 美術館の運営及び管理に要する資金に充てるため、和泉市美術館運営準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上する。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2. 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

美術館の運営及び管理に要する資金に充当するため、当該資金を積立てるための基金を設ける必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 教育次長（平野誠哉君） ただいま御上程いただきました議案第 31 号「和泉市美術館運営準備基金の設置に関する条例制定について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

さきに「負担付き寄附受納について」御議決いただきましたうち、運営基金について、美術館運営準備基金条例を制定し積み立ててまいりたく存ずるものでございまして、地方自治法第 241 条第 1 項並びに第 7 項の規定に基づき、基金の設置について御審議を煩わすものでございます。

条例の内容でございしますが、第 1 条は設置の目的で、「美術館の運営及び管理に要する資金に充てるため」と規定しております。

第 2 条は、基金の積立金は総額 3 億円を段階的に寄付を受けるわけでございますが、一般会計歳入歳出予算に計上の上、本基金に積み立てていくことといたしております。

第 3 条は、管理保管の規定でございまして、有利しかも確実な方法で保管することを規定しております。

第 4 条は、運用益金の処理でございしますが、基金運用により生ずる利子等の収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入することといたしております。

第 5 条は、条例規定のほか、基金の管理に必要な事項は、市長が定める旨の委任規定でございします。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたしたく存じます。

以上が、和泉市美術館運営準備基金の設置に関する条例案の内容でございします。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 1 番（寺田 茂君） 先ほどは負担付き寄附、今度は準備基金という形の設置になるわけですが、この件につきましては二年後のことで、私たちもいまのところ、まだ十分形は整わないだろうということで、なお少し尚早ではないかという意見を持っておるわけなんです。今回、議案として出てきたわけですが、先ほどの寄付金の額ともちょっと関連してるんですが、3 億円を段階的にという形で、有利な有価証券にかえて保管して、その利子で運営していくことを考えていくんだということが、いまの段階で出てきたわけなんです。

これは久保さん個人の名義で出てくる、個人だけではないと思うんですが、有利というのは、一般に 8 % ぐらいの利率をわれわれは有利と見るんですが、現在 3 億円が入っておれば、8 % で年間 2 千 4 百万円、これで何とか収支トントンという形はわかるが、段階的に出てくるわけで、3 億円そろってない。2 年後の美術館ができたときに 3 億円という形、その辺の差額については久保さんが出してくれると理解してよろしいのかどうか、その点ちょっとお尋ねしておきたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

運営基金会計とは別な御指摘だと思うんですが、一応、最も効率的な方法で積み立てていくという手段を基金によって選ぶとするものでございますが、美術館の維持運営上収支相償わない場合、基金の利子によって補えない場合はどうなるか、という御指摘だと思います。

それについては過日の協議会でも御説明申し上げましたように、先般、委員長さん等を交えての向こうの早期に、という強い要請の中から、向こう5年間、その収支相償わない場合は、その赤字額を補てんしましょう、ということをお引き受けいただいている実態でございます。この点御理解いただきたいと思っております。

○ 1番（寺田 茂君） 和泉市が運営に当たっていく上で財団法人方式でいくという形なんで、私、明確にしておきたいのは、準備基金がどういう形で入ってくるのかということです。久保惣太郎さんという個人名義であるのか、あそこは会社がありますので、その辺のところから二つも三つもの名前で出てくるのか、その辺について。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

この議案にもございますように、「久保惣太郎ほか」ということを申し上げております。御案内のとおり、個人の部分、会社の部分等いろいろ分かれるだろうと考えるんでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 22番（勝部津喜枝君） 第一点は、毎年度一般会計へ歳入歳出予算に計上となっておりますけれども、毎年度積み立てて計上されるとしても、特別会計の形はとらないのかどうか。お尋ねしたいと思っております。

それから、有利な方法による保管ということですが、今回の補正予算で8千5百万円出ておりますが、さしあたってどういう方法を考えておられるのかどうか。

それから、第5条の市長が定めるその他の事項ですが、どんな細則というか、市長が決めようと考えてるのか。

以上、三点をお尋ねいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

特別会計を設置するかどうかの御指摘がございまして、先ほどお答え申し上げましたとおり、久保さん個人の分あるいは株式会社の部分等に分かれると思うんでございます。したがって、一般会計で歳入されない限り、たとえば公益法人の設立をいたしましても、寄付する当該寄付金が向こうさんの損益勘定には損金として算入されがたい、そういうことの御迷惑のかからないよう

一般会計で歳入してまいりたい、かように考えるんでございます。

なお、特別会計を設ける考え方は持っておりません。

続いて有価証券等ということに基金運用面の規定をいたしてございますが、努めて有利な方法、すなわち市が現在、年間相当の一時借入金を高い金利で借りております。また、公社等においても、一時借入金を相当額運用しておるような実態でございます。努めて定額預金のような方法を選ばないで、有利な、というのは、その有利な金利を生み出せるような方法で一般会計、公社会計で運用願えたらという、収入役の権限に属することでございますが、私どもの願うところでは、そういう方法で運用してまいりたいと考えるのでございます。

なお、市長が特別に定める事項につきましては、この基金会計から財団法人設立に至った場合、そこに運営基金金利相当額を繰り入れる等の詳細規定を設けてまいりたい、かよう考えるものでございます。

- 議長（池辺秀夫君） 赤阪君。
- 13番（赤阪和見君） 一点だけお伺いいたします。

先ほどの「負担付き寄附受納について」のところで、民族的な文化のいろんな点での展示もするんだという答弁をいただきました。この基金について、堺市が郷土美術館という形で広く市民に寄付を募集したところ、大きく集まっているというケースもあります。和泉市の今回の美術館ということですが、教育長がおっしゃった民族文化、遺跡等云々という中にもありますように、市民の中の美術館という中で位置づけるならば、そういう基金も今後募っていく、一般市民の寄付も受け入れられるのかどうか。また、寄付をお願いするようなことも市の広報等でされるのかどうか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 教育長（葛城宗一君） 他からのいろいろ基金の寄付等についてのお尋ねでございますが、御指摘のとおり、広くその浄財を求めてまいりたいと存じます。久保さんにしても、住民の方々に文化遺産として御提供される上において、決してただ自分とこの基金あるいは資金というような考え方は毛頭持っておりません。私どもも市の美術館として主体性を持って運営する上においては、広くそれらの浄財を求めてまいりたい、かよう考えるんでございます。しかし、開館時にPR的な行為をするかどうかについては、実際にこれを活用していただき、その中から文化の目覚めと申しますか、御認識をいただいた中から、さらにこの運用基金を生み出す意味においても広くお願いしてまいりたい、かよう考えるんでございます。

- 議長（池辺秀夫君） 他に。
- 28番（坂上國治君） 各議員さんからいろいろ御意見が出てるのですが、趣旨においては非

常に結構だと私も思っております。しかし、あの道路の幅員も狭い中、あそこへは勝手に行けというんか、そこらを市がどう考えてるのか。

私たちは最初、できるだけ体育館周辺のできるだけ和泉市の便利のええところへ、ということでしたが、やはり久保さんの意思としては、できるだけ久保さんの屋敷の中で、という希望があったらしい。市はそういう足元をどう考えておるのか。それだけのりっぱなものを御寄贈願っても有名無実、ただ、あそこに和泉市の美術館がある、ということだけでは困ると思う。そのためにはやはり小型のバス一台ぐらいはしゃっちゅう市から出すとか、そこら辺をどう考えているのか。無計画に春木川とか若樫へのバスに頼って行けというのか。あれだけのものができるんやから、市はこう考えてます、とかいうことは私はあると思う。いままでの答弁でも全然そういうことは触れてませんので、私は突っ込んでひとつお聞きしたい。若い人ばかりでなく、老人あるいは子供にも見ていただくのが本意と思うんですが、その辺をどう考えてるのか明快に御答弁願いたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 教育長。

○ 教育長（葛城宗一君） 至極ごもっともな御指摘と存じます。運営に当たりましては、土地事情等を勘案いたしまして、あるいはまた特定の人に片寄らない、レクリエーションの鑑賞の意味も含めて利用の便も考えなければならない、ごもっともな御指摘だと存じます。

実は、これらの点につきましても非常に厚かましいと思ったんですが、最近、突っ込んで久保さんともお話し合い申し上げ、現在の交通の便等々からして、広く利用するといっても、展示本来の趣旨に沿うかどうかむつかしいという中から、送迎用のバス等の設置が当然浮かび上がってくるんだということをお話を申し上げました。

久保さんは、美術館の運営に当たっては、それらのことも今後積極的にお話し合いいたしまししょう。広く利用の便に供するといっても、健全な発展につながらなかつたら意味がない。その点は十分に考えてまいりましょう、というお言葉でございます。決して、現在それを確約したというものでもございませんが、開館時に広く市民の方に周知するといっても、御案内あるいは開館当時の費用だけでも相当かさみます、というようなことも積極的に御話申し上げた次第でございます。お叱りをいただくかもしれませんが、私は、それらの送迎用のバスぐらいは添えていただきたいと存ずるものでございます。

○ 28番（坂上國治君） ただいま教育長から御答弁いただきましたが、前向きで何とかひとつそれもついでに御寄贈していただくように努力していただきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第 31 号を原案どおり可決いたします。

ここでお昼のため暫時休憩いたします。

(午前 11 時 50 分休憩)

(午後 1 時 5 分再開)

- 議長(池辺秀夫君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 12 「昭和 54 年度和泉市一般会計補正予算(第 6 号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 22 号

昭和 54 年度和泉市一般会計補正予算(第 6 号)

昭和 54 年度和泉市の一般会計補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 405,911 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22,640,988 千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第 2 表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の追加及び変更は「第 3 表地方債補正」による。

昭和 55 年 3 月 10 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

第1表 歳入歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 国庫支出金		4,406,926	30,000	4,436,926
	2. 国庫補助金	2,337,731	30,000	2,367,731
10. 府支出金		1,385,261	57,461	1,442,722
	2. 府補助金	1,137,463	56,278	1,193,741
	3. 府委託金	105,342	1,183	106,525
12. 寄附金		34,400	125,692	160,092
	1. 寄附金	34,400	125,692	160,092
14. 諸収入		3,430,235	142,758	3,572,993
	5. 雑入	3,173,904	142,758	3,316,662
15. 市債		2,719,673	50,000	2,769,673
	1. 市債	2,719,673	50,000	2,769,673
歳入合計		22,235,077	405,911	22,640,988

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,826,962	1,783	1,828,745
	1. 総務管理費	951,810	1,100	952,910
4. 衛生費	5. 統計調査費	14,418	683	15,101
		1,307,454	72,865	1,379,819
8. 土木費	1. 予防衛生費	459,518	15,150	474,668
	2. 環境衛生費	782,473	57,215	839,688
10. 教育費		3,803,891	111,492	3,915,383
	2. 道路橋梁費	424,262	40,245	464,507
11. 公債費	3. 河川水路費	113,208	△ 7,500	105,708
	4. 都市計画費	995,232	78,747	1,073,979
12. 諸支出金		4,032,989	19,299	4,052,288
	2. 小学校費	2,746,633	18,153	2,764,786
11. 公債費	4. 幼稚園費	380,172	1,146	381,318
		2,537,516	158,472	2,695,988
12. 諸支出金	1. 公債費	2,537,516	158,472	2,695,988
		209,643	35,000	244,643
	4. 基金費		85,000	85,000

15. 災害復旧費		70,004	7,500	77,504
	1. 土木施設災害復旧費	52,499	7,500	59,999
歳出	合計	22,235,077	405,911	22,640,988

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8. 土木費	(5) 住宅費	改追住宅建設事業	561,010
合計			561,010

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後			
	限度額	起債の方法	借入先	利率	起債の方法	借入先	償還の方法
環境改善道路整備事業	千円 26,300	普通貸借 又は 証券発行	府 行 政 銀 行 其 他	年 8.5% 以 内	千円 34,700 普通貸借 又は 証券発行	府 行 政 銀 行 其 他	25年以内(内据置3 年以内)ただし、市 財政の都合により据 置期間及び償還期限 を短縮しもしくは繰 上償還又は低利に借 替することができる。
都市計画事業	190,900	同上	同上	同上	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	1,800,800	同上	同上	同上	同上	同上	同上
幼稚園整備事業	61,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上
計	2,719,673				2,769,673		

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第 22 号「昭和 54 年度和泉市一般会計補正予算（第 6 号）」について、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回計上いたしました補正予算は、一部事務組合、病院等に対する補助金、地方債の元利償還金を初め、一部事務事業費で補正の必要が生じたので、御提案申し上げた次第でございます。

それでは、予算書に基づき御説明申し上げます。まず、第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額に 4 億 591 万 1 千円を追加し、補正後の予算総額を 226 億 4,098 万 8 千円と定めるものでございまして、補正後の款、項の区分及び金額は、第 1 表のとおりでございます。

第 2 条は、繰越明許費でございまして、翌年度以降に使用できる経費を定めるものでございまして、第 2 表のとおり、改良住宅建設事業費 5 億 6,101 万円と定めるものでございます。

第 3 条は、地方債の補正でございまして、限度額の追加及び変更でございまして、第 3 表のとおりでございます。

以上が、予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書に基づき内容の御説明を申し上げたいと存じます。15 ページでございます。

まず、歳出予算から申し上げます。総務費でございますが、軽自動車購入費 110 万円及び各種統計調査経費 68 万 3 千円の追加でございまして、合わせて 178 万 3 千円の追加計上をいたしました。

次に、衛生費でございますが、病院事業補助金 1,515 万円、伝染病患者収容事務委託料 15 万 6 千円、泉北環境整備施設組合分担金 2,090 万 8 千円、また、昭和 52 年度に日本住宅公団より松尾山不燃性廃棄物処理用地代として借り入れました 6 億円に対する利子 3,615 万 1 千円合計 7,236 万 5 千円を追加計上いたしました。

次に、土木費でございますが、換地造成事業費 4,024 万 5 千円、南面利川河川改修工事費については、災害復旧事業費に組み替えるべく 750 万円の更正減。公園費につきましては、忠岡池公園整備事業費 3,285 万円、王子西公園整備事業費 3,151 万 8 千円、また、街路管理費、150 万円及び公共下水道事業並びに土地区画整理事業両特別会計への繰出金 1,287 万 9 千円の追加計上でございます。

次に、教育費でございますが、（仮称）池上小学校並びに南松尾幼稚園の用地購入費の追加でございまして、1,815 万 3 千円を追加計上いたしました。

次に、公債費でございますが、諸情勢を勘案いたしまして、1 億 5,847 万 2 千円の追加計上と相なる次第でございます。

次に、諸支出金でございますが、美術館寄贈に伴い、その運営資金として今後収受する寄付金を開設時点まで積み立てるべく、基金積立金として3千5百万円計上いたしました。

最後に、災害復旧費でございますが、河川改修工事を災害復旧工事と合併施行するための組み替えでございます、750万円の追加計上をいたしましたものでございます。

以上が、歳出予算の内容でございます、4億591万1千円の追加計上と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出予算に充当すべき歳入予算について御説明申し上げます。9ページでございます。

まず、国庫支出金3千万円、府支出金5,746万1千円のそれぞれ追加計上でございますが、これは歳出予算に相関連いたします各補助金の追加計上でございます。

次に、寄附金といたしましては、一般寄附金及び社会教育寄附金として、1億2,569万2千円の追加計上でございます。

次に、諸収入でございますが、過年度収入1億1,575万8千円の追加、また、第二阪和国道並びに府道泉大津松原線用地取得事務費収入として2,700万円の計上でございます。

最後に、市債でございますが、土木債3,630万円、教育債1,370万円、合わせて5千万円の追加計上でございます。

以上が、昭和54年度和泉市一般会計補正予算(第6号)の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(池辺秀夫君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 15番(横田憲治郎君) 2、3点について。まず、歳入ですが、換地造成事業府補助金と土木債の840万円との関係ですね、これの一連の事業費の財源内訳について説明いただきたい。

第二点目は寄附金ですが、9千万円ということで一般寄附金が出てます。これの内容は、3千万円が教育費の寄附金、例の美術館ですが、あとの一般寄附金とはどういう内容か、ちょっとわかりにくいので、御説明いただきたいと思います。

それから、18ページの塵芥処理費の中の例の松尾山不燃性廃棄物処理用地の償還金が出てますが、これに関連して資金手当がいまどうなってるのか。この3千6百万円の追加によってどの程度消化されるのか、その内容をちょっと数えていただきたいと思います。

以上です。

- 議長(池辺秀夫君) 理事者答弁。
- 改良事業部長(逢野一郎君) 一点目の換地造成事業についての御質問に対してお答え申し上げます。

この換地造成事業は、私どものセンターの横に環境改善整備の促進のために換地を用意しております。42区画のうち、54年度におきまして8区画が売却できましたので、この換地造成を行うために公共用地として使用する道路部分についての総面積が2,396平米のうち、10区画507平米が今回、府の補助金の対象となりましたので、この分の買い戻しとして4,022万5千円がその総金額でございます。その歳入といたしまして、土木費の府補助金の8割が今回の受け入れ分でございます。

次に、土木債でございますが、この対象といたしまして、府の貸付金が390万円、市の負担分の458万8千円が歳出を予定されますので、その分が市債として組まれたものでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 財務部長（麻生和義君） 二点目の寄附金についてお答え申し上げたいと思います。

御指摘の寄附金につきましては、先ほど提案理由の説明の中で申し上げましたのは、一般寄附金9,069万2千円と、最後の欄に書いてございます教育費の寄附金3千5百万円、これは午前中御審議をお願いし議決を賜りました美術館設立のための準備基金ということで、この科目で寄附をちょうだいいたしまして歳出で積み立て、そして基金へ繰り入れるという方法を講ずるわけでございます。

その上の一般寄附金でございますが、本件の内容につきましては、開発指導要綱に基づく収入を寄附金で処理させていただけるのが通例でございます。そういった方式に従って今回、一般寄附金として追加計上させていただいた次第でございます。

三点目の松尾山の不燃物処理地の問題でございますが、昭和52年度におきまして、日本住宅公団から関連公共施設の整備資金ということで導入をしてございます。今回、その利息相当分をお支払いするというで計上させていただいた次第でございます。

○ 15番（横田憲治郎君） 改良費の件ですが、説明がわかりにくかったんですが、42区画の100%対象としての4,022万円と理解してよろしいのですか。8つ売れたから全面的に係る財源内訳と理解していいのですか。

○ 改良事業部長（逢野一郎君） 説明不足で申しわけございません。42区画の用地費、工事費あるいは管理費を含めまして、54年3月31日現在の公社の帳簿価格といたしましては、1億9千2百万円になるわけでございますが、今回、8区画分といたしまして、4,022万5千円が買い戻しということになるわけです。

○ 15番（横田憲治郎君） その買い戻しが府の補助金と理解していいんですか。

○ 改良事業部長（逢野一郎君） そうです。

○ 15番（横田憲治郎君） 造成事業の補助金として出てくるが、実際は買い戻しの用地費に充

当されてるということですか。

- 改良事業部長（逢野一郎君） 本事業は一般事業と異なりまして、宅地造成事業をいたしまして、その時点で全面的に補助金の対象とはまいりかねないわけでございます。と申しますのは、あくまでも、換地を行った時点で事件発生という解釈がされますので、その工事を発注したときに全額補助の対象にはなりません。そういうことでこの事業につきましては、開発公社の事業という形で、一たん開発公社立てかえ分としてやっていただきまして、売却を完了した分につきまして、毎年、補助金の対象となっておりますわけでございます。
- 15番（横田憲治郎君） 一般寄附金の開発負担金9千万円の主な概略をちょっと……。
- 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、今回計上させていただきました一般寄附金の金額が、開発指導要綱に基づいて御負担願った金額ということでございます。したがって、法人、個人を問わず、すべてが開発負担金ということでございます。
- 15番（横田憲治郎君） こういう会計上の処理、ずっと当初からしてきてるんだと思いますが、助役さん、わかりづらいですね。一般という間口を広げたら消化できるといえばそのとおりだと思いますが、もうちょっと鮮明にならんもんですか。
- 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

この開発要綱に基づく施行者からの寄附収入ということにつきましては、本市だけではございませんで、全国的にそういうシステムで各市町村でもやっておるわけです。自治省なり建設省と市町村との協議の中で、いわゆる開発指導要綱に基づいて施工者、事業主との協議の上で納付していただく性格の金だから、一般寄附金という扱い方が正しいという解釈が成り立ってるわけなんです。これは公式にそういう見解が公表されてございます。その見解に基づいて、こうした予算書の扱いになってございます。各市とも全部全く同じ扱いでございます。
- 15番（横田憲治郎君） 僕は一般論的に考えて、開発業者は負担させられる、取られるんや、という気持の方が強いと思う。また、行政運営という立場から考えても、行政需要に応分の負担ということが原点、出発点にあると思う。いま助役さんがおっしゃったように、そういうことでされてるんだということであれば、それなりに形はええと思うんですが、やはり何らかの寄附金という扱いを基本にするとしても、もうちょっと明瞭な会計上の扱いはできないもんですか。議会へこのまま出てきても、9千万円をどっから寄附もうたんかいな、という感じですか。この点いかがですか。
- 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

予算上の措置としては、こういう措置しかやむを得ないんです。かなりの件数に上っておりますし、それを一つ一つ明細に説明欄に書くこともできませんし、担当部局では、それぞれの業者

並びに該当住宅戸数、それから積算いたしました業者ごとの金額は、その都度収入明細書をつくり整理いたしております。しかし、それをそのまま予算書に記載していくことは事実上できない状態でございますので、開発指導要綱に基づくいわゆる任意な寄附金だという解釈のもとに、一般寄附金の欄に収入するという扱いになっておるわけなんです。これは地方財務の提要という書物に、はっきりとそういう扱いをなさい、ということが記載されておりますので、そういう扱い方で従来からも収入いたしております。今回も本年度の分について収入措置をとらせていただいたということでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 2番（天堀 博君） いまの一般寄附金の関連でお聞きしたいんですが、私もいまの横田議員さんの趣旨とわりかたよく似てるんですが、どこから入ったんかわからないということでは、さらにつけ加えれば、開発指導要綱に基づく負担金で何ぼ、とかの明細ぐらいは入れられてもええと思うんです。個々の分は別として、これは意見として言うときます。

それから、今回の9千万円については戸数で何戸なのかということと、住宅公団の森田の団地の分はこの中に含まれるかどうかということをお聞きしておきます。

それから12ページの過年度収入についての追加が出ております。これのいろんな内訳があると思うんですが、主たるものはどういうものかということ。

それから、17ページの病院事業補助金ですが、これもちょっと説明不足でどの病院なのか。和泉市も市立病院とか休日急病診療所は病院と違うと言ってしまえばそれまでですが、その他の横山病院への補助金も出したりしてますので、その辺のきちんとした説明がほしいと思うんです。

以上です。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 建設部長（森 保君） 御質問の一点目の開発負担金の関係ですが、9,069万2千円の内訳は158戸でございます。その他の関係のものは入ってございません。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 財務部長（麻生和義君） 続きまして、雑入の過年度収入についてお答え申し上げます。

主なものとしたしましては個々の事業の積み上げ、いわゆる近畿圏のかさ上げ補助金ということで、首都圏、中部圏、近畿圏等については、その地方公共団体の財政力と、その当該年度の実施した公共事業、端的に言いますと国庫補助事業ですが、その実施比率を一定のルールに従って計算いたしまして、標準財政規模等を考慮して補助金のかさ上げをしてくれるわけです。そのかさ上げされる補助金は、翌年度以降において各主管の省庁から交付されるということもござい

す。

本件の場合、道路、街路、それから学校、下水道関係、都市計画の関係等、ほとんどすべての補助対象事業について補助されるので、近郊整備区域ということで、当然指定されている近畿圏の中であって、なおかつ近郊整備地域の中での実施に伴ってかさ上げされるという補助金でございます。

それと、病院事業補助金でございますが、本市の市立病院に対する補助でございます。

以上です。

○ 2番(天堀 博君) 意見になるんですが、どうもいまの説明、先ほどの横田議員さんの質問に対する答弁を聞いてますと、いろいろ財政上、財務上苦勞されてることはよくわかる。非常にそういう苦勞の中で、国、府からの補助金等をもらってる状況もよくわかりますが、逆に言えば、どうもそういうものでどこかに空いた穴を埋めてるような感じがせんでもないんです。その辺がどうも何か歯切れの悪い、一般寄附金にしても雑入の問題にしても出てきますので、その点では、正すべきところを正した上、こういういろんな手法なり財政上の苦勞は必要だろうと思うんですが、その点をはっきりしないと、何かしら、ぼやっとしたままのごまかしみたいな形に受け取られる要素があると思いますので、その点を意見として言うときます。終わります。

○ 議長(池辺秀夫君) 他に。

○ 6番(大谷昌幸君) 15ページの総務費の中の車両管理費の車購入110万円、一応、軽自動車購入費と書いてますが、どういう車種を何台、どういう目的で購入するのか、また新規買いか、買いかえか、お答え願いたいと思います。

○ 議長(池辺秀夫君) 答弁。

○ 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

車両購入費ですが、本件は、軽自動車2台を予定して計上いたした次第でございます。現在使用しております軽自動車が老朽いたしましたので、その代替車として購入いたしたく思うわけでございます。この購入と同時に、現在の老朽している軽自動車の廃車をいたしたいと考えております。

事業目的につきましては、当財務部の管財課で軽自動車の集中管理をいたしております。その都度、各現課で所要する行政目的に従って貸し付け配車を行いたいというふうに行っている中の自動車の買いかえでございます。

なお、車種につきましては、予算議決いただき次第検討を加えてまいりたいと思います。性能等総合的に判断して……。

○ 6番(大谷昌幸君) トラックとか乗用車とか、メーカーは聞いてない。

- 財務部長（麻生和義君） 失礼しました。軽の乗用を考えております。
- 6番（大谷昌幸君） 2台とも買いかえたらどこの部にいくということはわかってるんでしょう。
- 財務部長（麻生和義君） 現在集中管理している財務部管財課で所管している車でございますので、その中の買いかえでございますので、その都度、各課で必要とする場合に貸し付ける、現在管理しているのは財務部でございますので……。
- 6番（大谷昌幸君） 現在、買いかえる車は何キロ走ってるの。
- 財務部長（麻生和義君） 1台につきましては、走行距離が6万4千695キロ、もう1台につきましては、5万キロでございます。どちらも故障がちであるといった点から、この際思い切って廃車をいたしたいと考えております。
- 6番（大谷昌幸君） 5万、6万というと大体寿命に近いと思うんですが、いまの御説明にあったように、日々だれが乗るかわからないということから考えると、そのぐらいの走行距離で買いかえざるを得ないのはやむを得ないと思うんですが、私、去年の議会でも要望したんですが、車の扱い方、いわゆる管理運営の仕方が非常に悪いように思います。夜間に車を収容する場所がないという事情はわかるんですが、とめる場所すら決まっていない。極端な言い方をすれば、窓をあけたままとめてる場合もある。盗難に遭うたことは恐らくないんでしょうな、不思議なくらいです。

以前にも要望しましたが、周辺の近隣都市をながめた場合、市役所の事務として使う車に、はっきりと和泉市の規定されているマークとか和泉市役所の名前がはっきりと書かれてるのが非常に少ない。たとえば水道部だったら、毎週水曜日は水の日、とか書いてます。普通の業界でも日常の業務に使う車には、何らか自社の宣伝を書いているはずですが、車を買うときに、市役所はどういう値引き条件で買い求めているかわかりませんが、自動車屋の方でこちらが指定するように大抵は書いてくれると思います。今度購入する車にそういう記名をする予定があるのか、その点のお答えをお願いいたします。

- 財務部長（麻生和義君） お答えいたします。

御指摘の点十分体しまして現在、管理には十分配慮しているつもりでございます。そういった点をなおよく適正を期してまいりたいと考えます。

それから、一部の乗用車を除き軽自動車、トラック等には、和泉市役所といった表示もいたしております。今後とも市役所とするか、ただ和泉市とするか、マークのみとするかは別といたしまして、よりよき方法を講じてまいりたいと存じます。

- 6番（大谷昌幸君） 車の平常の管理に3千6百万円も要ってるわけですから十分注意してい

いただき、なるべく指定の駐車場、車庫がわりに使うことか車の記名、そういうものを徹底していただきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 13番（赤阪和見君） 二点ほど。19ページの忠岡池公園整備事業費ですが、不燃物集積場所として最終目的が公園ということですが、後の集積場所の点等をお伺いしたいと思います。

それと、公園が完全に整備完成するのはいつかという点と、現在積んである不燃物等をどう処理しようとしているのかをお尋ねします。

もう一つは、先に二人の議員さんから話がありましたように、寄附収入の件については、やはり開発指導要綱に基づく寄附金と一般寄附金という、二本立ての形で予算計上していただきたいと思いますので、その点をお伺いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 19ページの忠岡池公園整備事業のお尋ねでございますが、この公園が整備された後、次の集積場所をどうするかということですが、現状、1、2の地区にいろいろと実態を調査いたしまして、関係者と協議に入っております。近くその用地を決定したいかよう思っております。現段階ではまだ決まっております。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 財務部長（麻生和義君） 続きまして、寄附金の御指摘の件についてお答えいたします。

計上科目につきましては、先ほど助役が答弁いたしましたように、現行の一般寄附金の節の科目でルールに従って計上したいと思います。付記明細によりわかりやすく、いわゆる一般寄附金と開発指導要綱に基づく寄附金ということで記載させていただくということで御了承願いたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 建設部長（森 保君） 三点目でございますが、忠岡池公園の完成は、一応計画しているのは57年でございます。

○ 13番（赤阪和見君） 完成は57年当初ですか、後半ですか。

○ 建設部長（森 保君） 57年ですから、後半になります。

○ 13番（赤阪和見君） あと三年、全部完成するのはね。予算的には、最終でどれくらいになるんですか。

○ 建設部長（森 保君） 事業計画では、2億340万円でございます。

○ 13番（赤阪和見君） その中の今回、6,985万円ということで三分の一ですか。三年計画

で三分の一ずつやるということですか。先ほど言いました次のごみの集積場所はどのようになるのか。松尾山の不燃物処理地は、設計から三年ぐらいかかるというふうに前回の議会でも聞かせていただきました。その間のさしあたってのこと、もう目前にきてるということですので、その点のはっきりした見通しを聞かせていただきたいと思います。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 御指摘のように、たちまち足元に控えているわけでございます。この忠岡池公園が三カ年でやられるとおっしゃいまして、不燃物の投棄は、遅くともこの7月か8月には完了しなければならないと思っております。現在、うず高く積まれております不燃物は環境整備課から派遣している職員なり事業を委託している業者の中で、いろいろごみを焼いたり粉碎したりして埋め立てを行ってるわけです。いろいろございましょうが、7月末から8月のかかりに投棄完了できるよう、4月以降に次の場所を確保しなければならないという仕事が迫ってるということでございます。
- 13番（赤阪和見君） 7月か8月ごろに別の投棄場所が確保できるということですね。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） 一応の見通しを持っておりますが、7月か8月に次の場所に投棄を開始せねばならんということでございます。
- 13番（赤阪和見君） 松尾山は大きい施設ですので、設計からほかすまでの間に堰堤工事等で三年かかるという答弁をいただいたんですが、今後は7月か8月ということは、いま、もう3月ですからあと4カ月でちゃんとしたところがあるかどうか。まだ決まってないわけでしょう。それをもう7月からほかせるようになるという確信はおりないんですね。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） 先ほどからお答えの中で申し上げましたように、1、2カ所を選定して地元の協力を得よう協議を整えてまいっております、そのうちの1カ所を7月末か8月初旬から投棄できるよう、4月から3カ月の間に工事の整備も完了した中で投棄を開始したいということで、一応は、内定してはおるということでございます。
- 13番（赤阪和見君） 問題があると思うんです。というのは、不燃物処理については、黒石のところでの不燃物ではありませんが、灰の投棄とかで川への非常な汚れが入ってるという現状があります。松尾山が何ほか、10年間やる、今度のほかすところはわずか2、3年で終わろうとするような小さなところであっても、やはり設計から工事まで一定の期間がかかると思います。いまだにその場所は1、2カ所選んで地元と折衝中というふうなところから、7、8月に投棄できるとは考えられない。松尾山が100で、7月か8月からほかそうするところが1としても、やはり設計からしなければならぬわけでしょう。単にうやむやにほかしたらええわ、では済まんと思う。やはり規模が大きかろうが小さかろうが、一応のことはやっていたかんと、市の行政がやることで民間の営利ではないんですから、もう少し詰めた答弁をしていただきたい

と思います。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 私たちは常々、長期間にわたって不燃物投棄ができる場所ということていろいろ探索しているわけでございます。ただいま申し上げておりますような用地は、わずか一年程度の投棄で満杯になるという個所でございます。設計から工事に至る間での経過、それで十分間に合うかどうかというお尋ねでございますが、前段の基本設計は成っております。設計と申しましても、そう詳細な設計ではございませんが、簡単な設計の中で、経費の見積りも済んでおります。近くそれらについて、新年度早々に取り組んでまいりたいと思います。
- 18番（赤阪和見君） それで結構ですが、そういうことで7月にかけて、いま積み上げている分の整備をしていただき、忠岡池公園が早急に、三年といわず、たとえ二年半でも二年でも早く使えるようにしていただきたい、そのように要望しておきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 坂上議員。

- 28番（坂上國治君） 先ほど同和事業の換地問題、いろいろ部長から答弁があったわけですが、これは伯太町6丁目に相当数の区画があると思うんです。ところが、売れ行きが悪いのか、そのまま放置されてるところが多いんですが、金利等もだんだんかさんでくるし、仮に御近所で一般の方からの譲ってほしいという方があれば譲るのか、あるいはいつまでもほっておくのか、その点について一遍お聞きしたいんです。

なかなか聞いてみると評判が悪いらしい。となれば、周囲でほしがる人に売って金利のかからんように、いま和泉市は金利で困ってるんやから、そういうものを減らすためにね。それとも、いつまでも換地としてほっておくのか。補助の問題等いろいろむずかしい点もあるんですけど、理事者の心構えはいつまでもほっとくんだ、金利がかかろうと、われわれは痛くもかゆくもない、市民の税金で払うんやからというのか。市長がいつも言うように、鉛筆一本、紙一本でも仕末せないかんと、本当にそういう気持でおるのか、そこらを一篇はっきり答弁してください。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

- 改良事業部長（逢野一郎君） 現在の換地の売れ行きというか利用者については、いままではかなり少のうございました。しかし、われわれがこの事業をやっていく中で、あくまでも、公共用地につきましては府の補助金の対象にしたいということで、いままでいろいろ府と折衝してまいりました。できるだけ単年度で一括補助をいただきたいという方法で交渉しているわけでございますが、府といたしましても、一括補助については非常に至難な要素がございます。

その中で、できる限り早い時点で、地区内の事業協力者に換地として提供したいわけなんです。近年、長い間一戸も建てない時点で売れ行きがかなり悪かったようですが、現在、8区画が譲渡されまして、ぼつぼつ家の建設が始まっております。かなり換地としての希望者もふえてお

ります。そういう形で府の補助を仰ぎながら、できるだけ一日も早く協力者に売却したいと考えております。

○ 28番(坂上國治君) 答弁を聞いて大体わかったけど、そうすると、これは同和事業の換地で場所は伯太町6丁目、その周辺の人が希望しても絶対あかんわけやな。

○ 改良事業部長(逢野一郎君) 現時点では、絶対、というふうなことはちょっと申しかねますが、やはりできる限り協力者に譲渡したいという気持ちがございます。しかし、最終的に事業の進捗が進み見通しがつくようでしたら、これは最終的な判断を行いたいと考えております。

○ 28番(坂上國治君) 最終的な判断はよろしいよ。しかし、いつが最終的な判断になるの、これから5年も10年もそのまま換地として置いとくのか、それとも、希望者が少ないとなれば早い時点で見切りをつけるのか、そこらもはっきりしておいてもらわんと、一方では、御近所の人から、ひとつ何とか譲ってもらえんか、ということもあります。6丁目だね。ところがお伺いしたところ、なかなかむずかしいという話ですので、やはり換地を希望している人に支障を来したら悪いと思う。せやから、あっちこちで買収はようけしてあるんやから、売れるところから売っていった方がええんやないかと私は思うんですが、これはなかなか即答しかねるむずかしい問題だと思いますので、そこら辺を十分練っていただいて進めていただきたいと思います。終わります。

○ 議長(池辺秀夫君) 他に。

○ 20番(田中包治君) 第二表の繰越明許費ですが、いま、政府の公共事業抑制ということで、あえて使うものならね。ここで問題になるのは住宅費、これは御存知のとおり、管理運営費もないわけですね。そうするとこの5億6千万円、土地も入れて三割程度が市の負担という事業なんです。改良事業は一般事業なんです。改良法に基づくね、同和ではないと思うんです。

そうすると、次の請負契約との関連です。改良事業法の請負契約がすべて特定の人に落ちてる、過去何回か、ずっとやと思います。この5億6千万円、来年度予算では21億のうち7億程度が市の負担、いわゆる市民の借金ですね。そういう中で、地区改良住宅は、同和事業の失業対策的なものかと考えるのかどうか。現在の和泉市の財政が窮迫し、管理運営費もないということははっきりしている。おたくらが取れない住宅使用料は管理運営費にも足りない。予算から見たら、大体三割ぐらいが和泉市民の人々が負担しなさい。そして、仕事は特定の人にやるんです、こういうことですか。

私は、そういうことはやめるべきやと思うんです。いままでは、住宅の減価償却を含めて最高限度の中で支払われてると思っておったが、この一般質問で聞くと維持管理費もない。建てた金、金利も全部入れて12万市民が借金してるんです。そんなことまでしてよう使わん金なら、一切

この3月で切ったらどうですか。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 改良事業部長（逢野一郎君） 確かに御指摘のように、繰り越しという事実は望ましくない行為でございます。しかし、本事業につきましても、あくまでも、買収を終えた後において建設しておるわけでございます。本事業もやはり買収のおくれということで、工事の発注が非常におくれたわけでございます。そういう面で繰り越しという形になったわけでございます。確かにおっしゃるように、本事業は一般事業でございますが、本事業につきましても、同和加算分を含めた改良事業でございますので、よろしくお願いいたします。
- 20番（田中包治君） この事業が、そういう特定の業者の仕事をこしらえるためにやってるんかと聞いている。
- 改良事業部長（逢野一郎君） 決してそういうことはございません。あくまでも、狭い場所の改良という目的を持って行ってるわけでございます。ただ、業者等につきましては御承知のように、同和事業につきましても、一定のルールで行ってるわけでございますので、よろしくお願い申し上げます。
- 20番（田中包治君） 改良法に基づいたら8割なんでしょう。これ、8割はもろうてないでしょう。それで同和加算とはどういう意味ですか。
- 改良事業部長（逢野一郎君） 過般の一般質問のときにもお答え申し上げましたとおり、現在の補助率といたしましては、約8割に達してると思います。約79%まで補助の対象となっておりますということでございます。
- 20番（田中包治君） これは来年度予算に出ますね、総額が21億円、地方債が6億8千万円と約7億円、一般財源が558万円と出ます。いわゆる住宅用使用料との関連があるわけですね。せやから、百億円の工事をして、30億円は一般市民が負担しなさい、仕事はここでやります、ということですか。
- 改良事業部長（逢野一郎君） 先ほども申し上げましたように、あくまでも同和事業でございますので、業者等につきましては、一定のルールに基づいて指名し、発注しておるということです。
- 20番（田中包治君） おかしいですよ。どういう法律に基づいて行わなければならないという法律があるんですか。次の請負契約との関連があるので、はっきりしておかんと困ると思うんです。全市の業者が参加したんなら、こんな同じ業者にばかり当たりませんよ。同和事業だから同和の人がするんだという法律があるんなら、はっきり言うてください。法律的にこうなっておりますとはっきりしてください。法律論でないと話ができません。

- 改良事業部長（逢野一郎君） 法律という形ではなく、府下市町村の申し合わせ等によりまして、そういう形のルールを持っております。
- 20番（田中包治君） そうしたら、業者の癒着に基づいてこの工事を行ってるということですね、なるでしょう。法律がないんだ、あんた方が勝手にやってる。わしらが言いたいのは、和泉市はわずか12万人、それで1万人の同和地区がある。堺は80万で1万そこそこです。あんた方が百億円の事業をしたら、和泉市民が何ほ負担せないかんか、堺の市民と比べたらね、堺は7分の1で済む。それでも同和行政だからやっています。8割もろってない。6億8千万とはっきり出てますよ。予算書が間違ってるんですか、はっきりしてください。あんた、79%と言うんなら、この予算書が間違ってるんですか。
- 改良事業部長（逢野一郎君） 現時点では、補助基本額と事業費との接点がかかなり一致しているわけでございます。その中で、いまおっしゃるように、単なる計算でいくと8割になりませんが、これらの補てんといたしまして、先ほども財務部長から答弁もありましたように、やはり元利補給金という名目で府からの補助も受けてるわけでございます。それらも含めて8割になるわけでございます。
- 20番（田中包治君） どこにあるんですか、はっきりしてください。足らん分はどこに入ってるんですか。人をだますような発言はしてもらいたくない。
- 改良事業部長（逢野一郎君） この補正予算にも出ておりますように、10ページの長期債元利補給金追加というのがこれらの名目でございます。
- 20番（田中包治君） 元利補給金、しれてるでしょう。537万円というのは、いままでの全部のやつでしょう。そんなごまかしを言うなよ。
- 改良事業部長（逢野一郎君） 私の申し上げてるのは、54年度の最終事業に対する元利補給金というふうに申しておるわけでございます。
- 20番（田中包治君） 請負契約についてはそのとき言いますが、私が言いたいのは、管理運営費もよう取らんような住宅使用料で、あとは市民に負担させてる。仕事は自分らだけでやるという矛盾、入札でもそうだと思うんです。市内の業者が参加したんなら文句言いません。市民が一人も恩典をこうむってない。借金はお前らで返しなさい、これがあんたらの気持でしょう。もうよろしい。
- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認め、議案第22号を原案どおり可決いたします。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第 13 「昭和 54 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 28 号

昭和 54 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

昭和 54 年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 122,893 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,368,766 千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

昭和 55 年 3 月 10 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計
4. 国庫支出金		1,965,014	87,164	2,052,178
	1. 国庫負担金	1,640,038	58,972	1,699,005
8. 繰越金	2. 国庫補助金	324,981	28,192	353,173
	1. 繰越金	2,274	35,729	38,003
歳入	合計	3,245,873	122,898	3,368,766

2. 歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計
2. 保険給付費		3,117,712	122,898	3,240,605
	1. 療養諸費	3,092,312	122,898	3,215,205
歳出	合計	3,245,873	122,898	3,368,766

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第23号「昭和54年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

国保財政を取り巻く環境は非常に厳しくなっておりますが、とりわけ、本年度は市立病院の増設による影響が大きく、その上感冒の流行等がありましたため、医療費が大幅に増高しておりますので、補正予算を御提案申し上げた次第でございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。25ページでございます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,289万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億6,876万6千円といたすものでございまして、この歳入歳出予算の款、項の区分及び金額は、第1表のとおりと定めるものでございます。

続きまして、その内容につきまして、事項別明細書に基づき説明させていただきます。

保険給付費で1億2,289万3千円追加いたすものでございます。この内容でございますが、療養給付費につきましては、医療費が予想以上に増高を示し、予算に不足が生ずる結果となりましたので、9,146万3千円追加いたしたものでございます。

高額療養費につきましても、3,143万円追加計上いたすものでございます。

以上、合計いたしまして、1億2,289万3千円の追加と相なる次第でございます。

次に、これらの歳出に充当すべき歳入につきまして御説明申し上げます。27ページでございます。

まず、国庫支出金につきましては、療養給付費負担金として、5,897万2千円追加計上をしたものでございます。これは医療費の増高によります国庫負担金の追加分と、昭和53年度の負担金の確定による追加交付金でございます。

次に、国庫補助金でございますが、これは財政調整交付金2,819万2千円の追加計上でございます。

次に、繰越金として3,572万9千円を計上いたしたものでございます。

以上、歳入合計いたしまして、1億2,289万3千円の追加計上と相なる次第でございます。

以上、簡単でございますが、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。質疑御意見ないものと認め、これを終わります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 23 号を原案どおり可決いたします。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第 14 「昭和 54 年度和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 24 号

昭和 54 年度和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

昭和 54 年度和泉市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 217 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,430 千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

昭和 55 年 3 月 10 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金		500千円	11,930千円	12,430千円
	1. 繰越金	500	11,930	12,430
2. 国庫支出金		12,147	△ 12,147	
	1. 国庫負担金	12,147	△ 12,147	
歳入	合計	12,647	△ 217	12,430

2. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 土地区画整理費		500千円	△ 217千円	283千円
	1. 土地区画整理費	500	△ 217	283
歳出	合計	12,647	△ 217	12,430

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第 24 号「昭和 54 年度和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本特別会計につきましては、議案第 29 号で御審議を煩わし、特別会計廃止の議決をいただいたとおりでございまして、今年度限りにおいて廃止すべく今回、補正予算を御提案いたしましたものでございます。

予算書に基づき御説明申し上げます。

第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ 21 万 7 千円を減額し、補正後の金額を 1,243 万円と定めるものでございまして、補正後の款、項の区分、金額は、第 1 表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書に基づき内容を御説明申し上げます。

歳出につきましては、事務費 21 万 7 千円を更正減額いたしております。

また、歳入につきましては、前年度までの累積赤字等を一般会計からの繰入金でもって補てんすべく 1,193 万円を追加し、国庫負担金 1,214 万 7 千円を更正減額いたしました次第でございます。

以上、簡単でございますが、今回御提案いたしました和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 24 号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 次に日程第 15 「昭和 54 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第25号

昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

昭和54年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,057千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ589,893千円とする。

2. 歳入歳出の補正の款、項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

昭和55年3月10日提出

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1. 分担金及負担金		14,660	△ 2,192	12,468
	1. 負担金	14,660	△ 2,192	12,468
4. 繰入金		191,494	949	192,443
	1. 一般会計繰入金	191,494	949	192,443
5. 市債		300,200	17,300	317,500
	1. 市債	300,200	17,300	317,500
歳入合計		573,836	16,057	589,893

2. 歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1. 下水道事業費		533,814	16,057	549,871
	1. 下水道総務費	433,805	16,057	449,862
歳出合計		573,836	16,057	589,893

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 財務部長（麻生和義君） 続きまして、ただいま御上程いただきました議案第 25 号「昭和 54 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。予算書 34 ページでございます。

第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ 1,605 万 7 千円を追加し、補正後の予算総額を 5 億 8,989 万 3 千円と定めるものでございまして、補正後の款、項の区分及び金額は、第 1 表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書に基づき、内容の御説明を申し上げます。

歳出につきましては、下水道事業で 1,605 万 7 千円の追加でございまして、その内訳は、下水道使用料徴収業務委託料の更正減額 219 万 2 千円並びに南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金の追加 1,824 万 9 千円と相なる次第でございます。

次に、これらの歳出に充当いたします歳入につきまして御説明申し上げます。

まず、分担金及負担金につきましては、使用料徴収業務委託料の減額に伴います公団負担金の更正減額 219 万 2 千円を計上いたし、繰入金につきましては、一般会計より 94 万 9 千円、市債につきましては、南大阪湾岸北部流域下水道事業債 1,730 万円をそれぞれ追加計上いたした次第でございます。

以上、簡単でございますが、今回御提案いたしました和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 25 号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第 16 「昭和 54 年度和泉市水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第26号

昭和54年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 昭和54年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和54年度水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条1項4号中「12,400千円」を「10,600千円」に「241,000千円」を「183,000千円」にそれぞれ改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 水道事業収益	1,537,557千円	△131,592千円	1,405,965千円
第1項 営業収益	1,370,837千円	△97,992千円	1,272,845千円
第2項 営業外収益	166,620千円	△33,600千円	133,020千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	1,492,150千円	△62,125千円	1,430,025千円
第1項 営業費用	1,192,996千円	△45,725千円	1,147,271千円
第2項 営業外費用	297,954千円	△16,500千円	281,454千円
第3項 特別損失	200千円	100千円	300千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	430,500千円	87,005千円	517,505千円
第1項 企業債	266,000千円	△53,000千円	213,000千円
第2項 工事負担金	160,000千円	140,000千円	300,000千円
第4項 固定資産売却代金	0千円	5千円	5千円
	支 出		
第1款 資本的支出	525,020千円	△57,589千円	467,431千円
第1項 建設改良費	453,589千円	△57,589千円	396,000千円

第5条 予算第5条の表を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
配水管整備事業	9,000千円	証書借入 又は 証券発行	9.5 % 以内	政 府 公 庫 銀 行	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等償還する。ただし、財政の状況により償還年業を短縮し繰上償還をし、又は低利債に借換えることができる。
配水管更生事業	24,000千円				
施設整備事業	171,000千円				
災害復旧事業	9,000千円				

第6条 予算第7条中原水及び浄水費「508,955千円」を「459,955千円」に、支払利息及び企業債取扱諸費「297,904千円」を「281,404千円」に、それぞれ改める。

第7条 予算第10条中「175,472千円」を「127,866千円」に改める。

昭和55年3月10日提出

和泉市長 池田 忠 雄

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 水道部長(田中 稔君) それでは、ただいま上程されました議案第26号「昭和54年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)」について、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

今回補正いたします主な理由は、決算見込みに基づいて営業収支を、また、企業債確定に伴い資本収支をそれぞれ補正せんといたすものでございます。

内容について申しますと、第2条は、主要な建設改良事業であります配水管整備事業並びに施設整備事業の本年度事業費1,240万円を1,060万円に、2億4,100万円を1億8,300万円にそれぞれ改めるものでございまして、第4条及び第5条と関連いたすものでございます。

次に、第3条は、収益的収入及び支出について補正するものであり、第1款水道事業収益既決予定額15億3,755万7千円について、1億3,159万2千円更正減額するものであります。

その内訳としましては、営業収益で、受託工事の増加により受託工事収益を1,500万円追加いたしますが、給水収益及びその他の営業収益において1億1,299万2千円減額いたしますので、差し引き9,799万2千円の更正減となるものであります。

なお、給水収益の落ち込みにつきましては、光明台団地の入居おくれに加え、省エネルギー、資源節約等の関係から、年度当初に予測した水量が大きく下回ったものであります。なお、今後

の水量予測については、一層慎重を期したく考えておるところでございます。

次に、営業外収益では、受取利息 80 万円と雑収益 260 万円の計 340 万円追加し、加入金について 3,700 万円減額いたしますので、差し引き 3,360 万円の減額となります。

なお、加入金につきましても、当初予定いたしておりました光明台団地の入居おくれ等により、やむなく減額いたす次第であります。

以上の結果、補正後の水道事業収益は、14 億 596 万 5 千円と相なるものでございます。

一方、支出につきましては、第 1 款水道事業費用の既決予定額 14 億 9,215 万円について、6,212 万 5 千円更正減額するものであり、その内容としましては、営業費用におきまして、給水収益更正額に伴い、受水費、動力費、薬品費及びその他費用で 5,600 万円、工事遅延による固定資産の減価償却費 322 万 5 千円、計 5,922 万 5 千円減額するとともに、配給水管移設等受託工事費で 1,350 万円追加し、差し引き 4,572 万 5 千円減額するものであります。

また、営業外費用では、工事遅延に伴い、企業債の借り入れが予定より約 1 カ月延伸したこと並びに資金収支好転による一時借入金利息 1,650 万円減額するものであります。

次に、特別損失では、過年度分損益修正額として 10 万円追加し、補正後の水道事業費用を、14 億 3,002 万 5 千円といたす次第であります。

次に、第 4 条は、予算第 4 条に定めた資本的収支の補正でありまして、第 1 款資本的収入の既決予定額 4 億 3,050 万円に対し、8,705 万 5 千円追加いたすものでございます。

その内容といたしましては、企業債について、許可予定額が確定したことにより 5,300 万円減額いたしますが、宅地開発等の増加により工事負担金外で 1 億 4,000 万 5 千円追加いたしますので、差し引きしますと、資本的収入は、5 億 1,750 万 5 千円と相なるものでございます。

また、支出につきましては、第 1 款資本的支出の既決予定額 5 億 2,502 万円について、5,758 万 9 千円更正減しようとするもので、建設改良費におきまして、配水管整備事業費 180 万円、施設整備事業費 5,900 万 6 千円、光明台水道施設建設費 1,991 万 4 千円、営業設備費 350 万円の計 8,422 万円を減額するとともに、改良工事費 1,693 万 1 千円、松尾寺配水場の災害復旧事業費 970 万円をそれぞれ追加いたしまして、補正後の資本的支出を 4 億 6,743 万 1 千円といたすものでございます。

次に、第 5 条でございますが、本条は、起債の目的、限度額、利率等を定めておりますが、起債許可予定額の決定に伴い、限度額を変更するものであります。

すなわち、配水管整備事業 1,200 万円を 900 万円に、施設整備事業 2 億 3,000 万円を 1 億 7,100 万円にそれぞれ改めるとともに、54 年 6 月の豪雨による松尾寺配水場の災害復旧事業 900 万円を追加するものであります。

また、企業債の利率につきましても、金融情勢により年 8.5 %以内とあるを、9.5 %以内に改めるものでございます。

次に、第 6 条でございますが、これは予算第 7 条に定めた各項の経費の流用できる金額の補正でありまして、今回の補正により原水及び浄水費 5 億 895 万 5 千を 4 億 5,995 万 5 千円に、支払利息及び企業債取扱諸費 2 億 9,790 万 4 千円を 2 億 8,140 万 4 千円にそれぞれ改めるものでございます。

第 7 条は、予算第 10 条に定めたたな卸資産購入限度額 1 億 7,547 万 2 千円を、今回の補正により 1 億 2,786 万 6 千円に改めるものでございます。

以上が、今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございますが、これら詳細につきましては、52 ページ以下に記載しておりますので、何とぞよろしく御審議くださりまして、原案御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第 26 号を原案どおり可決いたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第 17 「昭和 54 年度和泉市病院事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 27 号

昭和 54 年度和泉市病院事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 昭和 54 年度和泉市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 昭和 54 年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,284,475 千円	51,022 千円	2,335,497 千円
第1項 医業収益	2,217,745 千円	29,647 千円	2,247,392 千円
第2項 医業外収益	26,250 千円	21,375 千円	47,625 千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	2,740,636 千円	△ 14,734 千円	2,725,902 千円
第2項 医業外費用	355,200 千円	△ 14,734 千円	340,466 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1条 資本的収入	188,487 千円	△ 5,000 千円	183,487 千円
第1項 出資金	105,487 千円	△ 11,000 千円	94,487 千円
第2項 貸付金返還金	0 千円	6,000 千円	6,000 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	228,967 千円	△ 5,000 千円	223,967 千円
第1項 企業債償還金	184,560 千円	△ 5,000 千円	179,560 千円

第4条 予算第8条中一般会計からの補助金「45,530千円」を「71,680千円」に改める。

第5条 予算第9条中たな卸資産の購入限度額「729,785千円」を「725,351千円」に改める。

昭和55年3月10日提出

和泉市長 池田 忠 雄

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（内田 繁君） ただいま御上程いただきました議案第27号「昭和54年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」につきまして、提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、年度末を迎え収支状況を調査いたしました結果、医業収益の予定額の増加と一般会計からの繰入金追加などにより組み替えが必要となりましたので、御提案申し上げるものでございます。

次に、内容について御説明申し上げます。議案書 56 ページでございます。

第 2 条は、収益的収入及び支出の予定額の修正でありまして、収入では、医業収益 2,964 万 7 千円、医業外収益 2,137 万 5 千円、合計 5,102 万 2 千円の追加であります。

その内訳につきましては、医業収益では、入院収益、外来収益が予定以上に伸びる見込みであり、医業外収益は、一般会計からの繰り入れ 1,515 万円の追加と、資本的収入 1,100 万円を収益的収入へ組み替え、並びに患者外給食収益の給食者数減による補正であります。

支出では、医業外費用で支払利息 1,030 万円、患者外給食材料費 448 万 4 千円、合計 1,478 万 4 千円の減額補正でありまして、支払利息の減額は、一時借入金 の減少による不用見込み額を更正減額したものと、患者外給食材料費購入減による減額補正をお願いするものでございます。

補正後の収益的収支状況は、事業収益 23 億 3,549 万 7 千円、事業費用 27 億 2,590 万 2 千円、収支差し引き 3 億 9,040 万 5 千円の欠損と相なるわけでございまして、当該年度末累積欠損金は約 22 億 6,900 万円、累積不良債務額は、16 億 6,400 万円と見込まれるものでございます。

次に、第 3 条は、資本的収入支出の補正でありまして、収入では、看護婦養成委託校の佐賀女子高校からの貸付金返還金 6 百万円を追加し、減額される一般会計出資金 1,100 万円を収益的収入に組み替えるべく更正減額し、差し引き収入で 500 万円の減額補正でございます。

また、支出につきましては、企業債繰り上げ償還の予定が未決定により、5 百万円の減額補正をしようとするものでございます。

続いて、第 4 条は、一般会計からの補助金額。

第 5 条は、たな卸資産の購入限度額を、それぞれ予算補正に伴い改めるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第 27 号の提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。58 ページの補正予算実施計画以下に諸表を添付しておりますので御参照賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 27 号を原案どおり可決いたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第 18 「二級河川新王子川の指定に関する意見について」を

議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第20号

二級河川新王子川の指定に関する意見について

二級河川新王子川の指定につき、河川法(昭和39年法律第167号)第5条第4項の規定により、大阪府知事より意見聴取があったので、同条第5項の規定により議会の議決を求める。

昭和55年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

意見の内容

昭和54年11月26日付をもって大阪府知事から意見を求められた二級河川新王子川の指定について、次のとおり答申する。

指定について異議がないので、この旨答申する。

議案第20号参考資料

河川法(昭和39年法律第167号抜すい)

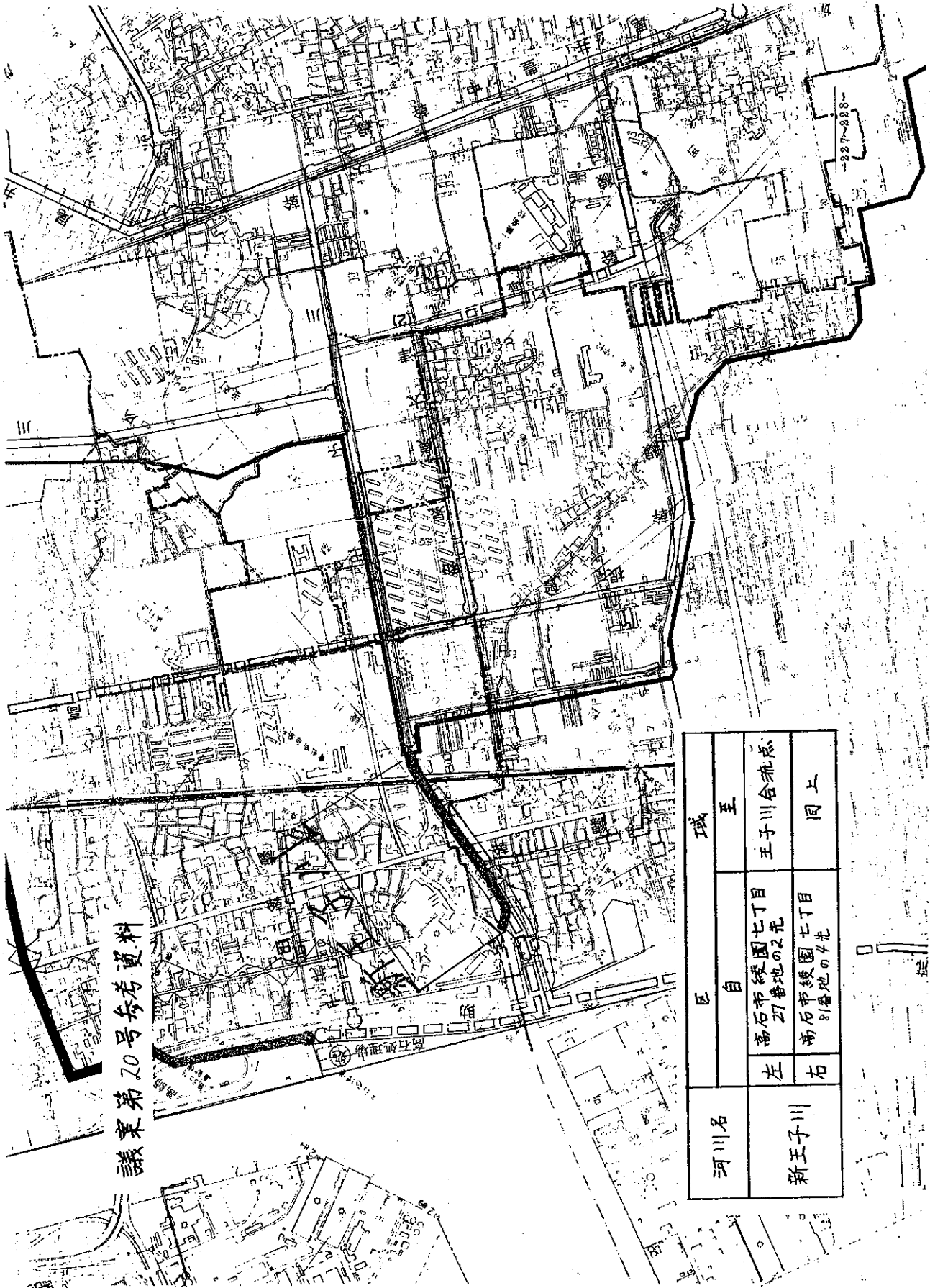
(二級河川)

第5条 この法律において「二級河川」とは、前条第1項の政令で指定された水系以外の水系で、

公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2.～3. 略

4. 都道府県知事は、第1項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。
5. 前項の規定により関係市町村長が意見を述べようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 6.～7. 略



議案第20号参考資料

河川名	区 域	
	左	右
新王子川	高石市綾園七丁目 27番地の2先	王子川合流点
	高石市綾園七丁目 81番地の4先	同上

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（森 保君） ただいま御上程いただきました議案第 20 号「二級河川新王子川の指定に関する意見について」の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

かねてから大阪府が計画いたしておりました都市計画道路松原泉大津線が施行されるに当たり、この事業道路の下に新王子川の河川の改修が合併施行により実施され、この完成に伴い市の意見を答申すべく、河川法第 5 条第 5 項の規定により提案しようとするものでございます。

その内容でございますが、新王子川は左岸 529メートル、右岸 532メートル、兩岸平均延長 530メートルで、本河川は、高石市取石の周辺並びに和泉市北部の信太山丘陵一帯を流域とし、高石市千代田、泉大津市助松の両町地元の大阪湾に河口をなし、流出しているものでございます。かねてから泉北環境において王子川都市下水路事業として改修工事がなされ、近く完成により新王子川に接続されるものでございます。

本指定に伴い、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 5 条第 4 項の規定により、大阪府知事より意見の聴取がありましたので、内容の検討の結果、支障ないものと認め、指定について、異議なき旨の回答をしようとするものでございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 20 号を原案どおり可決いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第 19 「町区域の変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 21 号

町区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、昭和 55 年 5 月 1 日から本市内の町の区域を次のとおりとする。

昭和 55 年 3 月 10 日提出

和泉市長 池田 忠 雄

1. 伏屋町、池田下町及び室堂町の区域を別図の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
2. 1において除いた区域のうち別図の斜線で①～⑫までの区域を伏屋町に⑬の区域を室堂町に編入する。

議案第21号参考資料

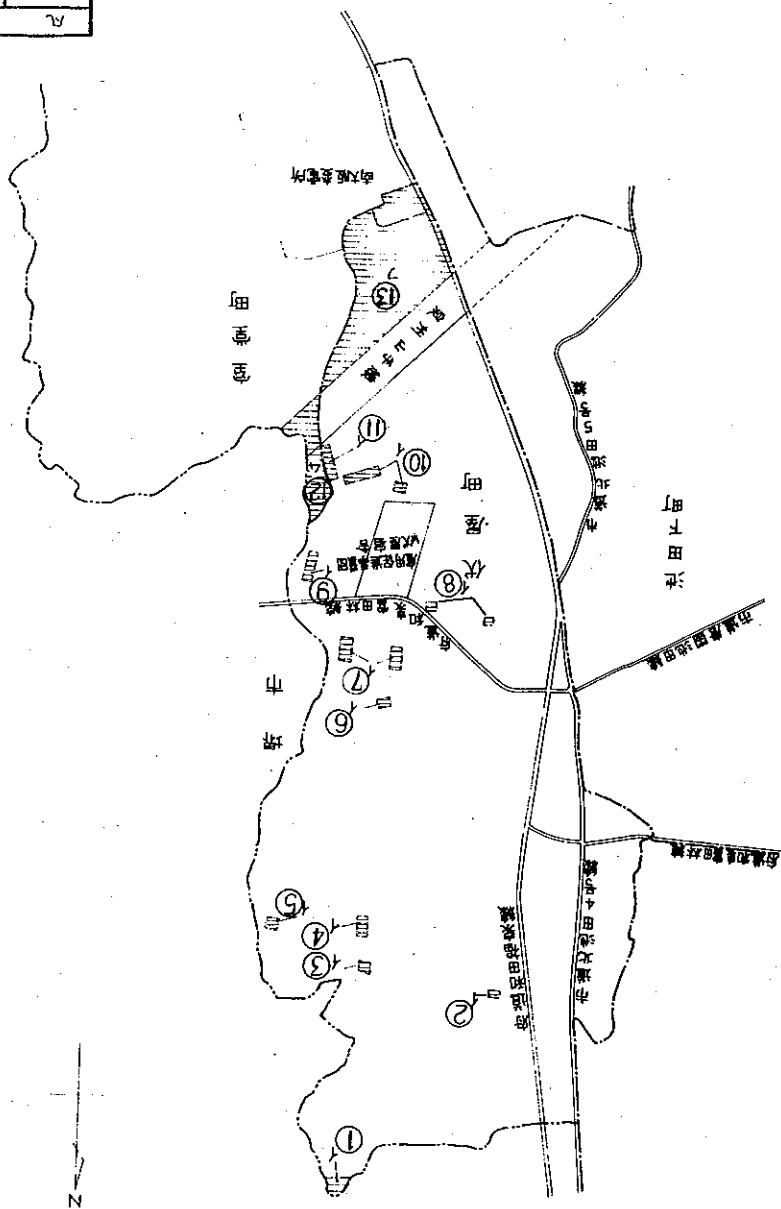
地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2、3 略

凡例	
市界	——
埋明渠	——
伏園明	——
密道明	——
池田下町	1



列 ②

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（森 保君） ただいま御上程をいただきました議案第 21 号「町区域の変更について」の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

かねてから本地区は、大阪府企業局が施行中の泉北丘陵住宅地域開発事業内での町区域の変更に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、提案しようとするものでございます。

その内容でございますが、和泉地域で事業計画面積が約 47 ヘクタールでございます。ところが本地域では伏屋町及び室堂町の区域の境界が複雑に入り組んでいる上に、伏屋町区域内には、池田下町の飛び地が散在している状態でございます。このため、これら町区域を放置したまま事業が完成いたしますと、住民の日常生活並びに関係行政機関等による各種行政事務に多大の支障が生ずることが明らかであるため、本案のとおり、都市計画道路泉州山手線をもって以北を伏屋町以南を室堂町にいたしたいと考えるものでございます。

なお、今回の町区域の変更の対象となる面積は約 4.3 ヘクタールで、各町別に申し上げますと伏屋町に編入されることになる池田下町の面積は 22 筆で約 0.15 ヘクタール、伏屋町から室堂町に編入される面積は 55 筆、約 3.6 ヘクタール、室堂から伏屋町に編入される面積は 23 筆で約 0.6 ヘクタールでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容について御説明いたしました。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 13 番（赤阪和見君） 泉州山手線が通った後も、下の方の変電所の前が池田下の方になるんですけど、これでここはいらわないんですか。何か泉州山手線で切られるならば、ここどころがね。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 建設部長（森 保君） 泉州山手線は当然、伏屋の方に入るわけでございます。

○ 13 番（赤阪和見君） いやいや、池田下の区域で点線、境界線がありますね。南大阪変電所の前に細長くありますね。この部分は室堂に入るのか、はっきりしとく方がね。

○ 建設部長（森 保君） 泉州山手線を境として、室堂と伏屋に分かれるわけでございます。

○ 助役（坂口禮之助君） 私からお答え申し上げます。

御指摘のとおり、ここでは北池田 4 号線という市道で伏屋町と室堂町と池田下町の町界が接してございます。今回、伏屋町と室堂町の町界の整備ということが主眼になったわけでございます。あわせて伏屋町内にある①、②、③と符号を打ってございますように、池田下町の飛び地がござ

います。この室堂との境界、それから、伏屋町地内における飛び地の整備、この2点を中心に地元と協議を進めてまいったわけでございます。

なお、今後、北池田4号線等をはさんで池田下町の地域内にある伏尾町の飛び地あるいは信太山周辺における尾井とかいろいろはいつてございますので、一応、今回は、町の区域の変更のみをやっていただき、いずれ住居表示方式により整理していきたい、こういう考えでございますので、赤阪議員さん御指摘のところについては、今回の対象にはいたしてございません。御了解賜りたいと存じます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第21号を原案どおり可決いたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第20「財産取得について」（池上小学校用地）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第28号

財 産 取 得 に つ い て

市立池上小学校用地として、次の用地を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により議会の議決を求める。

昭和55年8月10日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

1. 土地の所在地、種別、数量

大阪府和泉市池上町393-1 外10筆

公 簿	14,658 m ²
田	5,578 m ²
溜池	7,758 m ²
堤	1,322 m ²
実 測	19,992 m ²

2. 取得予定価格 977,482,934円
3. 取得の相手方 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市土地開発公社
理事長 池田忠雄

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 教育次長（平野誠蔵君） ただいま御上程をいただきました議案第28号「財産取得について」提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

議員皆様方の御指導、御支援のおかげをもちまして、市立池上小学校の建設工事もほぼ完了いたしてまいりまして、本月20日には建物引き渡しを受け、4月開校を目指して準備を進めているところでございます。

本件は、この学校用地を取得するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、内容を御説明申し上げます。

市立池上小学校用地として、池上町393-1外10筆、公簿面積、田5,578㎡、溜池7,758㎡、堤1,323㎡、合計14,658㎡、実測面積では19,992㎡を、予定価格9億7,748万2千934円で和泉市土地開発公社より取得しようとするものでございます。

なお、1㎡当たり価格は66,685円、1坪22万63円余でございます。

以上、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 2番（勝部津喜枝君） 念願の新校開校ということで、この件については結構ですが、若干関連してお尋ねしておきたいと思います。

まず、開校時の生徒数、通学路、その他の制服、入学式がどこでされるのか、教職員の配置等を含め、新校の体制がどの辺まで整っているのか、お尋ねしておきたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 教育次長（平野誠蔵君） 施設的には先ほどの御説明のとおり、おおむね完了でございます。それから、入学式は4月1日。また、教職員の配置等につきましては、鋭意ただいま諸般の詰めを行ってるところでございます。

- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第28号を原案どおり可決いたします。

○

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第21「工事請負契約締結について」（幸団地5期建設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第32号

工 事 請 負 契 約 締 結 に つ い て

幸団地5期建設工事請負契約締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき次のとおり議会の議決を求める。

昭和55年3月13日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

1. 契約の目的 幸団地5期建設工事
2. 契約者 和泉市長 池 田 忠 雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 333,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹 内 建 設
代表取締役 竹 内 博 文
6. 工 期 自 昭 和 年 月 日（議決の日）
至 昭 和 5 6 年 1 月 2 0 日
7. 契約保証金 16,650,000円
8. 保証人 和泉市箕形町437-4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳 一

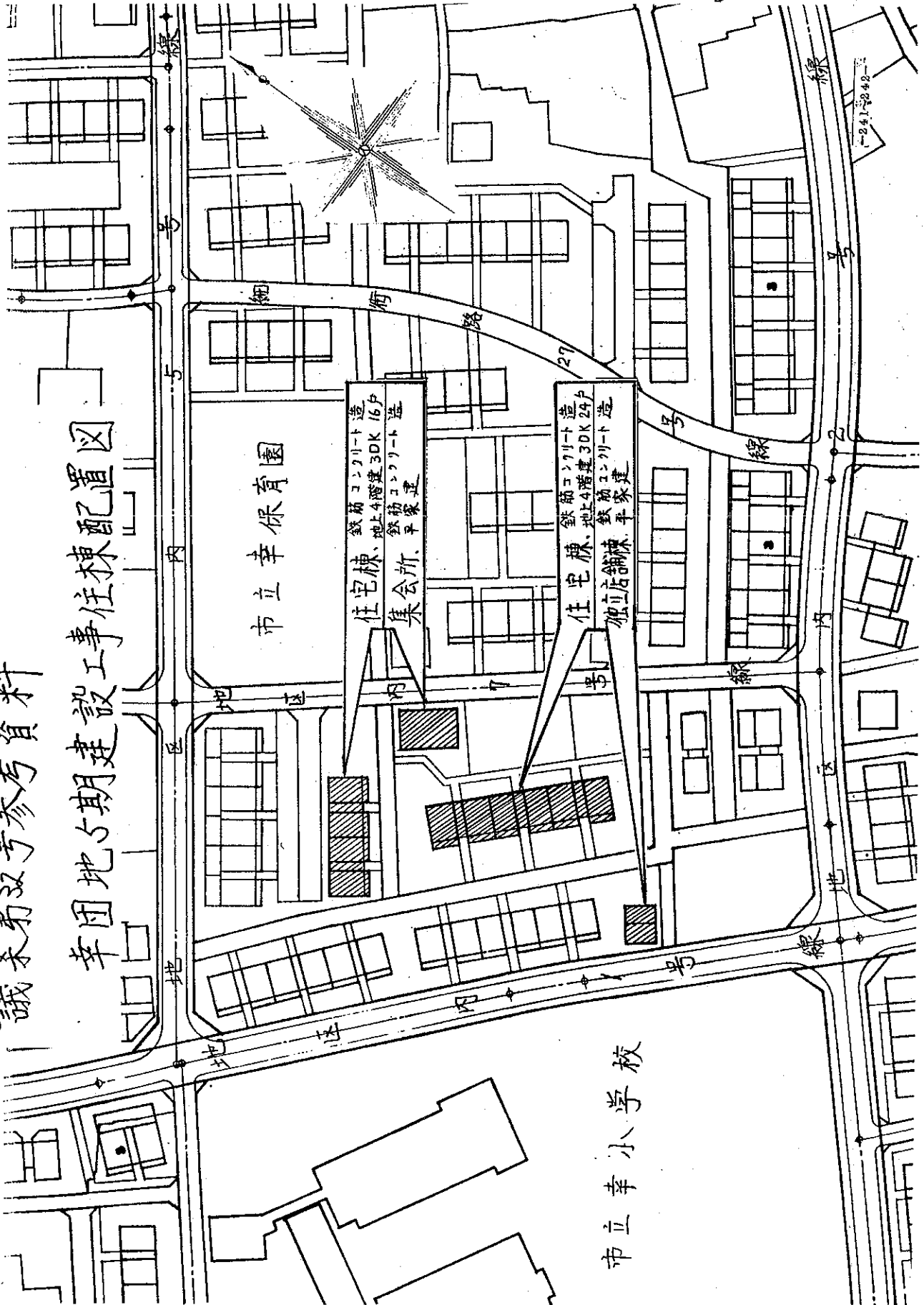
議案第32号参考資料

幸団地5期建設工事概要

1. 工事場所 和泉市幸町地内
2. 敷地面積 4,311 m²
3. 工事種別 新 築
4. 構 造 住 宅 棟 鉄筋コンクリート造地上4階建2棟、住宅40戸
延床面積 2,549 m²
独立店舗棟 鉄筋コンクリート造平家建1棟、店舗2戸
延床面積 80 m²
集 会 所 鉄筋コンクリート造平家建
延床面積 153 m²
附 帯 設 備 受水槽ポンプ室、自転車置場、子供の遊び場

議案第23号参考資料

幸団地5期建設工事棟配置図



市立幸小学校

市立幸保育園

住宅棟
鉄筋コンクリート造
地上4階建3DK 16戸
鉄筋コンクリート造
早家建

住宅棟
鉄筋コンクリート造
地上4階建3DK 24戸
鉄筋コンクリート造
独立店舗

2041-2842

議案第32号参考資料

幸団地5期建設工事位置図



建設場所

北宮大駅前線(16.0)

120.0 16.0

2.2.7 三子西公園

3.2.8 王子東公園

3.2.3 15期幸団地公園

5.5.2 聖三堂公園

289-240

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 改良事業部長（逢野一郎君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第 32 号「工事請負契約締結について」の提案理由、その内容を御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設しようとする幸団地 5 期建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、契約金額 3 億 8 千 8 百万円で、契約の相手方は和泉市旭町 37 番地の 4、株式会社竹内建設代表取締役竹内博文と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和 56 年 1 月 20 日までといたしたく存じます。

工事場所は、和泉市幸町地内、幸保育所南側で、敷地面積 4,311 ㎡。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上 4 階建 2 棟で、建築延べ床面積は、2,549 ㎡でございます。住宅 40 戸と、付帯設備といたしまして、店舗 2 戸、集会所 1 戸でございます。

なお、工事概要につきましては、参考資料のとおりでございますので、よろしく御審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 2 番（天堀 博君） 竹内建設との関係で以前から問題になっておりますように、ほかに現在、市と契約して工事しているものがどの程度あるのか、その辺をひとつお答え願いたいと思います。

○ 改良事業部長（逢野一郎君） 私の方では現在、12 月に発注した幸団地の 32 戸、20%の進捗でございます。他に建設部が発注しておりますのが池上小学校で、ほぼ完成ということで、その他土木工事が多少ございます。

以上です。

○ 2 番（天堀 博君） 池小は最後の追い込みでほぼ完成ということ、実際は、この団地は池小がすんでからとなると思いますが、あと幸団地が 20%ということですが、下請け等のいろんなことで問題が発生しないよう、十分監督していただきたいと思います。資本金その他の規模からいって、従前からよく問題になっておりますので、十分監督してほしいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 32 号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第 22 「工事請負契約締結について」（幸第 2 団地 3 期建設

工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第33号

工事請負契約締結について

幸第2団地3期建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき次のとおり議会の議決を求める。

昭和55年3月13日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 契約の目的 幸第二団地3期建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田 忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 256,000,000円
5. 契約の相手方 大阪市浪速区浪速町東一丁目8番地の1
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎 並 昭
6. 工 期 自昭和 年 月 日(議決の日)
至昭和56年1月20日
7. 契約保証金 12,800,000円
8. 保証人 泉南郡岬町淡輪5746の27
志真建設株式会社
代表取締役 高山 隆志

議案第33号参考資料

幸第二団地3期建設工事概要

1. 工事場所 和泉市山手町地内
2. 敷地面積 2,566㎡
3. 工事種別 新築
4. 構 造 住宅棟 鉄筋コンクリート造地上4階建2棟、住宅32戸、延床面積1,988㎡
附帯設備 受水槽ポンプ室、自転車置場

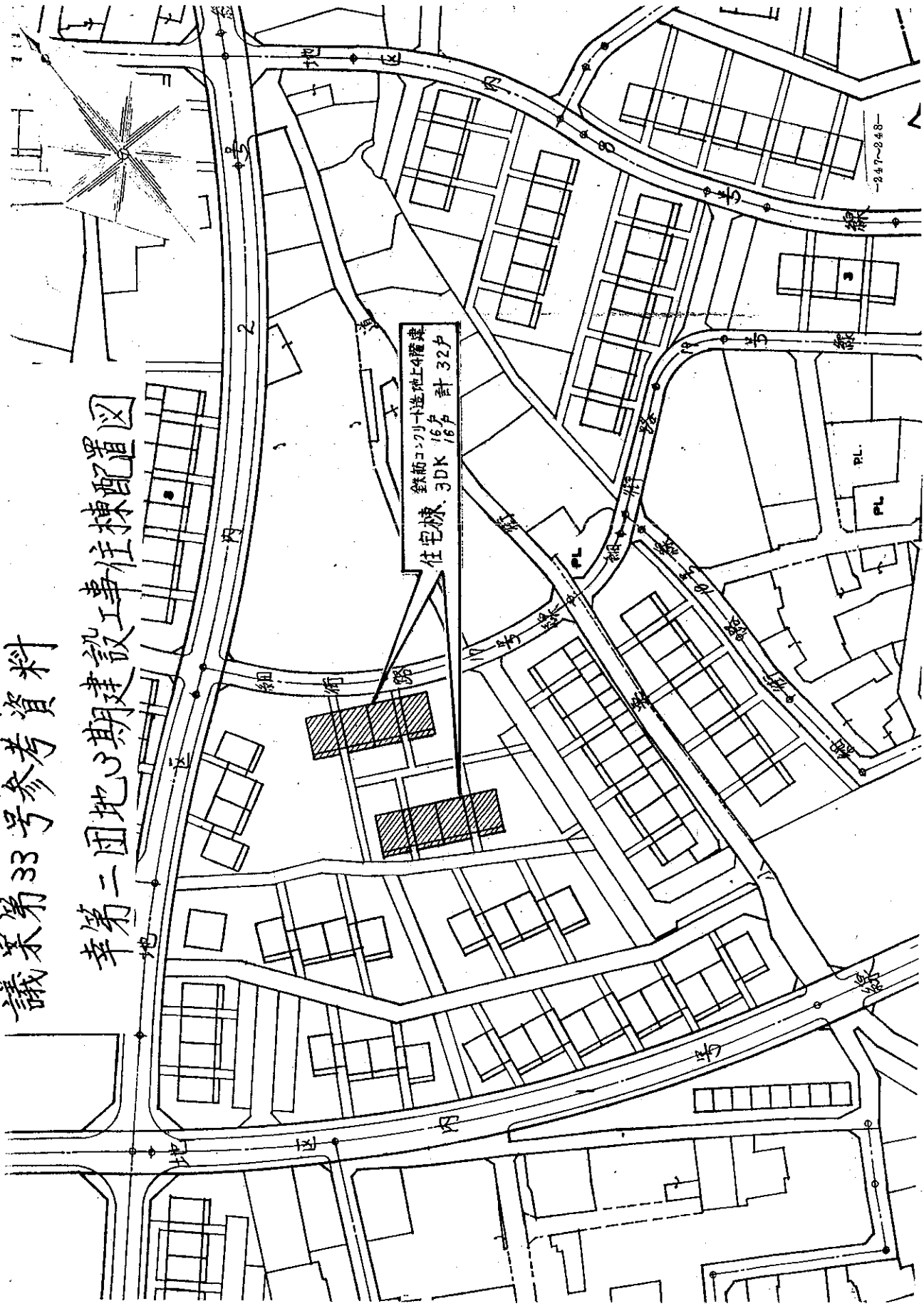
議案第33号参考資料

幸第二团地3期建設工事位置図



議案第33号参考資料

幸第二团地心期建設工事棟配置圖



-287-288-

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 改良事業部長（逢野一郎君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第 33 号「工事請負契約締結について」の提案の理由並びに内容の説明を申し上げます。

本件も、環境改善整備事業の一環として建設しようとする幸第二団地 3 期建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、契約金額 2 億 5 千 6 百万円で、契約の相手方は、大阪市浪速区浪速町東 1 丁目 8 番地の 1、株式会社榎並工務店代表取締役榎並昭と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和 56 年 1 月 20 日までといたしたく存じます。

工事場所は、和泉市山手町地内、旭温泉東側で、敷地面積は、2,566 ㎡でございます。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上 4 階建 2 棟で、建築延べ床面積は、1,998 ㎡で、住宅 32 戸でございます。

なお、工事概要等につきましては、参考資料のとおりでございますので、よろしく御審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 2 番（天堀 博君） この 2 件とも同建業者ということになってますが、その点では、それなりのルールがある、和泉は、和泉としてのルールがあるということも聞いております。特に地元業者優先がいままでからの慣例になってると思います。その点で今回、その辺のかかわりとして、市外の同建業者を優先にしたのか。地元業者とのかかわりがどうなのかという点をちょっとお聞きしておきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 改良事業部長（逢野一郎君） 御指摘のように、われわれもできる限り地元業者優先ということで、極力努力してるわけでございます。本件につきましては、たまたま同建の登録更改等の問題もございまして、一部未登録分がございました。その件も含めて、できるだけ本事業に参加していただくべく協議を重ねたわけでございますが、どうしても期間的に間に合わないということで、やむなく他業者を指名したということでございます。今後とも、できるだけ市内業者を優先していきたいと考えております。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 33 号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。
お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

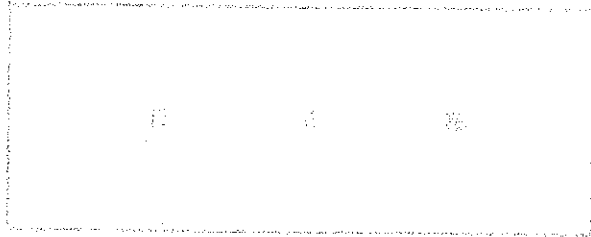
御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明 18 日は休会とし、19 日から予算特別委員会を開催いたしますので、委員の皆さんには、大変お疲れのところまことに恐縮ですが、よろしく願います。長時間まことにありがとうございました。

（午後 2 時 53 分散会）

○

第 5 日



昭和55年3月28日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（25名）

1番	寺田	茂君	16番	木下	甲子三君
2番	天堀	博君	17番	穴瀬	克己君
3番	橋本	佳行君	18番	池辺	秀夫君
5番	仁井	明君	19番	貝淵	博治君
6番	大谷	昌幸君	20番	田中	包治君
7番	金沢	勝君	21番	直村	静二君
8番	成田	秀益君	22番	勝部	津喜枝君
9番	松下	定君	23番	三井	正光君
10番	山口	義一君	26番	柳瀬	美樹君
11番	上代	卯之松君	27番	竹下	義章君
12番	藤原	要馬君	28番	坂上	國治君
13番	赤阪	和見君	29番	藤原	利一君
15番	横田	憲治郎君			

欠席議員（1名）

25番 竹内修一君

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職	名	氏	名	職	名	氏	名
市	長	池田	忠雄	同和对策部理事兼解放総合センター所長	生田	稔	
助	役	坂口	禮之助	事務取扱			
収入	役	中塚	白	同和对策部次長	橋本	昭夫	
参与兼市長公室長	事務取扱	西川	喜久	市民部長	富田	宏之	
参与兼都市整備部長	事務取扱	林	徳次	市民部次長兼福祉事務所長	逢野	博之	

産業衛生部長	広岡史郎	水道部次長	西川武雄
産業衛生部次長	角谷泰夫	会計課長	赤田備信
建設部長	森保	消防長	松村吉堯
建設部次長	吉田日出男	消防本部次長兼消防署	湯川行夫
都市整備部理事	門川祿朗	用地担当理事・土地開発公社事務局長	杉本弘文
都市整備部事業計画調査室長事務取扱	中山重光	用地担当参事・土地開発公社事務局次長	岩井益一
用地対策室長	萩本啓介	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	逢野一郎	教育長	葛城宗一
改良事業部次長兼改良総務課長事務取扱	明坂貞士	教育次長	平野誠藏
病院長	竹林淳	管理部次長	青木孝之
病院事務局長	内田繁	指導部長	高橋貞良
病院事務局長兼管理課長事務取扱	藤原光夫	指導部次長	竹田明郎
水道部長	田中稔	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
秘書広報課長	石本博信	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
財務部長	麻生和義	監査委員	久光喜多男
財務部次長	北野敦雄	監査事務局長兼公平委員会事務局長	向井洋
財政課長	大塚孝之	農業委員会事務局長	信田種行
同和対策部長	中西淳富		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 吉 岡 昭 男
 次 長 吉 田 種 義
 議事係長 西 井 正
 議 事 係 佐 土 谷 茂 一
 議 事 係 川 崎 政 勝

○

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和55年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月28日)

日程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	議案第12号	青年学級の開設について(予算審査特別委員長報告)	
2	議案第13号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
3	議案第14号	和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
4	議案第15号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
5	議案第16号	和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
6	議案第17号	和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
7	議案第18号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
8	議案第19号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
9	議案第5号	昭和55年度和泉市一般会計予算(予算審査特別委員長報告)	
10	議案第6号	昭和55年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	
11	議案第7号	昭和55年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	
12	議案第8号	昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	
13	議案第9号	昭和55年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	

14	議案第 10 号	昭和 5 5 年度和泉市水道事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	
15	議案第 11 号	昭和 5 5 年度和泉市病院事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	
16	報告第 1 号	和泉市土地開発公社昭和55事業年度事業計画書類の提出について	
17の1	議案第 4 号	泉北地域広域行政推進協議会の設置に対する附帯決議	
17の2	議案第 3 4 号	泉北地域広域行政推進協議会の設置に関する協議について	
18	決議第 3 号	婦人の地位向上の法制化と諸政策の実施を要望する決議	

○
(午前 1 0 時 1 0 分開議)

○ 議長(池辺秀夫君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、年度末何かとお忙しいところ多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは 1 5 名でございます。欠席届の議員さんはございません。田中議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われまます。現在、1 5 名でございます。

○ 議長(池辺秀夫君) ただいま報告のとおり、出席議員数 1 5 名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長(池辺秀夫君) ここで皆さんにお諮りいたします。本定例会の会期は 3 月 3 1 日までとなっておりますが、去る 2 5 日開催されました議会運営委員会の決定に基づき、会期を本日 2 8 日までといたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「 異議なし 」 と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、会期を本日 2 8 日までと決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1「青年学級の開設について」より日程第15「昭和55年度和泉市病院事業会計予算」までの15議案を一括議題といたします。本件につきましては、去る8月14日、その審査を予算審査特別委員会に付記し、慎重御審議をいただいておりますので、その審査の結果並びに経過を藤原要馬委員長より報告をお願いいたします。

（予算審査特別委員長報告）

○ 予算審査特別委員長（藤原要馬君）

去る8月14日の本会議におきまして、昭和55年度和泉市一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、和泉中央丘陵整備事業特別会計予算、水道事業会計予算、病院事業会計予算並びに関連議案八件についての審議を予算審査特別委員会に付託されました。慎重審議いたしました経過につきまして、その概要を取りまとめて御報告申し上げます。

去る8月14日の議事終了後委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われたのでありますが、その席において不肖私が委員長に、天堀博氏が副委員長に選任されまして、19日より審議に入ることを決めて、その日の委員会を終わりました。

19と21の両日、委員出席のもとに、市長初め助役、収入役、教育長及び関係部課長の出席を求めて審議の進め方についてお諮り申し上げましたところ、一般会計、特別会計、企業会計並びに関連議案の順に行うことで賛同を得ました。これに基づき一般会計の歳入から審議に入る前に、まず、市長の市政方針が出されたが、和泉市の財政も14億1,800万円の累積赤字という形が出されているが、その解消と財政改善に努力を注いでいく中で、累積赤字を少しでも解消していくということを述べられているが、同和行政、公債費比率も極限に入っていると思うので、特別助成措置を国に極力要望していくということで今回、どのような形で対応していくのか。また、同和行政の補助率、十条規定の拡大等の説明を市長よりはっきりとしていただきたい、との質問があり、これについて市長より、市政方針で述べさせていただいておりますように、財政再建しなければならない。しかし、財政改善に力を注ぎながら、12万市民の需要も山積してございます。これをどう調和していくかが一つの本市の課題であり、財政再建もみずから節約に努め、国・府に強力に働きかけながら財政の再建に努めてまいり、自主財源の培養では、市税収入の確保に努め公平負担に努力してまいりたい。また、国・府に対して地方交付税の増額、超過負担の解消、基地交付金の助成額の増額、同和对策事業について、全国有数の対象地域を抱えている実情を訴え、助成措置について強力に要請してまいっているところであり、国相手であり、諸制度

の壁も厚く、国民的課題とはいえ、同和对策事業の国の責任は大であることを力説してまいりました。

公債費比率も高まっている折から、地方課を通じ自治省に対しましても、十条規定の拡大についても抜本的措置をおとり願うよう国・府に陳情してまいっております。財政再建の措置をとりつつ、いろいろと努力をしながら行政の急激な変化を来さないようにし、昭和54年度単年度収支の均衡に全力を注ぎ、一定の成果をおさめつつあります。何とか少しでも黒字を出していきたいというのが私たちの懸命の努力であり、昭和55年度につきましても、財政を再建しながら収支の均衡を保ち、14億の赤字についても解消を図り、行政効果を上げてまいりたい、旨の回答があってこれを終わり、歳入の審議に入った次第であります。

まず、第一点として、昭和55年度予算計上で同和行政関連での全体の数字、金額、国・府の補助と起債総額を明らかにしてほしい。

第二点として、同和関連で固定資産税の減免について、施策としては結構であるが、一般施策も減免する意思があるのか。

第三点として、解放センター使用料167万円、市民会館使用料216万円で、センターの使用料が少ない。もっと全市民に開放すれば使用料もふえるが、開放する意思があるのか。

第四点、自衛隊基地交付金のはかに自衛隊に係る交付金はあるのか。

第五点として、市税関係で昨年より2%増、55年度予算事項明書の総額で29%を見込んでいるが、具体的にどういう形で見込まれたのか。

等のそれぞれの質問に対し、第一点目については、昭和55年度の同和对策経費であります。同和関係経費全部入れますと46億円ということで、国・府の補助金については、国は13億7,200万円、府は5億3,580万円ということで、一般財源充当については18億9,200万円で、その他起債の財源約8億円である、との答弁がありました。

第二点目の減免については大阪府下統一であり、税減免の改善を大阪府市長会に進言しており、一般減免についてもいろいろ実情等を調査し、減免規定もあり、同和減免と一般減免との差違はありますが、問題点については、意思を尊重して今後対処する。との答弁がありました。

第三点目の使用料については、解放センターの使用料の少ないのは、全市民に対する広報並びに理解度が現在に至っておくれていることは常々心にかけていますが、使用する、使用しない、許可する、許可しない、については、条例、その他の規定に基づいて制限等はしておりませんし、広く市民の皆様に御利用いただくよう努力しておる、旨の答弁がありました。

第四点の交付金については、自衛隊基地交付金は1億1,000万円で、なお、自衛隊に関連いたします交付金は、固定資産税として、国有資産等所在市町村交付金年間約4百万円ぐらいが交付されている。旨の答弁があり、番五点目の税の問題ですが、税収入の調定並びに予算計上につ

きましては、前年の実績見込みと、地方財政計画における地方税の伸びの見込み、それから、本市の景気動向、さらには、特別徴収の動向等を総合的に勘案いたしまして、税目全体で10.5%、市民税については、14%程度の伸びを見込んで計上した、旨の答弁があり、そのほか各委員より数点にわたり質問が出されましたが、それぞれ回答を得て、一般会計の歳入を終わりました。

続いて、歳出の審議に入り、議会費と総務費を一括審査に入り、まず、議会費の中で第一点として、議事録の配付と、配付すると幾らかかるか、との質問に対し、配付については、毎年度、決算委員会なり予算委員会等で御指摘をいただいております。前議長さんにも積極的に取り組んでいただき、歴代議長さんとも御協議させていただきましたようですが、結論に至らず、現在に至っており、前議長さんから池辺議長さんに引き継がれ、御協議いたしまして鋭意検討し、早急に結論を出すよう努力させていただきたいと思っております。

第二点目の費用の件でございますが、会議録につきましては、その都度会議の内容、また、時間数、ページ数によって異なるわけであり、はっきりとした価格は出ないわけでございます。単価については、いま契約しておりますのは1ページ880円であり、他市の状況については、私も調査いたしました結果、全部配付ということですので、当市においても議長さんにも相談いたし、早急に結論を出すよう進めていきたい、という旨の答弁がありました。

また、総務費では、一般管理費の非常勤嘱託員の報酬が昨年度に比し大幅にアップしている理由。人事管理費の電算機借り上げ料が昨年度に比べ非常に少なくなっている理由及び職員福利厚生費の職員事務服購入費の予算の内容、内訳と、市内繊維業者の育成という問題についてどう考えているか、との質問に対し、まず、非常勤嘱託員の報酬については、医師一名の増と報酬月額を5千円増額したこと。

また、電算機は給与計算に使用しており、本年6月1日に5年の契約期間が切れ、それ以降は借り上げ料が安くなるためであり、事務服の購入については、予算計上単価、数量及び購入業者については、市内業者育成の意を体し検討してまいりたい、とのそれぞれの説明がありました。

庁舎管理費の需用費中、燃料費は昨年に比し倍以上になっているが、なぜか。水道使用料について、庁舎本館の便所では、一定の間隔で常時水が出ており、水道使用料、電気使用料のむだ使いになっていないか。また、庁舎保守保全業務委託料について、業務の内容及び相手先と、55年度はどのようにするのか。国は省エネルギー対策としてソーラーシステムを積極的に推進しているが、本市の取り組み方についてどうか、との質問がありました。

庁舎の燃料費は、使用量そのものについては前年度と余り変わりがないが、灯油の大幅な値上げにより増加したものであります。

便所の水洗については地下水を使用しており、電気使用の節約等については通達を出すなど、全庁的に職員に協力を求めています。

庁舎の保守保全については、現在、関西マネジ株式会社と契約しており、清掃、冷暖房の運転、保守管理及び夜間警備が委託業務の内容であり、また、55年度については、指名競争入札を予定しております。

太陽熱冷暖房、給湯については、今後、技術職員等の協力を得て考えていきたい、旨それぞれの答弁がありました。

財産管理費の法務局敷地代負担金について、その支払いをしている等の理由と、前年度に比し負担金が少なくなっている。また、公共施設借地料はどこ敷地であり、その件数はどれほどあるのか、との質問に対し、法務局敷地代負担金については、現在の場所に移転建設された当時、借地料について法務局と関係市町との協議に基づき、毎年借地料の80%相当分を二市一町で負担することになっている。また、負担金は、昨年度、借地料の支払い期間を変更したことにより、昨年度は16カ月分の支払いをすることになったため、本年度は少なくなったものであります。

公共施設借地料については、市役所敷地及び保育園敷地がその主なものである、などの答弁がありました。

車両管理費の燃料費が多いのはなぜか。また、オイルはこの中に入っているのか。オイルの調達方法と効果的な交換方法を考慮しているか、との質問に対し、昨年3月には1リットル97円であったものが、本年2月1日現在で154円となっており、今後もお値上げが予想されるため昨年に比し増加したものであり、また、オイルについては、消耗品費で計上しているが、調達については、市内の各契約業者販売店において購入している、との答弁がありました。

市制25周年記念についてどのようにするのか。また、消耗品費とはどのようなものか、との質問に対し、実施の要綱についていまのところ決めていないが、所管の委員会にお諮りした上で実施していきたい。

また、消耗品費の主なものは、表彰者の記念品である、旨の説明があり、行事について、これからの世代を背負っていく子供たちに、後からたっても心に残るような内容にしてほしい、との要望がありました。

広報公聴費については、広報配布手数料がいかほどになっているか、との質問に対し、昨年是一部につき4円支払っていたが、今年度は一部8円で計上している、旨説明がありました。

次に、市政モニターについて、昨年は予算に計上していたが、ことしはないのはなぜか、との質問に対し、52、53年と実施し、54年にもモニターを募集したが、2名の応募者しかなく、十分制度の活用を図れなかった、旨の説明があり、せっかくつくった制度であるので、持続してやってもらいたい、との要望がありました。

交通安全対策費については、和泉府中駅前自転車駐車場管理委託料及び駅前自転車駐車場借地料に関する質問に対し、委託料については、管理人4名の給料を含めて和泉交通安全協会へ委託

しているものであり、借地料については、和泉府中駅前自転車駐車場及び北信太仮設第二駐車場の借地料である、旨説明がありました。

次に、交通公園費の燃料費及び補修材料費については、いずれも交通公園内で使用する車の燃料費及び公園の修理費である、旨の説明がなされたのに対し、交通公園の現況にかんがみ、修理補強の充実要望がありました。

さらに、交通安全施設費においては、昨年度計上されていた区画線設置、道路反射鏡設置、防護さく設置の諸工事はどうなっているのか、との質問に対し、交通安全施設整備工事費に一括計上している、旨の説明がありました。

またこれとは別に、信太山、北信太両駅前に設置を予定している自転車駐車場の内容説明を求められたのに対し、それぞれ規模、構造の説明があり、その開設時期について、信太山は7月以降、北信太は9月以降の早い時期にしたい、との答弁がありました。

公害対策費については、公害対策委員の構成内容と、公害観測用備品購入費についての質問があり、構成メンバーについては、市議会代表、学識経験者、公共的団体等代表、関係行政機関の職員等で構成されている、旨の説明があり、備品については、大気中の硫黄測定装置の更新と水質分析機器を購入する、との説明がありました。

次に、文書費の関係で、文書の管理保存はどのようにされているか。また、裁判所等からの照会があった文書等については何年の保存であるか、の質問があり、これに対し、文書の管理は、和泉市文書取扱規則に従い管理を行い、保存については、第一種から第五種に区分し、それぞれ規則に従って保存している、旨回答がありました。さらに、保存の実態についても今後十分検討する、旨の答弁がありました。

事務管理費の備品購入費で、昭和54年度で計上した取次連絡所用20万円の執行はどのようになっているのか、また、取次所の件数は何件か、に対し、昭和54年度に連絡所が設置されませんでしたので予算の執行はなく、不用額となっています。取次所の件数は、鶴山台自治会取次所と思われていますが、昭和54年7月から昭和55年2月末日まで、市民課で受け付けは2,163件である、旨の答弁がありました。

同和対策費については、同和関連経費のうち各種施設及び本庁における職員の人件費について、対象の職員数、予算総額、財源内訳を説明された。また、今後の事業の執行見込みと財源の見込みはどうか、との質問がありました。

第一点の人件費については、施設における全職員、本庁における同対部等の職員の数は252で、予算計上額は9億2,800万円余であり、うち国庫補助金約5,400万円、府補助金約6,500万円、その他特定財源で約1,400万円、交付税を含む一般財源で約7億9千万円であり、今後とも、施設の運営に必要な人件費についても、特別措置法の延長時における附帯決議に基づ

き、国における財政援助の特別の強化を要請し、一般財源の負担を軽減するより努力してまいりたい、との答弁がありました。

次に、第二点の今後の事業の展望であります。昭和55年度当初予算案により事業を執行いたしました。56年度以降、改良事業を中心として約220億円が見込まれるが、現行の法の運用では、その財源のうち起債で約70億円を充当する必要がある。起債の残高は非常に大きく、公債費比率にも大きな影響を及ぼす心配があります。今後とも、補助金の増額と元利償還に際しての十条指定債の拡大等、公債費比率の軽減に向けて、国に対して本市の実情を十分に認識していただき、特別の対策を強く要請してまいりたい、との答弁がありました。

続いて、同和対策活動補助金8百万円の内容について、その補助対象は何か、との質問があり、それに対し、その対象は、仕事保障要求組合、企業者要求組合、生活保障要求組合、住宅要求組合、老人解放めざす会、障害者解放めざす会、住宅入居者組合、教育守る会、乳幼児守る会、子供会、大学友の会、高校友の会、高大父母の会、青年部、婦人部、幸、王子献血会、幸、王子文化体育祭が対象である、旨の答弁があり、議会費と総務費の一括審議が終わりました。

次に、民生費についての審議に入り、質問事項として、献血推進事業と今後の計画、労働祭補助金の予算計上科目の修正、生活福祉資金貸付金の運営状況、精神薄弱者施設収容措置費の減額理由、老人解放センター運営費の財源内訳、老人集会所及び保育園の建設計画等についての質問と、心身障害者(児)に対する社会復帰のための仕事場として、公共施設の提供についての要望がありました。

これに対し、第一点目の献血事業の取り組みと今後の計画については、市民の生命にかかわる重要な問題であり、献血思想の高揚に努め、市民の方々が、必要に応じ安心して供給が受けられるようなシステムに持っていくべく取り組んでまいりたい、旨の答弁がありました。

第二点目の労働祭補助金の予算科目の修正については、監査意見書にも指摘されており、御指摘の点十分配慮の上、来年度より適正科目に計上したい、との答弁がありました。

第三点目の生活福祉資金貸付金の運営状況については、昭和54年度の貸し付け件数二件、限度額5万円で、10万円の貸し付けを行っており、本年度もこれが資金として50万円の予算措置を講じている、旨の答弁がありました。

第四点目の精神薄弱者施設収容措置費の減額理由については、昭和54年度当初26人を見込むも措置人員が21人であったため、この実績により本年度は計上したため減額となっており、今後、必要に応じ補正の措置を行う、との答弁がありました。

第五点目の老人解放センター運営費の財源内訳については、国庫補助として65万8千円、府補助として299万1千円が支出されており、運営費全体から見れば補助金が非常に少ないが、今後とも、これら財源の確保に向け鋭意努力してまいりたい、との答弁がありました。

第六点目の老人集会所及び保育園の建設計画については、老人集会所は、未設置校区の地区から要望をいただいておりますが、地元での用地確保が建設要件となっており、現在のところ用地ができておりませんので、本年度当初においては、予算措置はいたしておりませんが、用地確保見通しが立ち次第、必要な措置を講じてまいります。また、保育園については、黒鳥校区に民間保育園の新設と、南池田第一保育園の建てかえに向けて、府に対して、国庫、府費の建設補助の申請を行っている、との答弁がありました。

次に、心身障害者（児）に対する社会復帰のための仕事場として、公共施設を提供してほしい、との要望については、その意を体し、関係団体との調整を図りながら前向きな姿勢で取り組んでまいり、との答弁があり、民生費の審議を終わりました。

次に、衛生費の審議に入り、診療所費における医師報酬及び貸付金に関する質問に対して、医師報酬は、和泉診療所に勤務する非常勤医師二名の報酬で、一単位2万6,330円を基準にした12カ月分であります。

また、貸付金2,100万円については、保険診療による収入のおくれを補てんするためのもので、単年度精算している、旨の答弁がありました。

続いて、そ族昆虫駆除費に関連して、新興住宅地等の野犬対策については、保健所との連絡を密にして対処していきたい、旨のことでありました。

清掃費においては、特に山間部のし尿くみ取りにおいて問題がある、との質問に対して、くみおくれ、従業員の態度等に対する苦情が最も多く、しかも、特定の業者に集中していることから代表者を呼び、具体的に指導しているところである、旨の答弁に対し、20日に一回のくみ取り等、条例事項を厳しく守らせるようにすべきである、との意見があり、衛生費を終わりました。

次に、労働費と農林水産費の審議に入り、労働費については質疑がなく、農林水産費で、農業総務費における非常勤嘱託員とは何か、との質問に対し、農林課に勤務する獣医師である、との答弁があり、労働費と農林水産費の審議を終わりました。

次に、商工費の審議に入り、金融対策費の銀行預託金6千万円及び市単独融資の状況に関する質問に対し、銀行預託金6千万円は、中小企業者に対する市単独融資制度の預託資金である。市内二銀行三支店にそれぞれ預託しており、昭和54年における利用状況は、22件、4,420万円であり、貸し付け債務の現在残高は8千万円である。旨の答弁がありました。

続いて、技能習得費に関する質問に対して、同和地域住民の就労対策の一環として、技能習得に対する指導と助成を行っているもので、それがために所得の減少する世帯主にとっては生活費の一部も助成している。また、本制度の期限については、他の諸制度と部落問題に対する社会的意識の向上とをあわせて検討してまいりたい、旨の答弁がありました。

続いて、商工振興費の商工業専門相談員及び産地中小企業振興対策に関する質問あり、第一点

目の相談員については、同和対象地域内を初め市内企業者の経営の近代化と合理化を図るため、商業、工業それぞれ一名の中小企業診断士を週二回、市商工課と解放センターに配置し、これに当たっている。

また、第二点目の産地振興の補助金105万円は、産地中小企業対策臨時措置法に基づき、国、府が補助金を交付する事業実施団体に対し、市においても補助金を交付しようとするもので、本年度は、人造真珠及び繊維業界を対象として交付するものである、旨の答弁があり、商工費を終わりました。

続いて、土木費の審議に入り、環境改善整備事業費のうち、地区内道路信太16号線、細街路費はすべて環境改善事業と思われるが、その中で公有財産購入費、物件補償費、工事費の計上についてその内容と、財産購入費に対して少ないのではないか。また、実質補助率と起債、今後の事業の見通しについてどのように考えているか。また、上代伏屋線は継続事業であるが、工事費、公有財産購入費はどの個所をするのか。また、一部崩壊し、事業が進んでいない現状の中でその内容と、現在までの事業費及び国の補助金、今後の事業の見通しについてどう考えているのか、との問いがあり、これに対し、環境改善整備事業の一環であって、公有財産購入費については、地区内事業は630平米、補償費は、建物等116平米を買収の予定をしており、信太16号線の工事費は、用地約千平米、補償はフレーム等。細街路事業については、用地約56平米を予定しております。工事費については、地区内事業を105平米を予定しており、単年度事業での工事は非常に困難で、用地、物件等の取得を重点に考えて、買収後の工事施行という関連から工事費は少なくなっております。また、補助金については、国・府で十分の八で残り20%は起債であり、今後もこの事業を進めてまいりたく考えております。

また、上代伏屋線については継続事業であり、御指摘のとおり、非常に困難な事業となっております。工事費については現在の計画方線で予定しており、一部災害により崩壊した個所の復旧工事を考えております。また、公有財産購入費については、信太二号線からの予定もございしますが、山の谷より事業が一部進んでおりますところの奥の民有地を予定いたしております。

なお、今後については、いまの計画方線で認定をいただいております、軟弱な地盤等困難なところもあり、一部方線の修正も検討しなければならず、必要に応じて所属委員会とも協議の上、今後より一層検討を加え、事業を進めてまいりたく考えております。との答弁があり、なお、さらに上代伏屋線の築造に際しては、信太山が非常に土質が悪く、いまの計画方線ではむずかしいと思われるので、今後、方線の検討を含め十分注意して慎重に進めていくよう、との進言があった。

次の緑のマスタープランと街路網図の作成の内容及び光明池公園と光明池緑地整備についての問いがあり、緑のマスタープランについては、54年度からの継続事業であり、公園、緑地を体系化して整備するための基本計画であり、また、街路網図の作成については、都市計画道路のう

ち事業を行っていない道路の測量をしようとするものであり、また、光明池公園は、団地内で2ヘクタールを近隣公園と言ひ、光明池緑地については、住宅公団の団地と光明池との間に設置した18ヘクタールを緑地として決定しているものである、との説明がありました。

次に、公営住宅の戸数及び入居者の所得オーバーの数はどれだけか。また、和田光明池線の見直しについてどう考えているのか、本年度の予算計上はなされていないか、との問いに対し、公営住宅の数は、一種住宅181戸、二種住宅267戸、合計448戸であり、所得調査は実施しておりませんが、昭和55年で所得調査を実施するよう計画しております、との回答があり、さらに、4年前に空き家を募集した第一種住宅で、現在でもいまだに4戸が空き家待ちであり、家族構成や収入面でも変わってきているが、それらの対策を含めて、住宅の管理面でも十分対処されたい、との意見が出された。

また、和田光明池線については、本年度は計上いたしておりませんが、54年度の予算に計上いたしており、用地買収の困難さから、55年度に繰り越し計上をお願いいたしたく考えております。

なお、今後につきましては、事業認定の途中であり、収用等も考慮の上事業の完了をいたしたく考えている、との答弁があり、改良住宅建設事業費のうちの工事請負費、公有財産購入費、補償補てん及び賠償金の内容並びに改良住宅建設事業費の負担区分と債務負担行為の事業内容についての質問があり、これに対し、工事請負費5億8,077万9千円の内容については、改良住宅48戸分の建設と造成工事等になっております。

また、公有財産購入費7億8,564万7千円については、当年度用地3,522平米と改良道路用地6,953平米の取得費であり、さらに、補償補てん及び賠償金6億1,440万円については、不良住宅122戸、良住宅6戸分の買収となっております。

次に、事業の負担区分については、総事業費20億5,896万6千円に対し、国庫補助金12億4,304万8千円で60.37%、国起債6億2,152万4千円で30.19%、府補助金1億3,217万3千円で6.42%、市負担6,222万1千円で3.02%となっております。

続きまして、債務負担行為については、改良住宅建設事業9億7,770万5千円で、改良住宅108戸分の建設と造成工事等になっており、また、環境改善整備事業用地取得事業では、当年度用地8,490平米と不良住宅買収123戸分になっております、旨の答弁がありました。

さらに、事業に対する起債が大きいため、国庫補助金の拡大と債務負担行為の内容を明確にするよう要望があり、土木費を終わりました。

次に、消防費に入りましたが質疑がなく、消防費を終わりました。

次に、教育費について審議に入り、まず、保健体育費では、報償費80万円が計上されているが、その内容は、また、市民総スポーツ大会の予算は幾ら計上されているのか。同時に、会場は

ここ数年石尾中学校で実施されているが、市民グラウンドで開催できないのか。さらに、体育の振興が強く叫ばれている折、体育連合会の補助金初め事業費においても非常に少ないのではないのか、等の質問があり、これに対し、報償費30万円については、各種大会の充実を図るため、本年度において大会時の審判員についてその一部を負担するもの。

また、市民総スポーツ関係費については、54年度は委託費として25万円計上していましたが、社会体育事業として位置づけ、必要経費について、各項目ごとに計75万円を計上し、さらに、運営につきましては、実行委員会の意見を踏まえ、同実行委員会の御協議の中で計画立案してまいります、との答弁がありました。

次に、本年度の学校建設事業についてはどのような計画になっているのか、との質問があり、これに対し、昭和55年度におきましては、小学校建設事業といたしましては、池上小学校体育館建設事業、緑ヶ丘小学校増築事業、国府小学校体育館建設事業、光明台南小学校建設事業、鶴山台南小学校増築事業、幸小学校校舎改築事業等となっており、中学校につきましては、和泉中学校改築事業、光明台中学校建設事業となっておりまして、同時に債務負担として、和気小学校増築事業、北池田小学校増築事業、光明台南小学校プール建設事業並びに学校及び幼稚園用地取得等々をそれぞれ計上いたしてございます、との答弁がありました。

次に、教育総務費の人員費で、昨年と比較すると減少しているのはどうい理由か、との質問があり、これに対し、従来は総務費で一括計上しておりましたが、本年度は、各施設ごとに人員の配置がありますので、人員費についても、同様に各施設ごとに計上したもので、との答弁がありました。

次に、教育指導費の補助金400万4千円を計上してあるのと、同和教育指導費の補助金5,206万6千円の予算化をしているが、その内容及び対照について質問があり、これに対し、教育指導費については、小学校18校、中学校8校、幼稚園8園を対象に運営しているものであり、同和教育指導費につきましては、地区全体の児童生徒及び園児を対象とし運営しており、さきの教育指導費と比較いたしまして内容が異なるものである、との答弁がありました。

次に、小学校一般管理費の中で、備品購入費として830万円を計上しているが、一校平均すると約46万円程度となるが、このような金額では、学校側からの要望にこたえるにはとうてい不可能ではないのか。最近、PTA会費を含め父兄負担が大きすぎるのではないかという問題がある中で、どう対処していくのか、と質問があり、これに対し、一般管理費の備品購入費でございしますが、内容は、児童用机、いす、教卓及び図書購入費等でございまして、現計予算内において最大の努力を傾注する覚悟でございまして、同時に教材用備品購入費といたしまして国庫補助金二分の一を仰ぎ、2,502万9千円を計上してございます、との答弁がありました。

次に教育研究所費として予算計上しているが、所在地がどこにあるのか、同時に職員の配置は

どうなっているか、との質問があり、これに対し、従来より教育研究所として青少年会館に設けておりましたが、54年度において、国府小学校が増改築いたしました時点で国府小学校内に移転いたしており、また、人員の配置でございますが、職員二名、用務員一名をもって構成しており、主に各小学校における理科教育に関して研究及び指導を行っている、との答弁がありました。

次に、北池田小学校建設について、本年度教室不足を解消するに当たり増改築を行うが、現在使用している校舎を除却して建設するが、その際、仮設教室を建てて行くのか、または特別教室を転用して対処するのか。特別教室を転用する場合には、その後の授業には支障を来さないのか、との質問があり、これに対し、プレハブ校舎一教室を措置すると同時に、授業に支障のないように特別教室の転用も行うもの、との答弁がありました。

次に、社会教育費では、細目がまとめられ、前年度対比が理解しがたい。また、図書館費では賃金が組まれているが、その内容は、また、今後の対応策についての質問があり、これに対し、昨年度までは、各事業ごとに細目として予算編成を行ってまいりましたが、その数が80以上にもなっておりましたので、予算執行面で支障を来してまいりましたので、統括いたしました。

第二点目の図書館の賃金についてでございますが、司書資格のある二名の臨時職員分であり、今後の対応策として、55年度において全庁的対応の中で検討してまいりたい、との答弁がありました。

次に、体育施設費について、最近、特に市民スポーツが盛んになっている中で、本年度のように徹々たる予算では対応できるのかどうか。また、光明池総合グラウンド計画についてはどうなっているのか、との質問があり、これに対し、体育関連の予算につきましては、予算面また施設面でも不十分である旨よく認識するところですが、限られた財源のもとですので、配分された本予算の枠の中で創意と工夫をもって関係職員一同、さらに振興へ努力してまいりたい。

また、光明池総合グラウンド計画につきましては、光明池緑地公園の計画で野尾谷池跡に計画され、昭和54年度2月7日に事業認可があり、工事は大量の土壌が必要なことから、泉州山手線の道路建設施行と相まって事業を進めてまいりたい、との答弁がありました。

次に、債務負担行為として、教育施設用地取得事業として16億6千万円を計上しているが、内訳を説明せよ。そのうち伯太幼稚園用地については何年度に取得できるのか。また、園舎建設については何年度に建てるのか、との質問があり、これに対し、本年度計上いたしました債務負担の内訳でございますが、第二石尾中学校用地取得費13億5千万円、幼稚園用地取得費二園2億2千万円でございます。

第二点目の伯太幼稚園用地取得及び建設については、府の道路建設計画岸和田南海線の敷地内にあるため、大阪府より公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて買い上げていただき、早期建設を目指し鋭意努力いたします、との答弁があり、教育費を終わりました。

次に、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費を一括審議に入り、災害復旧費についての審議では、災害箇所14カ所を挙げているが、これらの場所はどこか、との問いがあり、おのおの河川の名称並びに場所についての説明がなされ、続いて農林関係につきましては、水路二カ所、農地一カ所となっている、旨の答弁があり、災害復旧費を終わりました。

公債費について、昭和54年度末の地方債の残高は幾らか。また、同和関連の地方債残高は幾らぐらいか。十条指定されて交付税に算入される額は幾らか。そして、公債費比率の状況と今後の公債費対策についてどのように考えているか、などの質問がありました。

それに対し、第一点の地方債残高については、昭和54年度末地方債残高は245億4,500万円であり、うち同和関連地方債残高は143億3,900万円であります。

なお、同和関連地方債元利償還に対し、十条指定分として交付税に算入された額は8,523万7千円であります。

次に、公債費比率の状況は、地方債許可方針による三カ年平均では、昭和53年度の公債費比率は19.6%、昭和54年度は19.9%の見込みであります。

なお、今後の公債費対策としましては、できる限り地方債の発行を抑制しながら、同和対策関連地方債の元利償還の一時繰り延べ措置の実現などを国に対して要請してまいり、今後の公債費対策について取り組んでまいる所存であります、という答弁があり、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費の一括審議が終わりました。

以上で一般会計予算の審議が終わり、一般会計歳入歳出についてを認定すべくお諮りいたしましたところ異議があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決決定いたしました。

続いて、一般会計予算に関連する議案七件、議案第12号「青年学級の開設について」、議案第13号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第14号「和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について」、議案第15号「和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第16号「和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について」、議案第17号「和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について」、議案第18号「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」を一括審議に入り、第一点として、廃棄物の値上げについての説明をされたい。第二点として、南池田公民館の老朽化が激しいが、その対応策は。

第一点の廃棄物については、一般家庭の塵芥につきましては、一戸一カ月52年で400円を450円に、また、54年度には450円を465円に改正を行い、三カ年で65円、率にして16.5%、また、し尿については、一カ月一人52年度190円を220円に、54年度220円を225円に改正させていただき、三カ年で35円、率にして18.4%引き上げてございます。

しかしその間、諸経費の増騰に伴い、塵芥手数料も改正についてそれらの額が2,387万2千円の財源が必要とされ、これを含めて市で2億2,759万1千円全額負担する苦しい財政事情等であり、市民負担20円と、業者の的確な収集と管理監督をもっと責任を持って、回数徹底と市民サービス向上に努めてまいりたい、との答弁があり、第二点として、青年学級南池田公民館につきましては昭和24年に建築したものであり、すでに耐用年数の制限が七年も過ぎており、危険な状況にあるので、学期途中において南池田小学校に変更するよう検討いたします、との答弁があり、諸議案七件の審議が終わり、お諮りいたしましたところ、賛成多数で可決決定いたしました。

次に、国民健康保険事業特別会計予算並びに議案第19号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の一括審議の経過と内容を御報告申し上げます。

まず、国保会計の昭和54年度会計収支見込みと昭和55年度の収支見積もりについて質問があり、昭和54年度の収支は、現時点では、今後の医療費の動向にもよるが、ほぼ収支が保てる、旨の回答があり、昭和55年度については、過去の医療費の動向等を考慮し、収支均衡の予算を編成した、旨の回答がありました。

次に、賦課方式を変更することにより、税で定めている各種控除の取り扱いをどうするのか。また、低所得者に対する保険料の負担軽減としてどのようにするのか、との質問があり、第一点の各種控除の取り扱いについては、保険料と税とは本質的な違いがあり、保険料の公平な負担を求めるために各種控除を認めない、旨の回答があり、第二点の低所得者に対する保険料の負担軽減については、特別減免を三カ年間段階的に実施し、負担の軽減を図っていく、旨の回答がありました。

また、保険料の引き上げは毎年続いているが、来年度以降も引き上げるのか。高額療費の貸し付けの枠を拡大できないのか、との質問に対し、今後の動向を十分見きわめ、御要望の意を体し慎重に対処していきたい、旨の回答があり、審議を終わりました。

次に、国民健康保険事業特別会計予算に対し修正案の提出があり、その審議に入りました。その内容は、議案第8号「昭和55年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」について、天堀博議員外一名より提出された修正案を議題とし、提案理由の説明を受け、本修正案の採決に入り、賛成少数により本修正案を否決いたしました。

続いて、原案をお諮りいたしましたところ、本会計予算及び本条例の一部改正について採決の結果、賛成多数で原案どおり可決決定いたしました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、中央丘陵整備事業特別会計予算の歳入歳出予算を一括して審議に入りました。

公共用地先行取得事業特別会計予算については、公債費だけなのか、その内容について質問が

あり、昭和52年度、53年度に買収した黒鳥山公園の用地費の約1億5千万円の返済である、との答弁があり、公共用地先行取得事業特別会計の審議が終わりました。

和泉中央丘陵整備事業特別会計については、まず、基本的にどういふ問題があるか。また今後、職員数はどうなるか、について質問があり、まず、予算については、用地取得業務の受託契約に基づいて、宅地開発公団がすべて支弁する用地取得業務に関する人件費、物件費などの事務費であり、昨年同様、用地費は含まれていない。給与が主たるものであるが、受託収入の関係で、予備費にも一部給与改定に伴い人件費を見込んでいる、との答弁があり、また、職員数については、44人を計上しているが、そのうち33人を実配置し、差の11人については、本庁の計画、農林、下水道等の関連業務に係る職員分を合わせて計上させていただいた、旨の答弁がありました。

次に、地元対策委員会活動助成金の性格について、地元対策費かどうか、との質問があり、助成金については、54年10月の予算と性格は変わっていない。現在、六つの対策委員会が組織化され、円滑に運営されているが、実費弁償に充てるため助成しているものである、との答弁があり、審議を終わりました。

お諮りいたしましたところ、公共用地先行取得会計及び公共下水道事業会計については別に異議なく、和泉中央丘陵事業特別会計については保留の意見が出され、議案第7号から議案第9号までの議案を原案どおり可決いたしました。

次に、水道事業会計予算についての審議の概要を申し上げます。

まず、昭和54年度の収支見込みについてはどうか。また、昭和55年度予算は、給水収益で3%余り減少しているが、どのように計画しているのか、との質問に対し、昭和54年度収支見込みについては欠損金が発生しますが、不良債務で1億6千万円余減少する見込みであり、55年度末をもって解消の予定であります。

また、給水収益の減少であります。これは国策によります省エネ等の施策が影響して、水の使用量が大きく減少しているのが原因であります。このようなことから累積欠損金は増加いたしますが、資本的収支におきまして、後年度負担となるものも含めて、宅地開発による工事負担金を徴収いたしておりますので、不良債務については、解消されるものであります、との答弁があり、審議を終わりました。

本予算についてお諮りいたしましたところ、「異議あり」との発言があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決決定いたしました。

次に、病院事業会計予算について審議いたしました。

まず、病院が大きくなり、現在薬品会社との取り引きは何社か。薬品購入については、安価の購入方法を考えてもらいたい。また、近隣では二病院が建設中で、増収計画が持たれているが、

市立病院は需要減となり、収入減少の心配はないか、との質問がありました。

これに対し、現在、薬品会社との取り引きは15社で、薬品購入について、十分精査しながら値引き交渉に努めている。

また、収入減少については、予算編成時においてある程度予測いたしました。公立病院として、良質な医療サービスに鋭意努力することによって増収につながるものと考えている、旨の答弁がありました。

引き続き、高額療養費について、いままで市立病院で一人月額最高医療費の支払いは幾らか、との質問がありました。

これに対し、診療報酬月額最高一カ月2百万円程度である、旨答弁がありました。

最後に、毎月10日ごとの医療費の請求について、支払い側とよく相談していくより要望意見があり、他に質疑なく、審議を終わりました。

本予算についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして当予算審査特別委員会に付託されました議案第5号「昭和55年度和泉市一般会計予算」外14件の審議の結果並びに経過の報告であります。何とぞ速やかに御可決御決定くださいますようお願い申し上げます、私の報告を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） ただいま予算委員長より詳細な報告がありました。委員長報告に対する質疑を省略し、ただちに討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、討論を行います。反対の方からお願いいたします。

○ 2番（勝部津喜枝君） 共産党議員団を代表いたしまして、予算委員長報告に対する討論を行います。

一般会計予算であります。本市の行政の基本にかかわる同和行政の見直しにつきましては、昭和54年度当初の予算で一定の見直しを提案されておりますが、解放同盟との話し合いがつかないという理由で後退し、本予算でもこれを継続した形にすぎない、基本的な改善がされておられません。また、国の法律に基づく事業だと言われながらも、十分な国の補助が出されておらず、特に運営費におきましては、全くと言っていいほど補助がついておりません。さらに、窓口一本化の誤りで地区内での新しい差別をつくり出し、一般市民との間に逆差別を生み出して、だれが見ても当然である固定資産税の減免税などの所得制限の導入もいまだされておられません。これらの基本的な改善が早急になされるべきだと考えております。共産党議員団の試算であります。歳入歳出を見まして、同和行政、同和施策の不要不急、違法、不当、また超過負担などを考えました場合、約8億円の見直しは十分できると考えております。

そうした観点から、当一般会計算につきましては真の財政再建の予算でない、こういうことが明確に言えると思います。財政対策委員会におきましても中途半端に終わり、市民合意のかけ声ばかりになっております。公債費比率3年間で19.9%と一刻の猶予もできないことなど、さきに指摘いたしました点を早急に改善する必要があると思います。

また一方、くみ取り料の値上げなど市民負担の増加と市職員の犠牲で乗り切ろうとしている点など、共産党議員団としましては、議案第5号と関連する第18号につきまして反対をいたします。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、自治省が現在、最高限度額22万円の線を提示しているのに、それを上回る22万5千円としている点の大幅な引き上げについてはよくないと考えます。第二点の総所得方式への切りかえ、これは底辺を救うことや、また、専従者控除等への配慮が十分なされているとは考えられません。第三点に、減免規定を明確にする必要があります。総所得方式を採用する当年初めての年度としては、非常に不安な内容も含まれておりますので、こうした点については、非常に危険なものであると考えております。

そうした点から共産党議員団としましては、議案第6号と関連する第19号については反対をいたします。

引き続きまして、和泉中央丘陵整備事業特別会計であります。この会計方式についても一定の問題があるというふうに考えております。また、和泉市の町づくりに沿った重要な開発であるにもかかわらず、市民の意見が十分反映するような、いわゆる(仮称)町づくり委員会などの設置もまだされておられませんなど、用地買収の先走りという点もあり、今後十分見守っていく必要があることから、議案第9号については保留の態度を示したいと思います。

また、議案第10号、和泉市水道事業会計予算につきましては反対をいたします。

以上をもちまして、委員長報告に対する共産党議員団の態度といたします。

○ 議長(池辺秀夫君) 次に、賛成の方。

○ 5番(仁井 明君) 賛成の意見を述べさせていただきます。

私は、昭和55年度予算並びに関連議案に対し、賛成の意をあらわすものであります。

わが国経済の現状は、景気の回復を期待されているにもかかわらず、最近の公定歩合の動きからすれば、依然としてその回復基調は厳しいものがあると判断されるところであります。このような経済環境のもとでの国、地方の財政は、従来の財政危機よりもますます深刻度が高まっていくものと考えられます。昭和55年度の国の財政運営を見た場合、抑制基調を保持する中、行政の簡素化、補助金の整理、義務的経費の圧縮などの施策により財政の再建を図っているものであります。

一方、本市財務は、数年来より財政再建団体転落の危機を叫ばれているものであります。理

事者に当たっては、それを回避すべく、健全化諸施策を樹立し財政運営を行っているところであり、その結果、単年度の収支状況は改善のきざしがあり、私どもといたしましては、なおその成果を期待しているものであります。

本市の昭和55年度予算を見ました場合、財政硬直化の主要因であります人件費、公債費、物件費の経常的経費を極力抑え、また、脆弱な財政基盤を克服するために市税等の増収を図り財源確保に努力され、昨年度と同様、限られた財源の効率的配分に思慮され、自主財源の充実を重点目標に、市民福祉の向上に努められようとする姿勢が反映されているものと評価するものであります。

しかしながら、さらに厳しい経済環境に直面している点を考えれば、今後とも財政力を高めるためへの一層の努力が必要であり、そのような状況を踏まえた財政運営をされるよう要望するとともに、財政再建のための諸施策の実施を強く要望するものであります。特に市民負担面におきましては、今後とも適正負担を超えることもなく、市民サービスの向上に一層努力されることを期待し、国・府に対しては、引き続き超過負担の解消、交付税の増額、地方債償還の一時繰り延べ措置、同和对策事業の特別の助成措置等、積極的な財源対策を図られるよう要望するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計については、昭和54年度に引き続き、保険料の引き上げを実施しているわけではありますが、医療費の増高あるいは国保会計の状況を見た場合、その引き上げを最小限にとどめられたと評価するものの、医療費の抜本的改正を国に強く求めることを理事者に要望するものであります。

次に、和泉中央丘陵整備事業特別会計であります、計画完成に向けて綿密な準備をされ、将来の和泉市の町づくり大きく前進されるよう期待するものであります。

その他の特別会計及び企業会計についても、適正な予算であると思惟いたすものであります。

以上、本市財政の安定と対応力の回復に向けての理事者の努力を大きく期待するとともに、和泉市民の生活水準の向上に鋭意努力されるよう切に要望して、昭和55年度予算並びに関連議案に対し賛成いたすものであります。

○ 議長（池辺秀夫君） 以上で討論を終わります。

それでは、採決をいたします。日程第1より日程第15までを予算審査特別委員長報告どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議案第5号より議案第19号までの15議案は委員長報告どおり可決されました。予算審査特別委員の皆さんには慎重な御審議を賜りましてまことにありがとうございました。

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、日程第16「和泉市土地開発公社昭和55事業年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第1号

和泉市土地開発公社昭和55事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和55事業年度の計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和55年3月10日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

報告第1号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（財政状況の公表等）

第243条の3 略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に報告しなければならない。

注(1) 「第221条第3項の法人」とは、次に掲げるものである。

ア 普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

イ 普通地方公共団体がその者のために資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1に相当する額以上の額の債務（借入金の元金若しくは利子の支払の保証又は損失補償を行うこと等）を負担している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

注(2) 「政令で定めるその経営状況を説明する書類」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条に規定する書類すなわち当該法人の毎事業年度の事業の

計画及び決算に関する書類とする。

○ 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。

○ 用地担当理事（杉本弘文君） ただいま御上程いただきました報告第1号「和泉市土地開発公社昭和55事業年度事業計画書類の提出について」の内容を御説明申し上げます。

まず初めに、当開発公社の運営につきまして、平素から格段の御指導、御鞭撻を賜っておりますことに対し、衷心より厚く御礼申し上げる次第でございます。

御承知のように、最近の景気動向は、原油価格の大幅引き上げ、円安基調に伴い卸売物価の騰勢が強まる等のインフレ傾向の中で、地価動向も急上昇いたしております。このため国においては、物価抑制等として、すでに五次にわたり公定歩合の引き上げ等金融引き締め等を実施し、金利動向の圧力は、今後の公社運営の課題となりつつあります。

このような状況下で、当面、公社経営の圧迫要因となっております保有資産の効率的な処分を図り、投下資金の回収による借入金返済、金利負担の軽減等、皆様方の御指導を仰ぎながら、鋭意努力を重ねてまいる所存でございます。昭和55事業年度和泉市土地開発公社の事業につきましては、さきに御議決を賜りました昭和55年度和泉市一般会計予算の執行方針に基づきまして、本事業年度における事業計画を策定したものでございます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。

公社予算書の1ページ、まず、第1条は、総則でございます。

第2条は、収入支出の総額及び款、項の区分とその金額を定めるものでございまして、昭和55年度における予算総額は、収入支出それぞれ86億808万3千円とし、その内訳は、第一表のとおりであります。前年度当初予算と比較いたしまして11億2,615万1千円の増額で、15%増となっております。

第3条は、借入金の限度額を定めるものでございまして、これはさきに御可決賜りました一般会計予算の債務負担、債務保証に基づきまして、事業執行に必要な資金を借り入れにより調達するものでございます。本年度は、限度額を43億2千万円と定めるものでございます。

次に、本事業年度における事業計画の内容につきまして御説明申し上げます。（12ページ）

まず、公共用地先行取得事業計画の内訳でございますが、和泉市の委託事業分といたしまして、教育施設用地として、学校用地等3万2,650平米を16億6千万円で取得する計画でございます。

次に、環境改善整備事業に係る住宅、道路、公園等の用地として、1万3,311平米を15億8,262万3千円で取得する計画でございます。また、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買い取り及び一般公共事業用地等、4,039平米を2億2,241万2千円で取得計画をいたしております。合計、本年度における先行取得計画は面積にして5万平米を、金額にして34億6,503万5千円で

取得しようとするものでございます。

次に、公社におきましてすでに先行取得いたしております用地等の処分計画でございます。

(13ページ) 都市計画街路池上下宮線、泉大津阪本線を初め上代伏屋線道路用地として4,424平米、環境改善整備事業用地として、改良住宅用地、公園用地1万1,879平米、合計いたしまして、大阪府並びに和泉市への譲渡は、1万6,303平米を19億8,388万7千円で譲渡を予定しております。また、公共事業用地取得に伴う代替用地並びに一般用地等の譲渡につきましては、1万9,088平米を12億2,191万4千円で譲渡を予定しております。

以上、当年度中に譲渡を予定いたしております分を合計いたしますと、3万5,391平米、32億530万1千円と相なります。保有資産の処分につきましては、効果的に処分するよう全力を傾注してまいる所存でございます。

引き続きまして、これら事業を執行するために必要な予算の大綱について御説明申し上げます。

(5ページ)

まず、支出の部でございますが、第一款事業費といたしまして、和泉市の委託先行取得事業であります教育施設用地及び環境改善整備事業並びに一般公共用地の経費として84億7,653万5千円と相なり、前年度当初予算と比べ13億6,432万4千円の増額でございます、64%増となっております。

次に、管理費でございますが、これは用地取得業務及び財産管理業務に関連しての経費でございます、主なものは、職員給料等で1億8,211万6千円と相なります。特に職員給料におきましては、前年度に比し職員数は8名の減となっております。

次に、借入金償還金といたしまして、44億4,643万2千円を計上いたしました。そのうち元金償還金としては、35億8,600万円を予定しております。これはさきに御説明申し上げましたように、本年度中に売却を予定しております金額から人件費等を差し引いた金額すべてが、借入れ元金の償還に充当いたします額でございます。また、支払利息といたしまして、8億6千円を計上いたしております。これは借入れ元金及び本年度中の新規借入れ分に対する支払利息でございます。前年度と比べますと、借入金償還金では5億3,700万円の減でございます。この主な理由といたしましては、市の買い戻しの減でございます。

なお、支払利息2千万円の増については、54年度5回にわたる公定歩合引き上げに伴う利率改正によるものでございます。

第四款予備費は、300万円を計上しております。

第五款繰越金は、昨年度末における現金預金に未収金を加えて未払金を差し引いた額を翌年度繰越金として5億円を予定いたしましたものでございます。

以上によります支出予算合計は86億808万3千円と相なります。

引き続きまして、この支出予算を賄う収入予算の内容について御説明申し上げます。(4ページ)
まず、第一款事業収入でございますが、さきに御説明いたしました事業計画に基づく土地建物、補償等の売却収入といたしまして、32億581万1千円を計上いたしておりますが、なお一層の収入増を図るため、関係機関等々と鋭意協議を重ねてまいりたいと存じます。

次に、第二款借入金でございますが、さきに支出予算で御説明申し上げましたとおり、新規事業を執行するための必要な資金並びに支払利息を本年度におきまして新規借り入れる予定でございます、48億2千万円を計上いたしております。

第三款事業外収入は278万2千円。

第四款繰越金は、10億8千万円を計上させていただきました。

以上、収入合計が86億808万8千円と相なり、収入支出予算の合計は同額でございます。

なお、11ページに資金計画、14ページ以下に予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付させていただいております。よろしく御参照のほどをお願い申し上げます。

冒頭に申し上げましたが、公社のより健全化に向けて精いっぱい努力を尽くしてまいることをお誓い申し上げまして、簡単でございますが、報告第一号の御説明を終わります。何とぞよろしく願い申し上げます。

○ 議長(池辺秀夫君) 本報告について質疑、御意見ありませんか。

○ 2番(天堀 博君) 私は公社の特別委員でもありますので、まず市長の理事長に一点聞いておきたいのは、委員会等でも再三指摘もしているわけですが、以前、非常に公社の運営内容が問題化しました。それで市長就任後議会の方に依頼があり、また、議会の方からもたださなくてはならないということで特別委員会が設置されたいきさつがあります。そして、以前のような問題を起こしてはならない、公社運営の健全化を図っていかなければならないということでした。

その時点では、明細なる資料が各委員、議員に提示され、これはこうだという具体的な内容を含めていろいろ出されたと思うんですが、前回の委員会でも指摘したとおり、今回のこの報告の中身が、いわば一つずつについて質問しなかったらかいもくわからないというふうなものだと思うんです。たとえば売却事業がありますが、これによって収入を得るというんですが、どれとどれを売るんだとか、あるいは現在、公社保有の物件はどれだけあるんだとか、それがどういうふうになってるんだ、金利もかかっているんだとか、そういう一覧表さえ皆さんに示していない。このことが、以前の反省が本当にされているのか、私は疑問に思っています。その点理事長にお聞きしておきたいと思います。

○ 議長(池辺秀夫君) 理事者答弁。

○ 市長(池田忠雄君) 理事長としてお答え申し上げたいと存じます。

本公社の諸般のこと、あるいは公社会計の再建につきましては、特別委員の皆さん方に特別の

御心痛を煩わしてまいった次第でございます。深い反省の上で、何とか健全化をしていかなければならないということで役員、職員一同、一生懸命邁進いたしておる次第でございます。いろいろ御理解、御指導をいただいておりますことを、この席上をお借りして心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。公社特別委員会でもいろいろ御質問もいただき、また可能な限り、お答えさせていただいてるわけでございます。いろいろと局長から御説明させていただきましたが、公社の健全化に向けて御指導をいただく中、邁進をいたしてまいりたいと存じておる次第でございます。

その中で資料の提示その他についてのお尋ねでございますが、委員会の中で可能な限り、御説明をさせていただいてるやに私も存じておる次第でございます。なお、御指摘をいただいている向きにつきましては、今後とも公社特別委員会にお諮りいたしまして、資料その他については、可能な限り提示させていただいてまいりたい、このように存ずる次第でございます。

なお、御指摘の健全化の問題、従来の経過を踏まえ、金利も高い折からでございますので鋭意売却に努力し、金利負担等を軽減していかなければならない決意でございますので、よろしく御理解いただきまして、今後とも御指導、御協力のほどをお願い申し上げたいと存じます。

○ 2番(天堀 博君) 市長、あなたが言われていることと実際は違うと思う。ほんまにあのときのことで反省し、こんなことがあってはならんということでやられてるんやったら、今回、この公社予算書にも、財産目録も何も付いてない。委員会にも示されていない。委員会に何の報告もない。私はずっと公社特別委員会が設置されてから委員をしているので、ある程度はわかりますが、初めて委員になられた議員さんは、さっぱり何が何やらわからんということですよ。したがって、その時点で言われても、果たしてどこの何がどないなってるんやらさっぱりわからない。

せやから、私が言うてるように、ほんまにその気になってるんかどうか。なってるさかいに、わしらに任せたんやからええんやということでもついでないのか、その辺がどうも解せんわけです。その辺でもっと理事長として厳しく現課に言ってもらってそういうものをつけさせること、私は、議会との関係があって、委員会で早々とそういうものを出すのはいろいろ問題があるかもわからない。しかし、それはそれとして、一応の54年度末でどうなるんだ、ということぐらいは出せる、委員会でもね。この報告にも、財産目録ぐらいつけてもしかるべきやないかと思えますので、その辺での反省が本当になされてるんかどうか疑問に思う。どうなんですか、もっ一逼りしっかりした答弁をお願いしたい。

○ 市長(池田忠雄君) 再度の御指摘、資料不足で申しわけないと存じます。深い反省の上で、公社再建に全力を傾けてまいりたい決意でございますので、ひとつ御賢察を賜りたいと存じます。

なお、資料その他につきましては、職員に命じまして、少なくとも可能な限りの提出をさせて

いただいてまいりたい、このように存ずる次第でございます。いずれ担当の特別委員の皆さん方にもお諮りして対処させていただきたい、このように存じます。

○ 2番(天堀 博君) その点では意見にとどめておきますが、あの問題が起きたときは、われわれ委員が見つらいぐらくさんの資料が出され、その説明を受けるだけでも時間がかかったくらいでした。しかし、それを省略したらいかんと思う。省略したら、ますます何やわけのわからんままに進んでしまいます。

この予算の中身でちょっと聞きますが、12ページの先行取得を行うもの、これも非常に説明不足で教育施設用地とあるだけで、どこの分で、面積と金額だけ書いてあるが、聞いてみないとわからんわけです。これをひとつ説明してほしい。三つともそうです。環境改善整備事業用地、これは細かく出せないとしても、公共用地とは何のために使われて、どういう種類のものかわからない。13ページもそうです。旭公園とか王子東公園用地、改良住宅の用地、上代伏屋線、池下線とか泉大津阪本線等はわかりますが、換地対策等事業用地とはどういうものが含まれてるのか、これも中身がわからない。この辺の説明をひとつ願いたい。

さらに、公社が保有している物件、財産の中で不用地、当初は何らかの目的で購入したが、現在、それが全く不用品になってしまった物件がありますが、それがどれだけあるのか。それが今回の売却の中に含まれてるのかどうか、含まれているとすれば、どれとどれかといい、まず、さきの説明をお願いします。

○ 議長(池辺秀夫君) 答弁。

○ 用地担当理事(杉本弘文君) お答え申し上げます。

まず、第一点目の教育施設用地でございますが、これは先ほどの御説明で申し上げましたように、先ほどの一般会計予算で債務負担としてあがってる分で(仮称)第二石尾中学校用地ということでの13億5千万円、それから、幼稚園三園の用地2億2千万円等でございます。

二点目の公共用地でございますが、これも一般会計で債務負担として予算化されております上代伏屋線、唐国池田線、南面利河川の改修、府中北通線等ございまして、この中に公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買い取り1億円を含め2億2,200万円でございます。

三点目の換地事業でございますが、これにつきましては、保有物件の処分を含めて12億2,191万4千円をあげておりますが、まず、換地事業といたしましては、解放センター横の換地11区画を予定してございます。

なお、公社独自処分といたしまして今回、この計画にあげておりますのは、まず、青少年会館の府中町7丁目の跡地、それから富秋中学校前の用地、青少年グラウンドの王子町668番地、それと北信太駅の裏の葛の葉町739番地、それと和泉中学校の裏にございまして、これは地番が泉大津豊中町でございます。もう一件は、和泉工業高校裏の富秋町1148番地の土地、これら

を独自処分として計上させていただいたものでございます。

それから、四点目の会社の独自処分保有物件でございますが、3月末現在で約16物件、総額22億6,539万2千円、これは帳簿価格でございます。このうち今回、3月末で処分しようとするのが約10億円、全体の約43%に当たるわけでございます。

以上でございます。

○ 2番(天堀 博君) いま聞いて、初めてそういうことがわかってくる。その辺が説明だけやったらはっきりわからない。しかし、この換地対策等事業用地でしょう、換地対策に使うのは11区画、それ以外の方で今回、処分予定のものが16件のうちの約10億ですね。

○ 用地担当理事(杉本弘文君) 全体の金額は10億5,463万4千円になります。公社独自の処分です。

○ 2番(天堀 博君) 12億2,191万4千円のうちですか。

○ 用地担当理事(杉本弘文君) そうです。

○ 2番(天堀 博君) 言うてみたら、それの方が大きい。換地対策と出てるのに、その方が少ない。換地対策等事業用地の「等」の方が多い。これは環境改善整備事業に伴う換地対策かな、ということで済んでしまう。そうやなくて、それは氷山の一角で、後の方が大きくて10億もある。しかも、その中には、青少年グラウンドもあるが、それがいわゆる事業収入に見込まれてるわけでしょう。そんなものが果たして売却できるのかどうかというところ辺もはっきりしといてもらわんと困る。あれはほんまに売却できるのかどうか。54年度、日の出建設に売った土地もかなり後々までかかりましたね。夏ごろに結着して金が入る予定であったのがかなりかかった。そういうこともあり得る。あれぐらいの売りやすいところでもそういうことが出てくる。今回、これを購入したときの問題は別にして、これは本当に処分できるのかどうか。事業収入に含まれてるんですからね。

○ 用地担当理事(杉本弘文君) お答え申し上げます。

本物件につきましては、御指摘のように、まだ進入道路あるいは排水処理等々で整備しなければいけない問題もございますけれども、本物件の譲渡について申し出というか引き合いもございますので、これらの点を整備する中で、本年度の処分に向けて計画にあげさせていただいた次第でございます。

○ 2番(天堀 博君) そうすると、この物件は幾ら見込んでるんですか。

○ 用地担当理事(杉本弘文君) 処分価格につきましては、ここへあげさせていただいてるのは帳簿価格でございます。これは相手のあることですので、値段は今後の交渉にかかってくるわけです。果たして帳簿価格どおり売れるかどうか、ちょっと問題になると思いますが…。

○ 2番(天堀 博君) 平米数は。

- 用地担当理事（杉本弘文君） 約1万6,200平米（4,900坪）でございます。
- 2番（天堀 博君） 実測ですか。
- 用地担当理事（杉本弘文君） 実測でございます。
- 2番（天堀 博君） 価格は。
- 用地担当理事（杉本弘文君） 会社の帳簿上の金額は4億9千万円余でございます。
- 2番（天堀 博君） とにかくそれだけの値段で売れるとは、われわれがいままで公社の委員会やってきてどうも考えられないわけです。売れそうにないと思うんです。ところが、売れるか売れんかわからないのに、帳簿価格で見込んで事業収入でトントンという形でしょう。この辺が何というか、余りにも事務的に扱いすぎてる。本気になってるんかどうか、私はどうも疑問でかなわん。

先ほど、市長がいろいろ言われましたが、その辺をもっと深く掘り下げて委員会なり議会に相談し、明らかにすべきものはもっと明らかにしていく中で線を出さなかったら、この公社予算の売れなんたら損というか赤字になってしまおうと思います。その辺をどうするのか、事務局長なり理事長の答弁を願っておきたい。

- 助役（坂口禮之助君） 私からお答えいたしたいと思います。

御指摘のように、いわゆる公社独自の処分用地につきましては、いろいろ不確定要素がございますことは事実でございます。青少年グラウンド用地にしても、かねてから特別委員会等でもいろいろ御議論、御指摘もいただいてまいりましたが、何とか55年度中には処分いたしたいというところで念願いたしておるわけでございます。

たまたま、先ほども局長から御説明申し上げましたとおり、あるところから引き合いもございします。ただ、この土地につきましては、進入道路とか下排水の処理等の問題で周辺とのからみが非常に大きなウエイトを占めておりますので、それらの問題もあわせて一定の解決の方法を見つけながら、何とか55年度で処分いたしたいという考え方から、処分用地として予算に計上させていただきます。

その場合、御指摘のとおり、果たして現在の帳簿価格4億9千万円で売れるかどうかという御議論もありますが、われわれの予算上の取り扱い方といたしましては、帳簿価格で計上していくのが筋だろうと考えてまいっております。たとえば原価で約2億5千万余でございますが、3億円もっていか、2億5千万円の原価で計上するかとなりますと、かえっていろんな疑惑や御議論を生みますので、現時点での帳簿価格を一応処分予定価格といたしまして、一つの処分価格の目標として当然、予算計上はその価格をもってすべきではないかという考え方から、そのような扱い方をさせていただいてるわけでございます。当然、こうした大きな物件につきましては、処分の過程におきまして、事前に公社特別委員会にも御協議を申し上げながら実務を進めていき

たいと考えておるわけでございます。そうした観点からの金額の計上であるということをひとつ御理解たまわりたいと存じます。できるだけその線に近づける、もしくは、うまくいけば損失の出ないように全力を傾注してやらせていただきたいという念願を持ってございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○ 議長（池辺秀夫君） 天堀議員、これは委員会もあることやし、報告ですし、そのぐらいで終わってください。

○ 2番（天堀 博君） いまの助役の答弁もありましたが、これが売れるかどうかわからない、価格もわからない、帳簿価格やということですが、私は、そんな不安なものを予算の中に入れなくて、別建てなら別建てにして、きちっとした収支でいかんと、また問題が出てくると考えるんです。その辺をはっきりせんと、何かふわっとして中身も余り言わないような不安な材料をほり込んで予算を組むことは問題やと指摘しておきます。

それから、先ほど市長に要望したように、資料も出してもらえると認識しておきますから、少なくとも、早急に各委員には資料を出していただけるということで、終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第一号を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後零時4分休憩）

（午後1時35分再開）

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、午前中に引き続き会議を開きます。

日程第17「泉北地域広域行政推進協議会の設置に関する協議について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第34号

泉北地域広域行政推進協議会の設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の規定に基づき、別紙規約により泉北地域広域行政推進協議会を設置する。

昭和55年3月13日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

泉北地域広域行政推進協議会規約(案)

第1章 総則

(目的)

第1条 この協議会は、泉北地域広域行政圏における広域行政の推進を図るため、広域行政圏計画の策定及び当該計画に係る事務事業についての連絡調整を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、泉北地域広域行政推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(構成市町)

第3条 協議会は、次に掲げる市町(以下「関係市町」という。)をもって構成する。

堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町

(担当事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 広域行政圏計画の策定に関すること。
- (2) 広域行政圏計画に係る事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に定める事項に係る意見の表明及び関係機関への要望に関すること。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長である関係市町の長が統轄する当該市町の実務所内に置く。

第2章 協議会の組織

(組織)

第6条 協議会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、関係市町の長をもって充てる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の協議により選出する。

3 会長及び副会長の任期は、2年とする。

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときには、その職務を代理する。

(幹事)

第9条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、関係市町の企画担当部長(部長の職のない市町にあっては、部長相当の職にある者)をもって充てる。

(職員)

第10条 職員は、関係市町の長が協議により当該市町の職員の中から選任する。

第11条 会長は、職員の中から主任の者(以下「事務局長」という。)を定めなければならない。

2 事務局長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。

3 事務局長以外の職員は、上司の指揮を受け、協議会の事務に従事する。

(事務処理のための組織)

第12条 会長は、協議会の会議を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

第3章 協議会の会議

(会議)

第13条 協議会の会議は、協議会の担任する事務に係る基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ協議会の会議に付すべき事件並びに招集の場所及び日時を委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第15条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 前2項に定めるものを除くほか、協議会の会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(幹事会)

第16条 協議会の担任する事務のうち協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事をもって組織する幹事会を置く。

(審議会)

第17条 会長は、協議会の会議を経て、担任する事務について意見を聴取するため審議会を設けることができる。

2 審議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 協議会の財務

(経費支弁の方法)

第18条 協議会の事務に要する費用は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、関係市町が負担するものとし、その負担額は、協議会の会議において決定する。

(予算)

第 19 条 協議会の歳入歳出予算は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

(予算の調整等)

第 20 条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調整し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第 21 条 会長は、協議会の既定予算を補正する必要があると認めるときは、協議会の会議を経て、当該既定予算の補正を行うことができる。

(出納)

第 22 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 会長は、職員の中から協議会出納員を命ずることができる。

3 協議会出納員は、会長の命を受け、協議会の出納その他の会計事務を掌る。

(決算)

第 23 条 会長は、毎会計年度終了後 2 月以内に協議会の決算を調整し、協議会が指名する委員の監査を経て、協議会の認定を受けなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第 24 条 この規約に定めがある場合を除くほか、協議会の財務に関しては、会長である関係市町の長が統轄する当該市町の財務に関する規定の例による。

第 5 章 補則

(費用弁償等)

第 25 条 委員、幹事及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第 26 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者が決算する。

(委任)

第 27 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規約は、関係市町の長が協議して定める日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第20条第1項中「年度開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

議案第34号参考資料

地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

(協議会の設置)

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部若しくは普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体若しくは普通地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 略

3 第1項の協議会については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体又は普通地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 ~ 6 略

○ 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。

○ 参与(西川喜久君) ただいま御上程をいただきました議案第34号「泉北地域広域行政推進協議会の設置に関する協議について」の提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

大阪府下の泉北地域を構成する堺市、泉大津市、和泉市、高石市並びに泉北郡忠岡町の市街地は、平野部特に南北幹線に沿って古くから形成されております。近年、住宅開発や農地の宅地化に伴いまして市街地が連たんする形となり、高度経済成長期以降の人口、産業の急激な集中によりまして都市的課題も増大し、従来にも増して広域的視点を欠くことができな行政分野も多くなってまいっております。

このような状況の中であって、泉北地域を構成する市町は、従前から各種の事務組合を結成し、それぞれ所要の事務を共同処理してまいりました。また、昭和47年に泉北府民センターの発足を契機といたしまして、地域における諸問題につきまして、市町相互間及び府と市町相互間の連絡調整を図るため、泉北地域振興連絡協議会を設置し、地域一体の有機的連携に努めてまいりました。

しかし、なお市町間の連携を要する事業や大阪府の事業及び計画との関連で、泉北地域の市町がそれぞれ独立の法人格を持ちつつも、相互に関連する諸課題につきまして、広い共通認識により処理を行う必要性が増大しているわけでございます。したがって、泉北地域市町の広域行政課題に対処するため、このたび泉北地域広域行政推進協議会を設置し、国が昭和54年度より重点施策として推進している新広域市町村計画を策定する中で、府及び地域間の連絡調整を図り、地域振興を推進しようとするものでございます。

協議会の規約の内容でございますが、本規約は、地方自治法第252条の4の規定に基づく普通地方公共団体の協議会の規約でございます。第1章総則では、第1条から第5条まで目的、名称、構成市町、担当事務、事務所について規定いたしております。

第2章は、第6条から第12条にかけて協議会の組織の面について規定されております。

また第3章は、第13条から第17条にかけて協議会の会議事項について。第4章では、第18条から第24条にかけて協議会の財務面について。第5章では、第25条から第27条にかけて補則についてそれぞれ規定しておるものでございます。

以上、5章27条で構成される規約となっております。

なお、附則といたしましては、この規約は、関係市町の長が協議して定める日から施行することとなっております。

以上、簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいまして、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 21番（直村静二君） この件について質問したいと思います。これは何も予算にかかわっておりません。しかもこの案件は、他市との関係、他市の議会との関係も含まれてまいりますので、一応、僭越ですが、私、手を上げて当たりましたので質問いたします。

端的にお聞きしたいのは、先般来の総務委員会並びに代表者会議で出された資料3の2ページ、これには人口がほぼ40万人が適当だと書かれておりますが、その分について、四市一町の合計は108万人ということで、この資料の分については、四市一町の首長が集まって40でいくのか、108がいいのかという論議がされたかどうか、第一にお伺いしたい。

第二は、同じく資料3のところに広域行政圏機構なる言葉が出てまいり、これに対して大阪府が指導し助言し及び必要に応じて補助すること、こういう規定が入っております。そうしますと、すでにこの案件が国、府の協議を経て出てきている。このことから、この広域行政圏機構に対し指導し助言し、及び必要に応じて補助するということは、具体的に対等の立場をとれるかどうか、その点について明快なお答えを願いたい。

なお三点目、資料5の9ページには、この四市一町の首長が集まっているいろいろ共通課題を書い

てます。その中で、不燃廃棄物の処分地の確保の課題が連携の必要が高まっている、とあります。こういう項目できちんと話し合われてるということは、この廃棄物処分地の確保は当然、わが和泉市の最大の課題としてのぼってくるということがすでに行われてるということで、この点については、すでに共通の課題としてのぼっておるのかどうか、この点についてのお答え。

それから、泉州は一つであるということから、堺から岬町まで含めて泉州一本ということ、当然、新しく空港の問題が発生してきております。そのいろんな動きの中で当然、広域市町村圏の協議会ができる論議される場合、わが和泉市はどのようなふうに対処するか。すでに高石の浅野市長は、広域市町村圏で空港問題について共通に対処する指針を見出したい、この行政圏で対処したいと提案理由をしております。その空港問題について、だれが長となり、この協議会の中の会長なり、被害問題についてやっていくのか、この点の前提条件として、市長が議会に明快な態度を出してもらいたい。

さらに、この四市一町合わせると108万、これはまさしく百万都市を目指す一つのルールじゃないか、一定の地ならしではないか。先ほど申し上げましたように、40万が適当だというのをはるかに飛び越えて108万人の広域市町村圏ということは、合併の地ならし、百万都市を目指すルールを敷くという不安を感じますので、市長は、この広域市町村圏が結果的に協議会が設置され、首長が参加する場合、合併問題は、任期中は絶対反対だ、それには乗らないという確約をいただけるかどうか。

さらに、この設置する協議会の事務局長、これはどういう権限を持つてるのか。さらに、部長、課長が参加していき、また審議会、これには議員が参加するかどうかの問題、その点についても明快にお答え願いたい。

最後に、国の補助がいただけるということを規定している点、實際上、いま、三市の泉北環境、泉北水道企業団、その他個別に広域行政圏の実施主体としての事務組合がございますが、これとの兼ね合い、計画の策定、補助をもらった場合の分配の方法、一部事務組合としてやっていくのか、それとも、単にお金をもらって分配して協議していくのか、これについては全く不明であります。

以上、五点にわたりましたが、私がこの資料なり説明を聞いた中で、その点をきっちりたしかめておきたい。

また、議会がこの問題についてどのようなふうに対処するか。つまり首長が他の首長と話をする場合、当然、母市の市長、議会の意向を代表して意見を出していくことになる以上は、軽々しく約束してもらったら困る。したがって、首長たる池田市長がこの協議会に出席する場合、事前にこういうものを出します、こういうことについて論議します、こういうことが行われるということを事前に議員に説明し、同意を得てから行くという事前協議制を明確に出していただかないと

困るという点で質問を申し上げたので、お答えをお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 直村議員さんから数点にわたります泉北地域行政推進協議会の設置についてのお尋ねでございます。順不同にならうかと存じますが、私から御説明申し上げ、担当部長からも補足させたいと存じます。

基本的にこの泉北四市一町で協議会を設置するという話でございますけれども、御案内のとおり、歴史的ないろんな連携あるいは地理的な条件、経過等を踏まえまして、一市だけでできない広域的な市民需要への対処を、広域的にそれぞれ相寄って行ってまいりたいというのが、実は、この協議会設置の最大の理由でございます。大都市圏を控えましていろんな市民需要、交流がございます。一市一市でそれぞれ自治権を守りつつ対応しておりますけれども、それでは対応しきれない問題について、お互いに計画を立て、あるいは連絡調整を図りながら行ってまいりたい、こういうこととございまして、この設置についても、四市一町が共同して御提案を申し上げたい。こういうことに相なってきた次第でございます。順不同でございますが、そういうことで堺市、和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町という四市一町で互いに接続している道路の問題、救急の課題あるいはいろんな施設面の問題を広域的に抱えているわけでございます。そういうことをできるだけ話し合っただけでまいりたいというのが前提でございますので、ひとつ御賢察を賜りたいと存じます。

そういう基本的な考え方からいたしまして、直村議員さんからのいろいろ御指摘をいただいておりますが、いわゆる40万あるいは百万という規模の問題もございましょうが、これは百万都市建設というルールでは決してない、これだけははっきりと明言をさせていただきたいと思っております。これが合併につながるのかどうかというお尋ねにつきましては、明確にそういうことは関係がないということだけは明言をさせていただきたいと存じます。

なお、そうした関係でございますので、こうした広域行政を話し合っただけで今後進めていくことにつきましては、当然のことながら、いわゆる四市一町の自主性というものが尊重されなければならないと私たちは存じております。四市一町の地方自治体の共通課題を話し合っただけで何とか住民要求にこたえてまいりたいという考え方でございます。そういう考え方からいたしまして、府との関係についての御指摘がございましたけれども、これはやはり四市一町の自主性が最優先され、その上立って広域行政の補助金の関係等について府、国とも話を詰めていかなければならない、こういう関係でございますので、その辺もひとつ御理解を賜りたいと存じます。

なお、議会との関係でございますが、当然ながら、これが御議決をいただきました際には、四市一町とも御議決があろうと存じますが、その上立って、協議会に臨む基本的な心構えといたしまして、やはり母市の抱えている課題、そこからくる広域的な計画につきましては、議会の担

当委員会にも御報告させていただく中で御意見を拝聴して私なりに対処してまいりたい、あるいは当然、協議会の規約にもございますが、審議会の設置につきましては、第12条では、「協議会の議を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる…」あるいはそのための住民、議会の御意見を聞く場としての審議会を17条で規定しております。当然、議会の代表もお入りいただく審議会を設けなければならない、このようにも存じております。

また、そこでの過程を経て一つの案ができたとして、それぞれやはり母市に関連がございますので、それに関連する議案については母市でお諮りさせていただく、こういうことにしていかなければならないと存じております。決して議会の審議権を侵すものではない、あるいは自治権を脅かすものではない、このように私は存じておりますので、御賢察いただきたいと存じます。

なお、廃棄物云々のお話でしたが、決してまだ四市一町の首長で話し合った問題では一切ございません。やはり協議会の設置に伴って各市の共通する広域行政の課題というのは、持ち寄った計画を策定してまいる段階の中で、一市だけで対応できない道路交通あるいは救急施設の問題、四市一町の抱えている体育施設、野外センター的なもの等、大局的に考えて一カ所はぜひ府、国の補助も得ながら設置していく必要性が痛感されております。そうしたことから、廃棄物云々は、一切まだ俎上にも出てございません。この点だけは明確に申し上げてまいりたいと存じます。

なお、泉州は一つである、ということが言われているわけでございますが、この圏域の設定そのものは、私は、空港問題に直接関連したものでなからうと存じております。将来的な課題はあろうかと存じます。

しかしながら、従来、府民センター単位で各首長が相寄って共通した課題について話し合い、お互いの連絡調整を図ってまいった経過がございます。泉北の四市一町が府民センターを中心として相寄り、それぞれの市町が抱える課題について、従来、泉北地域振興連絡会議というものを持っている話し合ってきた経過がございます。その意味合いからいたしまして、今回の圏域についても、府民センター単位でそれぞれの広域行政を行っていくことが横の連絡がつきやすいんじゃないか、こういうことで、今回の四市一町の共同提案ということに相なった経過として御理解を賜りたい、このように存じます。

少なくとも、基本的に申し上げますことは、今回の御提案は、決して合併につながることは一切ございませんし、また、母市の議会との連携を密にしながら、お互いに話し合ってきた計画を策定してまいる、そういうルールも確立してまいりたい、このように存じております。一市だけで対応できない道路、広域的にまたがる施設の問題等についても卒直に連絡調整を図りながら対応してまいりたいというのが本意でございますので、その辺ひとつ御賢察賜りたいと存じます。

いろいろお尋ねの趣旨について前後いたしましたけれども、私なりに基本的な考え方、対処に

ついて申し上げた次第でございます。他の問題につきましては、また、担当参与なり課長からお答えいたしたいと存じます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 参与（西川喜久君） 私から二、三点お答え申し上げたいと存じます。

御質問の中で事務局長の権限云々ということがございましたが、まず、前段で事務局への職員の派遣についてお答え申し上げたいと思いますが、これは協議会の事務を処理するために事務局に職員を置くこと、となつてございまして、これは関係市町の長の協議によりまして、当該市町の職員から選任する、かよつてございまして、

また、これらの位置づけでございますが、常勤にするか非常勤にするかにつきましては、関係市町の長が協議する中で決定していく、かよつております。

なお、給与等につきましては、その職員が所属する市町から支給する、かよつております。

事務局長につきましては、恐らくや、事務局を置く市の担当部長がなるのではないかと、かよつて考えてございます。また、権限ということになりますと、これはあくまでも事務局長そのものの権限を付与することはないと考えておまして、事務局職員の指導監督に当たる立場であるだけで、何らその他に権限は与えられないものと私は考えております。

議会にどのように対処していくかという御質問でございますが、これは前回にも私がお答え申し上げましたように、市が持つておられる基本構想の中から、恐らくや計画策定の内容を持つてくるものと考えております。これにつきましては、やはり事前に十分議会の方々へ御相談、御意見を賜りながらやつてまいりたい。また、事業実施についても、あくまでも関係市町の議会の御審議にゆだねることになるものと思ひます。

この前段で、規約にもうたつておりますように、審議会を設置するということになつておまして、できる限り議員さんの代表者の方々を審議会に入つていただき、十分事前に審議されたものを計画策定の中に組み入れてまいりたい、かよつて考えております。

○ 21番（直村静二君） 市長の答弁で確認しておきたいのは、あなたの任期中は、合併問題についてはノーだということを明快にお答え願ひたいと言ひましたが、明快にせんと抽象的に答へられた。

それから、広域行政圏については、大阪府が指導し助言し、必要に応じて補助すること、その自主性というか歯どめはどんなふうにつくっていくのかという点が、私は明快なお答へがなかつたと思ひます。

それから、空港問題についても将来的には問題になるんだという程度です。端的に言つて、この空港問題でだれが一番被害が大きいのか、108万人の中でも被害の程度、種類の違い等が発生

した場合、だれが長になっていくのか。つまり和泉市がかけ合い権利が保障されるのかどうか。広域行政圏機構でだれかが長になってやっていくということでは困る。自主性、独自性を持った市の立場でやっていく。一つのヒントをあげましたが、浅野市長は広域行政圏でやると言ってるが、あなたはそれに対して、そういうことでは困る、それぞれ独自性を持ってやらなければならないということを明快にお答え願いたかった。

以上、他の議員さんの質問もございますので、一番のポイントは、この協議会の設置が議決された際には、いろいろ考え対処していこうということですが、全面的に市自身の姿勢が、いつも議会の意向をくみ、議会と相談して行政をやっていくというのが、私は言葉だけでずりりと逃げていってると思っています。ですから、私は事前協議制ということ強調し、議会に明確な文書なり、また議会としても、何らかの付帯決議というものが必要ではないかと思えます。

基本的な意見として、広域行政圏というものは、私、議員として12年になります初めてです。こういう市を離れた、直接住民を離れた他市との関係になってきた場合、本当に真に住民のためになる立場をとらなければならない。国、府の下請け的な広域市町村圏になるのではないかと不安、危険が伴うということです。この議会の中で審議され、きちっとした立場に立っていただく、そういう立場に議会も立つことが基本であろうということで質問申し上げました。議長さんをお願いしたいのは、このままずっといくのではなく、先ほど市長の答えた問題、また、各議員さんからこれから出るであろう問題について、一定の文書なり付帯決議などをつけるべきだということを提言して終わっておきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 15番（横田憲治郎君） 副議長さんがやってくれましたので、重複することは言わないでおきます。

まず最初に、参考資料にもあるように、これは法人格を有するものではない、あるいは事業を執行する機関ではない、これは明確になってるわけですね。とするならば、どのような公共事業にしても、それなりの事業主体がそれぞれにあるわけですから、あえてこれをここでつくらねばならないという次元に思いをすることは、ちょっとまた抵抗が出てくる。

しかし、事業主体ではないけれども、近隣の広域圏の行政をよりスムーズに推進するために、広域圏の設定が必要だという立場で整理しながら理解していかなければならないんですが、そういう立場でまず第一点聞きたいのは、幼稚にわたりますが、市民的な次元でわかりやすく聞きたいので、わかりやすく答えてほしいんですが、現状、四市一町でそれぞれ行政を運営しているわけですね。たとえば和泉市を中心に考えた場合、この広域推進協議会が設定されることによって、今日の課題として、どういう問題を市民的な次元で対処できプラスになっていくのか、あるいは解決の方向へ促進ができるのか、あるいはまた将来的に考えて、この四市一町の立場で市民

需要にこのようにこたえていけるんだという、一定のプログラムというか、市民さんが素朴に考えて、市長さんが寄って、一市だけでできないもんを推進する機関ができたんや、いままで和泉市だけではできないもできなんだやつを、ほんならどないして早くしてくれますんや、という、端的に言うたらプラスというか、そういう命題を理事者の立場でお持ちになっとる、議会の立場でも何点かありますが、そういう具体的な面で、これができたらこういう面でこうなるんや、ということを一いつ聞かせていただきたい。

それと、いまの副議長さんと重複するんですが、二点目は、各行政圏で、和泉市でいえば、すでに議決してある都市計画上の問題とか、いろんな問題がありますが、そういう議決されている行政上の懸案、課題というものが、この連絡推進協議会でどういふ兼ね合いで、法的な手続も含めて推進されるのかということです。

もう一つは議決されていない、いわゆるこれからの課題、問題が、議会を素通りしてこの機関でもってどんどん話し合いが進められ、そこで決定されたものがそれぞれの議会へおりてくるという形になるんじゃないかということが、特に二点目の後段でいま申し上げたことが気になる点なんです。

それとともに必要になってくるのは審議会の設置ですが、審議会の性格が、また、母市の議会との兼ね合になってどうかということです。先ほどの市長の答弁では、議会人を主体とした、というふうなニュアンスで聞かしてもらいましたが、さすれば、四市一町の議会人がすべて入るのか、恐らくそんなことはないと思うんです。主体はそうであったとしても、やはり学者、文化人等々も網羅した審議会になってくるんじゃないかならうかと僕なりに予測してるんですが、どちらが先行されるのか、その辺をお聞きしておきたいと思うんです。

三点目に予算の問題ですけど、資料に均等割と人口割というのがありますね、人口割で言うたら、百数万の広域圏の中で堺が80%近い人口数にならうかと思えます。問題にしたいのは、均等割の30%というのがどういふ根拠に基づくものなのか。やはり予測される広域的な懸案事項というものをある程度踏まえて、いまからこういう30%という均等割が出てきたんではなからうかというふうにも、想像の範囲ですが、そう考えるんです。その点をお伺いしておきたい。

大体まとめてみたら重複する点もあるので三点ぐらいですが、要するに、市民的な次元で見てこれがプラスになるのか、あるいは住民自治の権限が侵されるのではなからうか。それから財政負担の問題。この三点が、われわれ議会人として注目すべき焦点ではなからうかと思えますので、抽象的ではなく具体的に理解しやすいように見解を示していただきたいと思えます。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 基本的な問題について、私から横田議員さんにお答えいたしたいと存じます。

わかりやすく言って、これはどうメリットがあるのか、という第一点のお尋ねでございます。四市一町がそれぞれ自治権を守りながら運営しておる中で、一市だけで対応できない広域的な市民需要にこたえていくことが、今日的な課題ではないかと思っております。一例でございますが、私が頭に描いております、今後、皆さんと御協議する中で協議会で発言してまいりたいと思っておりますのは、やはり和泉市における道路の促進の問題あるいは市民病院でございますけれども、いわゆる救急医療センター的な施設、広域行政圏としての一市だけで対応できないものが四市一町で話し合われ、また、府にもかけ合っていかなければならない一つの具体的な問題ではなからうかと存じております。

休日急病診療所の問題、市民病院もあります、なおかつ夜間、二時、三時の救急搬送問題等いろいろございます。そうした問題についても、シビアに話し合ったいと存じております。また、本市としていま一番必要としておるものは、いわゆるレクリエーションあるいは野外センター的な体育振興面における広域的な対処が必要ではないか。過般来、私は泉北地域四市一町の首長による振興会議の中でも絶えず力説しておりましたのは、とりわけ大規模な府の施設、体育施設をぜひ和泉市に持ってきてほしいということを前から提唱している経過もございます。そうした野外センター的なものをぜひ広域的な見地から必要ではないか、具体的な一例として考えております。これは今後、協議会が設置される中で、四市一町の計画として力説をしてまいりたいポイントに置いてる次第でございます。

なお、今後とも計画の策定と連絡調整がこの協議会の役割でございますので、いろいろお尋ねがございまして、今後とも御意見を聞きながら、この協議会を通じ四市一町の広域行政が促進され、母体である本市にとっても、広い意味で住民にとってもプラスになるような協議会の運営でなければならないと存じておるわけでございまして、そうした意味合いを頭に置きながら、今後ともひとつ対応させていただきたいと存じております。

なお、審議会の設置につきましては、先ほどもお答えいたしました、これも協議会が設置されてその中で協議する中で、17条にございますように、ぜひ設置をさせていただきたいと私は存じております。その構成メンバーにつきましては、その協議会の中で話し合っ決めてられる問題でございますけれども、事前に議会との話し合いもさることながら、ぜひ審議会には四市一町の議会の代表的な方々は少なくともお入りいただき、審議会の論議を通じ母市の議会との連携をとって行く中で、首長は住民のニーズというものを頭に置き胸にいただきながら、広域行政計画策定の連絡調整に当たってまいらなければならない、こういふふうに存じておるわけでございます。

以上、二点につきまして私からお答えさせていただきましたが、三点につきましては、担当からお答えさせていただきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 企画課長（神藤恒治君） それでは、残る二点につきましてお答え申し上げます。

まず、各市の負担金でございますが、これにつきましては、特に人口割が70%、均等割が30%といったことにつきましては、指導要綱あるいは法的な規定はございませんが、四市一町の事務段階で一定の協議を進めてまいりました。そのときに、堺市さんは人口が多い関係上、人口割二で均等割が八、あるいは忠岡さんは人口が少ない関係上、その逆といった意見も出されたわけでございますけれども、最終的には、助役さんの会議の中で一応、この割合で調整ができたという経過がございます。

次に、審議会の内容でございますけれども、現在のところ、審議会のメンバーにつきまして、具体的なところまでの検討には至っておりません。しかし、本規約案にもございますとおり、審議会を設けるといった規定がございますので、これらの内容につきましては今後十分協議しながら、議会の参加につきまして、どういうメンバーで参加するかといったことを協議してまいりたい、かように考えております。

○ 15番（横田憲治郎君） 一応のお答えをもらいましたが、どうもまだちょっとわかりにくい。プラスになるのか、と聞いたので、プラス面だけおっしゃったことはよくわかるんですけど、要するに国の三全総、これがよって来る出発点にあるんじゃないかという認識を持ってるわけです。さかのぼれば37年ですか、第一次全国総合開発計画に淵源があるわけですが、4月17日の自治省事務次官通達ですか、これがよって来る端緒になってると思うんです。

そこで、どの程度の協議会の計画策定に当たってのスケールになるのか。たとえば事務局職員の数にしても、予算とは表裏一体やと思う。かなりの体制になるんじゃないかと思うんですけど、この辺をもう一遍お聞かせ願えますか。

○ 参与（西川喜久君） お答えいたします。

職員数につきましては、現在、検討中でございます。ただいま御提案申し上げますこれらを御可決いただく中で、当初、四市一町の首長会議を開きまして、具体的な詰めに入りたい。かように考えております。

○ 15番（横田憲治郎君） 意見にとどめて終わっておきます。

私は、これが意図的に他の目的の一つの布石になることではないという立場で聞いているわけでございます。もちろん行政を議会人として担う立場でいろんな側面から検討しなければならぬのは当然ですが、自然環境から生活環境とありとあらゆるものを含んで、資料によりますとね。これは議会人ならずとも自治権を侵害されてこないのかと思うのは、素朴な当然の思いだと考えるんです。

ですから、もちろんメリットを追求する立場で答弁をしてくれてるわけですが、特にうちの行

政の実態を見ると、大津、高石、忠岡といった、いわゆる臨海、海を持った各市町の一般会計の財政能力あるいはまた80万都市の堺市に対し、山手を抱えた一般財源の脆弱を本市を考えてまいりますと、プラスもあるかわりに、よそで消化できないものを和泉市が負担し、かぶらなければならぬんじゃないかというのは、これも素朴な疑念の延長として出てくるのは市長、当然やと思います。私も考えております。

やはり審議会のあり方にしても予算のことにしても、あるいは基本計画から実施計画に至るまで、泉北四市一町の自然環境から生活環境まですべてを網羅してやっていくのですから、一体どんな規模になるかと考えます。

いま聞いたところでは、まださだかやなく、今後のことだということですが、疑念というよりも、心配な要素を払拭し切れないのは当然だと思うんです。

私は、基本的には模索の段階だと思いますので、一概にあかんという立場で意見を申し上げるつもりはございませんが、より以上にほかの議員さんからも御意見を出していただく中で集約していただき、一定の議会としての主体性のある意見を添付するという形の中でまとめていただくことを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 20番（田中包治君） これは協議会となっておりますわね、協議会となると、満場一致制であるのか、あるいは連絡調整機関であるのか、この点がはっきりしていない。

それと、参考資料に出ておところの地方自治法252条の第8項では、協議会については議会の議決を経なければならないが、それ以下は省略……となっております。そうすると、執行権という問題になるわけですが、市長には専決権がございますし、こちらの兼ね合いがどうなるのか。単なる連絡機関であるなら、あえてこういう規約をつくってまでする必要はないと考えます。

協議会であるならば、原則的に満場一致と言いますが、八割とか三分の二ということもありますが、これは満場一致制であるのか、あるいは三分の二とかになるのか。

それから、自治法の三項の解釈ですね、法的にどうなんですか。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 企画課長（神藤慎治君） お答えいたします。

一応、252条の2の規定に従って協議会の規約をつくらせていただきましたが、これにつきましては、第3項に議会の議決を経なければならない、という規定がございます。なぜかと申しますと、252条の2では、三つの点があるかと思えます。事務の一部を共同して管理、執行するといった点、そして、事務の管理及び執行について連絡調整を図るといった点、そして、広域にわたる総合的な計画を共同して作成する。この三点が規定されておりますので、議会の議決

を必要とするということでございます。

ただし、議決を必要としない場合というのは、単に連絡調整のみの場合であれば議決を必要としないわけでございます。法の議決を必要とする理由としましては、広域にわたる総合的な計画を共同して作成するといった内容がございますので、議決を必要とするという見解でございます。

○ 20番(田中包治君) 私は、2項は言うてません。第1項の協議について議会の議決を経なければならない、となっておりますので、2項は関係ないはずで。

それと、この協議会は満場一致制であるのか、三分の二で決定するのかということ。条文の解釈をあなたに聞いてるだけで、何もくどくど言うてない。だから、連絡機関であって、寄って話し合っ、これでええわ、というだけでも連絡機関、それなら何も規約をつくる必要はないんじゃないか。規約をつくるとなれば、3項の議会の議決が必要でないという項目が一番問題になる。あなたは2項と言うが、2項は何も書いてませんよ。

○ 助役(坂口禮之助君) 私からお答え申し上げます。

二つの問題の御提起がございました。一つは、満場一致制かどうかということでございます。この規約案の中にも、多数決で決めるとか、そういう条項は一つもございません。仰せのとおり、協議会でございますので、全員一致の方式でないといけないので、そういう方式をとるわけでございます。そのとおりでございます。

それから、参考資料にもございますように、協議会を設置する場合は、原則的に252条の2でもって、規約を設定する段階では議会の議決を得なければならない。これが原則になってございます。2項は、関係自治大臣なり、それぞれの大員長の許可を協議してとるという項目でございますので、省略させていただきます。

3項は、いま議論になってますように、ただし書きは「地方公共団体又は普通地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行」ということとございまして、執行機関の権限に属することとございますので、議会の議決を経なくてもよろしい、こういう意味でございます。

ただし、今回協議会を設置してやりたいと考えておりますことは、広域行政圏における諸計画の策定でございます。この計画策定の段階では、これは執行機関の権限に属するものではございません。あくまでも、議会の議決を得なければなりません。たとえば本市の場合でも総合基本構想がございますが、あれも理事者だけで策定したのではなく、議会の御議決を経ております。いわゆる将来にわたる計画等の策定は、あくまでも議会の御意志によって認定を受けて初めて成立する性格のものでございますので、今回の協議会設置につきましては規約を設け、議会の御議決を必要とするということとございます。御理解を願いたいと思います。

○ 20番(田中包治君) 助役さんの言われたこと、善意に解釈したらそりなる。ところが、

悪意に解釈する立場から考えると、あなたの考えてる町づくりの素案が出ますわな。そして予算が通り、後はどうしようと勝手だ、こういうことです。いわゆる絵にかいたもち、プランだからええやろうとなる。そして予算の執行、これは理事者の権限です。相談する必要はないということです。権限事項として考えたらそうなる。百万の金を使おうて収入が何ぼ、あとは自分らの勝手となる。そうすると、共産党の諸君が言われるように、合併とかいうことへの布石になるといふ疑惑が生まれてくるのは事実です。法的な見解がどうかとか言っても仕方ありませんが、そこらを十分考えんといかんのじゃないかと思ひます。終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 6番（大谷昌幸君） いまの田中議員の続きみたいになります。一点ただしておきたいんですが、議会の議決を要しないという面が多くなってくると思ひます。計画策定等に関係してね、この協議会がひとり歩きしてどんどん前へ行き、議会は全然チェックできないという事態が起こる懸念が一つ。

もう一つは、利害関係が必ずしも四市一町で一致するとは限ってないと思ひます。この規約案の解散の場合の措置という26条がありますが、解散はどういう手段を踏めばできるものか。そして、もし利害関係が一致せず、一市なりあるいは一町なりが解散の提案をすることが可能であるかどうかということについてお聞きしたいと思ひます。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 助役（坂口禮之助君） 二つの問題の御質問がございましたが、議会の協議、御意見を得ずして協議会がひとり歩きをする心配があるという御意見、これは先ほどから各議員さんが御指摘いただいております。一つの一歩大きな問題だと理解しております。

今回、協議会を結成いたしまして、いわゆる首長5人によって総合的な四市一町の広域行政の計画を策定していくということではありますけれども、この協議会の首長さんの委員さんだけでこれが策定されるという理解、認識は各市町とも持っておらないと思ひます。当然その前段では、和泉市は和泉市としての広域的な観点におけるいろいろの計画というものをこの協議会に提案するものでございます。その前段で当然、それぞれ母市の議会とのいろいろ御協議を申し上げ、初めて協議会の組上りをしていく、そういう手順は、本市のみでなく、各市ともおやりになるんじゃないかと認識いたしております。私どもも、そういう手順は必ず追っていかなければならないと存じております。

それと、決してひとり歩きをしないという一つの歯どめとしてはっきり申し上げますことは、本協議会は、あくまでもいわゆる協議会でございますので、実施する権能は持っておらない。この協議会で出された一つの計画を四市一町で執行できるか、執行する権能は持っておりません。たとえば道路一本にしても、その道路を四市一町の道路としてはやらんわけです。和泉市域の分

については和泉市が実施主体、堺市の分は堺市が実施主体でして、その時点では、当然予算に計上し、議会の御議決を得てからでないとは執行できません。そういういわゆる歯どめもございませぬ。そういう意味で、協議会そのものが、母市の議会、住民を離れてひとり歩きをするということは、実際問題としてあり得ないと僕は解釈しております。そのような運営をやっていく考えです。

それからまた、四市一町がすべてお互いの利益の立場に立って広域行政の計画を策定していかなければならないということです。したがって、どうしても四市一町が合意に達しない問題も出てくると思います。そういうことも予想できると思います。そんな場合は、この広域行政の計画の中にのせることはできません。先ほど申し上げましたように、満場一致の基本に立つこの運営でございますのでね。たとえば和泉市域は非常に広い土地利用が幾らでもできるから、ちょっといやなものは和泉市で引き受けてくれへんか、と提案されても、うちはいやだ、となれば計画にのせることはできない、つぶれていく性質のものであると御理解いただきたいと思います。

解散の時期でございますが、お互いに計画を策定し、国、府なりによって優先的に事業の執行が行われていくことになり、この協議会を存続していく必要がないという段階になりましたら、おのずから解散となると思います。そういうことはあり得ないと思いますが、四市一町でどうしても合意できない、ある特定の市が強硬にそれを押しまくるという状態になった場合、協議会の解散というようなこともあり得るだろうと思います。満場一致の運営が保たれない限り、協議会の機能は動かない、こういうふうに御理解いただいたら結構かと思ひます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他にないようでございますが、先ほど来の議員さんの御意見にも…。

○ 12番（藤原要馬君） 議員さんからいろいろ質問が出てますが、どうも理事者の答弁は納得いかん答弁ばかりやと思ひます。なるほどそうか、と感ずる点が少ないと思ひます。議員さんは皆そういう感じを持ってると思ひます。そういうものをなぜ議決しなければならないかということが一つ出てくる。

そして、これは一市でないのですから、他市町が現在どうなってるのか、そこらもちょっと聞かせてもらわんと賛成できかねるんじゃないか。ちょっと他市の状況を聞きたいと思ひます。

○ 議長（池辺秀夫君） 参与。

○ 参与（西川喜久君） 私からお答え申し上げます。

私の方で調査した段階では、高石の方では、3月19日に御可決いただいております。泉大津市につきましては、本日御審議を願っております。堺市におきましても、きょう御審議をいただいております。きのうの朝日新聞にも出ておりましたが、付帯条件をつけた中で総務委員会で可決されております。忠岡町につきましては、ただいま御審議を煩わしております、附帯決議が出されるような情報が私どもに入っております。

以上でございます。

○ 1.2番（藤原要馬君） 暫時休憩して何かの委員会に任すか、会議をつくってやったらどうですか。

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、調整のため暫時休憩の御意見がありますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、調整のため暫時休憩いたします。

（午後2時40分休憩）

（午後4時30分再開）

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、代表者会議を開催し種々協議いたしました結果、議会より附帯決議をすることになりました。決議文を局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第4号

泉北地域広域行政推進協議会の設置に関する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第18条の規定により提出いたします。

昭和55年3月28日提出

和泉市議会議員

藤	原	要	馬
大	谷	昌	幸
寺	田		茂
横	田	憲	治郎
竹	下	義	章
三	井	正	光
仁	井		明
橋	本	佳	行

泉北地域広域行政推進協議会の設置に関する附帯決議

- (1) 泉北地域広域行政圏の計画の策定案及びこれにかかわる資料を事前に市議会に周知し、議会の意志が反映する方途を積極的に講ずること。
- (2) 本協議会の運営については、本市の地域性を考慮し自主性、独自性を尊重されるよう全員一致の原則を守ること。

以上決議する。

昭和55年3月28日

和泉市議会

- 議長(池辺秀夫君) 提案者の説明を願います。
- 12番(藤原要馬君) ただいま局長が朗読した内容でございますので、よろしく御決議賜りたいと思います。
- 議長(池辺秀夫君) 提案者の説明が終わりました。
お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
- 21番(直村静二君) 議事進行について、この決議についての採決をまずとっていただき、議案は議案でまたやっていただきたいという提案です。
- 議長(池辺秀夫君) 本決議案を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、本決議案を原案どおり決議いたします。

-
- 議長(池辺秀夫君) お諮りいたします。議案第34号を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

- 21番(直村静二君) 意見を申し上げます。

私が質問していろいろ答弁をいただき、そして、代表者会議を開きこの決議ができました。大

変結構だと思います。しかし、本件につきましては、やはり危険性というものが大いにありますので、これは各政党、団体は独自に市民的にも問題にしていく。あえて言いますと、私は、協議会設置については、保留の態度を一貫して持っているということを申し上げ、終わりたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 竹下君。

○ 27番（竹下義章君） 実は、私のところの社会党もこれについては非常に問題がございまして、できるだけ十分討議し徹底させるべきだということです。ただ、本日の代表者会議では、こういう条件をつけていかなければ私も賛成していくということで、本会議に入ってきたんですが、少なくとも、先ほどの代表者会議の中では、統一してお互いにやっているんじゃないかということで協議がされて、いま、共産党の方から保留の態度をとっていくということですから、社会党の中でもいろいろ問題がありますので、同じくこの問題については、保留させていただきたいと思います。

○ 12番（藤原要馬君） これは代表者会議の中でもそういう問題があったので、一応、われわれから決議案を提案するんやから、そういう苦情を各派とも言わんように、ということであったと思うんです。

○ 議長（池辺秀夫君） そのとおりです。

○ 21番（直村静二君） 私の言いがまずかったと思います。保留といひましてもそういう意味ではなく、本件についてストレートに、全面的にではなく、意見があるということです。そういうふうに御理解のいただきたいと思います。決議については賛成です。本件については意見がある、意見保留ということです。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件を附帯決議を付して原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第34号を附帯決議を付して原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第18「婦人の地位向上の法制化と諸政策の実施を要望する決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第 3 号

婦人の地位向上の法制化と諸政策の実施を要望する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

昭和 55 年 3 月 28 日 提出

和 泉 市 議 会 議 員

藤	原	要	馬
橋	本	佳	行
田	中	包	治
三	井	正	光
赤	阪	和	見
仁	井		明
勝	部	津	喜 枝
坂	上	國	治
竹	下	義	章

婦人の地位向上の法制化と諸政策の実施を要望する決議

平等・発展・平和の目的のもと、1975年メキシコでひらかれた国際婦人年世界会議は、婦人の差別の撤廃と地位向上のための世界行動計画を採択し各国政府がそれぞれの国内計画を策定すべきことが国連において決議されています。

今年は、その中間の年に当りますが今なお婦人の切実な要求にたらし不充分であります。今日働く婦人は全雇用者の3割を占めるにいたっています。

しかし、雇用・賃金・昇進などは平等の扱いを受けていません。なお自営業婦人の労働の評価についても、税制上も、正当な評価がなされていません。妻の年金権の保障、婦人の社会的活動への参加の保障など、すみやかに法制化を具体化されるよう要望します。

要 望 事 項

1. ILO 102号条約の婦人に関する条件を満たすとともに、ILO 89号(婦人の夜業)、同103号(母性保護)、同111号(雇用差別)条約は、ただちに批准し国内法を改正する。

2. 妻の年金権を保障し、夫の死亡や離婚にさいしても妻が正当に年金を受給できるように関係法律を改正する。
3. 農業や自営業にたずさわっている婦人の労働を正当に評価し、法制化すること。

以上決議する。

昭和55年3月28日

和泉市議会

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 22番（勝部津喜枝君） ただいま朗読とおりでございますので、どうぞよろしく願います。
- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案とおり決議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、決議等三号を決議することに決めます。

- 議長（池辺秀夫君） 以上で本定例会に付議されました議案審議は全部終了いたしました。この際、お諮りいたします。本定例会をこれにて閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、昭和55年第一回定例会を閉会いたします。

- 議長（池辺秀夫君） 長時間にわたる御審議でお疲れのところまことに恐縮ですが、理事者より議員の皆様へ、市税条例の一部を改正する条例の専決処分をお願いするにつき、事前にその

内容及び理由を説明させていただきたい旨の依頼を受けておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。簡単に説明願ひます。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま議長さんからお許しをいただきまして、市税条例改正について御説明申し上げ、専決処分の御了承を賜りたいと存じます。

昭和55年度の地方税法等の一部を改正する法律案が去る2月21日、衆議院地方行政委員会に付託され、3月25日に衆議院本会議において可決されました。現在、参議院において審議がなされているところでございます。

この法律案の概要といたしましては、地方財政の実情にかんがみ、地方税負担の現状を勘案しつつ、その負担の適正合理化及び地方税源の充実を図るため、個人の市民税の所得控除の額の引き上げ及び所得割の税率の適用区分の変更、個人の市民税の均等割の税率の引き上げ等を骨子としたものでございます。

本法律改正案が可決成立されますと、本市の市税条例の規定につきまして、昭和55年度の市税の賦課から適用することとなり、所要の改正を行う必要が生ずることに相なる次第でございます。したがって、本定例会の終了後におきまして法律案が可決、公布施行されますと、市税条例の一部改正につきましては、本定例会に御提案申し上げるいとまがございませんので、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分をさせていただきたく存ずる次第でございます。

なお、市税条例の一部改正案の概要を申し上げますので、よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、市税条例改正案の要点でございますが、まず、市民税の関係につきましては、一つ目は、個人の均等割の税率を現行1,200円から1,500円に引き上げること。

二つ目は、個人の均等割の非課税の範囲となる算定基礎額を、現行20万円から22万円に引き上げること。

三つ目は、所得割の税率につきまして、現行2%から14%まででございますが、このうち税率4%以上の部分につきまして、それぞれの適用区分に対する課税総所得金額を、現行50万円を超える金額から5千万円を超える金額まで定めておりますが、これを45万円を超える金額から4,900万円を超える金額に、それぞれの適用区分を改正いたすものでございます。

また、その他の改正の部分でございますが、土地等の譲渡所得に係る個人の市民税の所得割につきましては、土地税制の安定に寄与するため、という法改正の趣旨を受けて、短期譲渡所得及び長期譲渡所得の課税の特例の定めを廃止することとし、長期譲渡所得については、昭和56年度以降さらに税負担の軽減措置を講ずるものでございます。

そのほか直接市税条例の改正事項ではありませんが、改正法律案の規定で参考事項といたしまして、低所得層の負担の軽減を図るため課税最低限を引き上げるものとして、所得控除につま

しては、基礎控除現行21万円を22万円に、配偶者控除現行21万円を22万円に、扶養控除現行20万円を22万円に、老人扶養控除現行21万円を23万円に、同居の老人扶養親族については、さらに3万円を上積みして26万円にそれぞれ引き上げるものでございます。この結果、いわゆる夫婦と子二人の標準家庭の課税最低限を、現行149万円から158万円までに引き上げることとなります。

なお、障害者控除につきましては、現行19万円を21万円に、重度の障害者につきましては、現行21万円を23万円に、また、老年者、寡婦及び勤労学生の控除につきましても、現行19万円を21万円にそれぞれ引き上げられるものでございます。

なお、電気ガス税につきましては、免税点の引き上げがでございます。電気税については、現行2,400円を3,600円に、ガス税につきましては、現行7千円を1万円にそれぞれ免税点の改正がされるものでございます。

以上が、市税条例の一部を改正する条例案の概要でございますが、よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。



○ 議長（池辺秀夫君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

去る10日に本年第一回の定例会をお願い申し上げ、昭和55年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、これに関連いたします条例制定等多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員の皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず、長時間にわたり慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。また、予算特別委員の皆様方には、お疲れのところ連日にわたり御審議を煩わし、深く感謝申し上げる次第でございます。

なお、本議会を通じ、あるいは予算特別委員会の審議の過程におきまして、御指摘いただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、私はもちろん職員打って一丸となり、遺憾なきを期してまいります。また、予算執行に当たりましては、慎重を期してまいりたいと存じております。

昭和55年度は、本市におきまして市制施行25周年に当たり、きわめて重要な年度であると存じます。私ども、これらのことを十分体しまして、一層市政推進の基礎を固め、市民福祉の向上発展に尽くしてまいれる所存でございます。議員皆様方におかれましても、この上とも御指導、

御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ陽春の候となりまして、議員皆様方には御多忙のことと存じますが、何とぞ御健勝で市政のために御尽瘁賜らんことを心から念願いたしまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりましての心を込めての御礼のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

(議 長 あ い さ つ)

○ 議長(池辺秀夫君) それでは一言、御礼を申し上げます。

本定例会は去る10日開会以来、19日間の長期間にわたり昭和55年度予算並びに関連諸議案の審議に当たり、議員皆様方には、公私きわめて御多忙にもかかわらず、連日にわたり慎重な審議の上本日終了でき得ましたことを、まことに厚く衷心より御礼申し上げます。

理事者に一言申し上げますが、昭和55年度は、さらに厳しさが加わってまいります。したがって、各審議を通じて御指摘、貴重な御意見、切実な要望等が多々ありましたが、これらを十分尊重し、市政執行に遺憾のないよう配慮されんことを切望いたします。

議長として不手際な点が多々あったことと思いますが、御寛容願いたく存じます。皆様方の御協力によりまして、おかげをもちまして本日、閉会の運びに至りましたことを心から感謝申し上げます。御礼のあいさつといたします。長時間まことにありがとうございました。

(午後4時48分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

